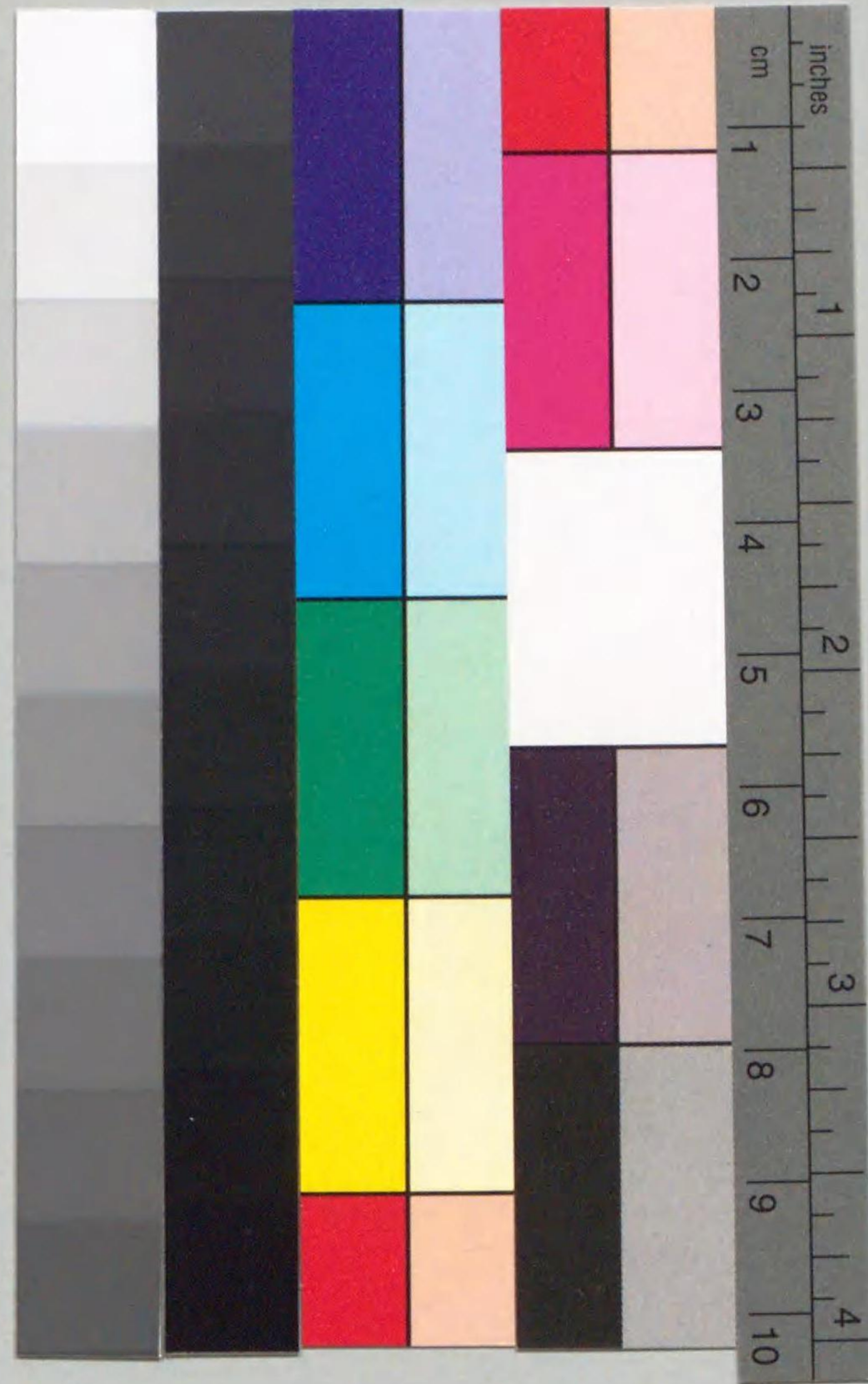



291.36
1253i



00265165

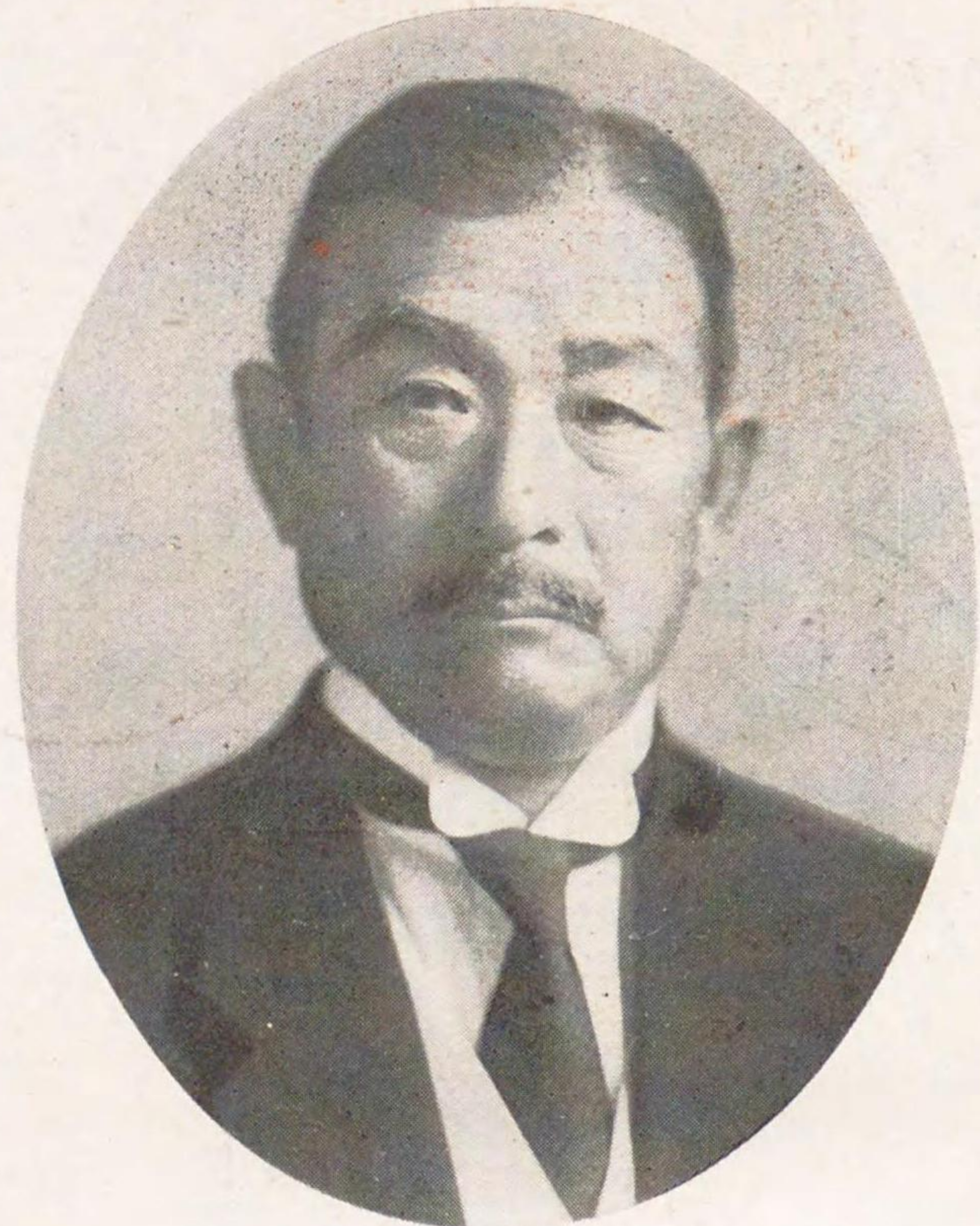




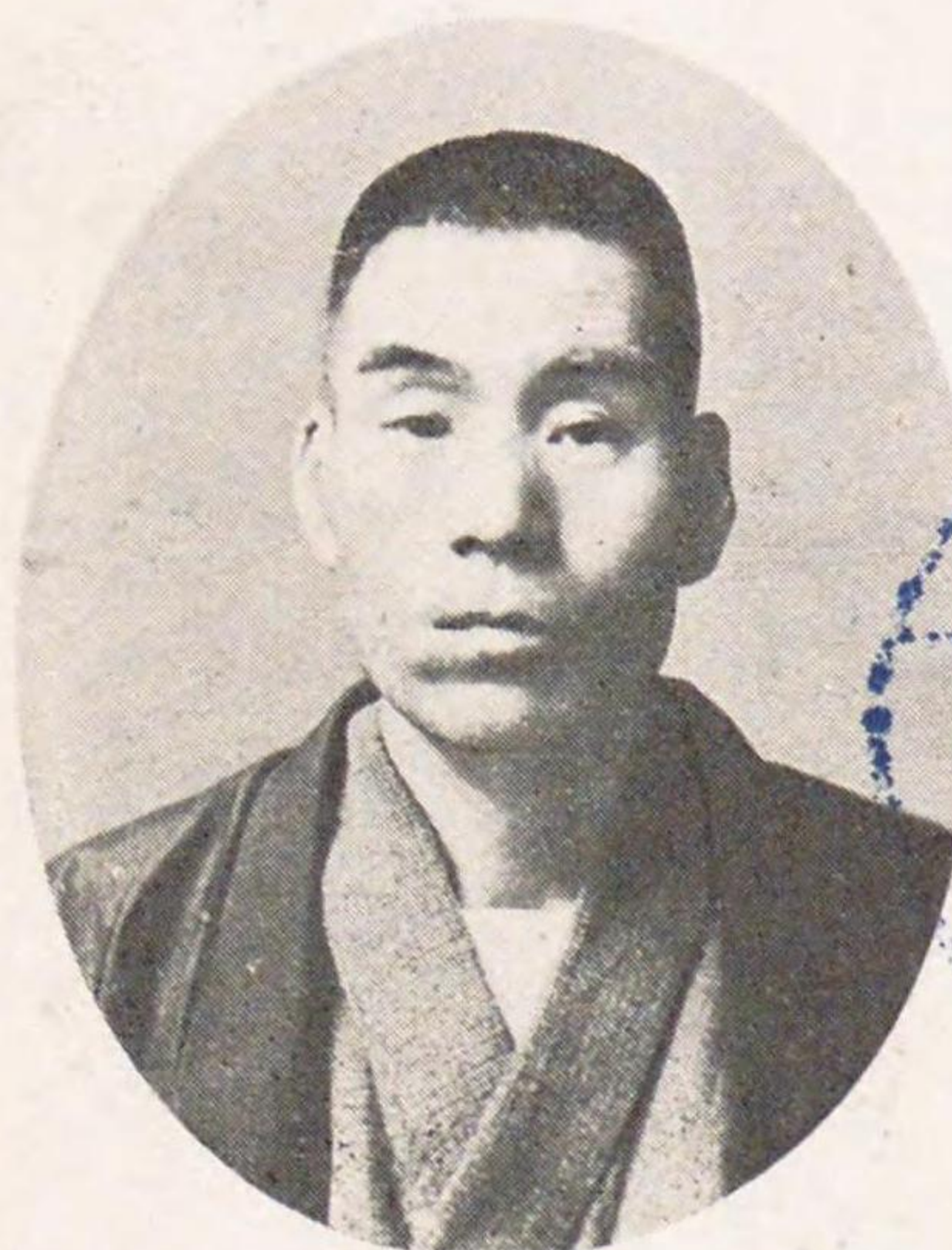
大東京併合記念

池上町史

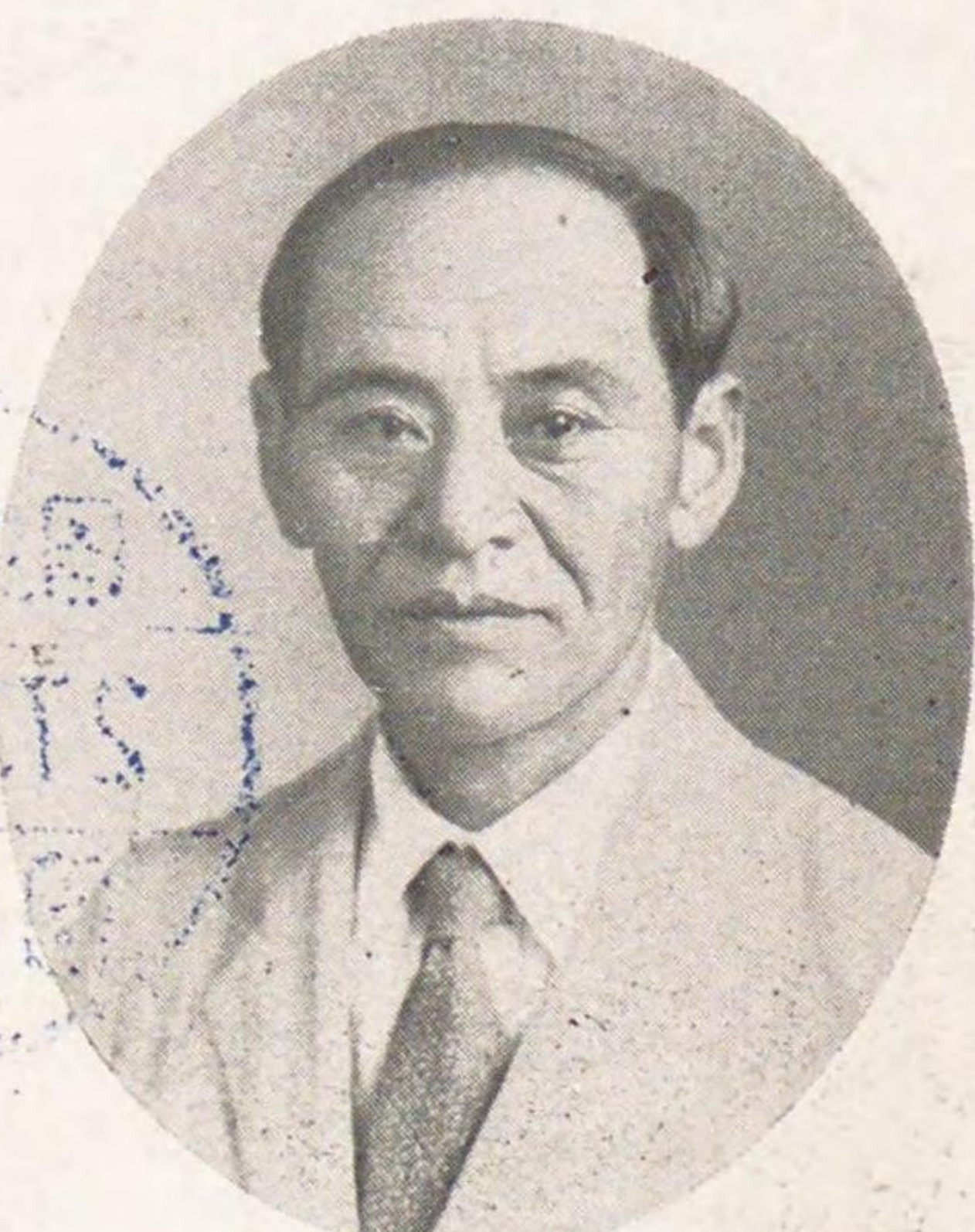
町史編纂會



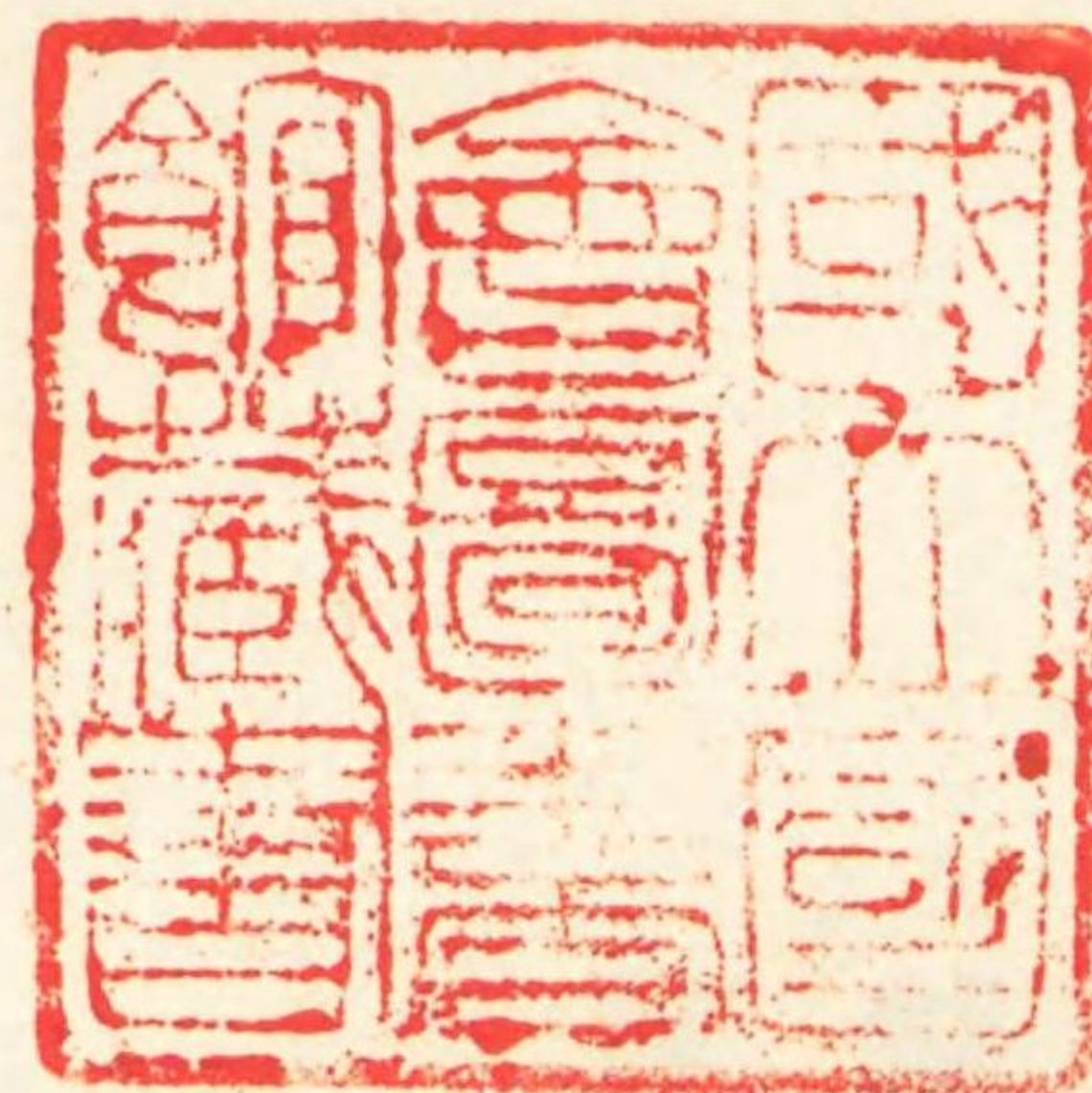
町長
今西兼二氏



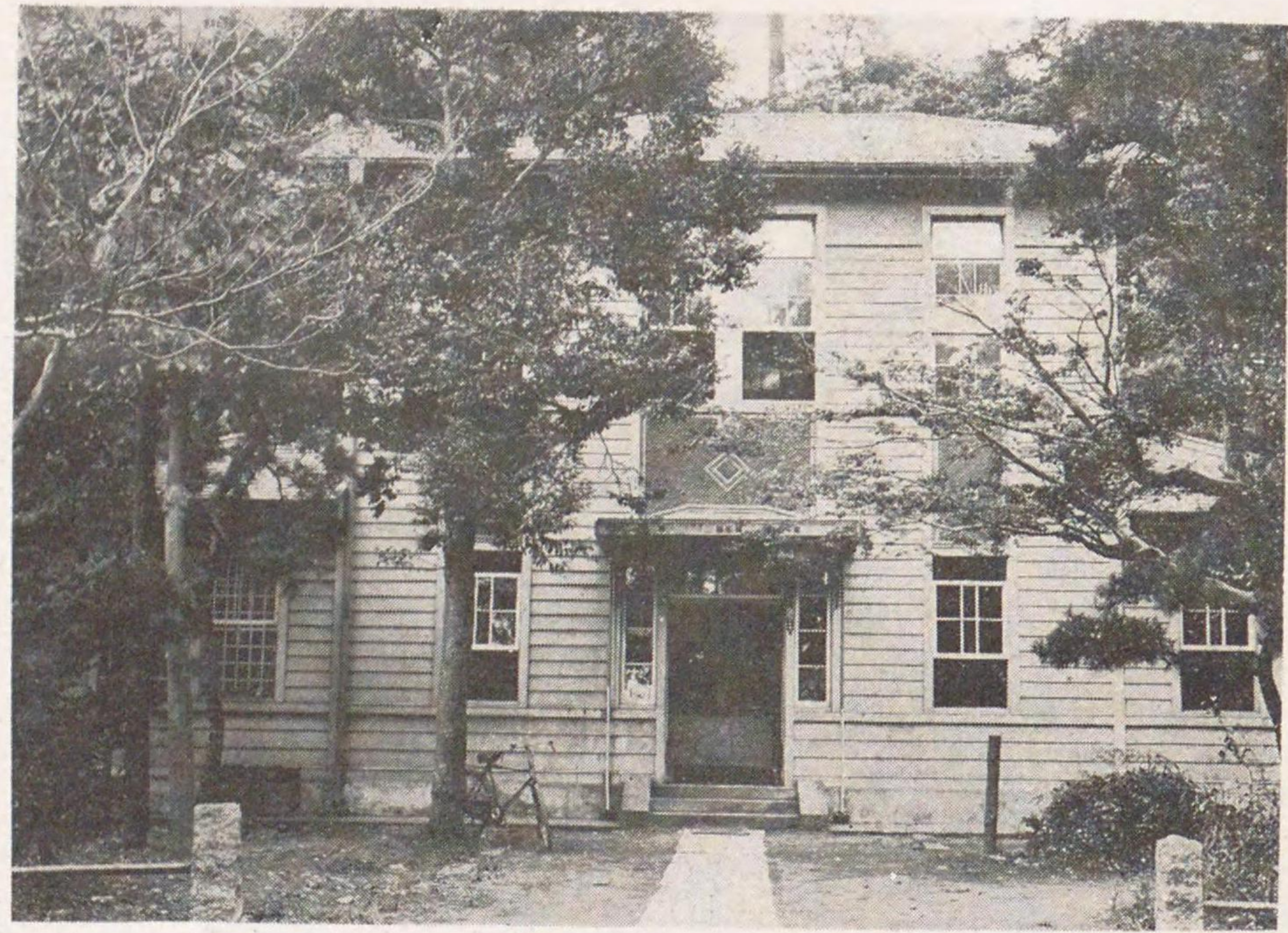
収入役
永久保徳治氏



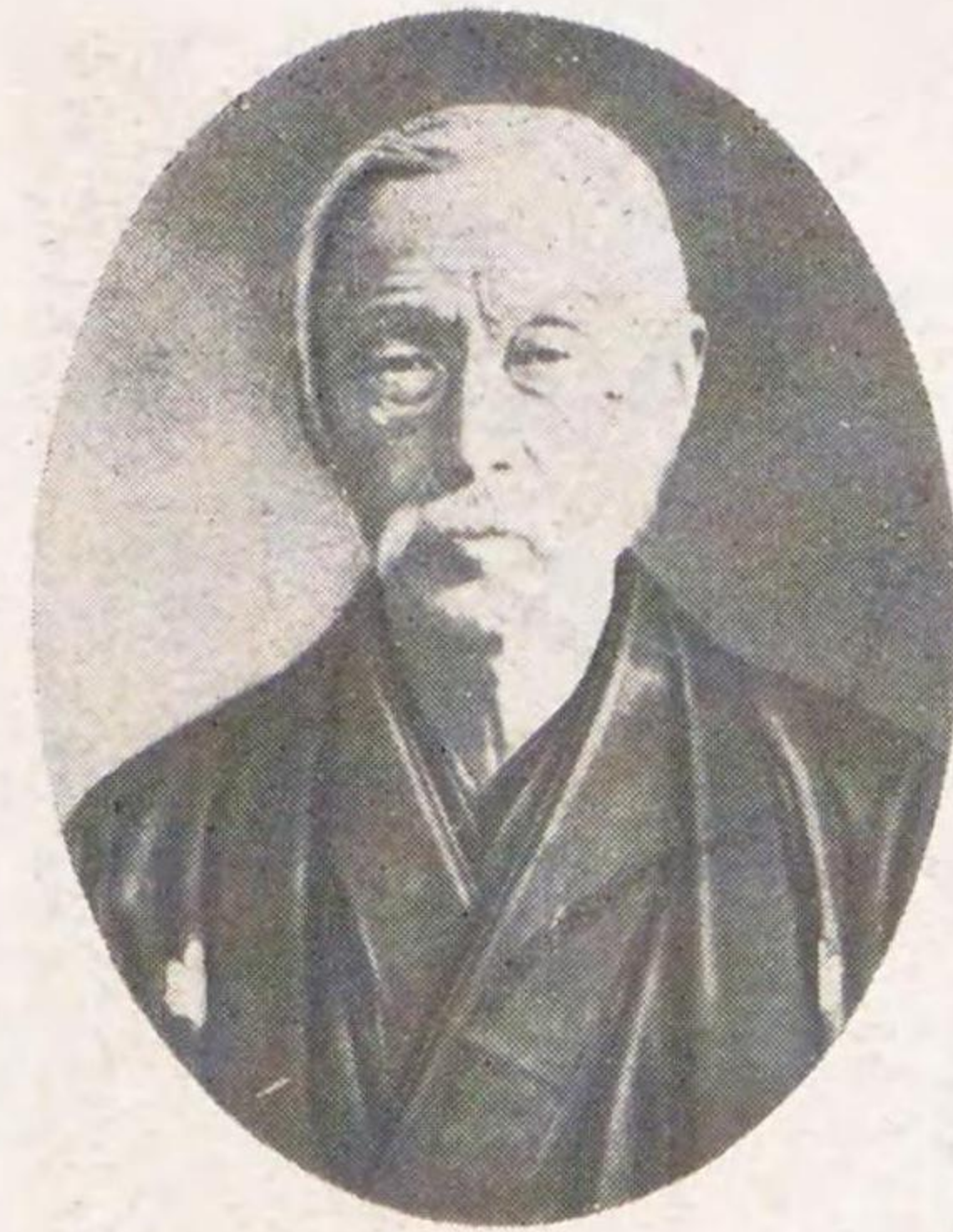
助役
鎌田鶴吉氏



265'65



池上町役場



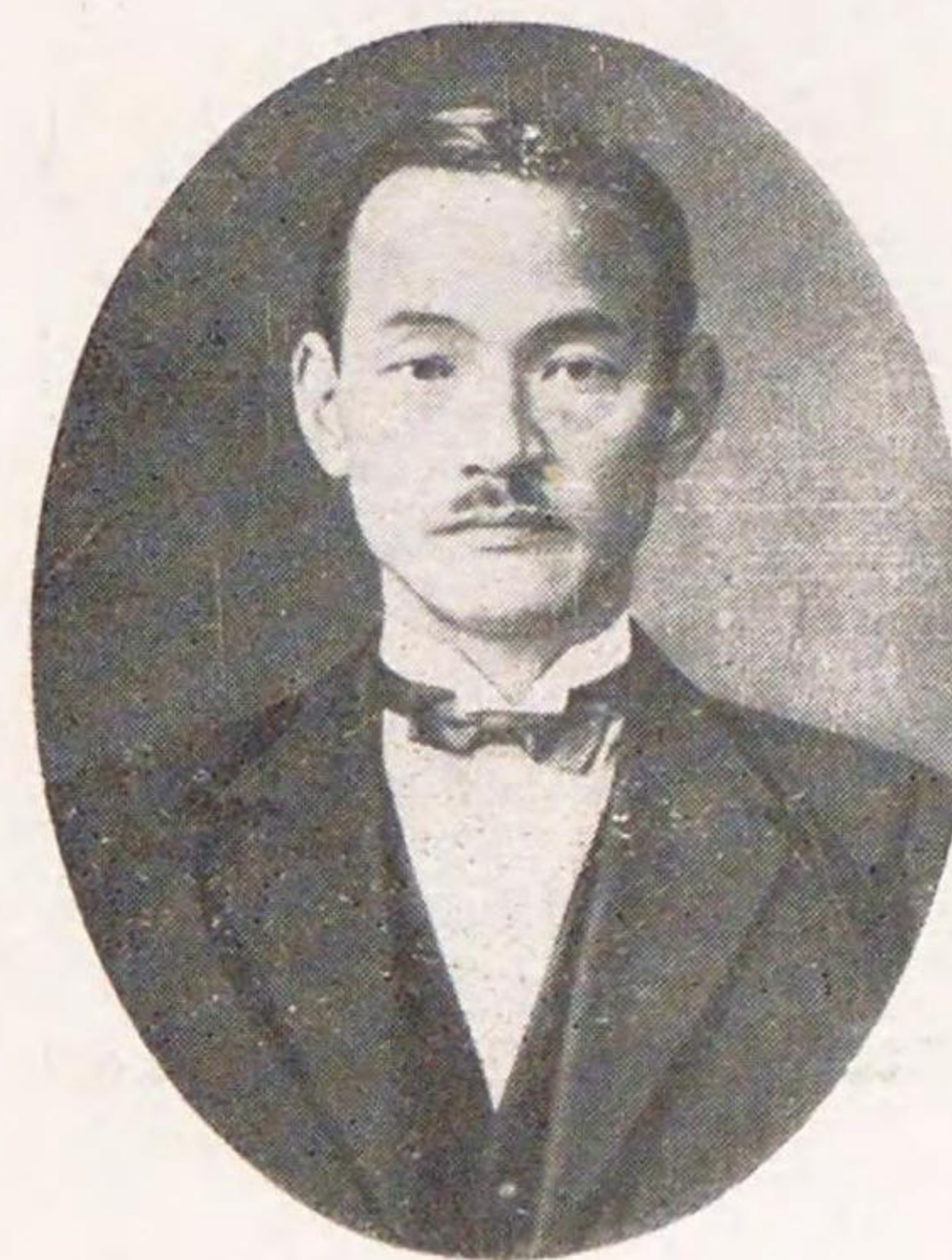
二代 青木長吉氏



初代 森井半四郎氏



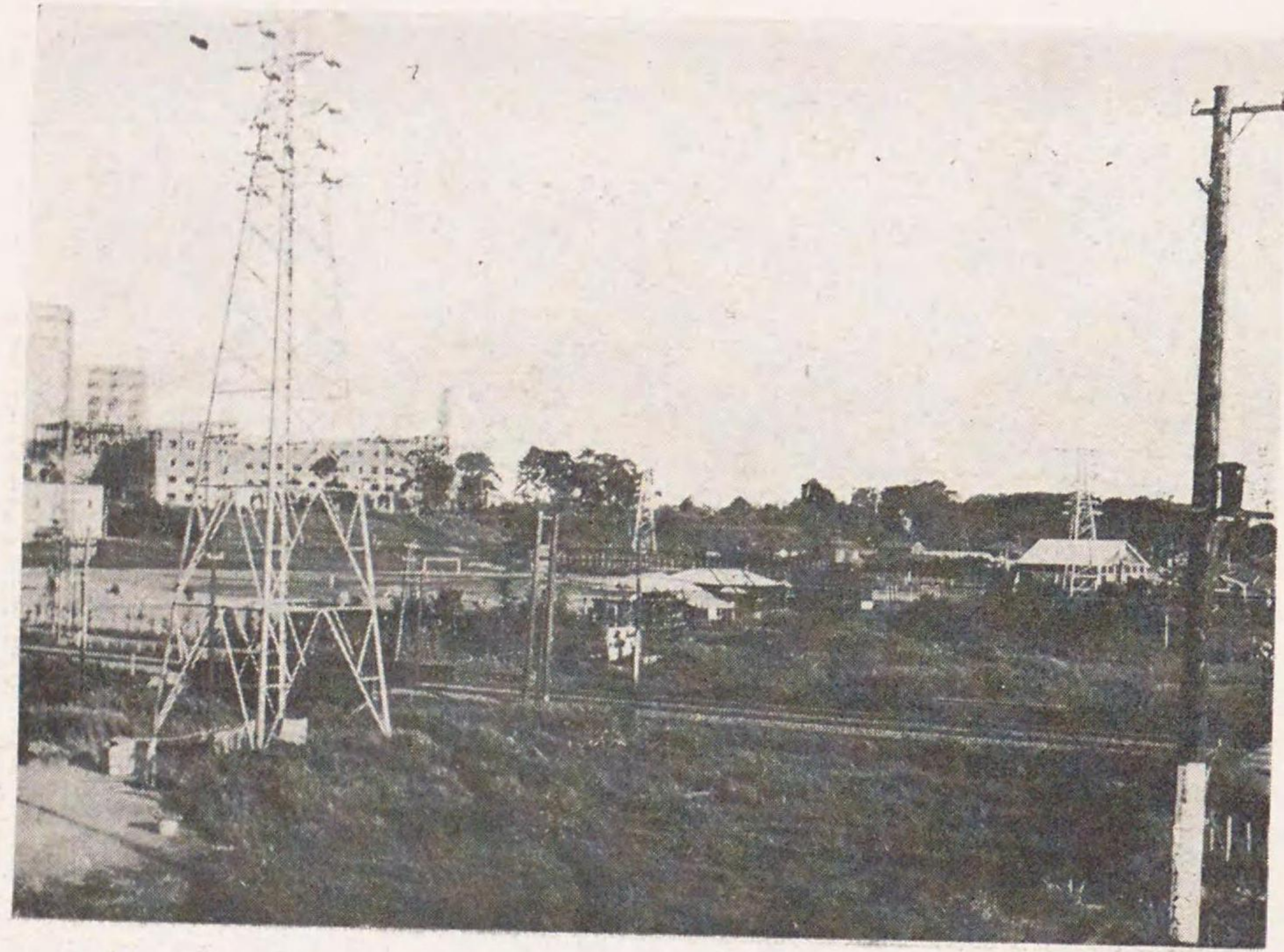
三代 三 部三 氏門衛左甚



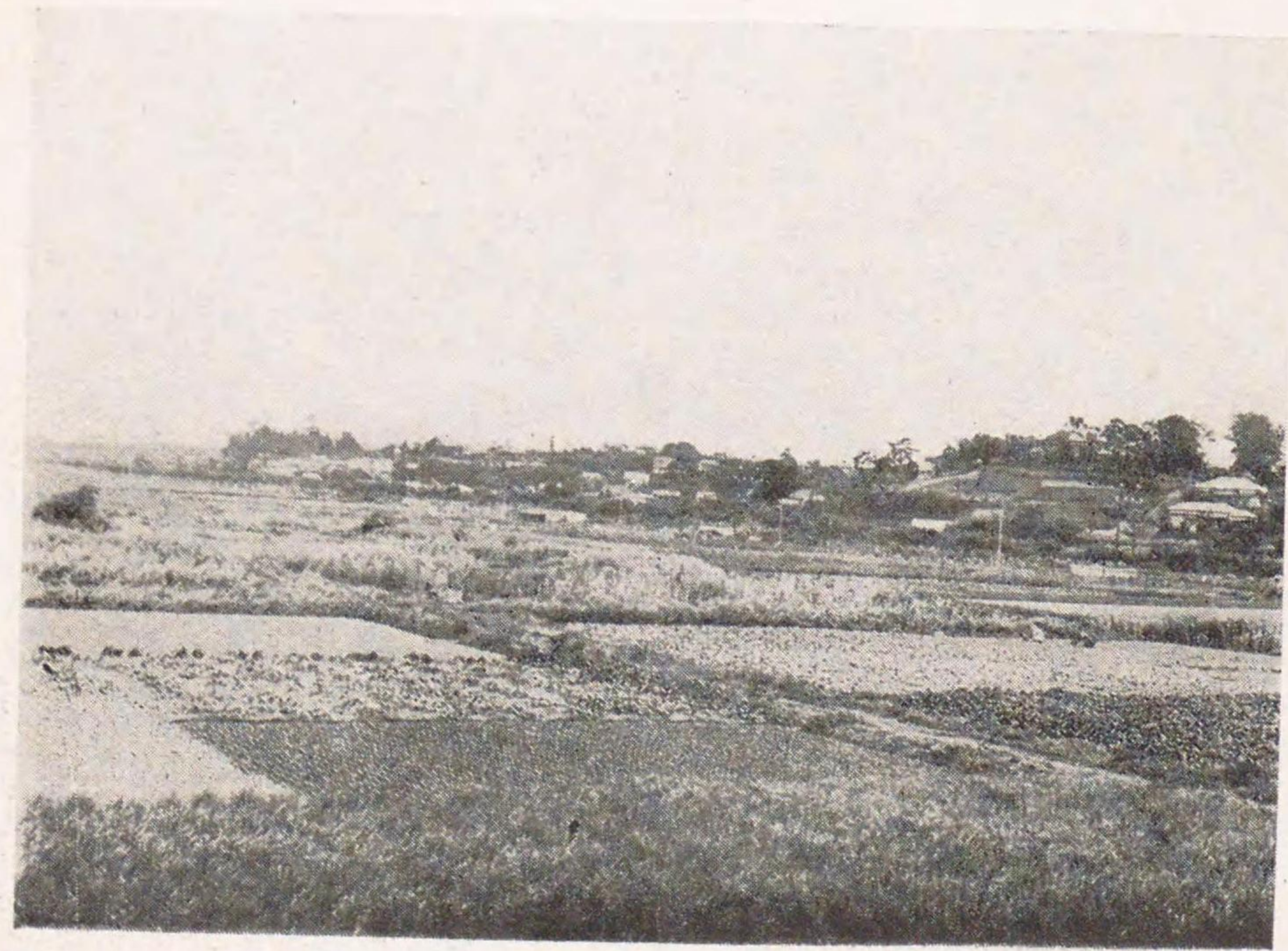
五代 小原 厚氏



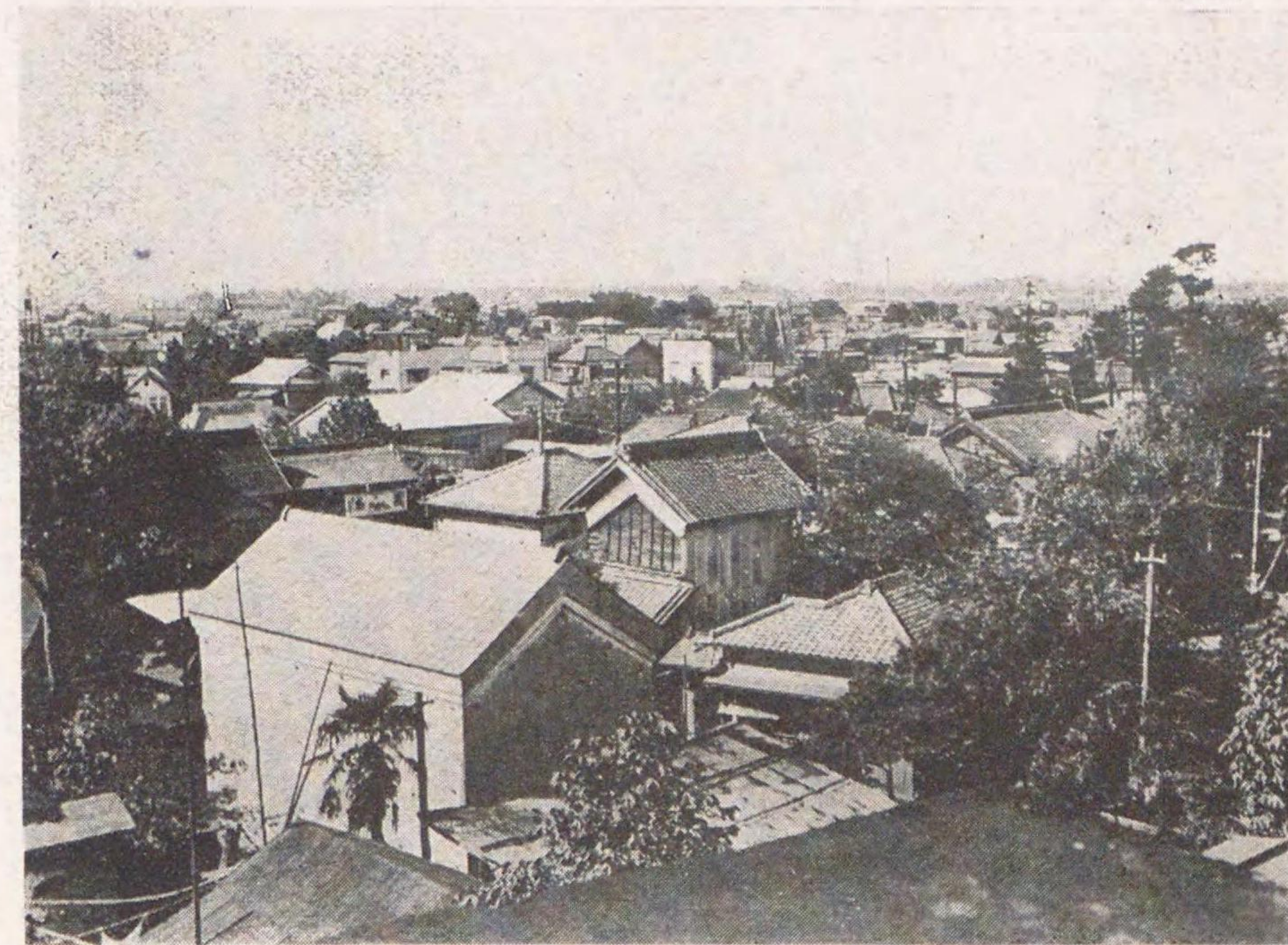
四代 渡邊茂吉氏



川 石 字 大 (リヨ線蒲目)



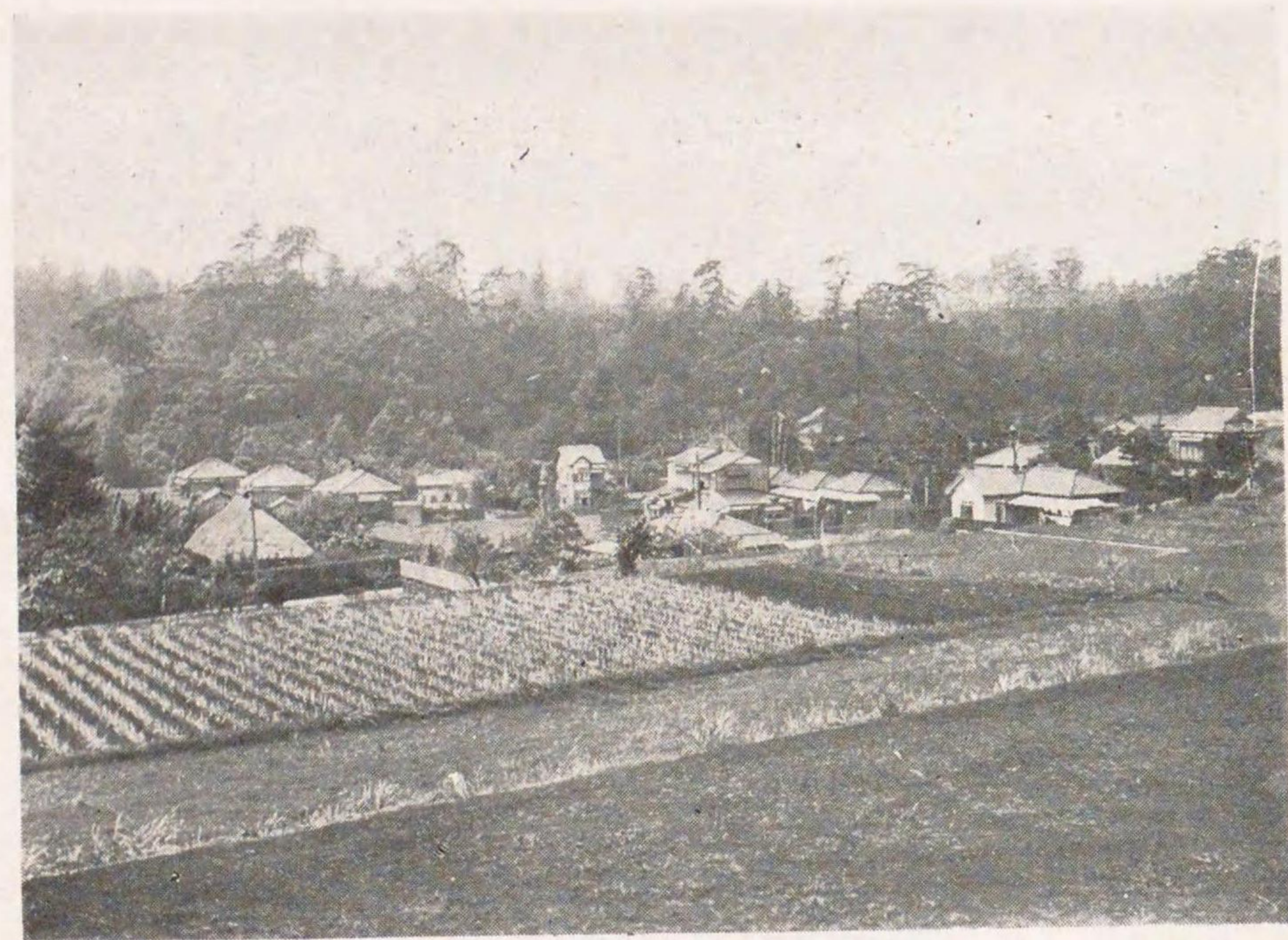
谷 ケ 雪 字 大 (リヨ線物貨)



持 徳 字 大 (リヨ上屋台組用信)



原 ケ 久 字 大 (リヨ見之火)



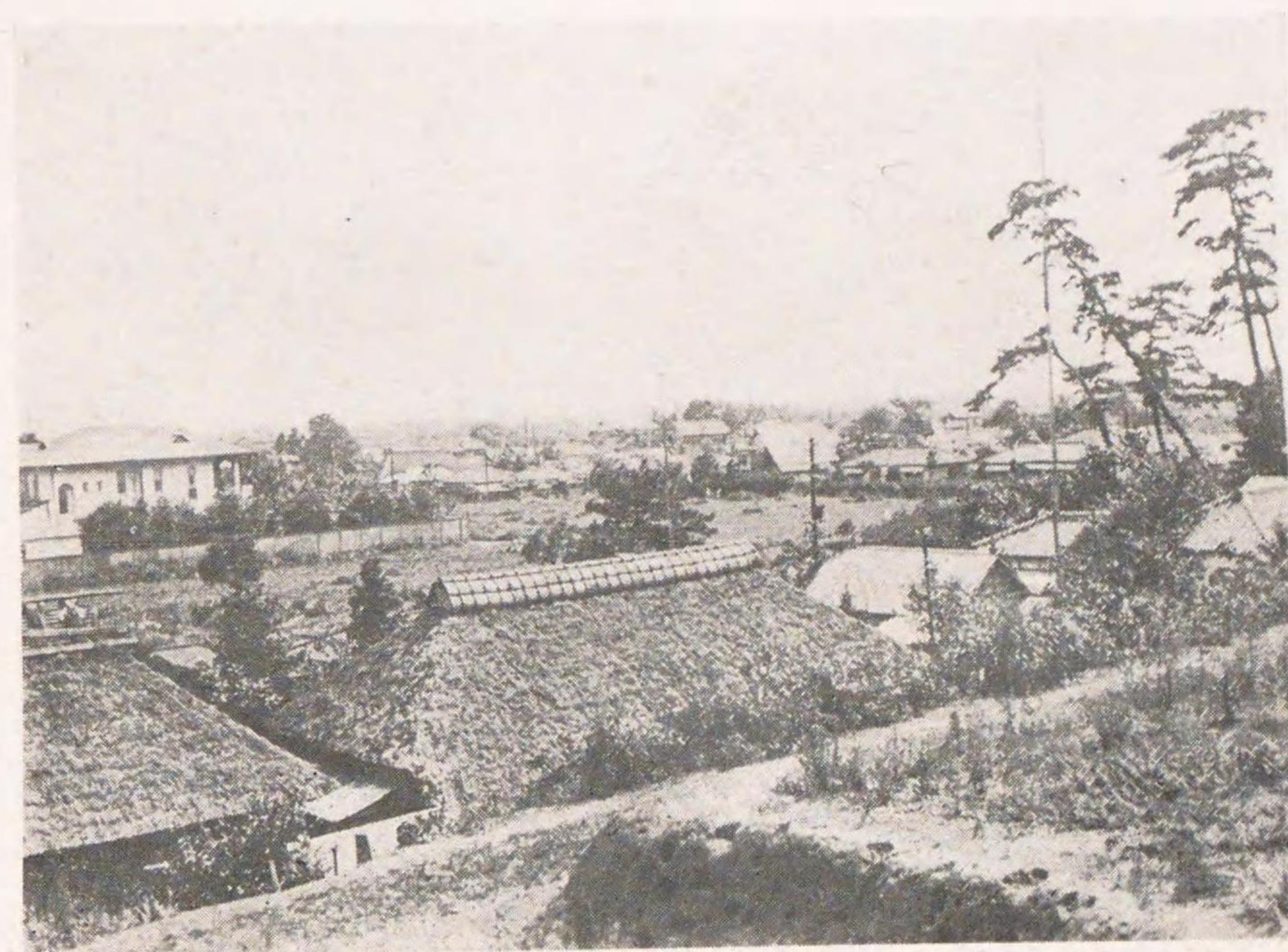
大 字 桐 ヶ 谷



大 字 小 池 及 池 上 (池 上 之 火 見 ヲ リ)



大 字 下 池 上 (信 組 合 屋 上 ヲ リ)



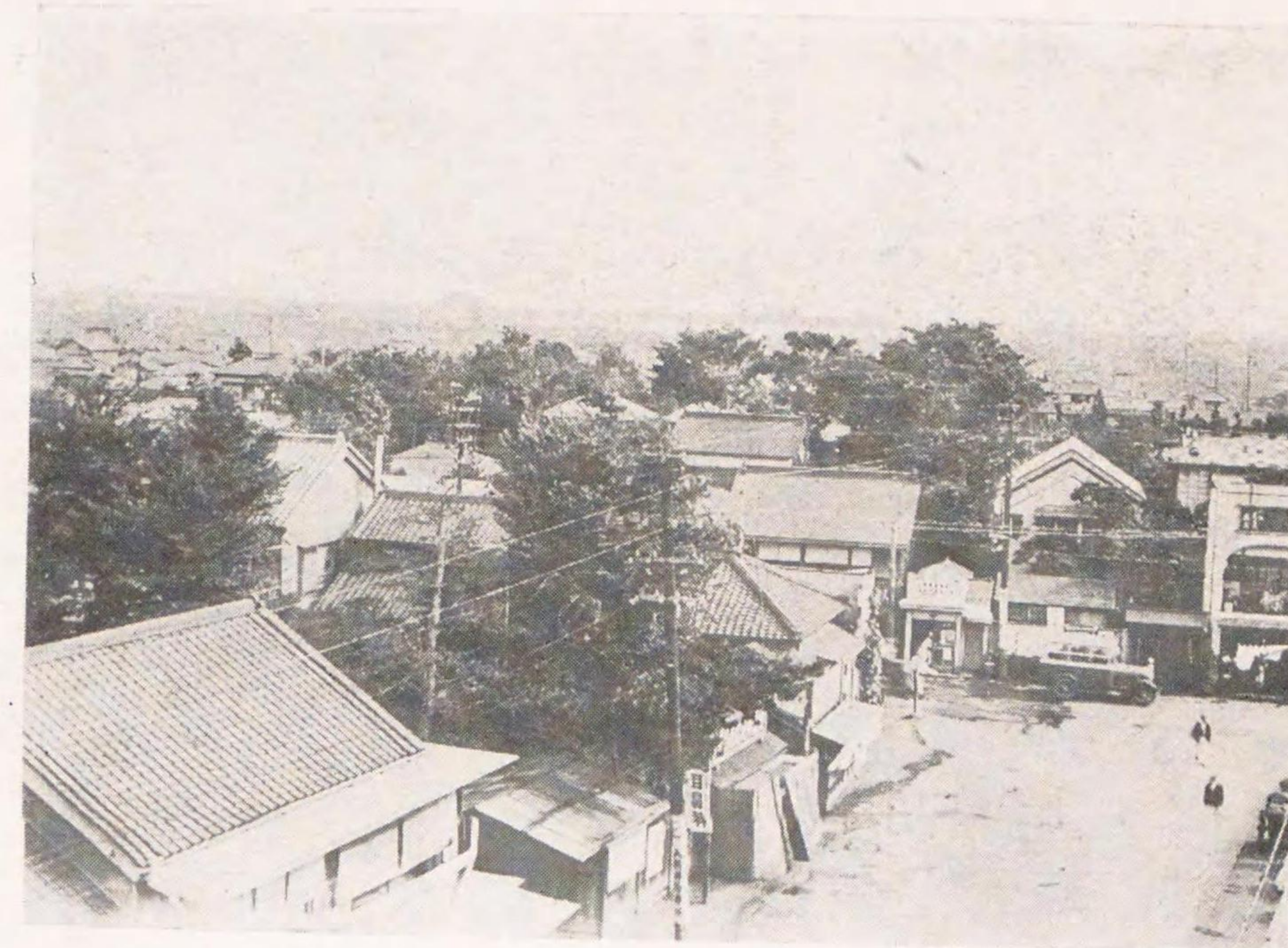
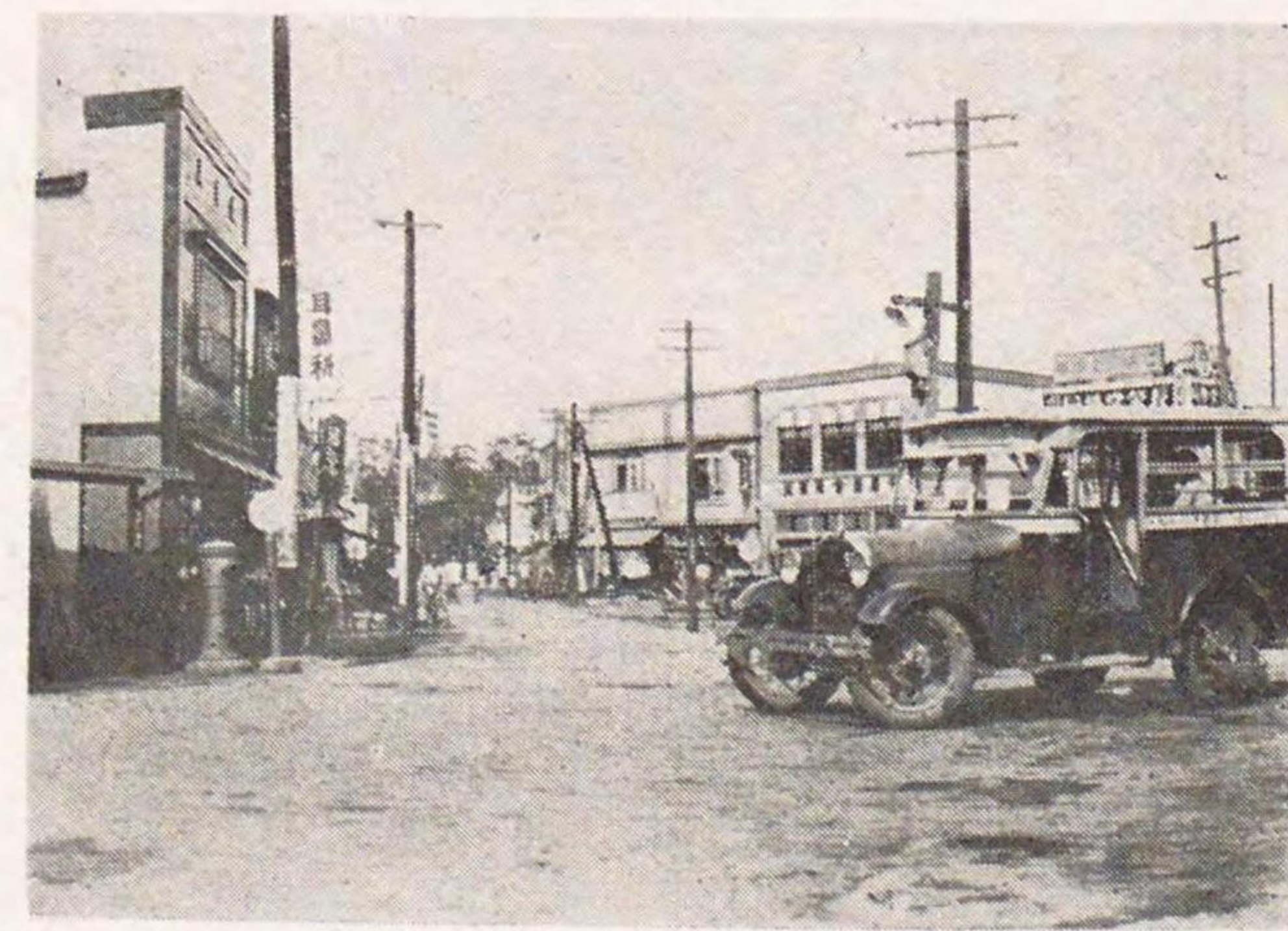
大 字 市 野 倉 (今 西 邸 ヲ リ)



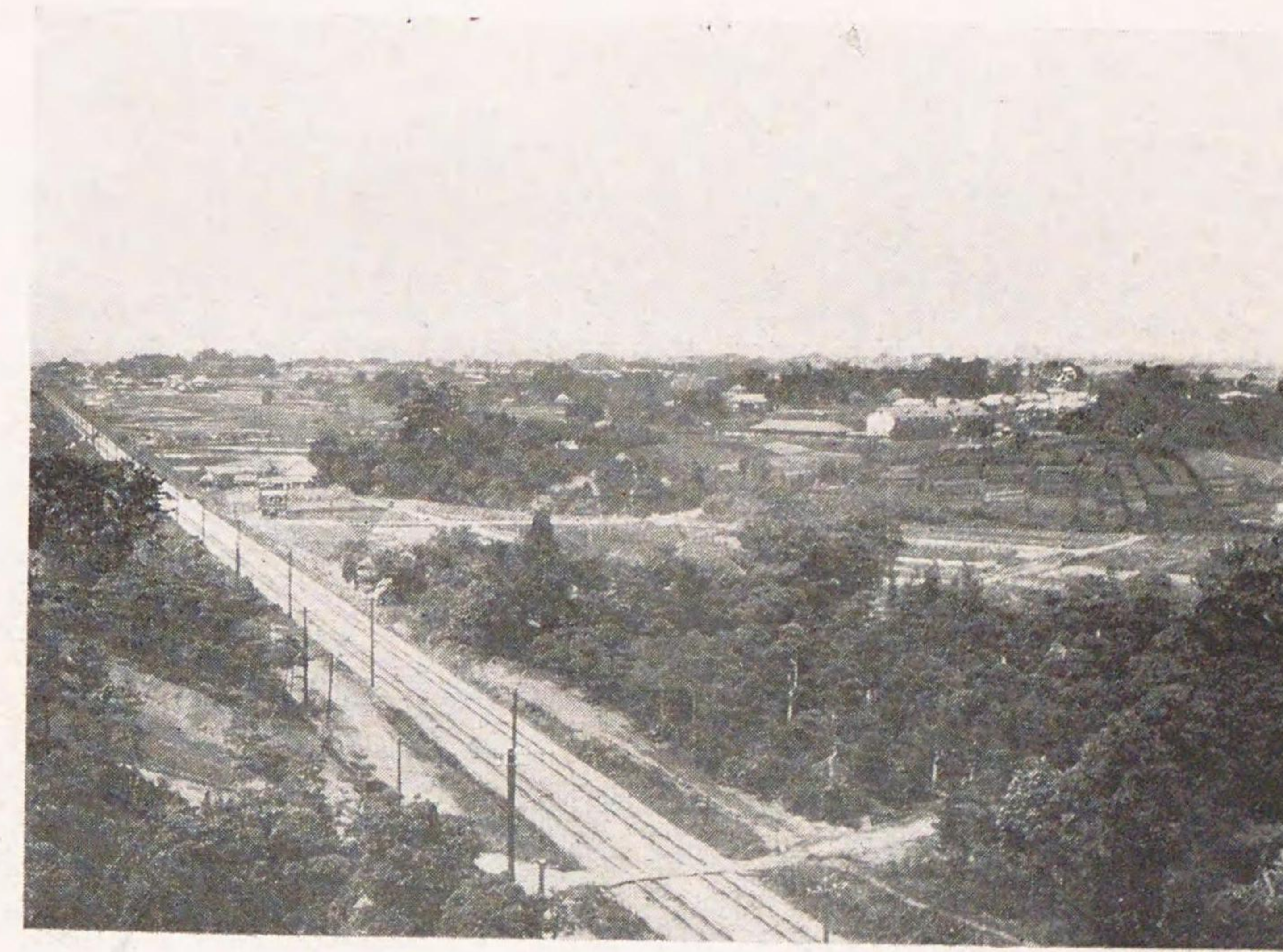
大 字 堤 方
(リヨ上樓乃保明)



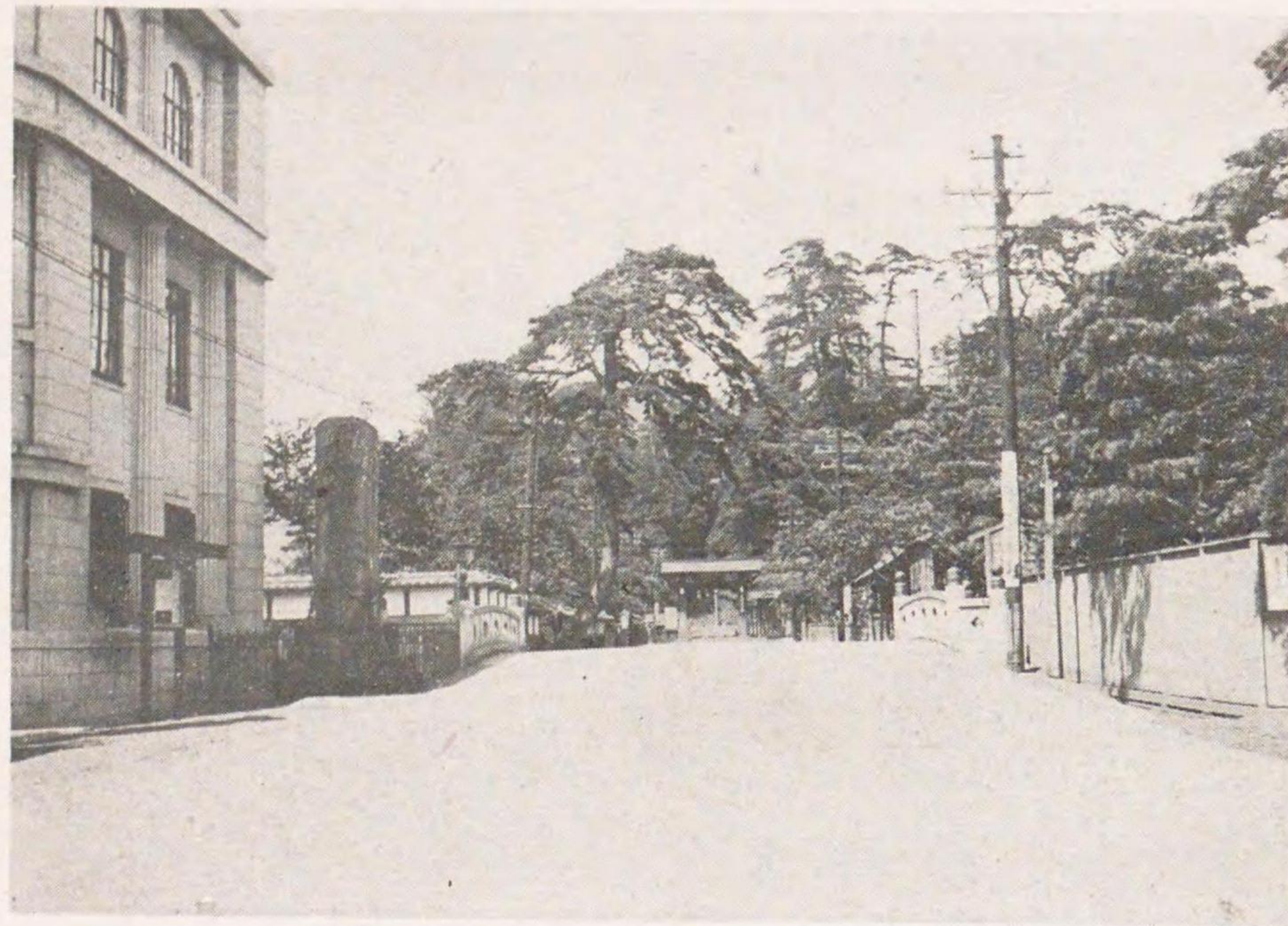
池 上 驛 前 通 路



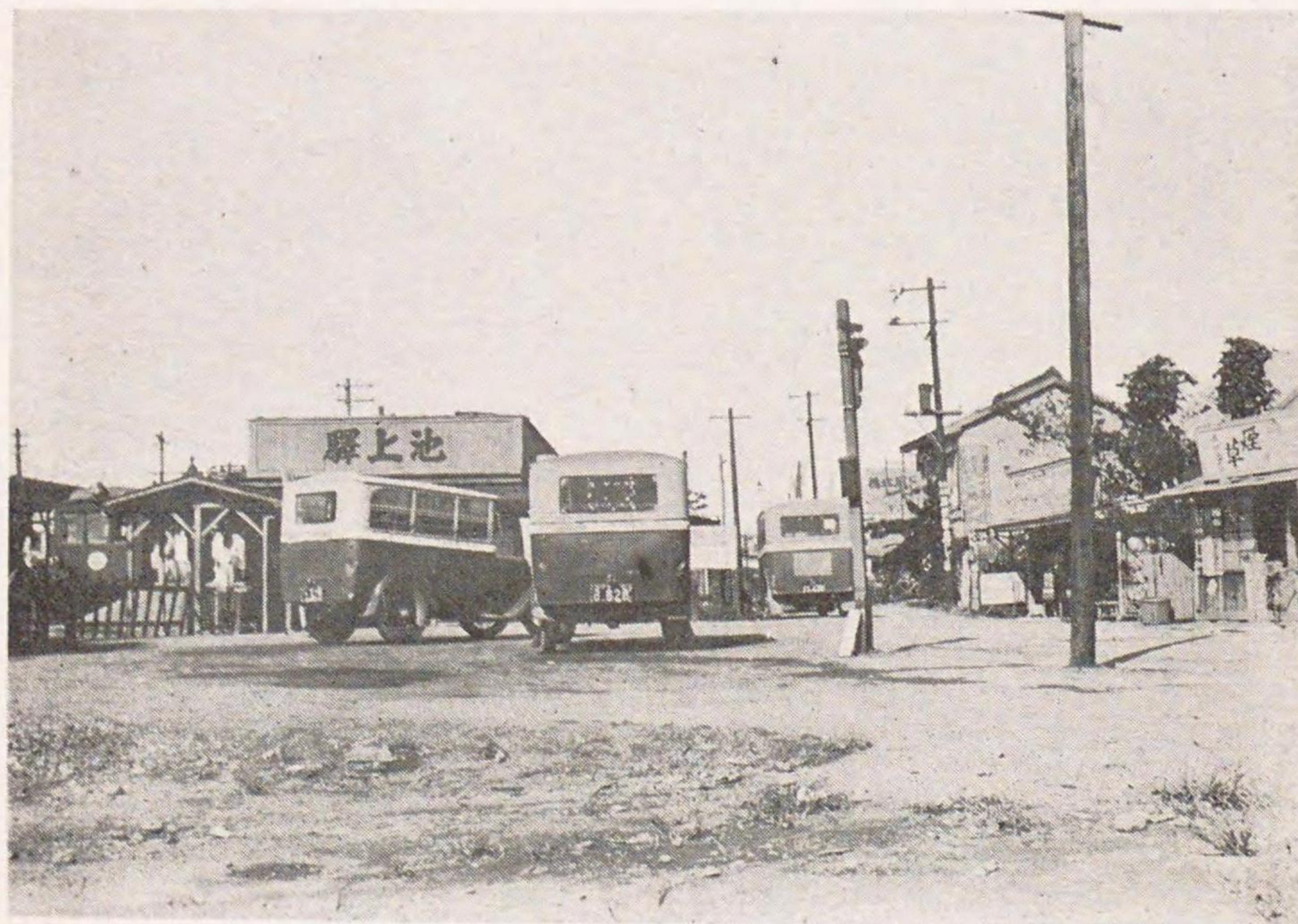
大 字 下 池 上 及 堤 方
(リヨ上屋合組用信)



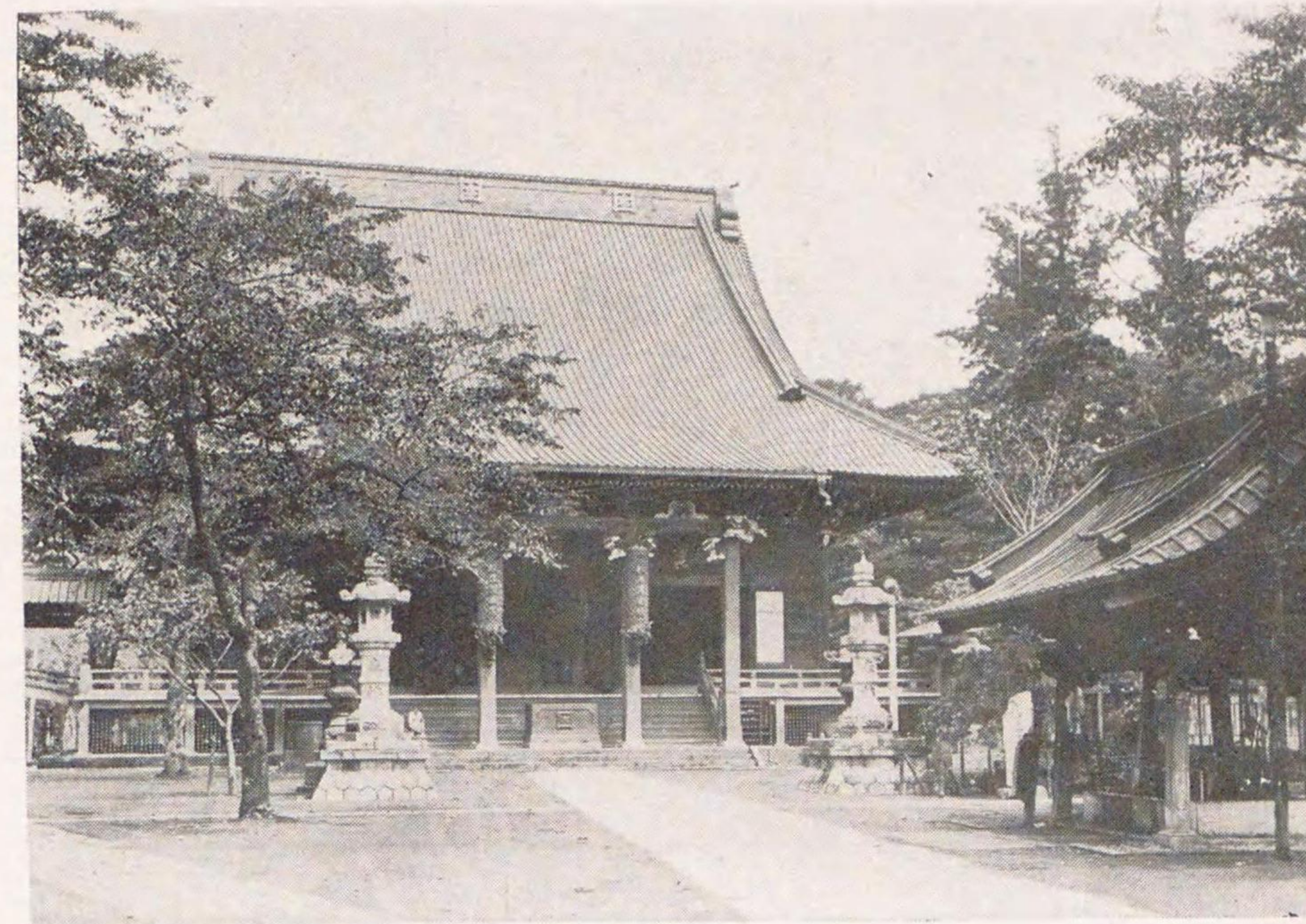
貨 物 線 路
(リヨ見之火方根)



道 參 寺 門 本

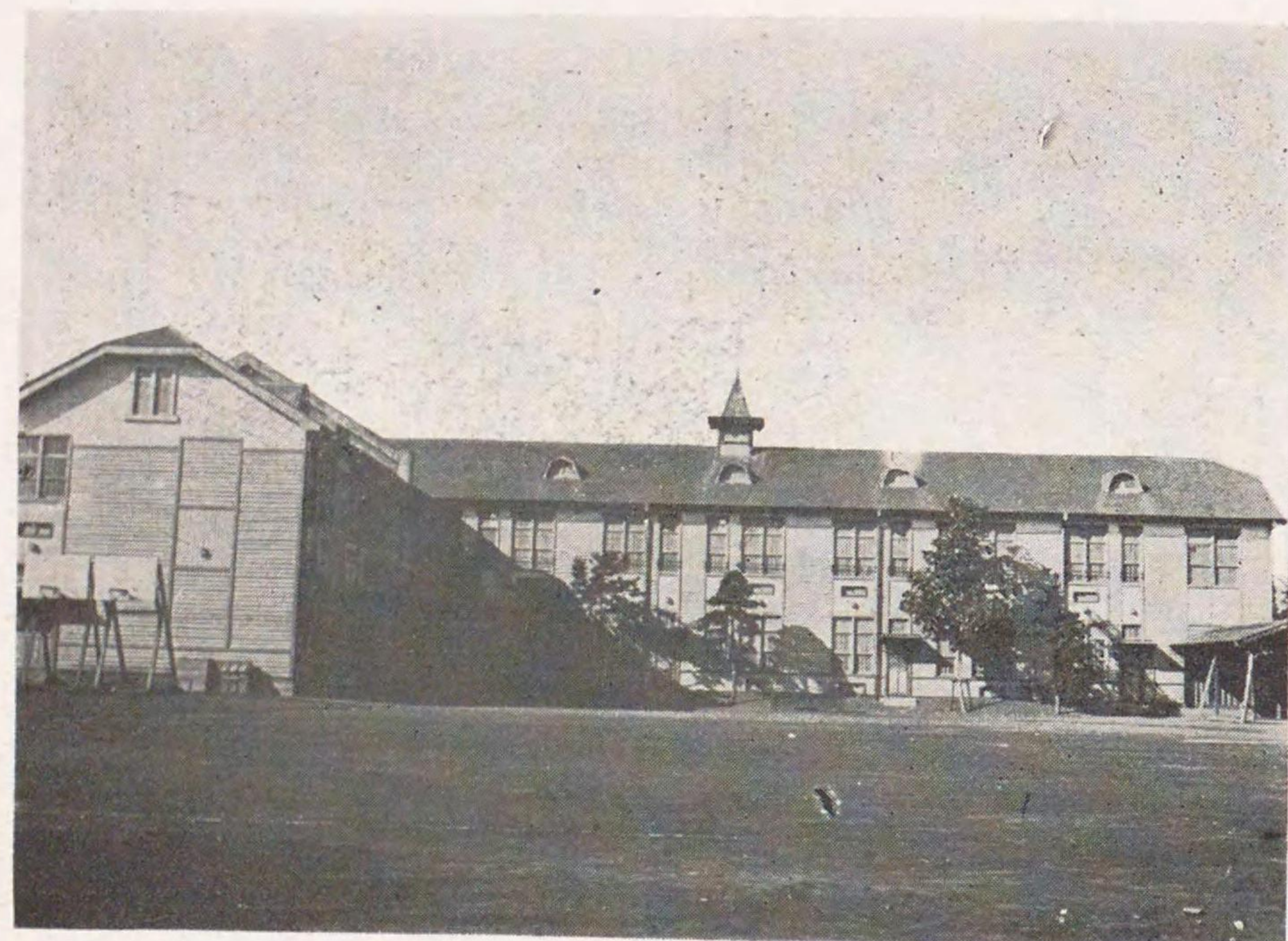


驛 上 池

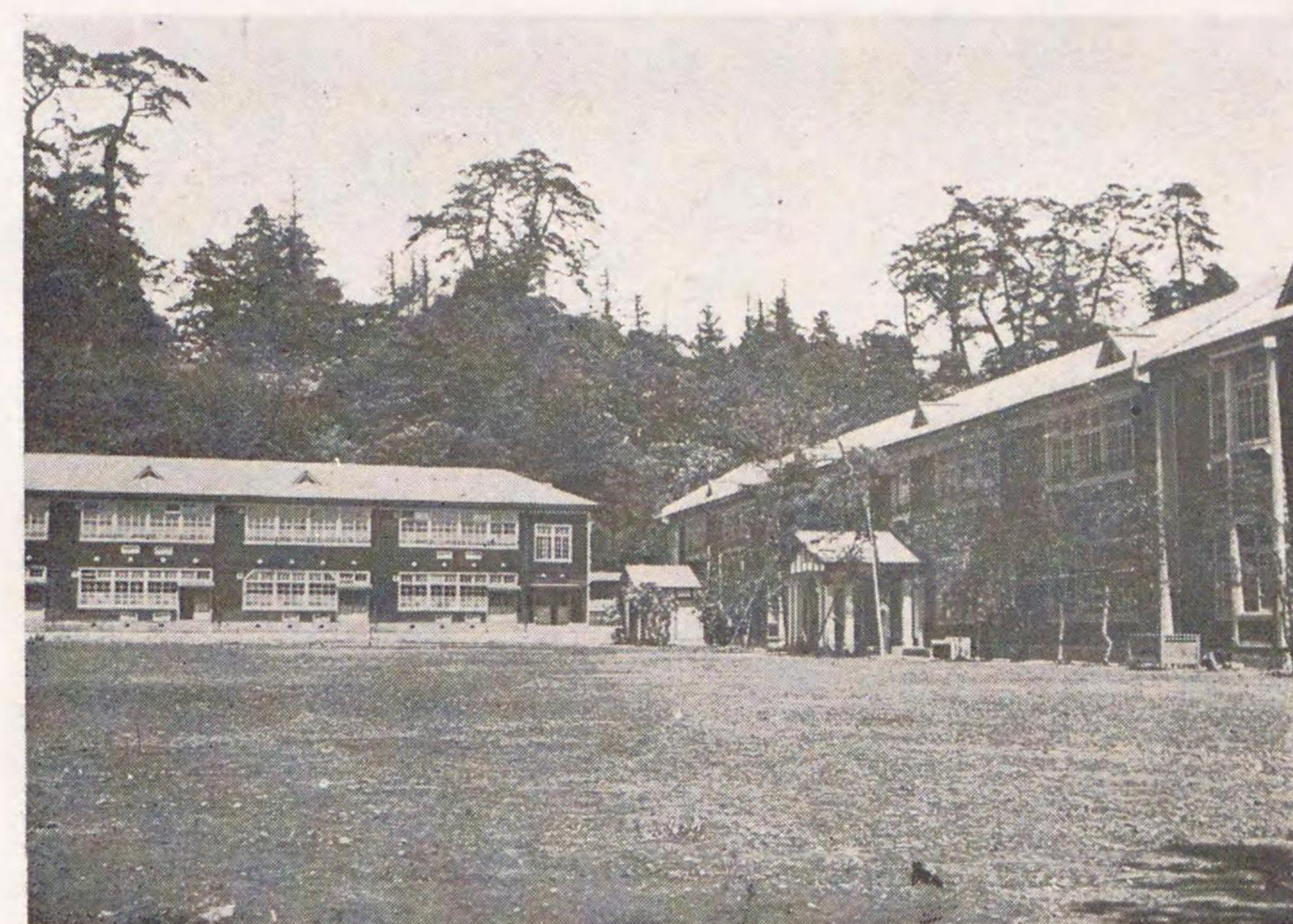


堂 師 祖 寺 門 本

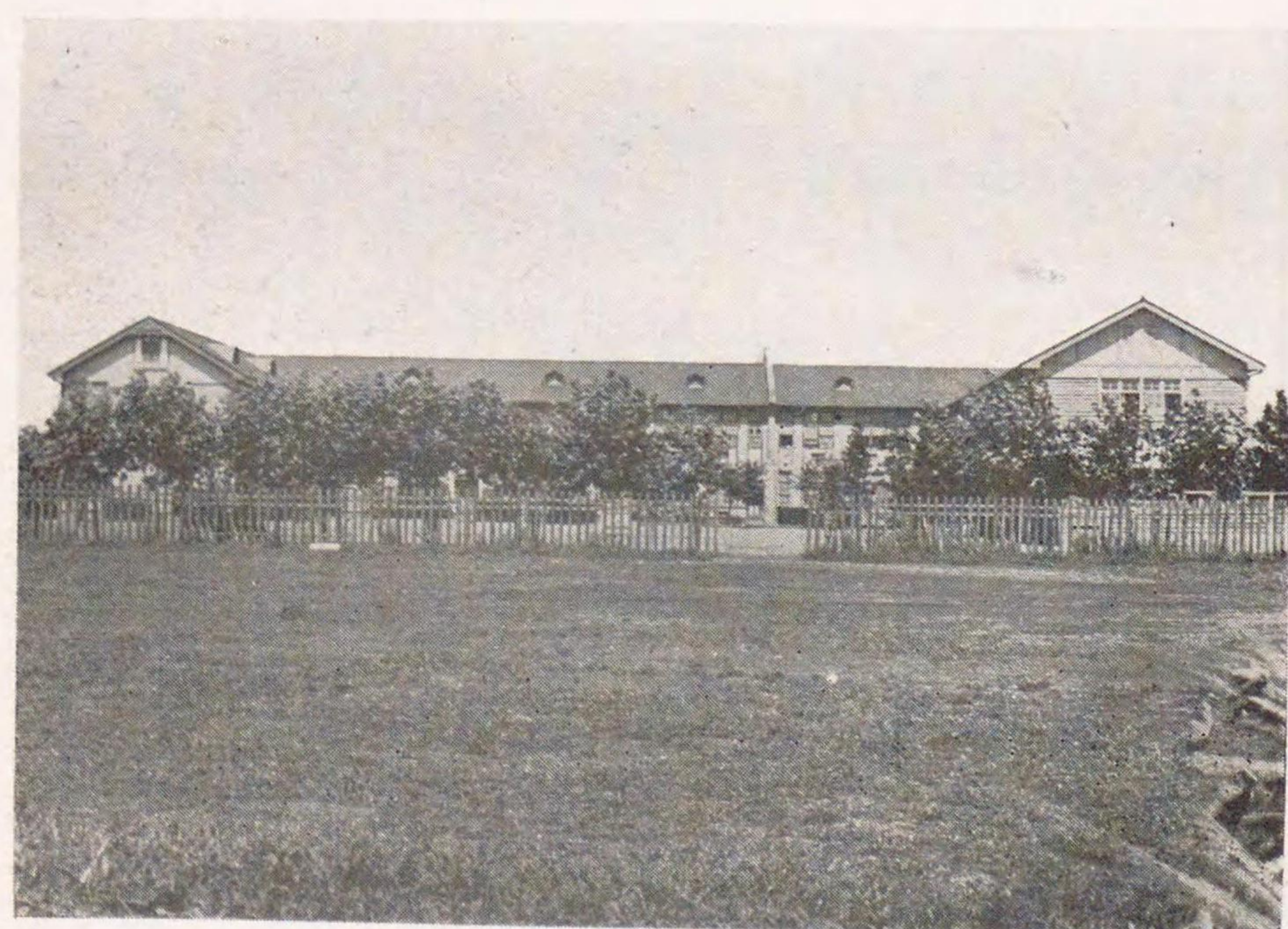




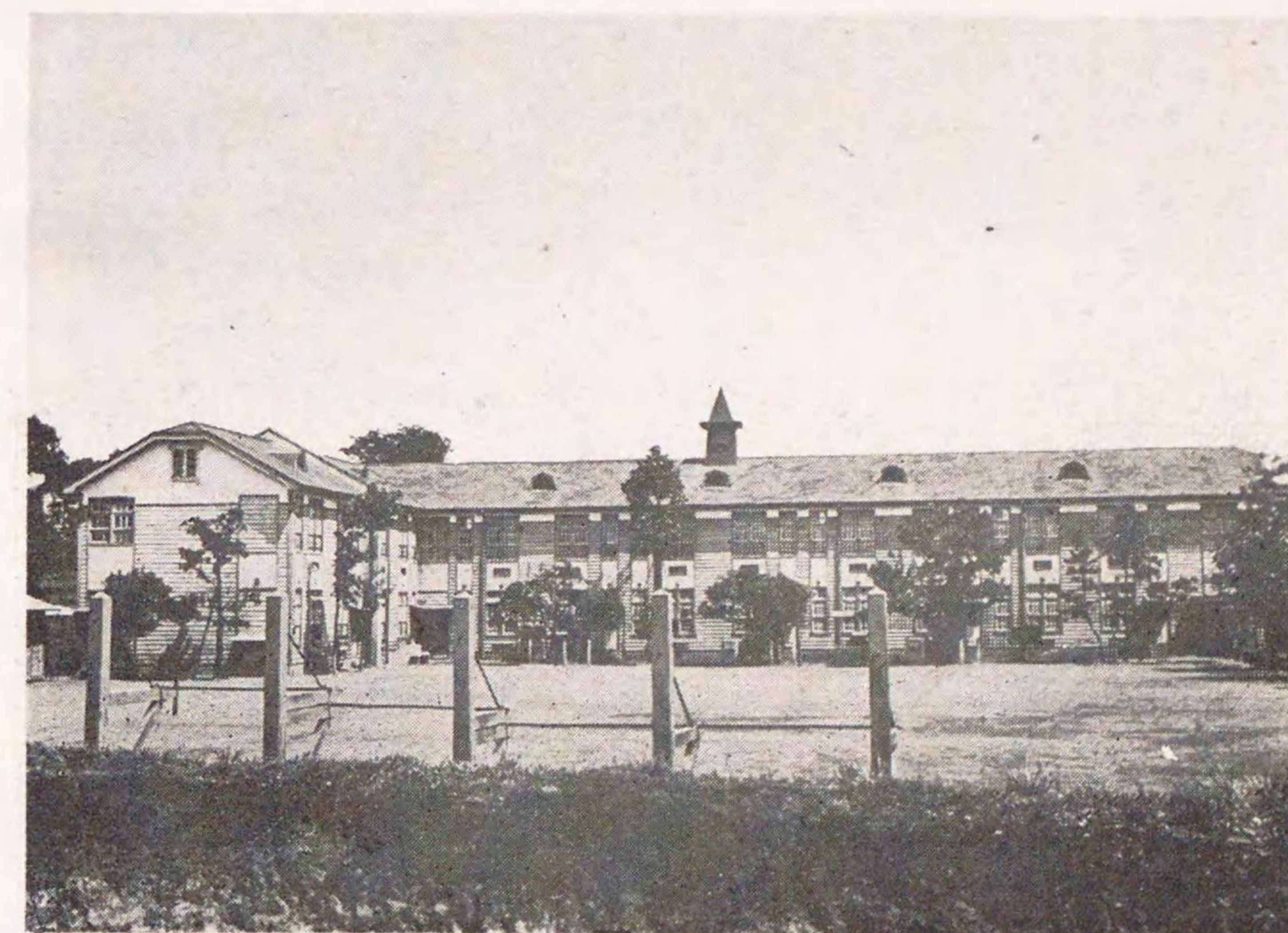
校學小常尋原久



校學小等高常尋上池

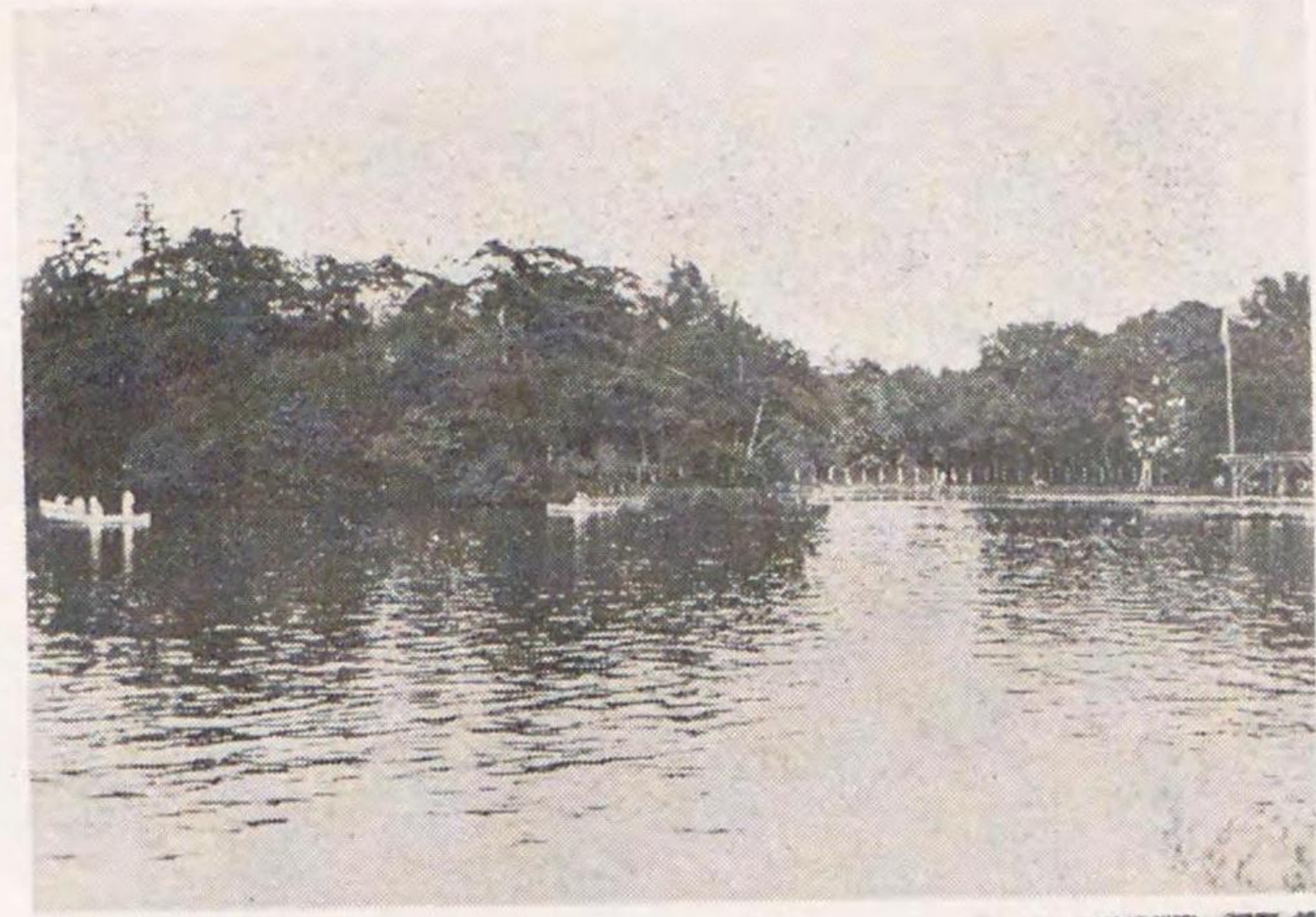


校學小常尋二第上池

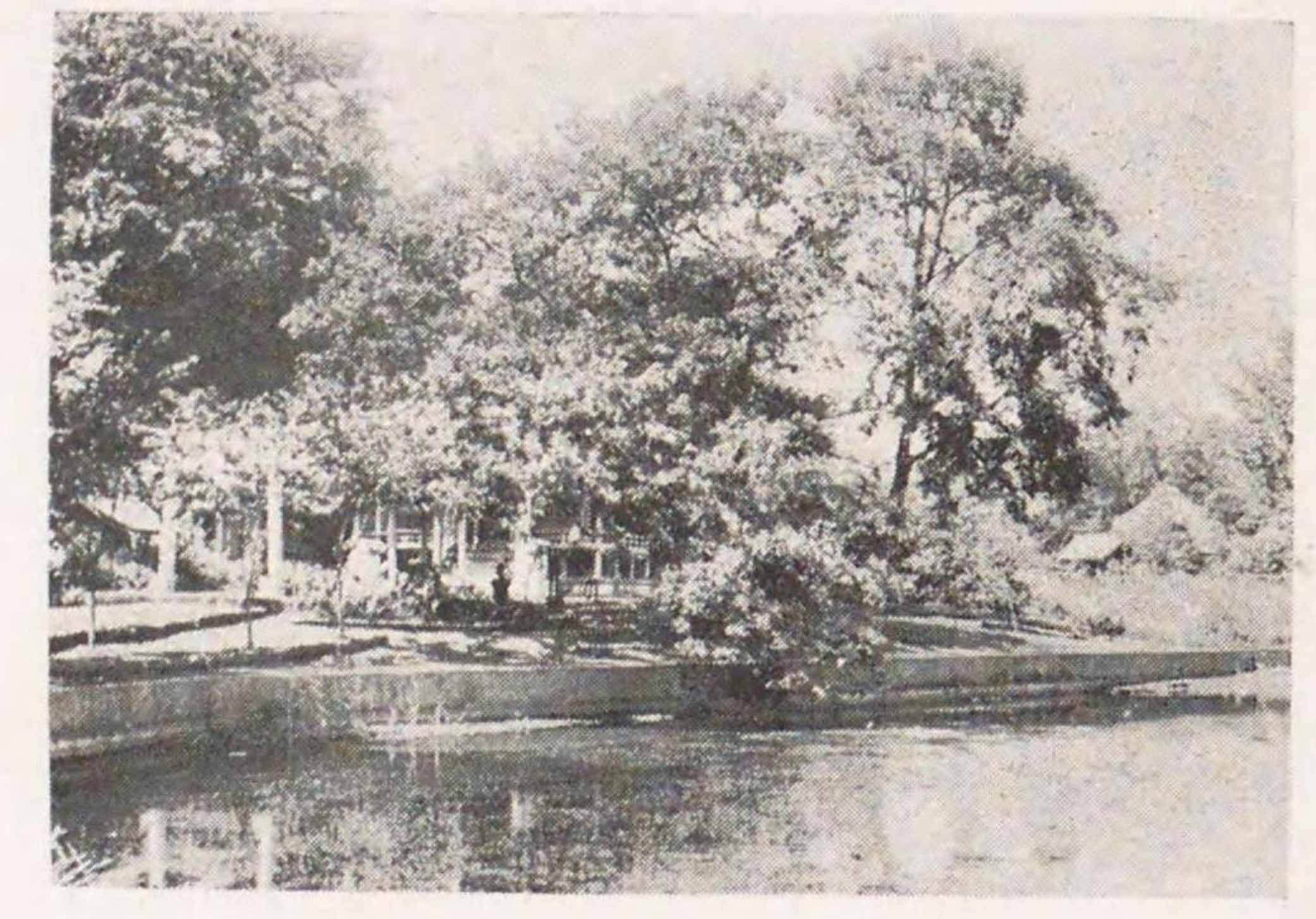
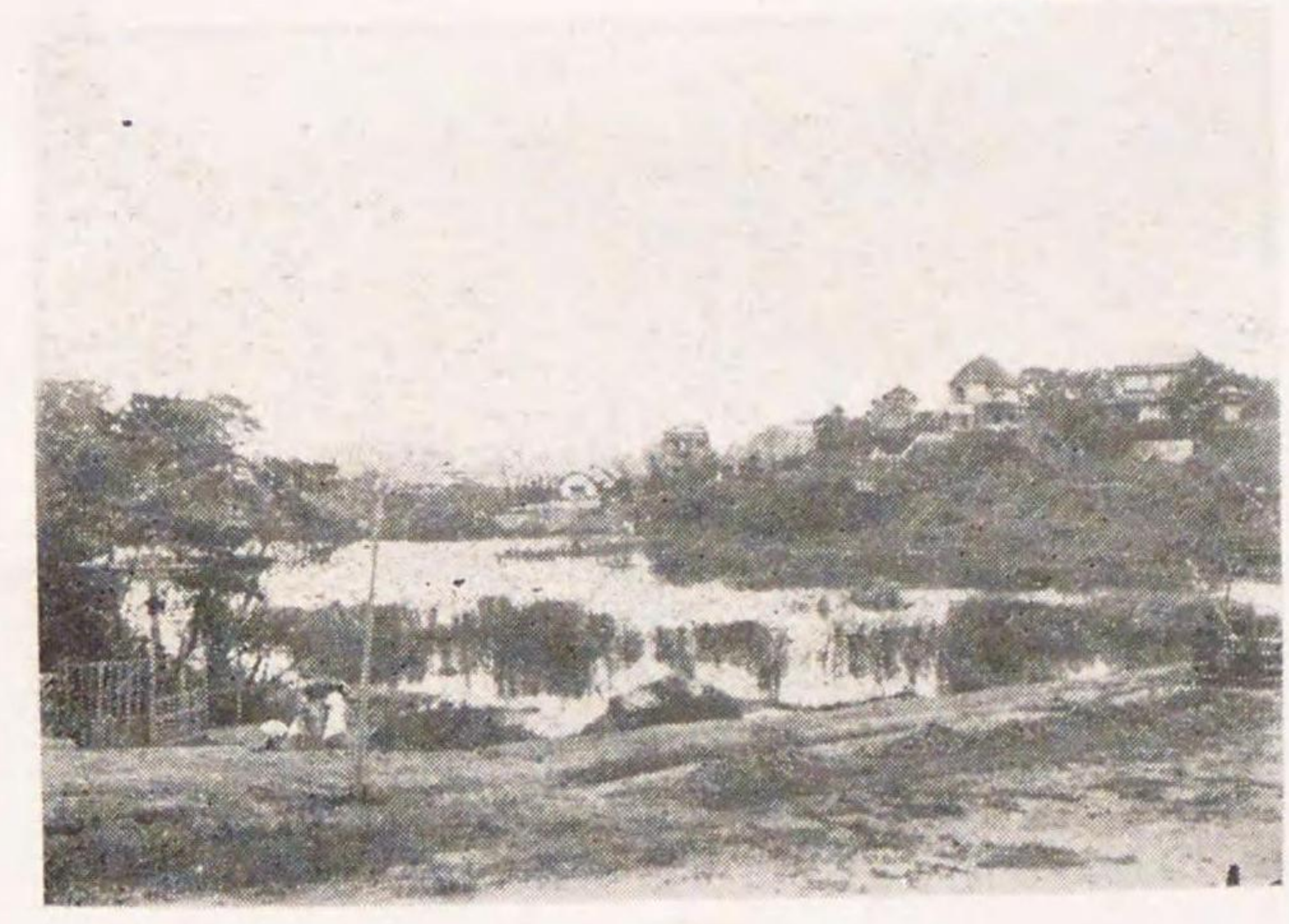


校學小常尋雪池

名所地

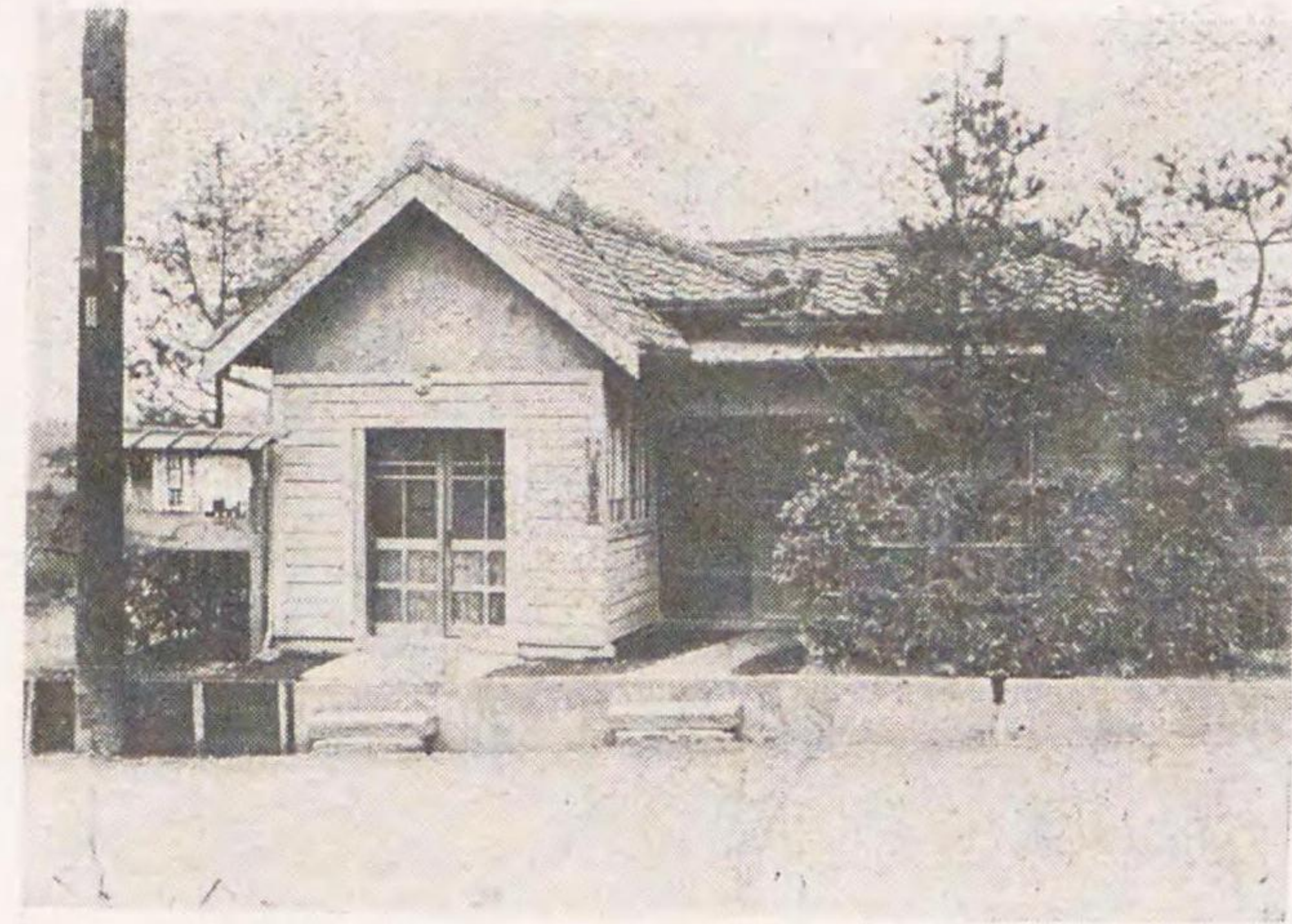
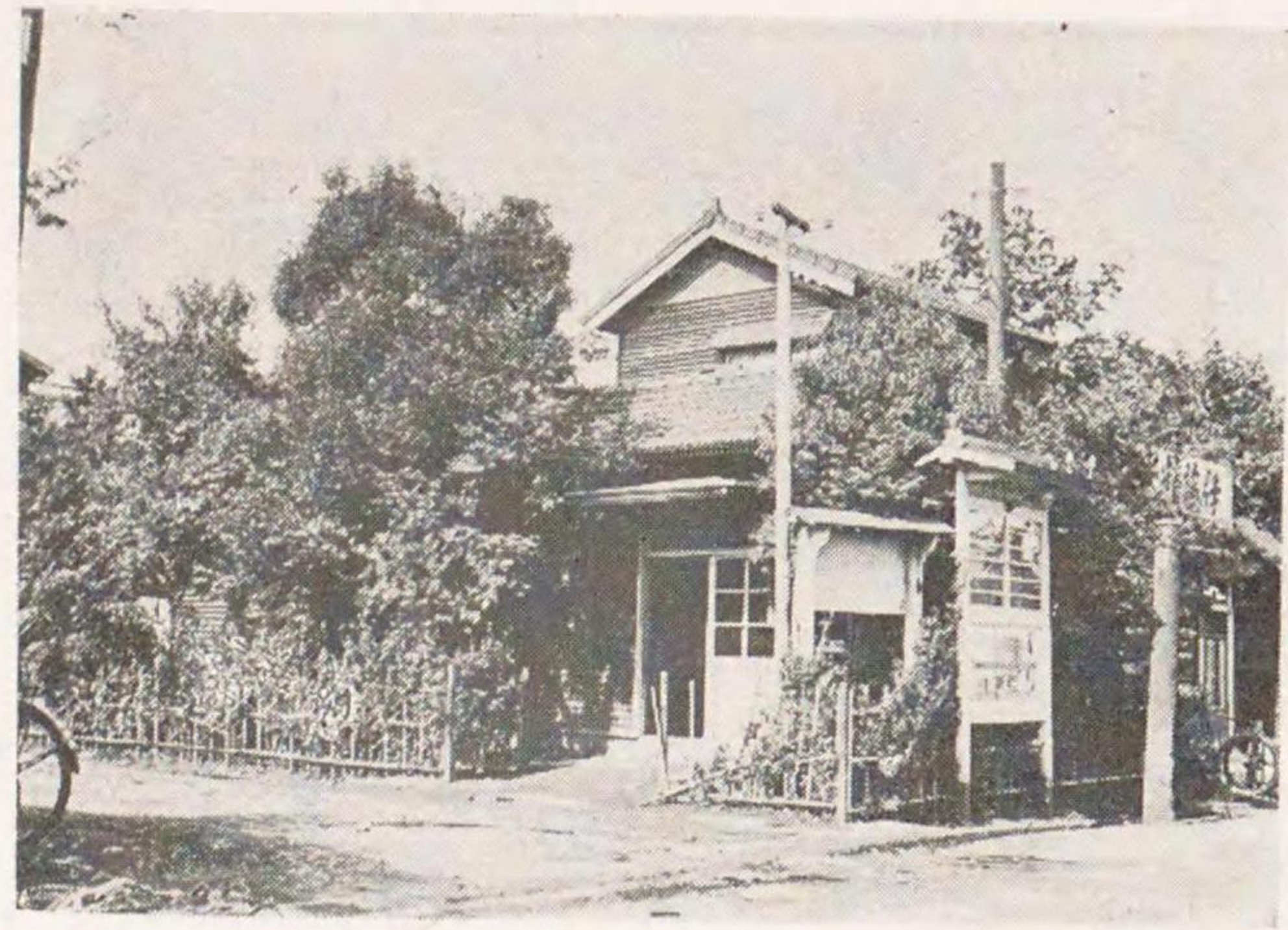


上洗足池
中養源寺の古木(楨)
下小池



上辨天池
中呑川堤の櫻
下明保乃梅林

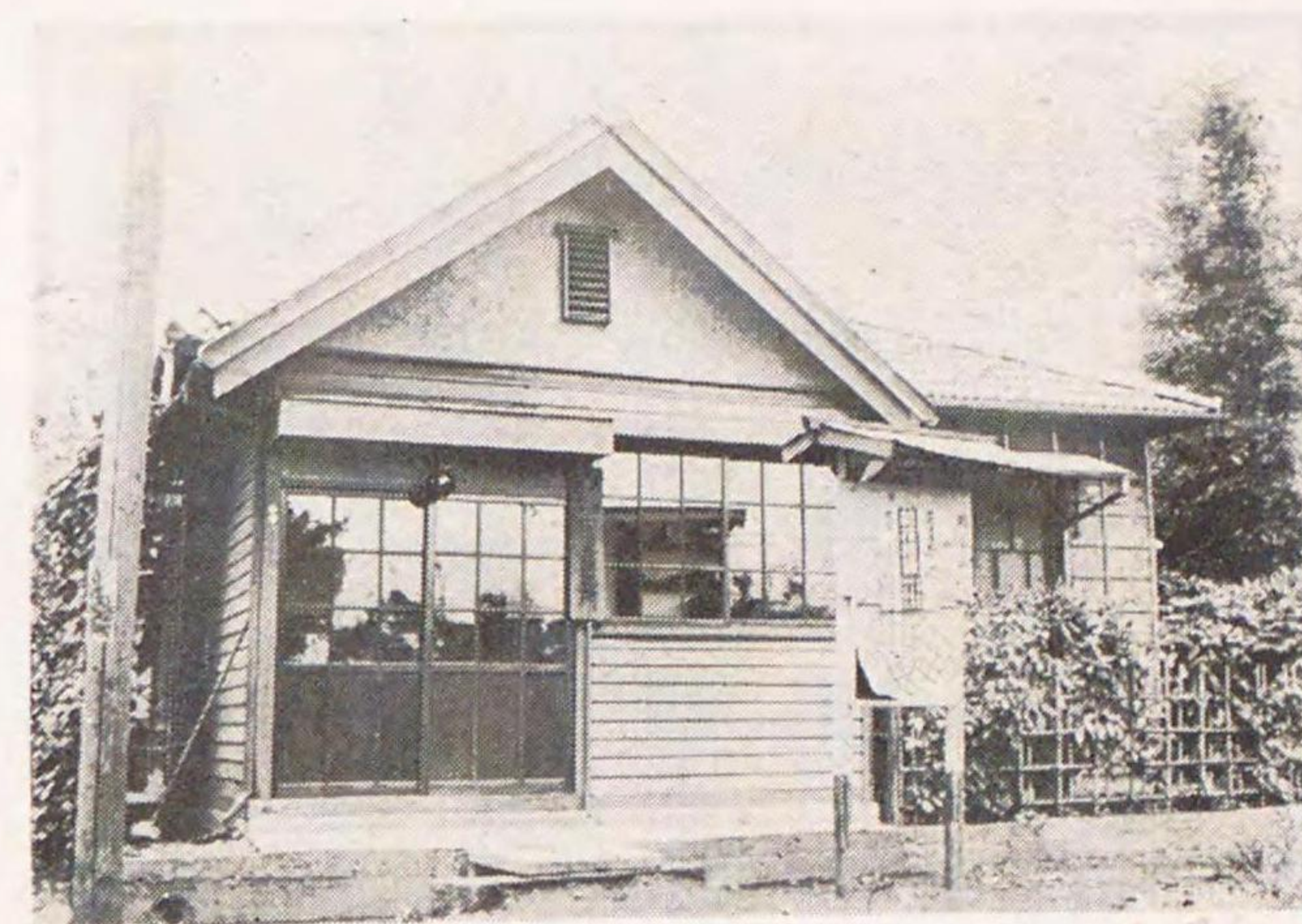




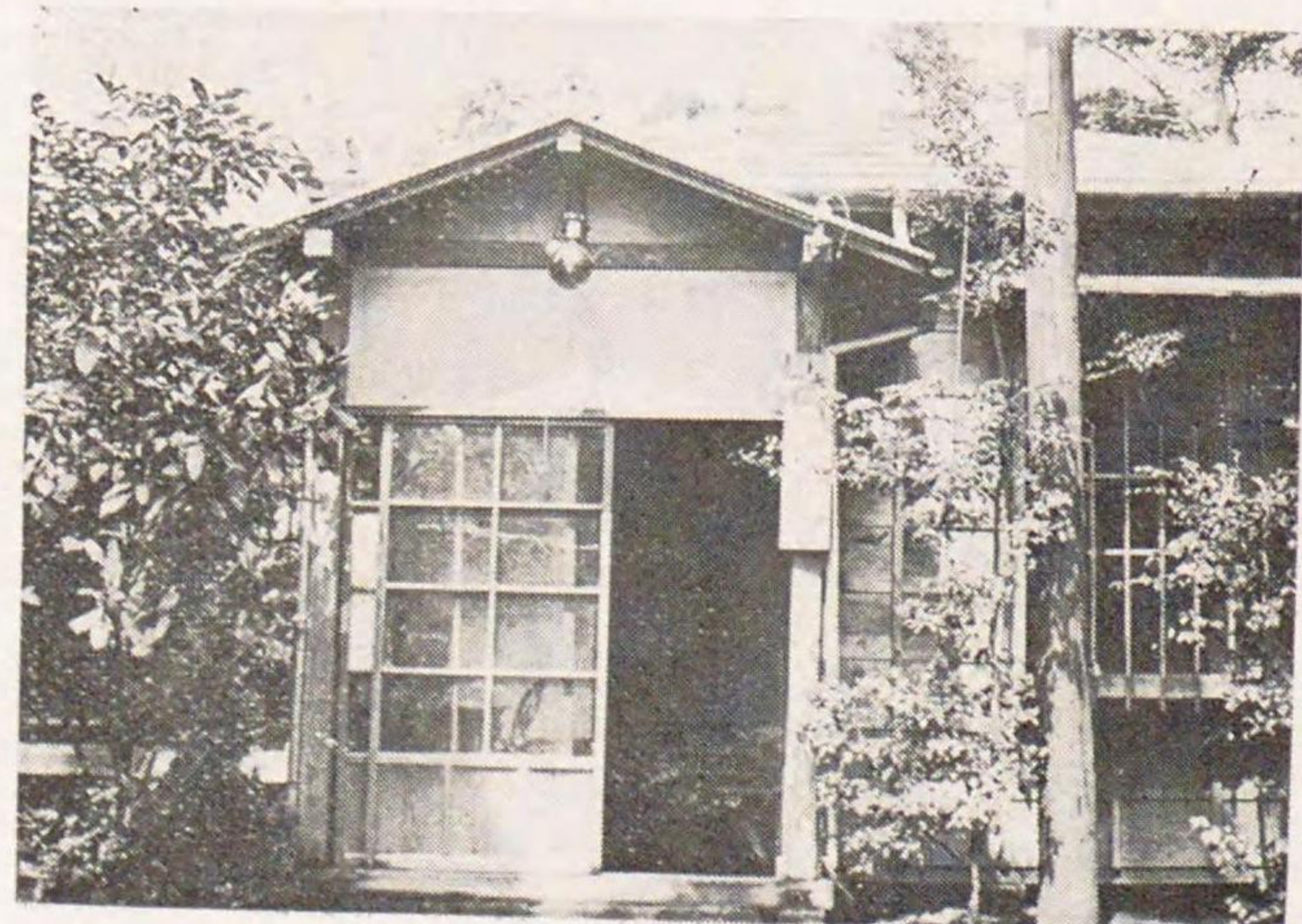
駐在所



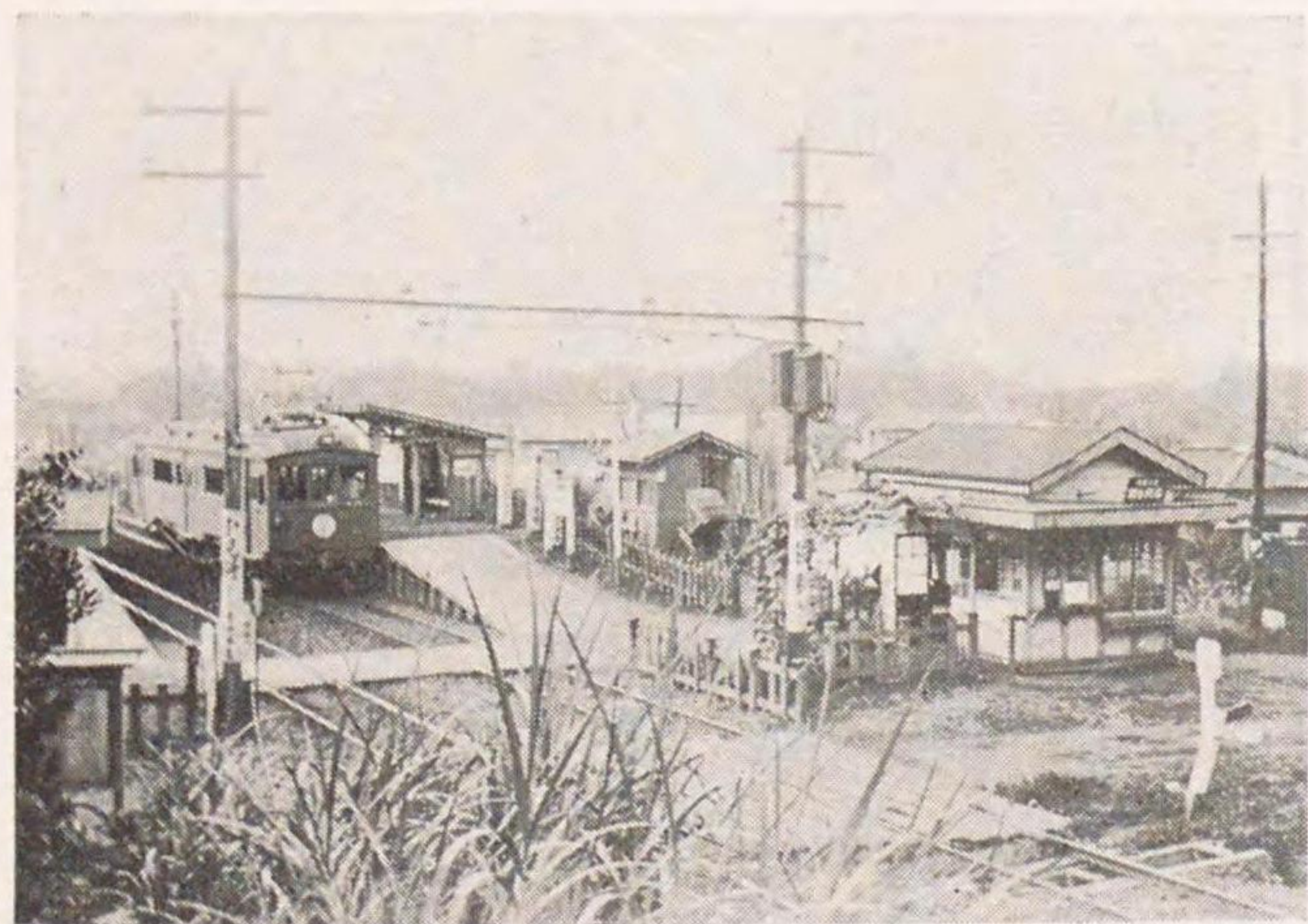
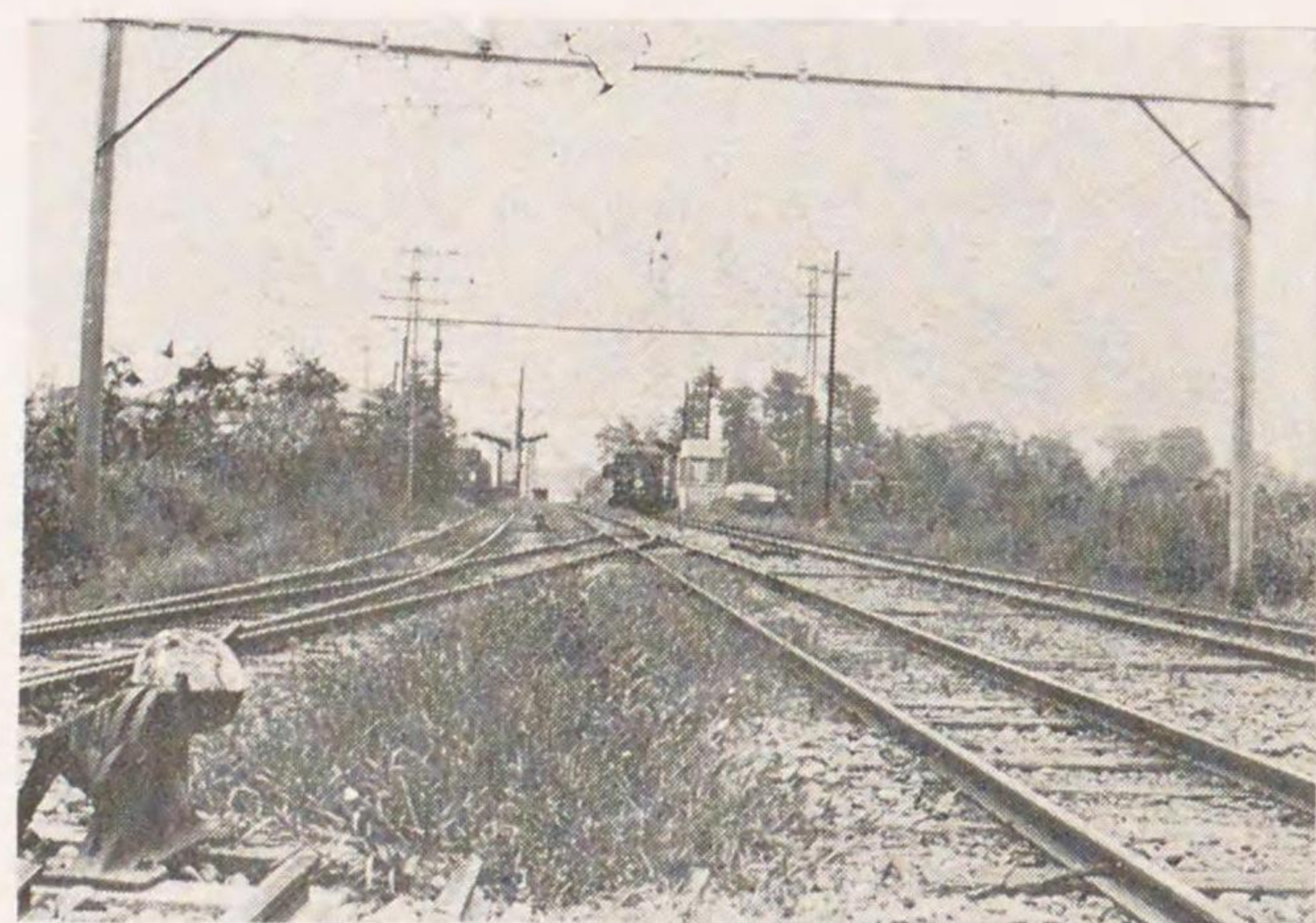
上 笹丸
中 中谷
下 久原



上 雪ヶ谷
中 小池
下 大原

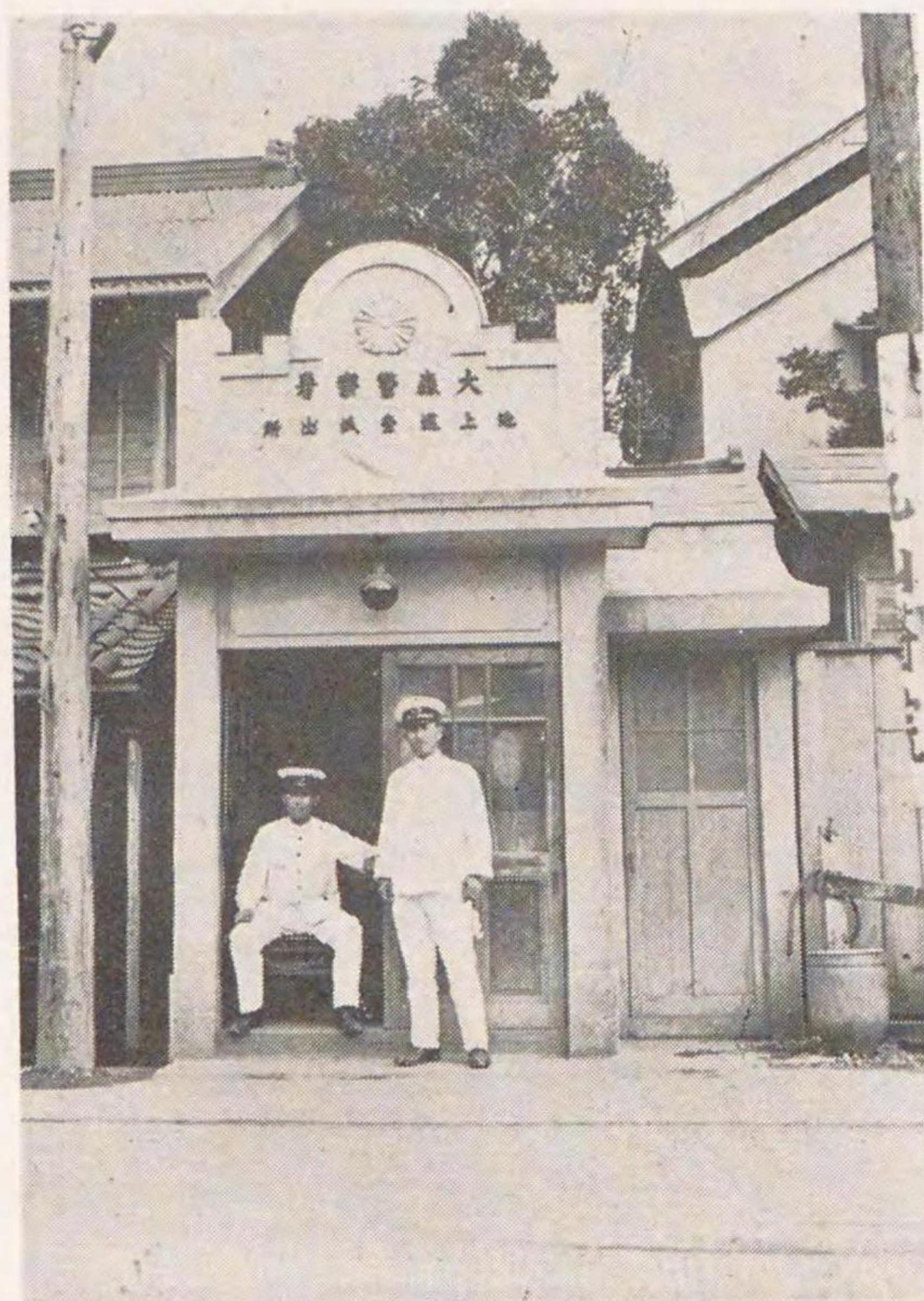
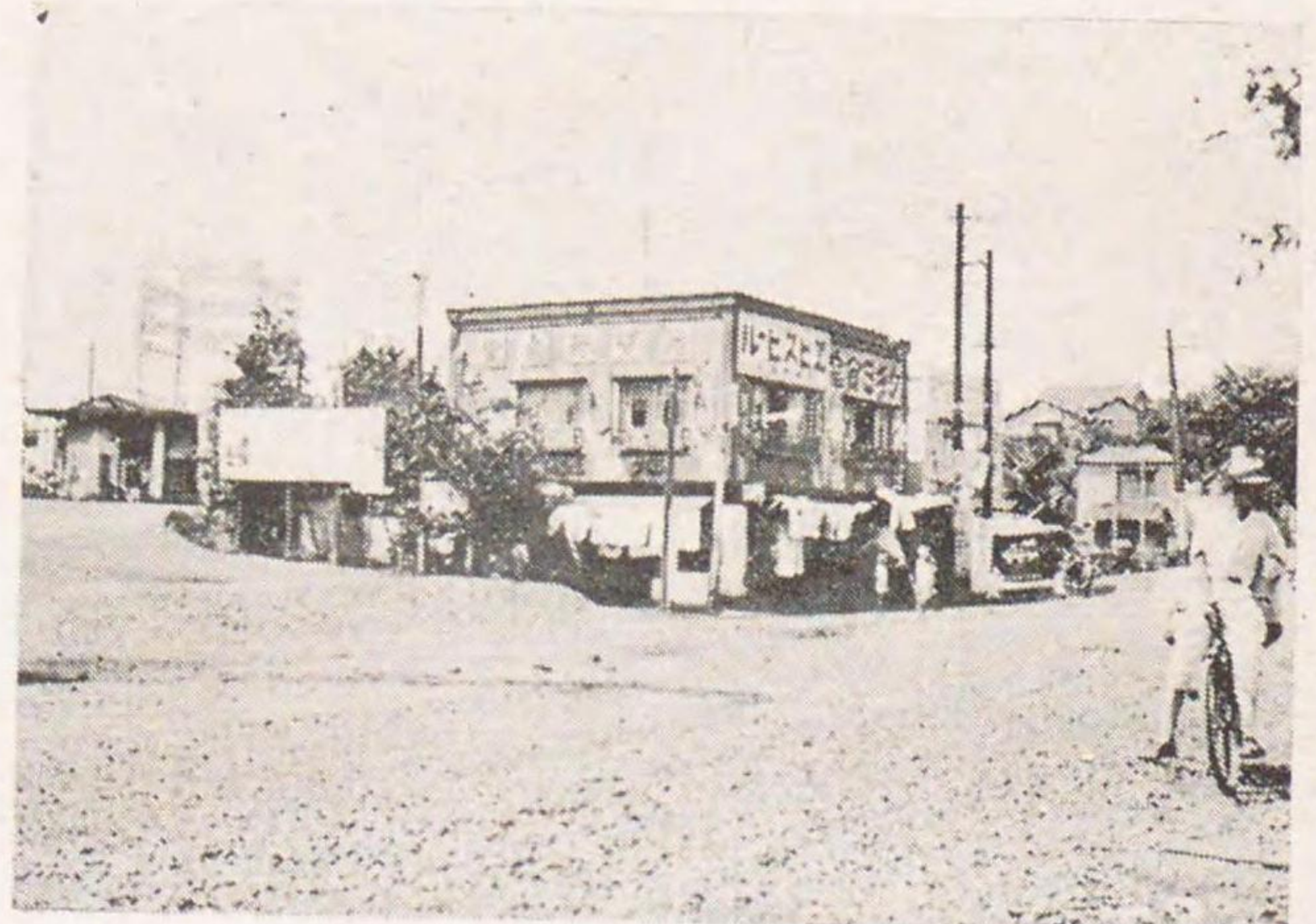


雪ヶ谷驛

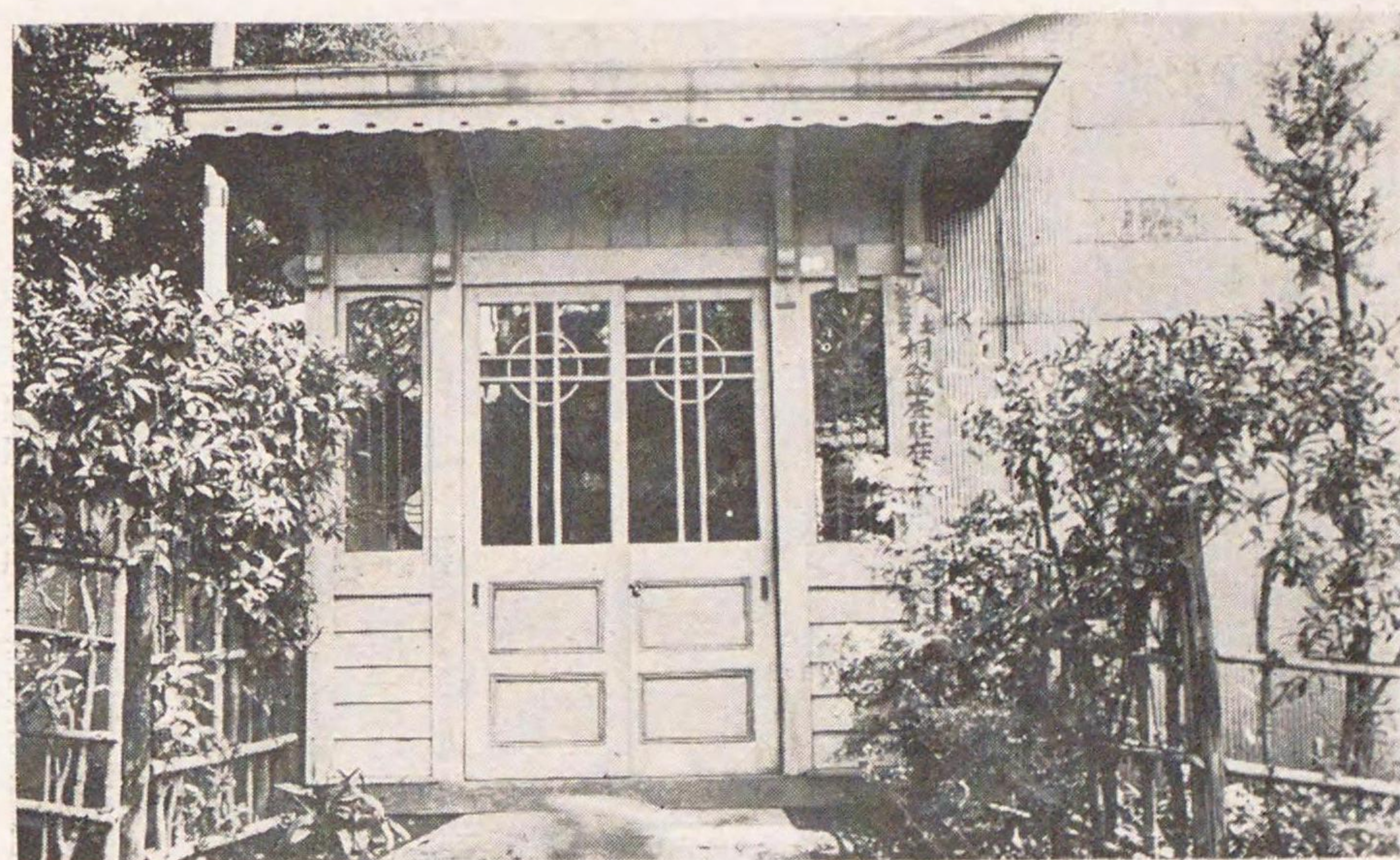


石川臺驛

洗足池驛前通り



上池上派出所
下桐ヶ谷駐在所



291.36 I 252

序

歴史は一國文明の尺度にして文物其他百般の趨向を知るに必要缺く可らざるは論を俟たず。

町村は國の單位にして國に歴史あると等しく又其の郷土史なかる可らざるは今更喋々を要せざる所なり。

余は壯時海外に在住する事多年に及び、至る所邦人發達の跡を見其の經過趨向を知るに及んで其の地方に於ける邦人發展史の編著を要望したる結果幾多の正確なる年報となり永く繼續せられて今日に及ぶものあるを聞くは欣幸とする所なり。

我が池上町は遠く六百年の昔より日蓮大聖人由緒の地として地上

本門寺を中心とし幾多の名所舊跡に富むと雖も未だ郷土史として見る如きものなかりしは遺憾とする所なり。

然るに來る昭和七年十月一日を以て大東京市に編入せらるるに當り池上町會は町史編纂の議を決定し茲に其の上梓を見るに至りしは余の欣懷とする所なり。只恨むらくは事極めて短時間の企にかかり史實の調査と資料の蒐集に於て完璧を期し難き事是なり。

終に本史の編纂を擔任し精勵能く其任を完うせる町會議員田村長氏に對し深甚なる謝意を表す。

昭和七年九月

池上町長 今 西 兼 二

凡 例

- 一、昭和七年十月一日を以て我が池上町は愈々東京市に發展、解消することとなり、他町村と共に大東京市を建設する爲め偉大なる役割を受持つこととなつた。これは我が池上町にとつて誠に慶賀すべき事であると同時に、國家の爲にも亦甚だ慶福に堪えないところである。
- 二、今回の併合は、單に、水に水を加へるといふものとは全く異なるものであることは今更喋々を要せぬところである。元の東京市に隣接町村を併合することによつて、人口數を多くし、地域を廣範ならしめて、以て大東京市なりと斷ずることは、正當なる理解力を有する人間の爲さぬところである。
- 三、大東京市建設の意義は、量的には勿論前述の如く、人口數の増加を意味し、地域の廣範に及ぶことが數へられる。而し大東京市建設の全體的意義はそれのみではない。量的側面に於てのみ物を判斷することは常識の犯し易い誤謬である。より一層突き進んで、質的側面からその意義を洞察することによつて始めて、全體的意義を誤りなく認識することが出来るのである。
- 四、大東京市出現の質的側面からの意義は元東京市及び新しく參加するところの隣接町村の、兩者

の、著しい發展の結果であるといふことにある。東京市は六十年前に建設されたまゝでは、政治的に見ても、經濟的に見ても、諸施設の上から見ても、將又人口増加の點から見ても、最早此のまゝではあらゆる意味に於て、「狭過ぎる」迄に進歩發展して來たのである。此のことは、東京市と共同して大東京市を建設せんとする隣接町村にとつても同様である。

五、之を例へば池上町にとつてみるならば、廣漠たる武藏野に寂涼々として點在してゐたに過ぎなかつた一部落から、年月の経過と文化の發展に隨つて、一村落となり、町となつて發展向上して來たものである。之が更に一段の飛躍をなして、市になるのである。

六、東京市及びその隣接町村の以上の如き發展が、兩者の融合によつて全く同じ資格に於て、大東京市が實現さるゝことゝなつたのである。隨つて東京市にとつても、又その隣接町村にとつても大東京市の實現は自己自身の偉大なる發展の證跡なのである。之は我々新市民にとつて慶福すべき事柄でなければならない。

七、と同時に、我々新しき市民に課せられたる新しき任務は、大東京市の質的なる建設である。量的側面に於ける大東京市は既に十月一日を以て實現される。次に實現さるべきものは大東京市の内容をして、世界的大都市として恥かしからざるものと爲すことにある。大東京市をしてその名

に恥かしからぬものたらしめよ！ これこそ我々の合言葉でなければならない。

八、此の意義ある併合を記念して此の「町史」は編纂されたものである。然し此の「町史」が諸君の期待に對して十分に應へ得なかつたことは、編纂者として誠に自責の念に堪へ得ない。次に編纂着手以來の経過を報告して、以て此の編纂の任を終りたい。

九、着手したのが七月の十六日であつた。編者は此處に於て一つの疑念を持つてゐた。編者は此の町史を四百頁前後のものたらしむる豫定プランを作成した。そして八月一日から原稿作成に着手し、八月二十五日迄に完了、即時印刷に廻すことゝし、七月一杯を資料の蒐集期間とした。かくの如く一應大別したものの、四百頁に餘る著書を一箇月間に書き上げ得るかどうか、といふことが、著書に未経験の編者の疑問となつたのである。然るに町民諸賢並びに町役場吏員諸賢の多大なる御援助に依つて、囊の疑問が全く杞憂であつたことを得たのである。そして尙特記すべきことは最初の豫定たる四百頁を超過して、八百餘頁の大冊となつたことである。八百頁の著書を一ヶ月にして書き上げる——といふことは奇蹟的な感を編者に抱かしむるものである。而し今茲に遂行し得たのは町民諸賢並に町役場吏員諸賢の御援助の賜と衷心感謝してゐる次第である。

一〇、池上町は歴史的に古い土地であるだけに古來から人に知られた名所舊蹟が少くない。而し此

の點に關して充分探索吟味することが出来なかつたのは残念である。

一一、次に文體のことであるが、第一章は文語文であり、それも途中で口語體が加はつてゐたり、尙第二章以下が全部特別の外は口語文になつてゐる等、首尾一貫せざるものあるのは、編者自身誠に遺憾としてゐるところである。之を訂正しなかつたのであるが、如何にしても時日の許さなかつたのは、遺憾極まる點である。

一二、現勢に關する材料は仲々豊富であつた。唯重要な團體（例へば在郷軍人分會、青年團、東京電燈株式會社等）の資料が充分に得られなかつたことは残念である。

一三、資料を理解する爲の編纂者の立場から云へば、一々再調査すべきが至當であるが不可能であつた爲、誤謬のあるもの、脱落のあるもの等があるのは、大方諸賢の御諒察を願ひたい。

一四、人名表が多くなつたことは、歴史的にその功績を永久に記念せんとする編輯の方針から當然歸結されたもので、御諒察を乞ふ次第である。

一五、荏原郡病院事件を相當長く書いたのは、一、民衆の宗教的偉力の偉大性、二、民衆の團結力の重大性、三、町の爲、市の爲には斯の如く一致しなければならぬ、といふ意味を取り扱ふと同時に、病院事件そのもの、一つの記録としたかつたに外ならぬものである。此の點呑川工事事

件に關しても同様である。

一六、營業分類は町役場にある臺帳に據つたもので、此の中或は他に移動のあつたもの消滅したものなどがあるかも知れないが、完全なものとなし得なかつた點については、他意ないものであつて、全く日限の不足といふより外にないことを御諒承願ひたい。此の點第六節の土地所有者調に ついても同様である。

一七、各自治團體に就ても、此の外に尙三四あるが、資料が間に合はなかつたので詳記し得なかつた。此の點附録の名士録に就ても同様で、此の外にも多數載せたかつたのであるが、資料としての御回答に接し得なかつたので止むを得ず割愛しなければならなかつた。収載の順序についても不揃であるのは大體資料到着順に従つたもので、他意ないものである。

一八、位勳に就ては始め記載するつもりであつたが、記載洩れを怖れて一切記載せぬこととした。唯名士録の分と在郷軍人の一部とのみに限定した。御諒解を乞ふ。

一九、尙使用参考書を擧げると次のやうなものである。蒲田、入新井、大森、目黒の各町誌、町村概観、江戸砂子、武藏風土記、新編武藏風土記、荏原郡誌、池上村舊記、地名辭書（吉田東伍）

二〇、本書が非常に缺陷の多いのは編者の微力に原因すること第一であるが、尙時日の不充分とい

ふことは、全く致命的であつた。

二一、最後に本書の編纂にあつて町役場に勤続すること正に拾六年餘、役場の生字引として多大の敬意を表せられつゝある主事横溝與吉氏、並びに多年蒐集せられた資料を快く提供せられた林昌寺住職加藤復雄氏、常仙院住職牧野智銑氏、及び友人能勢博充氏が多大の便宜を與へて下さつたことに對して衷心感謝の意を表して置く次第である。

昭和七年九月

編纂者 田村長

池上町史 目次



第一章 沿革及歴史的考證

第一節 沿革……………一

第二節 神社の由緒……………四七

八幡神社(根方)——八幡神社(久ヶ原)——八幡神社(雪ヶ谷)——八
(久ヶ原)——德持神社(德持)——稻荷神社(下池上)——堤方
神社(堤方)——太田神社(市野倉)——八幡神社(道々橋)——稻荷神
社(桐ヶ谷)——最上稻荷神社(雪ヶ谷)

第三節 寺院の由緒……………五九

目次

本門寺—西之院—東之院—安立院—法養寺—心淨院
 —永壽院—照榮院—本妙院—常仙院—中道院—本成
 院—覺源院—理境院—南之院—嚴定院—本行院—實
 相寺—大黒堂—林昌寺—長慶寺—圓長寺—樹林寺—
 本光寺—安詳寺—妙雲寺—養源寺—長勝寺—微妙庵
 —妙福寺(御松庵)—廢寺—お會式

第四節 名所古蹟

國寶の尊像—養源寺の高野槇—本門寺の松—五重塔—多
 寶塔—高札場跡—胴殻様—内膳山—大塚の跡—平塚
 鶴寄せ場跡—競馬場跡—辨天池—洗足池—小池—明保
 乃樓の梅—呑川堤の櫻

第二章 土地、人口、建物

第一節 土地

本町の位置—面積—官有地—民有地

第二節 人口

戸數及人口—出生—死亡

第三節 建物

第三章 町の行政

第一節 機關

行政機關の變遷—町會—町長—助役—收入役—其他の
 吏員—常設委員—區長—區長代理—家屋賃貸價格調査員
 —土地賃貸價格調査員—陪審員—方面委員—歴代の町村

長——歴代の助役——歴代の収入役——歴代の町會議員

第二節 事務の分掌及組織……………二四四

第四章 町の財政

第一節 豫算及決算……………二四七

豫算及決算——歳出の内容——歳入の内容——特別會計

第二節 租 税……………二五九

租税調定額——町税の内容及附加率

第三節 町 債……………二六六

第四節 町有財産……………二七三

第五章 宗 教

第一節 神 社……………二七五

第二節 寺 院……………二七九

第三節 神道教會及布教會……………二七九

第六章 教 育

第一節 幼稚園教育……………二八一

第二節 小學校教育……………二八四

小學校——學齡兒童——就學及不就學兒童——小學校在籍兒童

——入學及卒業兒童——教育費負擔——小學校教員數——學校

要覽——學校醫——學校齒科醫——歷代校長及舊職員——後援會
——私立小學校——池雪小學校分校（三八二頁）追加……………三三〇

第三節 實業補習教育……………三三〇
池上實務女學校——池上農業補習學校——池雪農業補習學校——
久原農業補習學校……………

第四節 專問教育……………三五七
東京聾話學校——醫大、醫專豫備校……………

第五節 青年訓練所……………三五九
池上青年訓練所……………

第六節 修養團體……………三六四
池上町青年團——池上町女子青年團……………

第七章 衛生、警察、消防、兵事

第一節 衛生……………三八三

汚物掃除——種痘——傳染病豫防——醫師及齒科醫師——產婆——病院……………

第二節 警察……………四〇〇
大森警察署……………

第三節 消防……………四四五
池上町消防組……………

第四節 兵事……………四八七
徵兵検査——在郷軍人——帝國在郷軍人會池上町分會……………

第八章 産業

目次

八

第一節 農業 五〇七

農家戸數—農産物—池上農會—畜産物

第二節 畜産業 五二三

畜産物

第三節 工業 五二五

工場

第四節 商業 五二〇

商店—營業分類—金融—池上信用利用組合—市場

第九章 交通

第一節 道路 五五九

第二節 川、橋、梁 五六二

第三節 溝渠事業 五七六

第四節 郵便電 五七七

電話架設—郵便函—大森郵便局—池上郵便局—荏原電話局

第五節 軌道 五八二

第六節 車、船 五八三

車輛—船—乘合自動車

目次

九

第十章 社會事業

第一節 町營住宅..... 五七

第二節 各種團體..... 五九〇

日本赤十字社——愛國婦人會——海員救濟會——水難救濟會

第十一章 補遺

第一節 議員及選舉人調..... 五九三

衆議院議員及其選舉人——府會議員及其選舉人——郡會議員及其選舉人——町會議員及其選舉人

第二節 瓦斯..... 五九五

東京瓦斯株式會社

第三節 各自治團體..... 五九六

希望ヶ丘自治會——正和會——小池協和會——池上全親會——石

川北睦會——石川臺親交會——池上町愛町會——池上洗足會——

池上二七會——池上共榮會——笹丸自治會——山谷區自治會——

榮久會

第四節 耕地整理組合..... 六二五

池上耕地整理組合——池上矢口蒲田耕地整理組合——德持耕地整

理組合——大森第二耕地整理組合——池上西部耕地整理組合

第五節 水利組合..... 六四二

千束溜井普通水利組合——六鄉用水內堀普通水利組合——六鄉用

水普通水利組合

第六節 土地所有者調..... 六五三

第十二章 市郡併合の経過

第一節 總説……………六八五

第二節 併合問題と引繼……………六九六

第三節 區役所問題……………六九七

第四節 合併町村の面積・人口……………七〇一

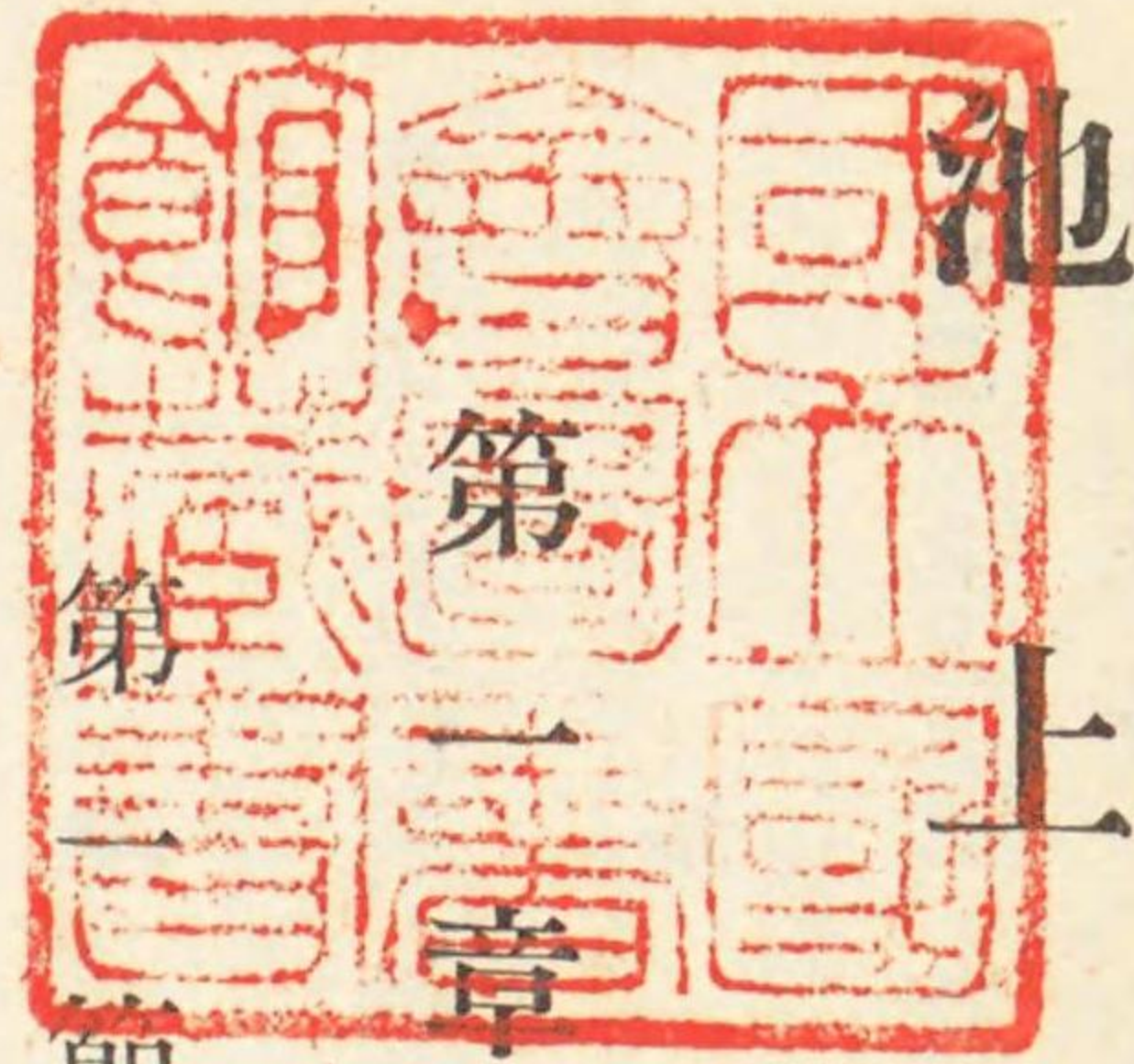
附録

池上町名士録……………七〇七

目次終

池上町史

池上町史



即 沿革

沿革及歴史的考證

國に國史ありて其國の沿革を知る。本史又今日の池上町に至る迄の過程を誌し其沿革を知るは徒爾ならざるべし。先づ是を管轄せる武藏國より筆を起さん。

武 藏 國

武藏國は坂東平野の中部に位し面積三百九十方里東は東京灣を隔て、房總二國と相對し、西は甲斐及信濃に連り南は相模に界し、北は常野二國に隣りす、地勢は概ね平野にして、南に伊豆の連峯を眺め、西には秩父、甲斐の高峰峻嶺を仰ぎ、西南には靈峯富士の勇姿を望むを得べし。國內を分

第一章 沿革及歴史的考證

ちて荏原、東多摩、豊島、南豊島、北豊島、南足立、北足立、南葛飾、北葛飾、南埼玉、北埼玉、新座、入間、高麗、比企、横見、秩父、兒玉、加美、那珂、大里、幡羅、榛澤、男衾、久良岐、橘樹、都筑、西多摩、南多摩、北多摩の三十郡とす。明治維新に至りて武藏國は東京府、神奈川縣、埼玉縣の三治廳に分轄せられ全國を左の如く二市二十郡と改定せらる。

東京府

東京市、荏原郡、東多摩郡、北豊島郡、南葛飾郡、南足立郡、北多摩郡、西多摩郡、南多摩郡。

神奈川縣

横濱市、久良岐郡、橘樹郡、都筑郡。

埼玉縣

入間郡、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡、大里郡、北埼玉郡、比企郡、秩父郡、兒玉郡。

土地平坦にして一の山嶽なく居然として其曠漠を恣まます中に人口五百萬を包擁して世界第二

の大都市に躍進（昭和七年十月一日以て）せる東京市あり。

徳川幕府慶應三年大政を奉還して王政復古し江戸は東京と草まり年號は明治と改め鳳輦此地に駐まり帝威四海に普く今や世界的大都市の一として其名世界に輝く。

武藏國の武藏なる起源は古來種々に言傳へ或は天邪志と云ひ或は胸刺又は武刺と記し或は牟佐之又は身刺と書き諸説紛々たるも「新篇武藏風土記稿」には上古國造時代には今の武藏國は知々夫（秩夫）无邪志（武藏）胸刺三國の地にして其開闢は知々夫を初めとす云々、とあり。古事記及神代記にも无邪志國牟佐之等の文字あり。萬葉集にも牟佐志野と云ふ文字を使用せられたるも「増補江戸咄」に「當國を武藏國と申す事は此國の中に。祖父が嵩とて高き山有其山のさま偏へに鎧武者の大に怒つて立たる如し。されば人皇十二代景行天皇の御宇に日本武尊東夷を鎮めんが爲め。此國にくだり給ひ。彼嵩のけはしきを見給ひ、此山のいきおひにより此國の人の心のたけき事餘國に勝れたることわり也。我今大將軍として東夷王命に背くを責したがへんとて、自から所持の武器を嵩の上なる岩藏にこめて山神を祭り給ふ。武器をこめし岩藏の國なれば文字に武藏と書たる也。扱程なく國平にをさまりければ今ははや武者武器をさし置く也と、のたまひしよりむさしの國と名付たり。」とあるを其字義よりするも武藏の起源として最も有力のものと信ぜらる。

吾國上古は各國々に國造、國司等を以て牧民の任に當らしめたりしも、孝徳帝の朝に至り祖宗の法を廢して、郡縣の制を創め國造をして郡司を拜せしむるに至りしものにて、武藏國も幾多の變遷を経て平安朝の末には武藏平民の一族秩父權守重綱の子四郎重繼始めて江戸氏と稱し、其子太郎重長源頼朝に屬し當國の庶政を掌り子孫相繼ぎて此地に居住し、其後太田道灌が扇谷上杉氏の爲に江戸城を築くに當り、江戸氏は多摩郡喜多見村に移り太田氏の入城する所となりしも大永四年北條氏綱は上杉朝興を逐うて江戸城を奪ひ、天正十八年北條氏は豊臣秀吉の爲めに討滅せられ、その所領は終に徳川家康に與へらるゝに至れり。家康は同年八月朔日江戸城に入り之を居城とす。家康は入國以來溝渠を疏し道路を通し民人を招徠し大に市街を開き、茲に江戸市街の成立を見るに至る。

江戸

江戸と稱する地名の起源に關しては諸説區々なるが「古今要覽稿」には「江戸大城の地たるや國にあらず郡にあらず、郷にあらず古く諸國に置かれし莊園の號なるべし。」とあり、江戸莊即ち江戸庄は源頼朝が天下を統一して莊園を取締りたる頃より起り、其莊園とは後に所謂下屋敷別業の類にして左まで洪大なる境域のものには非ざりしも、中古以來莊園の四圍に附

屬する支郷をも一樣に某の莊と稱し莊官が其莊園を守護せるものにて、江戸はもと何人の創建せるものなるや詳かならざるも、江戸太郎重長より以來江戸氏は南北朝の頃まで江戸莊に土着し、世々館を大城に置き其莊園の址を江戸村と稱し、莊園の名稱がいつとなく郷名となり、遂に江戸郷と稱するに至りしもの如し。當時江戸と稱せるは東は常盤橋、西は田安門、南は芝口、北は神田橋以内の極めて狭少の地なりしも、市街は漸次擴大し、徳川三代將軍家光公の代に至りて諸公の邸宅を江戸に作らしめ、妻女をば之れに住はしめて大江戸を出現せり。徳川十五代將軍慶喜公大政を奉還して年號は明治と改元し、茲に江戸は東京と改稱して帝國の首都として日に益々發展し市區は麴町、日本橋、京橋、芝、神田、下谷、本郷、牛込、小石川、四谷、麻布、赤坂、淺草、本所、深川の十五區に分たれしも、來る十月一日よりは近郊八十二ヶ町村を併合して、新たに品川、目黒、荏原、大森、蒲田、世田谷、澁谷、澁橋、中野、杉並、巢鴨、瀧野川、荒川、王子、板橋、千住、向島、龜戸、葛飾、江戸川の二十區を増し三十五區面積五十五萬二千八百五十四方料の大東京を出現するも近きにあり、本町又大森區の一部に編入せらるゝ事となれり。

荏原郡

本郡は東京府の南に位し、東は東京灣に臨み、西は北多摩郡に連り、南は多摩川の清流を隔てて神奈川縣橋本郡に對し、北は東京市及豊多摩郡に接す、東西二里八町南北三里三町にして、東は品川町に始まり西は玉川村に終り、南は羽田町に起り北は松澤村に盡く、面積約七方里十九ヶ町村を包含す。地勢は東南は概ね平坦なれど西北には丘陵起伏す「新篇武藏風土記稿」に

荏原郡、郡中の地勢をおすに東の方海邊に近よりて三分の一平地にして西北の方へつづきては村々凡て高低の岡野土黒土なれば穀物に宜しからず、是を細かにいはゞ大井村より南の方新井宿、市之倉、堤方、池上の村々皆岡つづきなり又池上村より西南の方も小山勝なり、こゝより海濱の方へは一圓平地にして數十村あり、其内大井村は最も海岸にそひ廣平の地なり又目黒川の左右に水田ありて其幅四五丁許りにて品川より豊島郡によりたる岡には諸家の下屋敷或は商家などあまたありて江戸御府内につゞけり云々。

とあるによりても舊時の地勢は略ぼ推知するを得べし。

郡内を貫流する河川は品川、濱川、六郷川、呑川、海老取川の五川とす。

品川は多摩川の支流にして目黒町に到れば目黒川と稱し品川町に到れば品川と稱して海に入る。

濱川は源を郡内碑衾町の溜井より發し大井町に到りて海に入る。

六郷川は多摩川(玉川)の下流にして玉川、東調布、矢口、六郷、羽田の五町村を経て海に入る。

呑川は郡内駒澤町の小溜井より發し碑衾町に於て矢細流等の小流を併せ池上町に到り更に同地の

洗足池や小池の小流を併せ堤方にて下袋用水を伴ひ大森町に到りて海に入る。

海老取川は源を羽田町に發し流域僅かに十町餘にて海に入る。

荏原郡の起源に就いては種々の傳説や記録ありて何れが的確なるや定め難く、和名抄には郡中に荏原郷と稱する地あり後年郷名を採りて郡名としたるは、豊島郡に豊島村あり、入間郡に入間村高麗郡に高麗本郷ありて各其の郡名の起源を爲したると一様なるが如くなるも、或は荏草を多く植ゑし地なるより自然に荏原と呼び遂に地名となりしとも云ひ、又鎌倉時代此地の領主荏原左衛門尉義宗の姓より採りしと傳へらる。古書には江原、縁原、永原、江波良とも註せらる。荏原と云ふ名稱の最も早く使用されたるは天平年代なるが如し。

本郡上古は八郷に分たれ中古一保四ヶ郷となり近古五領に分轄せらる即ち、

上古

蒲田郷(加萬田) 田本郷(多毛止) 満田郷(マンタ) 荏原郷(江波良) 覺志郷(加々之) 御田郷(三田) 木田郷(木多) 櫻田郷(佐久良田)。

中古

六郷保、世田ヶ谷郷、千束郷、品川郷、大井郷。

近古

六郷領、品川領、馬込領、麻布領、世田ヶ谷領。

上古の御田の北郷、木田郷は豊多摩郡に入り櫻田郷は江戸府内に入りて芝、麻布の街と變じ、近古の五領は六郷領（三十四ヶ村）品川領（十三ヶ村）馬込領（十三ヶ村）麻布領（五ヶ村）世田ヶ谷領（三十ヶ村）に分たれ明治維新に至りて武藏縣設置されしも間もなく品川縣となり其管轄となる。更に明治四年東京府の管轄となり。明治二十二年町村制施行に際し舊村は合併して新たに十九ヶ町村となる即ち左の如し。

品川、大井、大崎、目黒、碑衾、平塚、入新井、大森、馬込、調布、池上、蒲田、羽田、六郷、矢口、玉川、駒込、世田ヶ谷、松澤。

今や此の十九ヶ町村も來る十月一日には大東京に併合せらるゝ事となりて荏原郡は其名を没するに到らむ。

池上町

本町は荏原郡の中央部より稍や南に位し、東は馬込町、入新井町、大森町に隣し、西は東調布町、玉川村、碑衾町に接し、南は蒲田町、矢口町に境し、北は馬込町に連る東西一里十九町、南北二十四町、面積六百二十四町九反餘、地勢は概ね平坦なれども西北及び東方北寄りの地は稍や丘陵をなせり、呑川は本町の西北部より町の中央部を貫流し千束流や六郷用水を合せ羽田町大森町を経て海に入る。

池上町の起源に就いては何等舊記の存するなく、傳説に大池（今の洗足池）は往古は今の池上本門寺附近迄も池なりしものにて池の上なりしより池上と稱すと傳ふれど桑田の變陥沒隆起の地變に依り現今の如くなれりとは地形に依りて考へられず洗足池は單なる溜井にて上流の細流と池自體の湧出水を堰留め灌漑用水に充てしものにて一度堰堤を切れば奔流一水も剩さざるに見ても之れ後人の作説ならん。鎌倉時代池上右衛門大夫宗仲此の池を領したるより自から池上と稱し遂に地名として呼稱せらるるに至りしならんか。殊に領主池上右衛門大夫宗仲は後大いに日蓮上人を尊信し之れに歸依して本門寺を創建するに及び池上の名漸く世に知らるゝに至れり。

沿革

本町は遠く前世紀時代より先人の開發せし者の如く大字池上宇貝塚には土人時代の土器屢々發掘せられ隣町東調布町鶴ノ木所在慈惠醫科大學豫科校舎の丘陵續きの丘には處々に貝塚や石斧の發掘せらるるを見ても已に先人の此の地に居住せしを知らるゝも舊記なきを以て詳かにするを得ざるは誠に遺憾の極みと云ふべし。上古は満田郷に屬し、中古は千束郷に屬せしもの如きも現在の本町全部が千束郷に包含せられ居しや又一部は千束郷一部は六郷保に又は一部は世田ヶ谷郷に付屬せしや詳かなるを得ず。されど千束の地名が本町内に殘存せるより見て本町の大部分は千束郷に包含せられ居たるものゝ如し。近古は池上村、雪ヶ谷村、道々橋村、桐ヶ谷村、市野倉村、久ヶ原村の一部は馬込領となり其内市野倉は天保初年に至りて六郷領に改遷せられたり。下池上村、堤方村、徳持村、久ヶ原村の一部は六郷領となり、石川村は世田ヶ谷領たりき。慶應三年十五代將軍徳川慶喜公大權を奉還して王政復古し、明治維新となりて武藏縣となり間もなく品川縣に附屬し、明治二年舊政を一新して區制を布かれ當町大部分は第七大區五小區となりしも舊領の關係上詳細不明なり。明治四年東京府の管轄となる。明治十一年十一月荏原郡役所設置に依り、各村に聯合戸長役場を設置す

るに當り、池上村、雪ヶ谷村、道々橋村の三ヶ村は聯合戸長役場を道々橋村二百十三番地に設置す。下池上村、堤方村、市野倉村、桐ヶ谷村、徳持村、久ヶ原村の六ヶ村は下池上村七十九番地本妙院に聯合戸長役場を設置す、明治二十二年町村制施行に際し前記池上、雪ヶ谷、道々橋、下池上、堤方、市野倉、桐ヶ谷、徳持久ヶ原の九ヶ村の外更に石川村を加へ十ヶ村合併して、池上村と改稱し舊村名は大字名として殘存す。大正十五年町制を布き現在の池上町と改稱するに至れり。上記の如く本町は舊十ヶ村の聯合町なれば各種の事情に於て稍や趣きの異なるものあるを以て舊記を参照してその歴史の概要を記述せん。

大字池上

本村は前世紀時代已に先住土人の開拓せしものと見へ宇貝塚には土人時代の土器屢々發掘せらるるも舊記なく詳かにするを得ず。中古領主池上右衛門大夫宗仲日蓮上人に歸依し本門寺を創建するに及び其名漸く世に顯る。當村は本町の北東隅より東の位置に位し、化東馬込町に接する地は丘陵連亘し字下谷に至りて最も峻嶮なり、西雪ヶ谷に接する地は千束流を境とし土地平坦なり。南は下池上道々橋久ヶ原と接し、呑川は本村と道々橋、久ヶ原の境を南流す、北は千束溜井（洗足池、後

章に詳かにす)を隔て馬込町に對す。東北方に小池あり幽邃の境なりしも耕地整理に依り今や舊態を存せず。

大永四年北條氏綱關東を略するに當り北條領となり同家の臣河村修理之亮並に舊家臣星見五郎源義秋等の領する處となり、永祿七年同家臣長谷川豊前守の所領となり、天正十八年豊臣秀吉北條氏を討滅して領地を徳川家康に與へらる迄北條家の領たる事六十七年、徳川家康の領となりて代官木部戸左衛門之れを配領す。慶長三年二月二十四日當村の南部を割いて下池上と稱し是より先き其西部を割いて道々橋を置きしも年度詳かならず。寛永の頃より馬込領となり、代官伊奈兵藏の支配下となれり。伊奈家代官を世襲する事十一代百五十八年に及んで伊奈半左衛門忠享寛政四年不取締の廉に依つて御役を免ぜられ大貫次右衛門代官に任ぜられてより十たび代官の更迭を見て松村忠四郎に至り明治維新となれり。

本村は元祿十丑年織田越前守奉行として檢地を行ひ其檢地帳に依り明治八年地租改正迄二百年間貢租を納めたりしと云ふ。然るに其檢地帳なるもの今は存せず詳細を知るを得ず明治十九年一月一日の調査に依れば、

民有地

- 田 三十一町九反七畝十七步
- 畑 五十四町四反五畝五步
- 宅地 八町七反四畝二十五步
- 山林 十三町一反四畝二步
- 原野 四反五畝三步
- 雜種地 一反七畝二十四步
- 墓地 二反二畝九步
- 溜井 六町五反十六步
- 畦敷 五町八反九畝二十六步

本村には地籍に依る左の字名を有す。

- 平塚 舊字平塚昌通寺御昌通
- 貝塚 舊字貝塚昌通
- 小池 舊字小池昌通、居村

計 百二十一町五反七畝七步

官有地

- 神地 四反八畝十一步
 - 山林 一反三畝六步
 - 塚 二畝十九步
 - 寺地 三反二畝二十五步
 - 計 九反七畝壹步
 - 總計 百貳十二町五反四畝八步
- 尙(此外道路、畔、堀川、土橋敷等は調査未済にて段別詳ならず)とあり。

上谷 舊字居村

中谷 舊字居村

下谷 舊字居村

根 方 舊字小八幡耕地彌五休耕地中里耕地
 新道下 舊字新道下耕地
 中 道 舊字中道耕地
 猿 坂 舊字猿坂耕地、松原下耕地

蟬 山 舊字蟬山島通湯あかり耕地
 小池臺 舊地大境島通
 小池下 久ヶ原臺島通
 千 束 久ヶ原臺島通

以上の十四ヶ字之なり

本村は上記の如く古くより開發せられたる土地なれば、舊家頗る多く綱島傳左衛門(當主菊次郎)繩倉甚左衛門(當主重五郎)海老澤六郎左衛門(當主長四郎)森井角左衛門(當主八太郎)君島八十七(當主幸次郎)の各家最も古く門倉、大竹、新堀、萩原、飯田、古川等之れに次ぐ。本村の住民は此等諸家の支族頗る多しと。

本村の人口明治以前の五人組人別帳等の發見せられざれば詳細を知るを得ず。明治初年頃の記録に依れば戸數百二十四戸人口六百八十人等なりと。

本村に一神社、一寺院を有すれど此は社寺の項にて其由來を詳記すべし。

橋 梁

中道橋、字中道にあり文化四年正月架設す石造にして當村の海老澤六郎左衛門補助にて築造す

中里橋、字根方にあり文化四年正月當村の海老澤六郎左衛門の補助にて築造せる石橋なり

彌五休橋、字根方にあり文化四卯年當村海老澤六郎左衛門補助にて築造せる石橋なり

陸橋、省線鶴見驛より品川驛に至る貨物線の道々橋より當村字下谷、根方を経て馬込町に入る線

路に架する陸橋なり

電鐵、池上電氣鐵道株式會社の蒲田より五反田に至る電鐵にして當村字千束を経て大字道々橋字

千束に至る軌條なり中に洗足池驛あり

大 字 雪 ヶ 谷

本村は古來より獨立の一村なりしも舊記なく詳細を知るを得ざるも、當村圓長寺附近に貝塚や石斧等發掘せらるゝを見れば先人の居住せし遺跡にて遠くより開發せし土地ならん。後ち江戸氏の祖先が領有せし地なるが如し。東は池上村に境し西南は道々橋、久ヶ原、東調布町嶺と隣し、北は馬込町千束及び本町石川又は玉川村大字等々力の飛地に接す。地形は孤三角に近く東北は丘陵にして坂路多く、西南又丘陵にして呑川其の間を流る處平地なり。此川もと此の平地を或は東に或は西へと紆餘曲折して流下せしも、大正十五年より西部耕地整理組合を設けて、區劃を整理したる結果中

原街道より下流は直線に改修し、河の兩側に道路を作り奇特の士是れに櫻樹を植へ本門寺前に到る春は恰かも花のトンネルの如し。大永四年北條氏綱關東を略するに當り、河村修理亮之並に里見五郎源義秋、長谷川豊前守等の家臣をして領せしめたり、天正十八年豊臣秀吉北條氏を亡ぼして領地を徳川家康に與へ、家康は代官木部戸左衛門をして之れを支配せしむ。寛永の頃より馬込領となり伊奈半十郎忠治(兵藏改名)寛永十一年より代官となり世襲する事、十一代百五十八年の永きに至る。寛政四年伊奈半左衛門忠享不取締の故を以て其の職を免ぜられ、大貫治左衛門新任せられ、中村八大夫、關保右衛門、築地茂左衛門、青山録平、齋藤嘉兵衛、小林藤之助、竹垣三右衛門、木村董平、今川要作、松村忠四郎の各代官を経て世は王政復古し明治と改元して武藏縣となりしも間もなく品川縣となりて、舊政は廢せられ第七大區五小區となり、更に明治四年東京府の管轄となる。元祿九年半込忠左衛門當村に屋敷小計賜地の添地として、代官支配外たりしとあるも其屋敷は當村何れの地なりや詳かならず或は俗稱土佐屋敷と云ふ所ならんか後日の考證に待たん。

本村は元祿十五年織田越前守奉行として、檢地役人吉田權右衛門外十二名に依つて檢地し、享保十六年四月檢地役人伊奈半左衛門外十名も檢地し、弘化二年九月築山茂左衛門外三名の檢地等屢々檢地行はれしも一つの檢地水帳の殘存するなく、當時を知るに由なし。明治十九年一月の調査に依れ

ば本村の土地次の如し。

民有地	官有地
田 十七町九反一畝二十八步	計 百三十二町三反〇十六步
畑 七十九町〇一畝二十一歩	神地 五反六畝二十一歩
宅地 拾町二反八畝二十歩	寺地 三反二畝二十四歩
山林 十四町八反二畝二十九歩	計 八反九畝十五歩
原野 二町三反六畝十五歩	總計 百三十三町二反〇一歩
墓地 三反二畝九歩	(此外道路、畦、堀川、土場敷等は調査未濟にて詳かならず)
畦敷 七町五反六畝十四歩	

本村には地籍に依る左の字名を有す

笹丸 舊字大境池上南	西 舊字居村前畑前道畑通山下
石川 舊字石川川境向山下	宮下 舊字柳町新田宮脇畑通
長家 舊字髮山	山谷 舊字大塚宮脇
日下山 舊字髮山	原 舊字道北畑通

猪窪 舊字道北畑通
 大下 舊字花木畑通大原前
 居村 一名並木とも稱す舊字居村前畑前道畑通
 以上の十三ヶ字之なり

谷中 舊字谷中
 市ヶ谷 (一名市ヶ谷方とも呼ぶ) 舊字市ヶ谷

本村には昔より七苗と稱し七姓の家世々此の地に住し、夫れ等の各支族増加して今日に至りしものなりと。即ち直井、永久保、國府方、遠藤、飯田、宮田、田中の諸姓之れなり。今や遠藤家は當村には居住し居らずと。

本村の人口に就いては名主等の各家殆んど火災の厄に遇はざるなき状態にて何等記録の存するなし、明治初年頃戸數百四十九戸、人口七百九十二人なりと。

本村に一神社と二寺院を有するも其由來等社寺の項に詳説せん。

橋 梁

雪ヶ谷橋、石川にありて中原街道の呑川に架す往時は些々たる竹木を以て架し、僅かに里人の往復の用に供し、稍や重荷を運搬せんとする時は、假橋を其傍らに架け通過せしも、安永三甲午年十一月圓長寺の信徒淨心源衛門、幸右衛門源五兵衛、庄左衛門、佐五右衛門等の諸氏諸人を救濟せん

との意を以て幅貳間長參間の石橋を築造し圓長寺第十二世日善師に依頼し其供養を行ひしと云ふ。今や府道となりて石橋はコンクリート橋となり幅員又大に廣められたり。

西ノ橋、往時呑川が村内を紆餘曲流せし際字西の部落に架設せし土橋にて慶長年間創設せしもの如きも今や呑川の改修に依り位置は變じコンクリート橋と改まりしも橋名存するや知らず。

柳橋、字石川にあり安永三年雪ヶ谷橋改修の際夫れ等の世話人此の橋も同時に改修せりと。

以上舊來の橋梁を示せるものにて河川改修後新設せる橋梁等は全町の橋梁部に掲ぐる事とせん。笹丸橋、八幡橋、昭和二年池上電車省線五反田驛に開通の爲め字笹丸と山谷の間を開鑿の爲め出來たる陸橋なり。

電鐵、池上電氣鐵道株式會社の軌條にして東調布町より來り當村字長家石川笹丸を経て大字池上千束に入る。本村に雪ヶ谷石川臺の二驛を有す。

大字 石川

本村は往古より一村をなし、地勢東北部は丘陵にして、馬込町、碑衾町に接し南西は平坦にして玉川村本町雪ヶ谷と隣りす。西南の村堺に一小流あり水源遠く深澤村より出で奥澤村を経て本村に

入り雪ヶ谷を経て池上に到る。之れを呑川と稱す。

本村は田地少なく畑多し。大永の頃北條氏の領する所となり、徳川入國以來同氏の所領となり、代官木部戸左衛門の支配を受け世田ヶ谷領たり。數次代官の更迭ありて明治維新に至り武藏縣に屬せしも間もなく、品川縣と改まり、後ち明治四年東京府の管轄となる。明治三年下沼村落に合し、更に明治二十二年町制施行に當り池上村に合併して今日に到る。

本村の鈴木七郎左衛門家（當主勇吉）は代々名主を務めたる舊記にして、舊記等多くありしも、大正二年八月火災に罹り重用書類焼失して尋ぬるに由なし。同家に元祿十三年の建造に係る倉庫あり、村の爲め餞饌に際し備へしものにて、九尺に六尺にして二重壁となり、雜穀百俵分を入るに足り依にして六十俵を貯へ得べく幸ひ此の倉庫は火災を免れ今尙存せり。同家に残れる安政四巳年三月、代官齋藤嘉兵衛様御役所として宗門人別五人組下帳に依れば「武州荏原郡石川村高七十六石一斗三升五合内壹石四斗八升貳合當已御高入」とあり、家數拾九軒人數は男五十四人女五十一人、百姓代金左衛門、年寄三次郎、名主七郎左衛門、五入組頭は三次郎、六左衛門、金左衛門等記せり。本村には鈴木、三田の兩家最も古く本村の住民多くは之等より分家せり。他に栗山姓ありしも絶家となり野口姓は鈴木の出なりと

當村の地籍に依る字名を記せば大原、大ヶ山、桑ノ木、島畑、上ノ臺、白山、田向、前田の八ヶ字とす。

本村には白山神社と天祖神社を祀りしも二社共明治四十三年雪ヶ谷八幡宮に合祀せり。

橋 梁

島谷橋、元島畑橋と云ひ本村と碑文谷村とに架する橋梁にして往古より架設しありも大正六年大洪水の爲め流失新に石橋を架し現名に改めしと。東京工業大學、本校は馬込町、碑倉町と本村に跨り校舎の大部分は本村内にあり、目下本建築として鐵骨コンクリート造り建造中なり。同校は元東京藏前にありて、東京高等工業學校と稱し、大正十二年の大火災に依り焼失し、此の地に移轉假校舎を作り授業を開始し、昭和三年大學に昇格せり。本邦工業界の大家多く、此の校より出づ。

大 字 道 々 橋

本村は元池上村の一部なりしも、寛政以前已に分離して現在の一村をなせりと。傳説に依れば、池上より本村に通ずる途中呑川の流れありて橋梁を架す、此の橋梁修繕に際し負擔の關係より池上村と紛擾を起し遂に獨立して一村をなしたるより下ドの詰り橋の問題より獨立せし爲め下ド橋、即

ち道々橋と稱するに至れりと。而して本村は獨立の際吾等の所有する處は即ち吾が村にて他の差配を受けずとて、各所を飛地として其差配下に置きたるものにて現在池上村の北馬込町に接する千束は道々橋千束と云ひ、今尙ほ本村内に包含し居れり。地勢東及び西北は平坦にして水田多く西南は丘陵の斜面なり。東は池上村に接し西南は久ヶ原と隣り北は雪ヶ谷と境す。大永四年より天正十八年迄六十七年間北條氏の所領たり。豊臣秀吉北條氏を討滅して領地を徳川家康に與へ代官木部戸左衛門の支配となり、寛永の頃馬込領となり、伊奈兵助代官として支配せり。數次代官の更迭ありて明治維新となり武藏縣となりしも間もなく品川縣と改まり、明治四年東京府の管轄となる。明治十一年池上、雪ヶ谷の三ヶ村聯合して戸長役場を本村貳百十三番地に設置し明治二十二年町村制施行に當り現在の池上町と合併す。

往時の本村地積は詳かならざれど明治十九年一月の調査に依れば

民有地	山林
田	壹町參反八畝五步
畑	原野
宅地	墓地
	畦敷
	八反貳畝貳拾五步

計 貳拾八町貳反參畝拾參步

官有地

神地 九畝貳拾步
寺地 壹反貳畝九步

本村には地籍に依る左の字名を有す

本村 舊字居村畑通しゆうせん畑通
芹ヶ谷 舊字芹ヶ谷耕地

以上の四ヶ字之なり

本村には醍醐、直井、三部、石川、野口等諸家古くより此地に居住せり。明治初年戸數三十八戸人口男百〇九人女八十八人なりと。

本村に一神社一寺院等を有するも社寺の項に詳記せん。

橋 梁

道々橋、字八幡下の呑川流に架設せる橋梁にして開通の年代不明なり。元祿五年申年本村の直井縫右衛門氏の補助に依り長貳間半幅壹間の石橋に架け替へたりしも今や呑川の改修に依りコンクリ

計 貳反壹畝貳拾九步

總計 貳拾八町四反五畝拾貳步

(此外道路、畦、堀川、工場敷等は調査未濟にて段別詳かならず)

八幡下 舊字小八幡下、八幡下、八幡下耕地
千束 舊字千束笹丸千束大池壑

ト造となれり。

辻橋、字八幡下を流るる千束流の支流に架設せる橋梁にして、元祿五年本村の直井縫右衛門氏補助に依り長四尺幅一間の石橋架設せりと。此橋又開通年代詳かならず。

鐵道

省線鶴見驛より品川驛に至る貨物線にして、久ヶ原より來り池上字下谷に入る線路にして本村の北部を横斷す。

大字堤方

本村は往古より一村をなし千束郷六郷領たり。「小田原北條分限帳」に二十七貫文六郷堤方蒲田助五郎に知行とあり、其他詳ならず、天正十八年徳川御入國後御高四百五拾石餘となり、代官の支配所たり。寛文中徳川二代將軍秀忠公臺徳院殿の御供米として、御高參百八拾石増上寺に賜はり、御料と寺領入會となれり。明治維新迄は村内淨國橋の傍に高札場ありしと。本村の西南方下池上村に小字内池(今は此の名あらず)と云ふ所あり往古は千束池の支流にありしが、やゝもすれば其水溢れ流れけるより、此地に水除けの堤ありしとぞ。當村は其傍らにあるを以て、地名おこれり。昔は文字の堤

傍と書せしに、何時しか今の字を用ゆるやうになりしと。されど永祿の頃には堤方と記せるを見れば、それも古き事ならん。彼の堤の跡とて、今も村内所々に小高き所あり。地勢東は市野倉、入新井町、大森町に交り西は徳持に隣り南は蒲田町に接し、北は下池上市野倉に連る。北方は本門寺の地續きにて此邊地形高く、夫れよりなだれに低し。鐵道は本村の東方小字十二天耕地を南北に走る本村に古くより居住せしものに櫻井、岩田、小澤、鎌田、吉田、遠藤の諸家あり、住民は往古は農を以て業とせしも今や都會人士の住宅と化しつゝあり。明治維新後武藏縣となり間もなく品川縣に改まり明治四年東京府となる。明治十一年久ヶ原、徳持、下池上、市野倉、桐ヶ谷の各村と聯合戶長役場を下池上村本妙院に設置し、明治二十二年町制施行に際し前記の各村に池上、雪ヶ谷、道々橋石川の十ヶ村合併して池上村となり、現在に到る。本村の土地反別を示せば

民有地

- 田 參拾五町七反八畝十步
- 畑 八町三反三畝十二步
- 宅 壹町〇七畝六步
- 山林 貳町三反三畝四步

墓地

- 計 四拾七町六反七畝十六步
- 官有地
- 神地 壹反〇一步
- 寺地 貳反〇十八步

鐵道 七反七畝二步

計 壹町〇七畝二十一步

總計 四十八町七反五畝〇七步

本村には地籍に依る字名あり、即ち山下、蒲田溝、沼田、十二天、西新井の五字之なり。

呑川、本村の中央部を流れ養源寺前にて二派に分れ、一條は東に流れて入新井町に入り、一條は南に流れて蒲田町に入る。

淨國橋、呑川流れに架する橋梁にして、徳川幕府時代其修繕は公儀の負擔なりしと。橋名に付ては故ある事ならんも今や傳ふる者なし。

本村には一社二寺院又は名勝、古蹟を有すれども後章に詳かにせん。

大字久ヶ原

本村は元一村なりしも中世に至り一は六郷領（在來久ヶ原）一は馬込領（上知久ヶ原）と二分さる、正保及び元祿年中の改定國圖に依れば村名は久河原としるせり、今の字に書き替へしは何時の頃よりか詳かならず。里人の傳ふ所に依れば昔は今里村と稱せりといへり。又上知とは文政の頃山本五郎八と云ふ者知行を上知せしより此の名ありと。後ち再び一村となりしも年月詳かならず。明

治十一年下池上、徳持、堤方、市野倉、桐ヶ谷の五ヶ村と聯合して戸長役場を下池上村立教院に設置し、明治二十二年町村制施行に當り前記五ヶ村に雪ヶ谷、池上、道々橋、石川の四ヶ村を加へ十ヶ村合併し池上村となり現在に至る。地勢東は下池上と呑川を隔てて相對し西は嶺、鶉ノ木に境し南は矢口、徳持に接し北は道々橋及び雪ヶ谷と隣りす。村内西南は高燥の地にて、その餘は高低打交はれり。村民は農を以て業とし古くより居住のものに中島、平林、小原、宮田、長島、野口、三木等の諸家あり「明治八年の調査」に依れば戸數百〇六戸人口男三百四十八人女三百二十七人計六百七十五人なり。最近に至りて都會人士の本村に移り來るもの頗る増加す。本村の開発は何時の頃か詳かならず。西南方の丘陵には先人の居住せしにや貝塚等所々に發見す。徳川御入國後は代官支配せり。後ち御領。私領、寺領と入會となれり、御領は代官支配し、私領は三浦久五郎、三浦五郎三郎、森川玄蕃、吉田次郎三郎、三浦辨五郎等の知行たり。寺領は江戸西の久保大養寺、愛宕下天徳寺、芝金杉西應寺、湯島根生院、増上寺隱居料並に方丈の領たり。以上何れも賜はりし年月詳かならず。増上寺隱居料は高壹百三十一石餘とあり、根生院は延寶八年と元祿十二年の二度に豊嶋郡澁谷村の替地に賜はれり。

番時本村には大塚、小塚、味噌耕地、南臺、庄仙、鐘ヶ屋、家村、根カハラ、五段田、杉下等の

小字ありしも今や左の如く改たまれり。
谷築、沼、仲、北、八幡、久根本、久崎、猪ノ鼻、南臺、高谷、久ケ里、淺草、庄仙の十三ケ字
となる。

本村の反別を示せば

民有地	墓地
田 貳拾貳町六反〇二十四歩	計 三反一畝十七歩
畑 九拾八町五反一畝十六歩	計 百三十二町八反〇二十一歩
宅地 五町五反九畝〇一歩	官有地
山林 四町九反三畝二十一歩	神地 一反五畝十三歩
芝原 一反六畝二十九歩	寺地 二反六畝十八歩
藪 六反七畝〇三歩	計 四反二畝〇一歩
	總計 百三十三町二反二畝二十二歩

本村に二社、二寺院又胴殻様とて幕臣の憤墓等を有すれど後章に詳かにすべし。
鐵道は村の西北部を省線貨物線僅かに横斷するのみなり。

大字市之倉

本村は古より一村をなし、昔は市野村と唱へしよ傳ふれども、正保の頃已に市ノ倉村と書き記
せるより見れば改められしも古き事なるべし。今の市野倉と書き替へしは何時の事か詳かならず。
東は入新井町及び馬込町に接し、西は下池上に境し、南は堤方と隣りし、北は桐ヶ谷に連る。本町
の東方に位す本村の開闢は詳かならざれど、鎌倉時代豪族子母澤五郎此の地に居住し、其舊址を字
子母澤耕地と稱すと云へば相當古き村なるべし「北條分限帳」には一貫八百文六郷の内一の倉蒲田
分太田新六郎知行とあり、此の前後のこと詳かならず。徳川御入國の後には御料所にして代官伊奈半
十郎の家にて代々支配せり、元祿十丑年織田越前守奉行として檢地す。吉田權右衛門主命を帯び御
繩入、舊來の石高貳百石餘は百六拾貳石四斗と減石し居民漸く安堵し家數相増せりと。元馬込領た
りしも、天保年中六郷領と改領せり。寛政四年代官伊奈半左衛門忠尊不取締の籙を以て大貫次右衛
門光豊代官となりて支配し數代代官の更迭ありて明治維新となり、武藏縣となり幾ばくもなく品川
縣に改まり、明治四年東京府となる。明治十一年久ヶ原、徳持、下池上、堤方、桐ヶ谷と聯合して
下池上村立教院に戸長役場を設置し明治二十二年町村制施行に當り前記各村に池上、雪ヶ谷、道々

橋、石川等十ヶ村合併して、池上村となり現在に至る。本村に居住せるものに鈴木、横溝、川島等は舊家なり。此等の支族増加と共に他村より移住せる者合せて明治初年には戸數三十五戸人口男九十二女九十七合せて百八十九人を數ふ。

本村の土地反別を示せば

民有地	計
田 九町五反五畝一步	參拾貳町貳反七畝十九步
畑 九町六反四畝一步	官有地
宅地 二町〇九畝五步	神地 一反三畝十六步
芝藪 三町〇十二步	寺地 一反一畝十二步
山林 七町九反一畝〇七步	計 二反四畝二十八步
墓地 七畝二十三步	總計 參拾貳町五反二畝十七步

本村に辨天池（一名、三ヶ村池と云ふ）池あり。

本村の地籍に依る字名を記せば子母澤、入田、宮下、八幡、谷戸原、梅田、桐里の七字之なり。本村に一社一寺あり後章に詳かにす。

大字 桐ヶ谷

本村は往古より一村をなし馬込領に屬す。東は市野倉に接し西は下池上に連り南は堤方に隣し北は馬込町に境す。往古江戸氏の一族の領する所、鎌倉幕府の時梶原氏の領となり、後ち上杉氏の家臣太田道灌の領下に屬す。其後を詳かにせざるも小田原北條氏滅亡後徳川家康の領となり、明歴二年幕臣山本藤右衛門の領地となり、高六十八石三斗四升餘とす。文政十一年地頭變革して、代官中村八大夫の支配する處となり數代の代官を経て、明治維新となり、武藏縣となり間もなく品川縣に改まり、明治四年東京府となる。明治十一年久ヶ原、徳持、堤方、下池上、市野倉の諸村と聯合して下池上村立教院に戸長役場を設置し、明治二十二年町村制施行に際し池上、雪ヶ谷、道々橋、石川等と合併して池上村となり現今に至る。本村に古より居住せしものに柏木、横溝等の諸家あり、此等の支族と他村より移住のものにて、明治初年には戸數十五戸人口男四十五人女四十八人計九十三人となる。

本村の土地反別を示せば

民有地	計	九町〇一畝十四歩
田	官有地	
貳町七反七畝四歩		
畑	神地	壹反三畝十三歩
五町六反四畝二十二歩	總計	九町一反四畝二十七歩
宅地		
五反九畝十八歩		

本村の地籍に依る字名は、稻荷、桐里、入田、宮下、梅田、西臺の六字とす。
 本村の住民は多く農業を主とするも十五戸の内五戸は本農半商なりしと。
 本村神社に就いては後章に詳かにすべし。

大字 下池上

本村はもと池上村の一部なりしも、慶長三年二月二十四日分離して下池上村と稱するに至れりと鎌倉幕府の臣番匠池上右衛門太夫宗仲の領地にして、宗仲深く日蓮上人に歸依し、自から本門寺を創建し、采邑を擧げて本門寺の領地とし不入の地とせりと。其後の變遷詳かにせず。徳川家康入國後慶長三年二月二十四日舊高百石本門寺に寄附せらる。是れ池上村と分離の年月相等しきより見て御料と寺領を區別して下池上の生れし起因ならんか。地勢東西南の三方は平地にして北は本門寺の

境内なる幽邃の丘陵池上山(一名長榮山と云ふ)を負ふ。東は堤方と境し西は久ヶ原に接し南は徳持に隣し北は池上と連る。村内に本門寺を始め數十ヶ寺と一社を有すれどもそは後章に詳記せん。本村は六郷領にして、明治維新王政復古に依り、武藏縣となり間もなく品川縣に改まり、更に明治四年東京府となる。明治十一年久ヶ原、徳持、堤方、市野倉、桐ヶ谷の各村と聯合戸長役場を村内立教院に設け、明治二十二年町村制施行に際し、前記各村に池上、雪ヶ谷、道々橋、石川の各村を加へ十ヶ村合併して池上村と稱し現今に至る。呑川は本門寺前を東に堤方に流下す。本門寺前に架する橋梁を靈山橋(一名鷺山橋とも云ふ)と云ふ。本村より久ヶ原に通ずる架橋を長榮橋と云ふ。元は木橋なりしも、耕地整理に依り河川改修の結果コンクリート造に改まる。河川改修に依り橋梁増加せしも、此處には只在來の橋のみ掲げ他は全部橋梁の部に掲記せん、本村は本門寺創建以來他國より參集し來り留まりて土着せる者の多き者の如し現に丹波屋下總屋の屋號は其生國を示すに非ずやと思はる。古くより居住せる者に遠藤、森、齋藤、小林、稻垣等舊家あり、明治初年の人口は本籍四十九戸寄留六戸を計へ人口男百一十一女百十四計二百二十五人池上電鐵開通後人口著増の傾向にあり通信機關としては池上郵便局(三等無集配)ありて電信、電話の取次ぎを行ふ。
 本村の土地反別を示せば

民有地

田 七町七反三畝二十六步
 畑 八反五畝十步
 宅地 貳町六反五畝一步
 屋敷續山貳反八畝
 墓地 六町一反八畝八步

計 拾七町七反〇十五步
 官有地

神地 九畝五步
 寺地 拾貳町五反

計 拾貳町五反九畝五步
 總計 參拾町二反九畝二十步

本村地籍に依る小字は北野町、南町、長榮の三ヶ字とす

大字 徳持

本村は往古より一村をなせしも其開闢詳かならず。六郷領に屬し堤方郷内六郷領と號すも堤方郷内とは何を意味するや又稱へ來りし年月等詳かにせず。徳川御入國當時天正十八年此地を矢部掃部に賜ひしこと家譜に見へたり。其後増上寺領となりし由なるも變遷詳かにせず。寛永二十一年檢地せしも石高五百二十一石元の如しと。正保年中伊奈半十郎の支配所となり、寛文の頃に至りて青山因幡守に賜へり。永祿十五年檢地して石高三百四十一石五斗一升餘となり、幾ばくもなく再び代官

の支配所となり、その後増上寺御靈屋料となる。明治維新に至りて武藏縣となり間もなく品川縣となり、同四年更に東京府となる。明治十一年久ヶ原、下池上、堤方、市野倉、桐ヶ谷の各村聯合して戸長役場を下池上村立教院に設置し、明治二十二年町村制施行に際し前記各村と池上、雪ヶ谷、道々橋、石川の四ヶ村を加へ十ヶ村合併して池上村となり現今に到る。地勢概ね平坦にして、西北少しく丘陵を負ふのみ。東は堤方蒲田町等に接し、西は峯、矢口の二町と境し、南は蓮沼、安方に隣し、北は下池上、久ヶ原と連り、本町の南端に位す。明治初年の頃本村の戸數は五十戸人口男百四十女百四十七計二百八十七人を有し多くは農を以て業とするも五十戸中十五戸は工、商を兼業せりと、本村の土地反別を示せば

民有地

田 三拾參町貳百〇八步
 地籍に依る字名を示せば

畑 五町四反五畝十五步

知字志面、前田耕地、芝原耕地、沼方耕地、五反田耕地、幸田橋、池田耕地、内砂田耕地の八ヶ字之なり。六郷用水は嶺村より流入して村の田園を灌溉し南方に流下す。千本松橋は六郷用水路に架設の橋梁なり。此地往古は鎌倉街道にして松並木數千本繁茂せしより今に千本松の名を残す。慶

長年間六郷用水開設に當り、此の橋梁を架せしと。相州平間街道への通路に當り長さ三間幅二間の木造橋なり。

電車は蒲田驛を起點として五反田驛に通ずる池上電車、本村の南部を蓮沼村より入り嶺村に奔る本村に池上驛あり。

本村に一社一寺一庵を有するも後章に詳記すべし。

郡村制度

徳川時代の郡村制度は、一郡に郡代、代官、勘定所、奉行、關東八州取締及一村に名主、年寄、百姓代、五人組等の諸役を置き、各諸事を取扱ひたるものなるが、當時の郡代は今の知事に相當し、代官は郡代を補佐して主として警務に當り、關東八州取締は警務の補佐役として、絶大の權威を有し、一般人に殆んど恐怖の念を抱かしたるものなりと云ふ。然して名主は今の町村長に該當し、其の町村に各種の功績あり又は由緒ある家柄の子孫が累代世襲したるものにて、常に村方一切の事務に執掌し最も重大の責任あり、隨つて其權力も極めて大なるものなりしが、其の補佐役に年寄あり、百姓代ありて専ら協議制に依り、村方の自治行政は概して圓滿に執行せられたるなり。

徳川時代に於ける、名主年寄等の職制は之を詳かにすること能はざるも、明治維新後も、同五年戸長副戸長等の制度を施行するに至るまでは、庄屋乃至組頭等の村役人をして村政を行はしめたるものにて明治二年三月品川縣より布達せられたる、郡中制法並に村庄屋心得條目、一面當時の世相を窺知し、且つ幕政時代の村制を推考するに足り、併せて村役人の職務權限及其の責任を明かにするものあるを以て、此處に之を載録す。

郡中制法條々

- 一、御高札之旨謹而可相守事
- 一、追々布告する趣不可違背事
- 一、邪宗門拜怪靈之宗法堅く禁之然る上は五人組互に穿鑿し不當之者有之は速に可申出若緩せして他より於洩聞は五人組之者可爲越度事
- 一、五人組之儀は家竝最寄を以組合せ親戚同様親しく可相交事
- 一、組内喧嘩口論其の他故障出來之節は組頭へ届組頭取捌がたきときは庄屋へ相届可成たけは村内にて治むべし自然庄屋之心にも不任ときは可言上事
- 一、付、他處人別に加り度願出るものあらば出處産業等聞糺し是迄の在處役人よりの送り狀を取

り人柄不審も無之請人等も有之は其書ものをも取置願出聞届之上五人組へ加ふべし其儀なく不審のもの留置に於ては五人組之者可爲越度事

付、他處人出稼に来るものも同斷是迄の在處役人之添書を取り人柄不審も無之請人等も有之は其書ものをも取置願出聞届之上可免滞居其儀なく不審の者留置に於ては家主五人組とも迄も可爲越度事

付、他處より年限り奉公人雇入るときは篤と取糺し親元名前年齢書記し庄屋へ可届出其儀なく不審のもの留置に於ては主人可爲越度事

付、他處へ轉居此地の人別を外れ度願出るものは組合庄屋とも旨趣詳に聞糺し道理至極之儀あらば其段願出聞届之上庄より送り狀差出し先方の人別に加へ此地の五人組を除くべき事

付、年限を以他處稼に出るものも同斷庄屋より添書差出し尤歸り期限を誤るべからず無據滞留いたすにおいては其趣き速に可申越事

付、組内死生縁組改名田畠山林賣買讓與其外廉立出入有之は其度々庄屋へ相届戸籍へ可書記事一、村内懇和し吉凶相助善を勧め惡を戒め共々渡世の安穩をはかるべき事

付、孤獨癡疾無吉之究民は村内互に申合常に心を付け救助申出等遺漏沈滞不可有之事

付、火災盜難或は病氣等にて産業を失ふものあらば組合村内心遣ひ産業に基かしむべし不任心事あらば速かに可申出事

付、盜難亂暴人水難火災等都て非常警めの儀は五人組村内にても兼而申合置急變相救ふべき事付、盜難惡黨搦捕申出るものは褒美を與ふべき事

付、用事には他國へ出るものは其趣を庄屋へ相届庄屋より往來券を取り可罷出然る上は於他國病氣或は死去等之儀相聞は親類組合之内又は村役人之者罷越一件可取捌事

付、諸事心得不宜身持放埒なるものあらば五人組役人教諭を加へ善道に導べし自然徒らを構へ折檻を不用惡行相募るにおいては可訴出事

付、善行奇徳のものあらば申出べし善人の出るは兼て示し方よろしき故にて其組合其村の美事たり當人は勿論品により庄屋五人組の者迄も可與褒美事

一、農業を不動不正之商賣を事とし高利を貪る事堅く誠むる所なり諸事農業の風を不失耕作精々可相勸事

付、有徳の百姓米銀を貸といへども利息尋常たるべし貸家かし地等過當之代料取るまじく諸職人作料手間賃申合せ高直にすべからざる事

付、米穀諸畜物縮買或は申合せ高價にすべからざる事
付、出處不知物品は質に取るまじく出處知れたるものにも請人無之品は質に取るべからざる事

付、盜物買取又は質に取置ものは品物取上申付べし盜物と乍知買請け又は質に取るものは咎方を可申付事

付、賈せ金銀其外惡たくみを以て人の目を掠むるものあらば速に可訴出假令一旦其事に携るといへども其咎を免遣すべし

付、人之賣買堅く禁示之事

一、博奕其外賭の諸勝負堅く禁之若竊に取扱ふものあらば可訴出隠し置他より於洩聞は村役人五人組迄も可爲越度事

一、横死人自害人倒れもの等有之は番人付置可遂注進事

一、往來のもの怪我病氣飢渴等にて相煩はば醫師へ見せ能而介抱いたし遣すべし若歩行も不相叶ときは其者の在處承り村送りにして送り届るか又は迎を呼寄るか無疎略可取扱致病死ときは其者の道具等不紛失やう封印締りにして在處へ可掛合事

一、捨子墮胎制禁なり自然貧窮にて養育不能者は可申出救助し可遣事

付、捨子有之節は村内申合致養育置可届出事

一、出處不慥者へ宿貸すまじく都て旅人止宿を乞ふときは在處其外聞糺し往來券相改處役人へ相届其上にて止宿いたさすべし一已の了簡にて宿貸すべからざる事

付、遊女野郎の類一切不可留置一夜の宿もかすまじき事

付、社寺堂宮に隠れ忍ぶ喧亂のものあらば近邊のもの申合致吟味搦捕可遂注進事

付、他處より不審の者入込まば五人組處役人等致吟味品によりては搦取可注進事

一、新規の社寺建立停止之事

付、猥りに僧尼と成る事禁之自然理至極の儀於有之は願出の上可免許事

付、佛名題目の石塔供養塚石地藏等建立之儀向後停止たり理至極の儀あらば願出の上可免許事

一、神事佛事祭禮等の節山鉾其外處不相應の寄附たとへ舊例たりとも可致減省事

付、神佛開帳可届出事

一、角力芝居狂言等私に興業すべからず願出可請免許事

一、兼面免許無之場所にて遊女藝妓等不可抱置事

付、百姓の妻娘共三味線舞曲等の遊藝を専とし遊客酒宴の席に立交り藝者遊女等の見習ひする事堅く可相誠事

一、身分に應ぜざる饗應事僭上驕奢の風儀相誠る所なり竝取嫁取養子取組出産年賀葬祭等の儀華美虚飾を省き實意を旨とすべき事

一、田畠不荒様にすべし水損等にて荒地となり起し返し一家の力に不及處は村中互に助勢すべし村中の力にも不及程の事は可申出事

付、永荒の地起し返し又は新田畠開立は可届出事

一、田畠を開き可然地は村々申合せ處役人立合秣場作道等の妨にも不相成は可申出新開可申付事

付、堀を埋溝筋通筋を付替又は新掘提等築ときは村役人立會吟味の上可請差圖事

付、用水堤田畠の境界等常々申合せ置不可諍論事

一、溝川道橋堤防等大破に至らざる内可加修復尤下においての普請に難成程の儀は可申出洪水等の節は村中出會可守護其儀も無之且常々修復に怠り及大破事其村村役共の可爲無念事

付、川中寄洲等へ私に田畠を開き又は樹木を植付家屋を構る事停止之事

付、堤防川岸等へは柳吳竹等を植出水の節の圍に可相成常々可遂心配事

一、御用人馬は不及申往來の者人馬繼立晝夜に不限無滯可差出事

一、御林立山の竹木枝葉たりとも御用の外採用停止の事

一、耕作秣場等の支りに不相成土地見立樹木可植置事

一、出役の面々權威を振ひ或は私曲を構無理を仕掛る等の事あらば不隱可訴出未々家來下人等にも可爲同斷事

付、廻郡の節百姓の馳走に不成村々費無之様申付候條聊にても饗應體の儀すべからざる事

一、賄賂堅く禁之種々名目を付け輕き品にても差贈るまじく別て出役の面々へは是迄如何程の因み有之とも音信禮物等差出事一切停止の事

一、諸事公論に決し衆庶其處を得各志を遂げしむる事王政の御趣意たり其旨に背き諸人を妨るものあらば村役は素より假令諸官有司の面々たりとも無憚可訴出事

付、何事によらず世上の爲と相成事心付は何時にても可申出事

右條々堅可相守是永世之制法たり聊不可違背もの也

明治二己巳年三月

品川縣

村庄屋心得條目

村庄屋可心得條條

- 一、庄屋役之儀は一村の長として百姓共へ傳達の事件を始め平生諸世話駆引等其役務たり時により村中の總代に可相立事に付謹而御仁政之御趣意を奉じ可遂精勤事
- 一、役威に傲り尊大驕奢の所行堅く誠之村内百姓共より申出る儀を是非をもわかつさし押へ情實を上達せず或は公事訴訟等に付賄賂を請依怙の取計等いたすまじく方正廉直を旨とし條理明らか可取計事
- 一、追々布令達する趣屹度相守旨趣審かに村内へ可申聞事
- 一、百姓離散せざるやう相心掛貧窮の者あらば難澁いまだ行詰ざる内扶助の手立をなすべし自然下において心に不任程の事は速に可申出常に花美の奢を警め無益の費を省き農業を勧め諸人成立の心遣可爲肝要事
- 一、田畠不荒様堤防溝川道橋等修補に怠るべからず自然水損等にて及大破下において普請難調程の事は速に可申出荒場起し返しの儀も村中申合精々可心遣百姓ノ力に不及事は是亦速に可申出事
- 一、田畠用水水筋山林等境界を正し諍論不起様兼て可付心事

- 一、御用人馬は不及申往來のもの人馬繼立晝夜に不限無滯様兼而其仕法立つべき事
- 一、御米藏之儀常々心掛雨もり等無之様可加修復勿論番人等緩せにすべからざる事
- 一、收納米其外諸上納物念を入百姓のいたみに不相成やう可心掛事
- 一、官用と號し村内へ不當の出金いたさせ間敷村内諸入費可成丈けは相減じ明細に書記し置百姓中疑を不生やう其譯具に申聞せ清廉の取計可爲肝要事
- 一、水利を起し土地を開き良木を植木物産を盛んにし永世村里の榮を計るべき事
- 一、村内懇和善を勧め悪を誡め風儀を宜に導事村役人の勤方にあり心得方不宜ものあらば懇懇に教諭を加へ行狀を改めしむべし且又諸人に抽心得よろしきものあらば逐一に可申出事
- 一、常に戸籍の取しらべ不怠村内に不審のもの不可留置事
- 一、凶年飢歲の手當無怠可遂心配事

右之通相心得もの也

明治二己巳年三月

品川縣

代官

荏原郡の代官は、天正十八年徳川家康公入國と共に伊奈氏を以て任ぜられ、累世其の職を継ぎ、伊奈半左衛門忠尊に至り、寛政四年不取締の廉に依り其の職を免ぜられ、大貫次右衛門任官數代を経て明治維新となるまでの歴代の代官を擧ぐれば、

天正十八年より	木部 戸左衛門	年月不詳	木部 善左衛門
寛永十一年より	伊奈 兵藏	寛永十八年より	伊奈半十郎忠治
承應二年より	伊奈半左衛門忠克	寛文五年より	伊奈半十郎忠常
延寶八年より	伊奈半十郎忠篤	元禄十年より	伊奈半左衛門忠順
正徳二年より	伊奈半左衛門忠達	元文四年より	伊奈半十郎忠辰
寶曆六年より	伊奈半左衛門忠宥	明和七年より	伊奈半左衛門忠敬
安永七年より	伊奈半左衛門忠尊	寛政四年より	大貫 次右衛門
文政六年より	中村 八太夫	天保十三年より	關 保右衛門
天保十五年より	築山 茂左衛門	嘉永二年より	青山 録平
嘉永五年より	齋藤 嘉兵衛	安政五年より	小林 藤之助
文久二年より	竹垣 三左衛門	文久三年より	木村 薫平

慶應二年より

今川 要作

慶應三年より

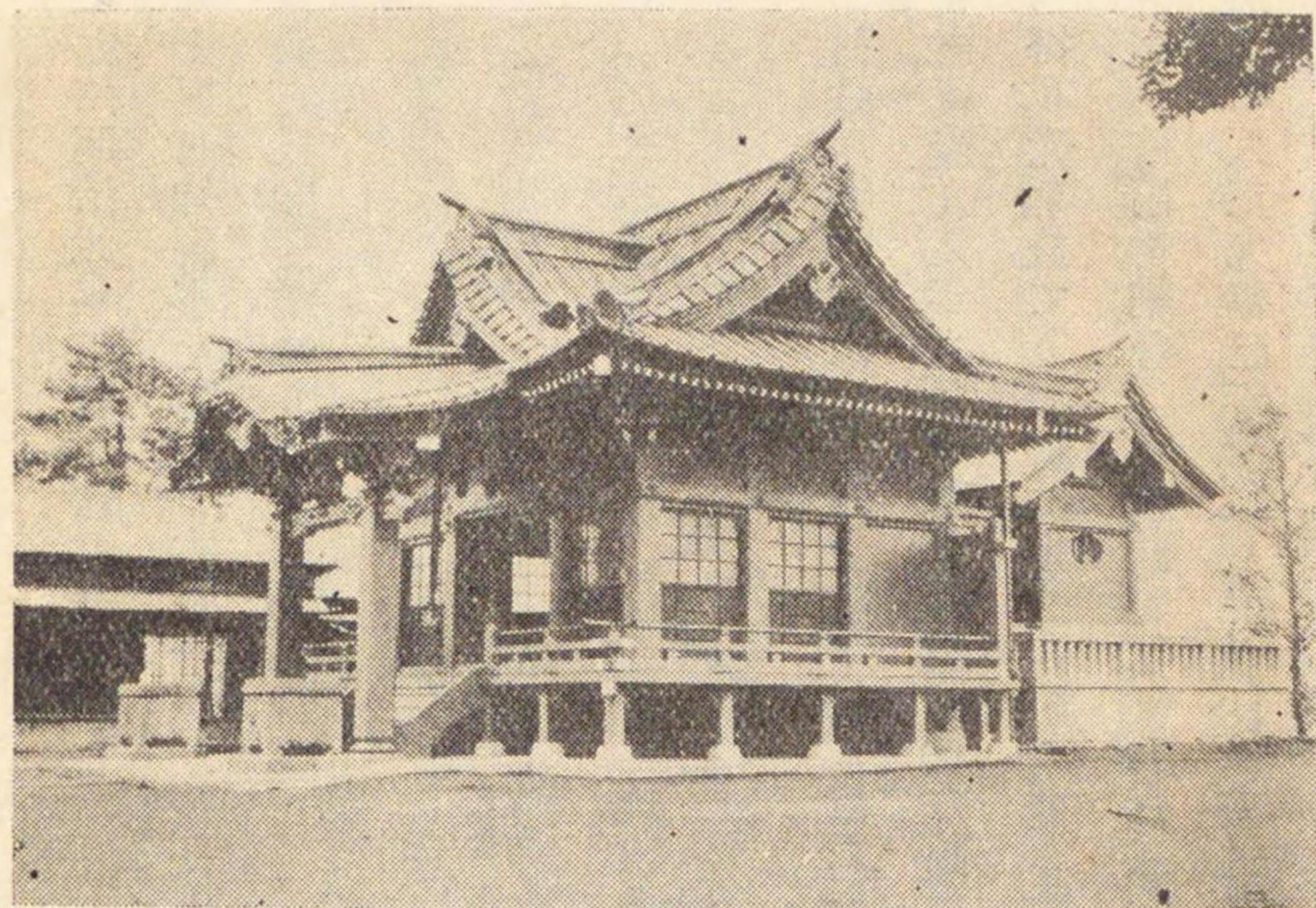
松村 忠四郎

而して明治元年王政復古し武藏縣となり七月二十五日、松村忠四郎は知縣事に任ぜられ、その翌八月十四日知縣事を辭し、古賀一平が後任となり、明治二年二月品川縣となり更に明治四年十一月東京府と三度變遷せり。

第二節 神社の由緒

八幡神社 (村社)

村社八幡神社は大字池上字下谷五百六十三番地にあり、境内壹千四百五十一坪。譽田別命を祀る當社は康元元年六月十四日相州鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮の宮殿震動す、此時池上宗仲の邸内にありし幣帛毎夜光を放てり、時に宗仲密かに鶴ヶ岡の影向なるを知りて、今の本門寺本堂影堂の背後に小殿を作り幣帛を納む、其後弘安五年九月二十八日開眼すと、夫れより本門寺の鎮守として崇敬せらる。然るに天正九年己年十二月十五日根方村の人綱島有近祐清の願により同人の土地即ち現在の地に遷宮せらる。當時は大比留姫尊を祀り、子安八幡と號し安産の守札を授けたりと云ふ。明治六年七月



八幡神社

五日改めて譽田別命を祀れりと。
前社殿は天保十四年の建立なりしも大正十四年七月三十日社殿焼失し、現在の鐵筋コンクリート神殿造りの社殿は昭和二年九月落成同年九月十四日遷宮せり。祭日は毎年九月十五日にして神主は初め綱島有近、勸めたりしものなり。其後神佛混淆時代は同地林昌寺住職別當として掌る所なりしも、明治維新後神佛分離の結果、明治六年七月五日村社に列せられ、中延村鑄木外記義胤祠掌となり、明治三十八年十一月八日山口直鷹社掌に任せらる。明治四十年五月四日供進參向指定神社と定められ今日に及ぶ。氏子百二十五戸。
末社に稻荷神社、疱瘡神社あり大正十四年七月三十日日本社殿焼失の際類焼の爲め目下本社殿に假

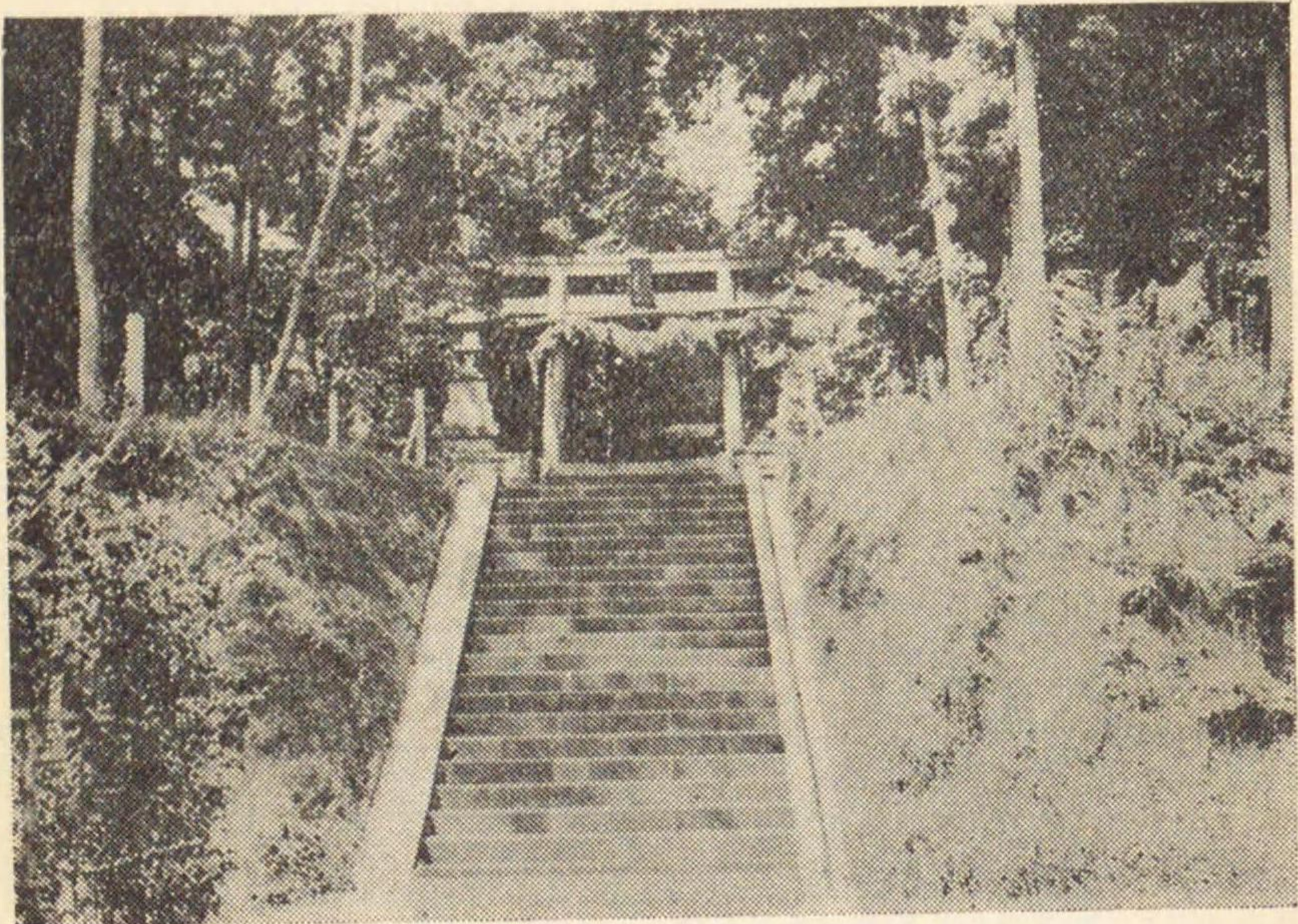
遷宮中なりと。

八幡神社(村社)

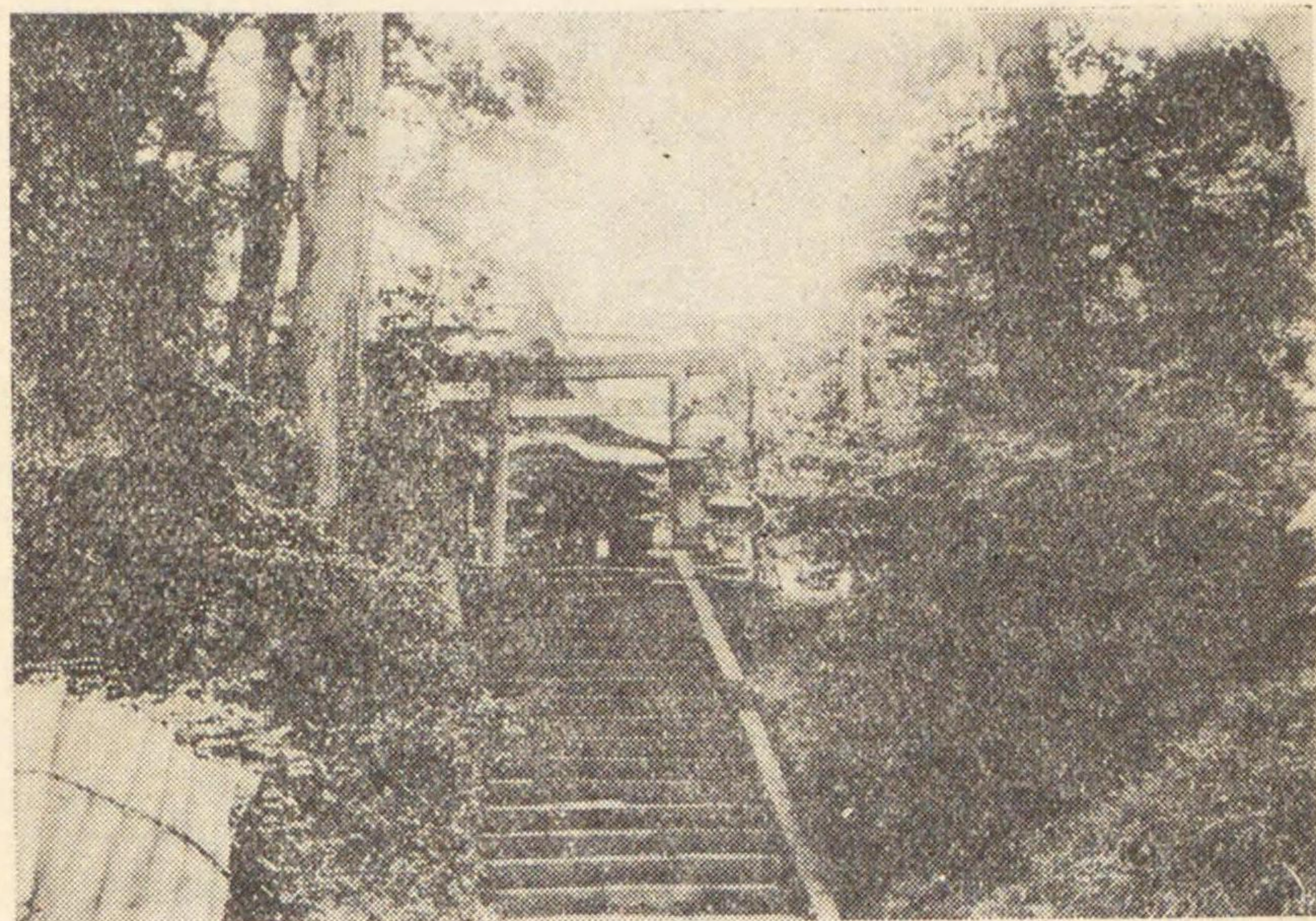
村社八幡神社は、大字久ヶ原千〇六番地にあり境内二百〇八坪。譽田別命を祀る。鎮座年月不詳なり。明治六年村社に列せらる。明治四十年供進參向指定神社となる。祭日は九月十五日とす、社掌は松本兵馬、後ち明治三十三年九月四日大村榮助補任さる。

八幡神社(無格社)

當社は、大字雪ヶ谷字山谷六百三十八番地にあり、境内一千〇二十坪、社殿一間半四方、廊下一間に三間、拜殿三間に二間半、南に向つて建ち石

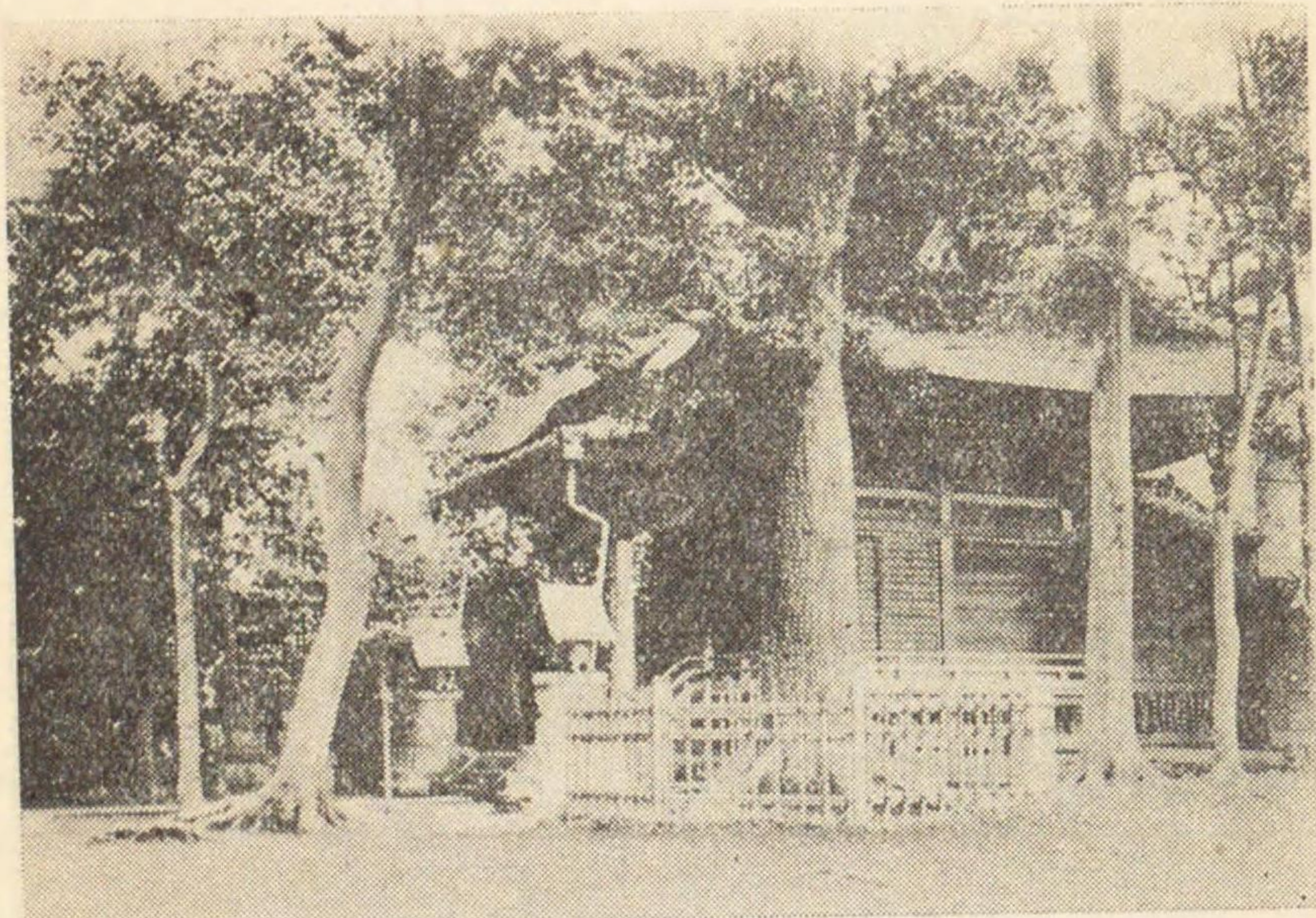


久ヶ原八幡神社



社神幡八谷ケ雪

鳥居二基と木造鳥居の一基あり、祭神は、應神天皇を祀る、天正元年勸請鎮座せりと、元文中火災に罹り後ち新築せり、嘉永戊申年秋八月大風にて大破し同時に境内の樹木數千本倒れ、夫れ等を賣却と共に村中の寄附を得て、文久二年壬戌正月起工翌年二月落成せしも遷宮式を擧ぐるに至らずして明治維新となり、明治三年十一月十日其式を擧げしと是れ現在の拜殿なり。社殿は、明治五年起工明治二十九年十一月二十五日落成し遷宮式を盛大に擧行せりと云ふ。思ふに元は拜殿内に御神體を奉安せしものならん。當社は神佛混淆時代は佛祭にして當村の圓長寺、長慶寺の兩寺住職立會の上讀經せしと云ふ。明治二年己巳正月神佛分離の發令に依り、隣村中延村名主鏑木利兵衛舍弟外

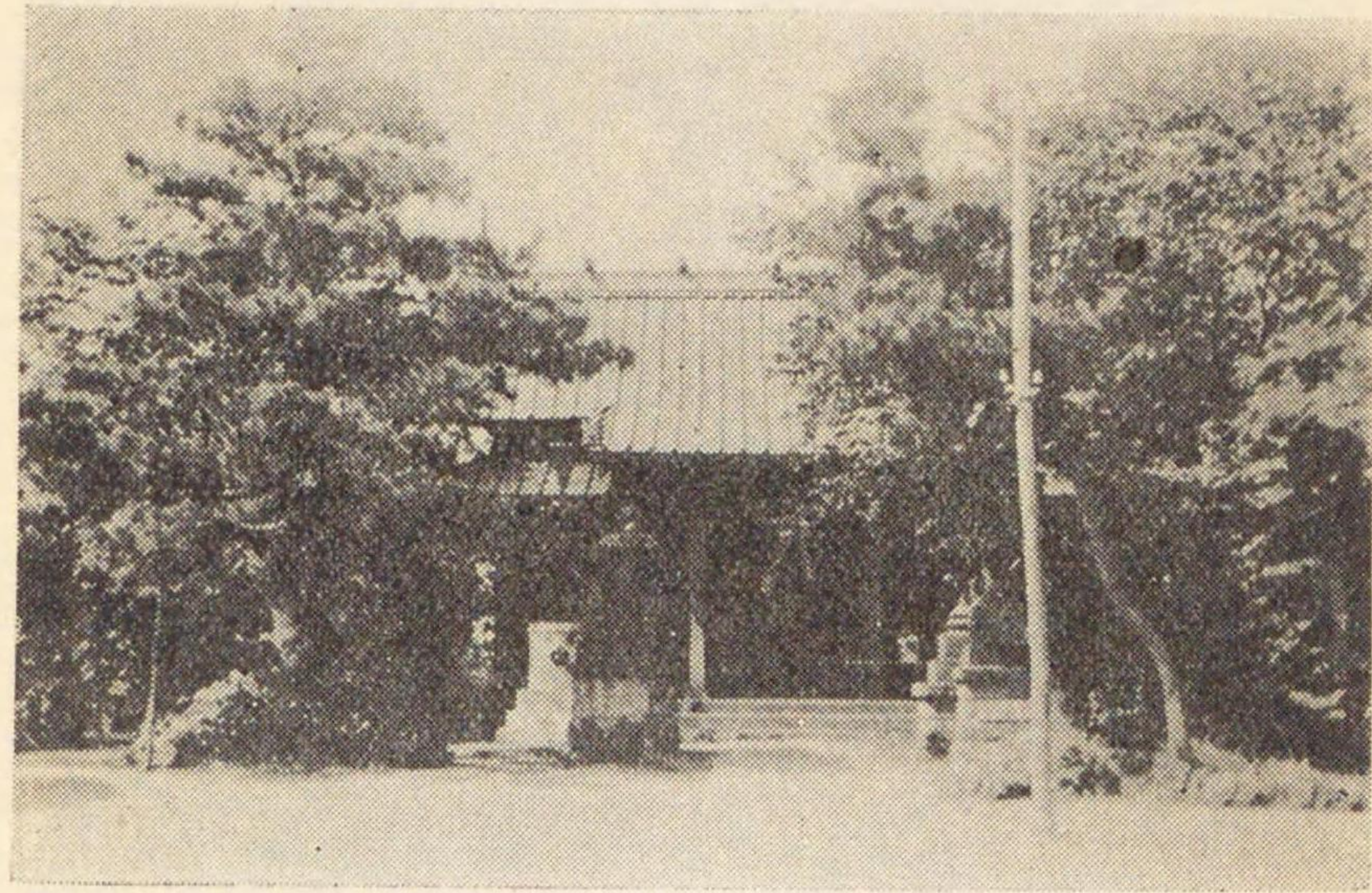


社神幡八原ケ久

記義胤同村八幡宮神主を命ぜられ當社をも兼務せらるゝ事となり、同月十五日祭禮の砌り始めて奉幣せりと云ふ、明治六年村社に列せらる、祭日は毎年九月十五日とす。明治四十三年石川村の白山神社並に天祖神社を合祀す、末社に天満宮、清正社、瘡守社、稻荷社等あり境内小祠に祀らる。境内二字居住者の後援のもとに在郷軍人同志會に於て昭和六年五月十日忠魂碑を建設す。

八幡神社(村社)

當社は大字久ヶ原四百二十番地にあり、境内二百五十五坪、社殿二間に三間、祭神譽田別命を祀る、長七寸餘の甲冑を帯して坐せる木像鎮座すと鎮座年月不詳なり。社前に百の鳥居及百階七級あ

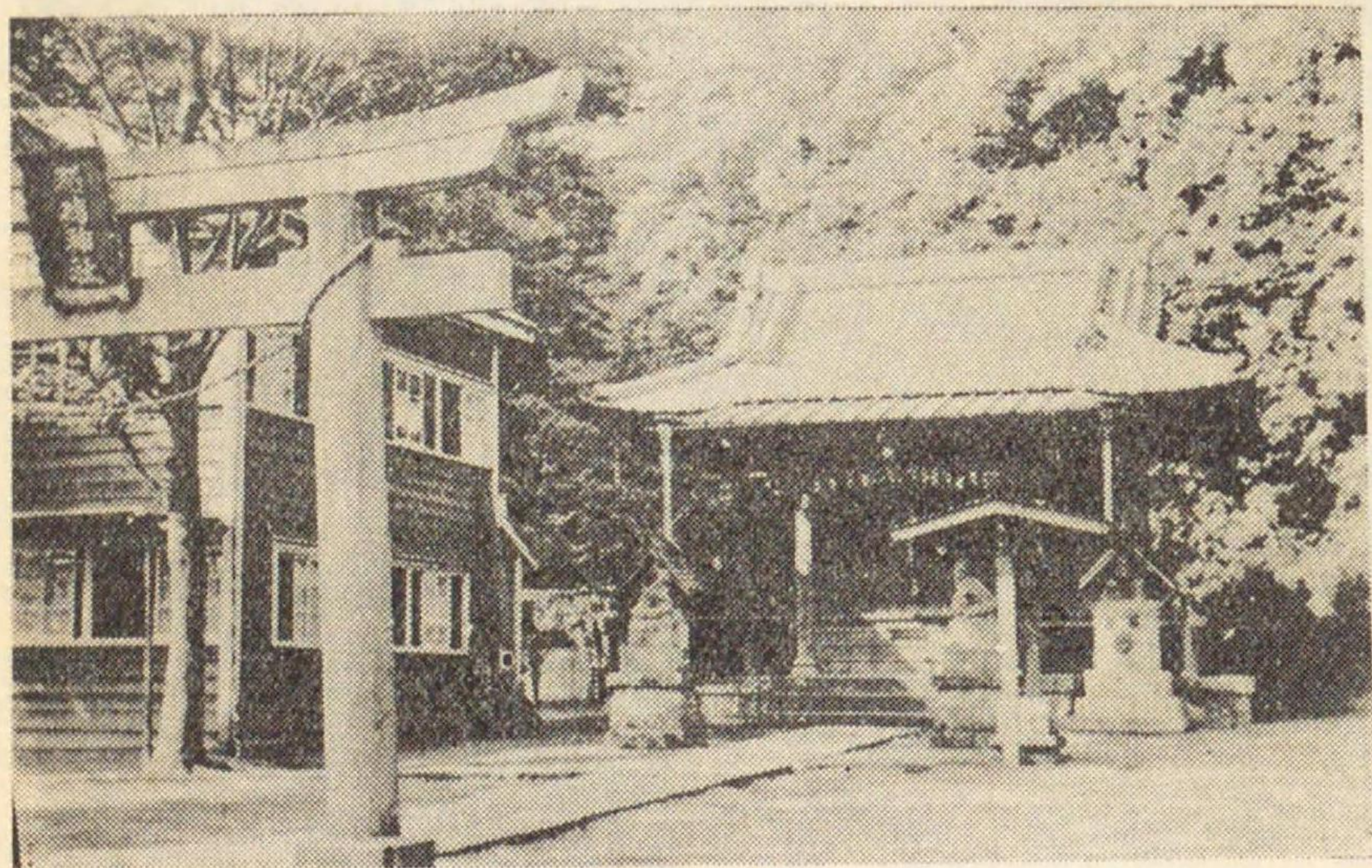


徳持神社

り、明治六年村社に列せらる。祭祀は明治維新神佛分離復舊の結果社掌松本兵馬補任せられ、明治三十三年九月現任の大村榮助となる。

徳持神社（無格社）

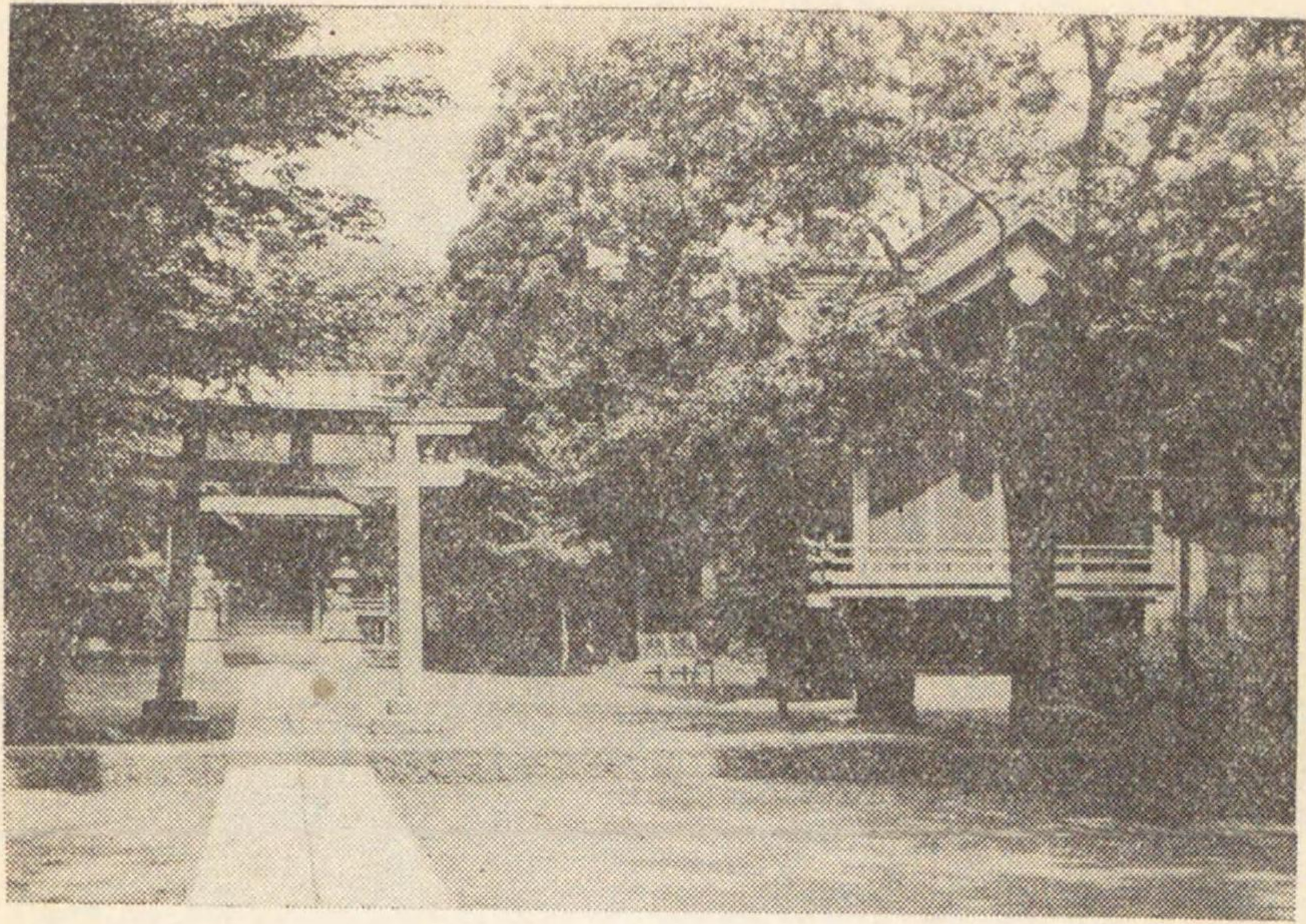
當社は、大字徳持八百九番地にあり、境内五百十坪、祭神は應神天皇を祀る、鎮座の年月不詳、明治四十一年五月再建同年九月十五日遷宮式を舉行せらる、稻荷神社を合祀せるも其年月由來を詳かにせず、祭日は三月十五日、九月十五日、十二月十五日を以て大祭日とす。社掌は明治以前は不明にして明治年間に至り、松本兵馬、内藤將壽を経て明治四十三年大村榮助補任せられて現今に至る。



稻荷神社

稻荷神社（無格社）

當社は、大字下池上九十番地にあり、境内二百七十五坪、祭神は、宇迦之御魂命を祀る、鎮座の年月不明なり。元本門寺の南俗稱土手と呼ぶ所にありしと云ふ。明治六年十一月氏子中にて社殿を再建す。其後再び大破に及び大正九年五月八日、同地の長榮稻荷、玉造稻荷、田上稻荷の三社を合祀し、現在の位置に新築遷宮せり、長榮稻荷は、昔日蓮上人佐渡國へ謫遷の際守護したる神にして上人歸洛の砌も從ひて此の地に出現し給ふ。故に上人自ら長榮殿と稱し、本門寺境内に社殿建て祀りしものにて寛永年間正一位に任ぜられしと。本社殿新築並に合祀等に就いて盡力せられしは、森綱



堤方神社

三郎、稻垣新左衛門、小木新七、指田半六、遠藤惣七、遠藤安五郎、清水佐兵衛、矢野代五郎、指田幸吉、林勇吉の諸氏なりと云ふ。社掌は明治七年四月新井宿村熊野神社々掌の兼務たりしも後大野政顯となりて現在に及ぶ。

堤方神社 (無格社)

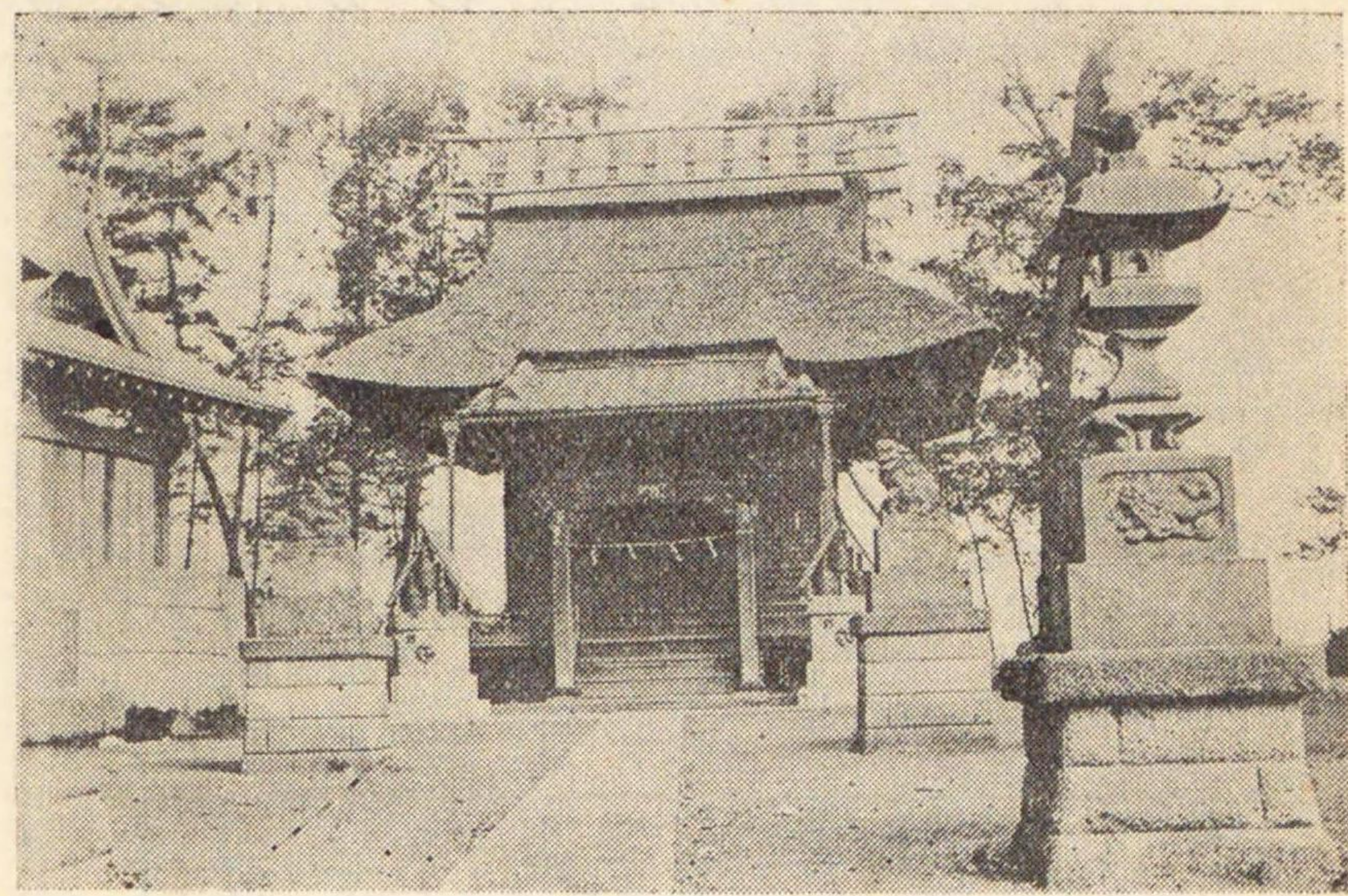
當社は、大字堤方一千七十六番地にあり、境内二百四十四坪、境外山林四畝六歩なり。

祭神は、大鷦鷯命、應神天皇、天照皇大御神、天兒屋根命、宇迦御魂命を祀る、鎮座の年月日不詳なり。社殿は、天保十一年八月氏子中にて再建せりと記録あれば、古くより鎮座せしなるべし。初めは八幡神社と尊稱せり、明治二十一年十一月

二十七日若宮八幡神社と改稱し、明治四十二年六月八日村内左記の神社を合祀す。堤方九百七十二番地鎮座の三所神社、同字十二天五百六十二番地鎮座の十二神社、同字西新井九百十八番地鎮座の稻荷神社、同若宮八幡神社境内鎮座の稻荷神社是なり。明治四十三年四月二十一日右合祀に依り、堤方神社と改稱す。大正四年十二月境内分柵を建設し、大正八年十一月境内擴張並に社殿を現位置に移轉し、昭和四年三月神樂殿を建設す。明治以前は、神佛混淆時代とて當地妙雲寺住職別當として祭祀を勧め居りしも、明治初年神佛分離の發令に依り、明治七年四月大野良顯社掌となり、後任として大野良教現職にあり。

例せば衆星の光の一つの日輪に奪はれ、諸々の鐵の一つの磁石に値うて利精の盡き、大劍の小火に値うて用を失ひ、牛乳驢乳等の師子玉の乳に値うて水となり、衆狐が術一犬に値うて失ひ、狗犬が小虎に値うて色を變ずるが如し。南無妙法蓮華經と申せば、南無阿彌陀佛の用も、南無大日眞言の用も、觀世音菩薩の用も、一切の諸佛諸經諸菩薩の用、皆悉く妙法蓮華經の用に失はる。彼の經々は妙法蓮華經の用を借らずば、皆徒らのものなるべし。

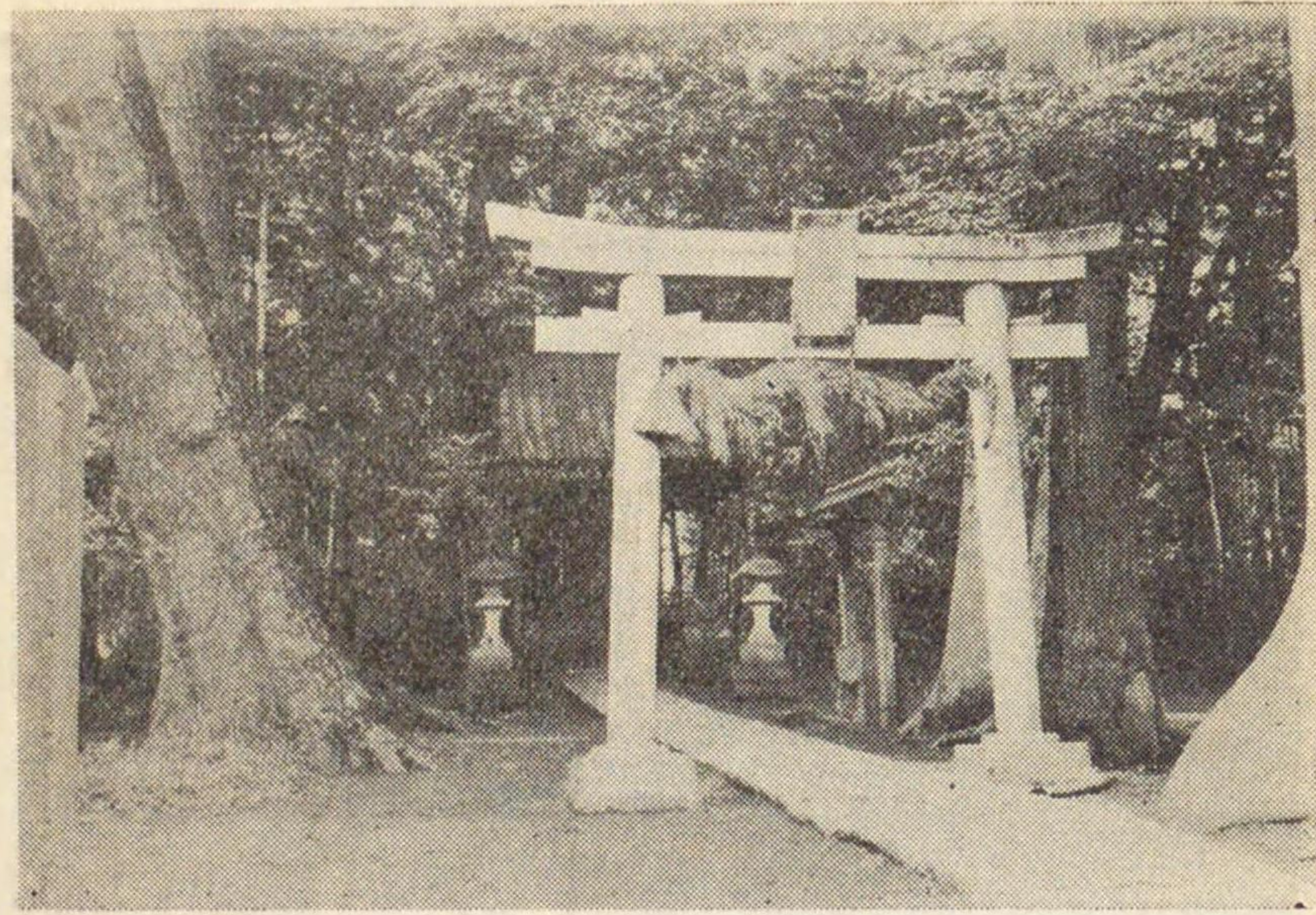
(報恩鈔)



太田神社

太田神社（無格社）

當社は、大字市野倉三百五十番地にあり、境内四百三十五坪、祭神は、譽田別命、澳津彦命、澳津姫命、高麗神、宇迦之御魂命を祀る。鎮座の年月不詳なり、天明三年八月氏子中にて社殿を再建せしと云へば、古くより祀られしものゝ如し。俗に八幡様と稱し那須與市の守本尊なりと云ひ傳ふ（御神體に其の銘あり）代々那須家の子孫參拜奉納物ありしと、尙ほ現在に於ても那須家の子孫なりとして參拜せらるゝを見る。北條分限帳に六郷の内市之倉蒲田分太田新六郎とあり、故に太田氏の領地なるより太田神社と稱するに至りしならんか、明治以前神佛混淆時代は長勝寺に於て別當を



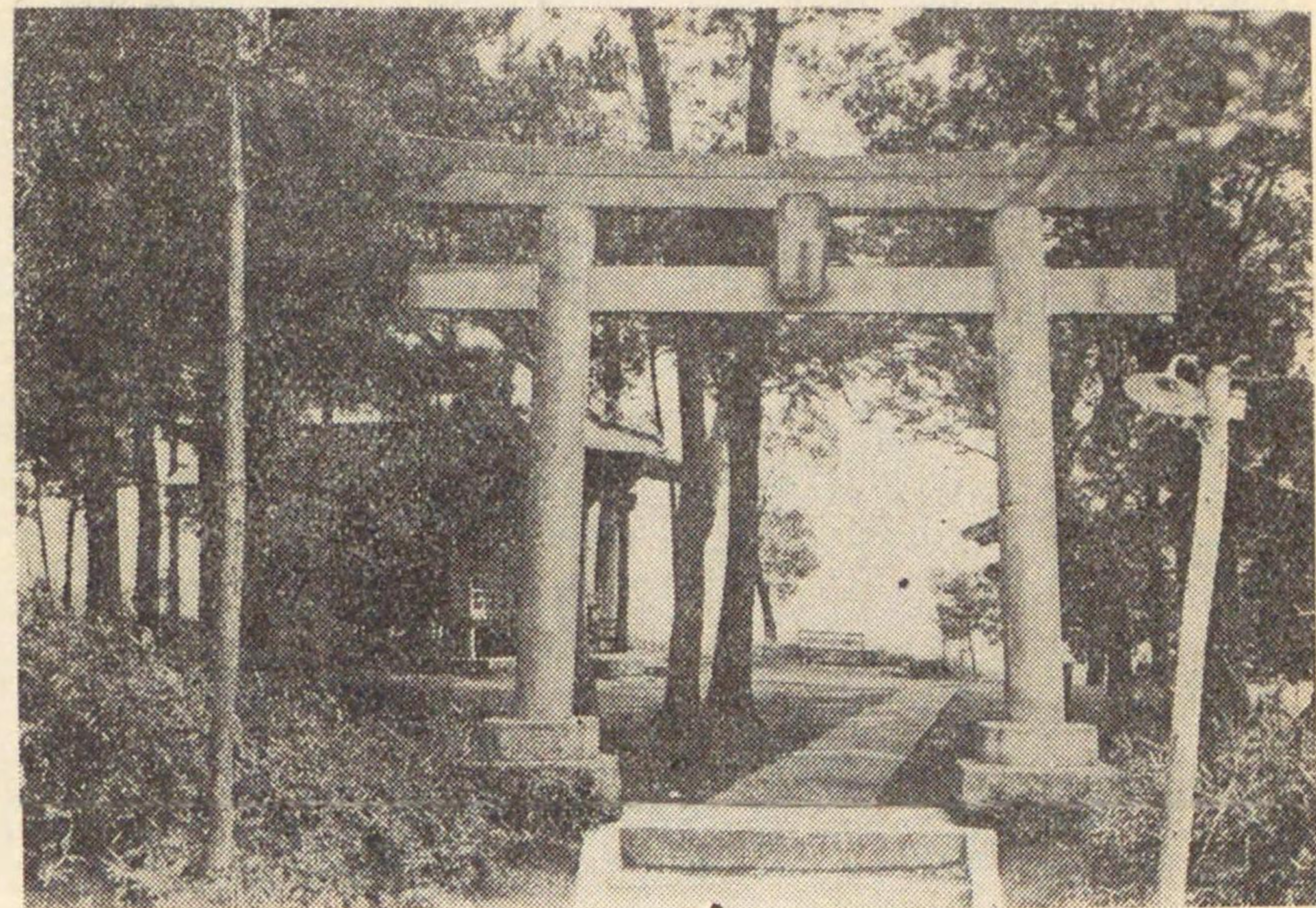
道々橋八幡神社

八幡神社（村社）

勸め居たり。明治四十五年四月二十五日左の神社を合祀す。即ち同地六百九番地、竈神社、同六百二十七番地、貴船神社、同二百十三番地、稻荷神社以上三社を合祀し、昭和五年八月十一日社殿を現在の位置に移轉し、昭和七年五月十二日神樂殿を建設せり、貴船神社は、元本門寺の鬼門除として、東の院に建立せしものを後ち長勝寺の境内に移し、同寺別當として祀りしものなりと云ふ。

當社は、大字道々橋にあり、境内二百九十坪、

社殿九尺四方、拜殿九尺に二間、祭神は譽田別命を祀る。正保の頃勸請鎮座せり。明治九年一月村社に列せらる、末社に稻荷神社を祀る。



稻荷神社

此の稻荷社は大字池上字下谷にありて八幡社と稱せしが中古此地に遷し末社として倉稻魂命を祀り稻荷社と稱するに至れりと、祭日は、九月十五日なり、昔は當地樹林寺別當なりしも神佛分離の發令に依り北川玄蕃社掌となり其後現在の北川忠一となる。

稻荷神社（無格社）

當社は、大字桐ヶ谷四十五番地にあり、境内四十坪、祭神は、宇迦之御魂命を祀る。鎮座年月不詳なり、往昔番地の領主一月十三日境内にて黒鶴を獲て、此れを徳川三代將軍に献じ、大いに功を盡されたりとて、今に至る迄黒鶴稻荷と尊稱す。故に一月十三日を以て當社の祭日とせり、社殿は

昭和二年七月再建し同年九月二十二日遷宮式を舉行せり。當社の社掌は明治以前神佛混淆時代とて詳かならず、明治に至り、神田神社の社掌鶴留氏兼務となり後ち山口直麿、稻田直彦氏を経て大正十一年十一月より現任大野政顯氏となる。

最上稻荷神社（無格社）

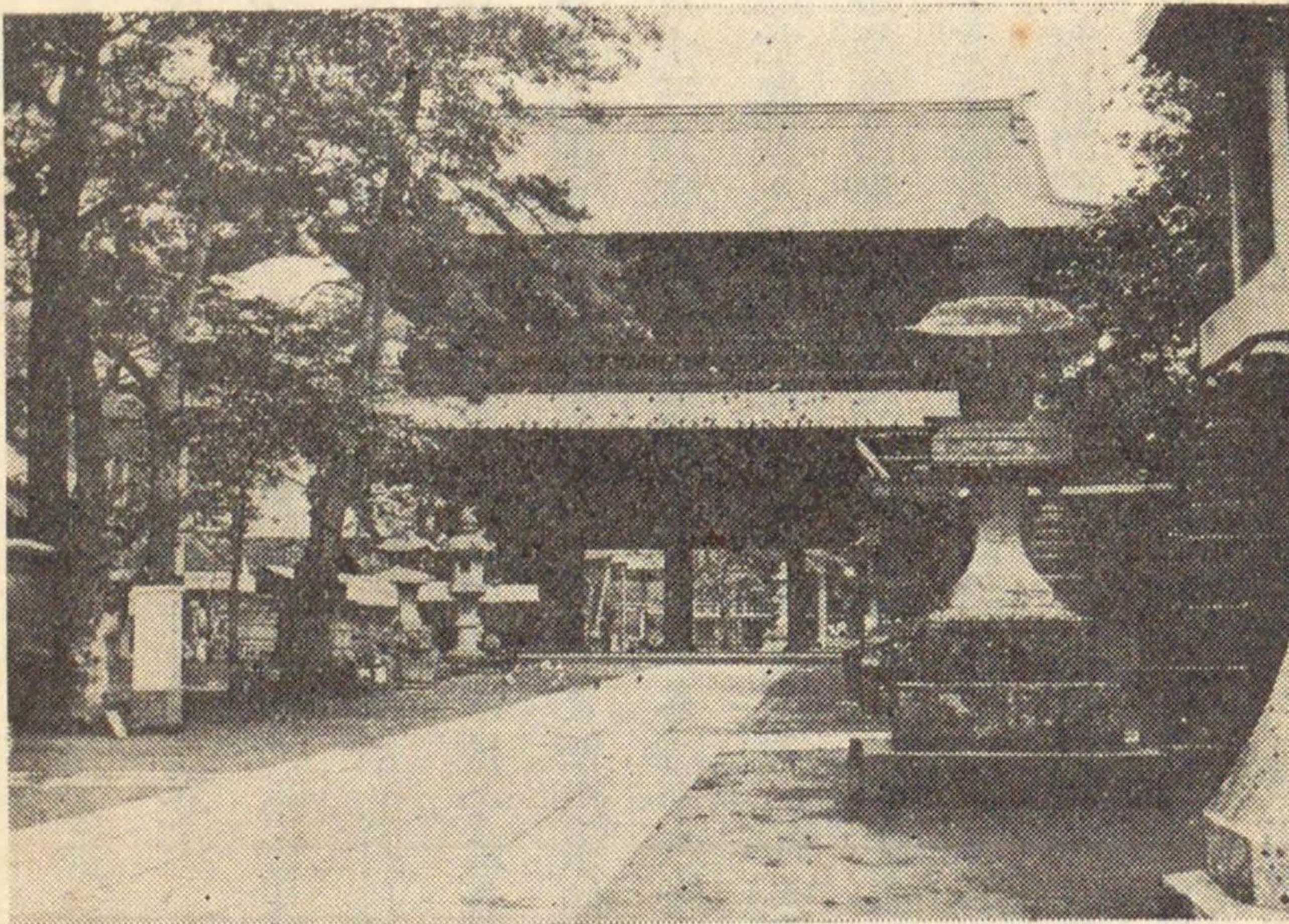
當社は、雪ヶ谷字石川九十三番地の二にあり、境内二十六坪六合五勺、社殿、一間四方、拜殿二間に一間半、祭神は、宇迦之御魂命を祀る。元大岡山に鎮座せしも、宮田武吉外三十七名の諸氏當所に迎へて字宮とし、昭和五年五月一日遷宮式を舉行せり。祭日は、毎年二月初午の日を以てす。本社總代として國府方巳之吉、直井正義、宮田武吉、宮田又藏の諸氏なり。

第三節 寺院の由緒

一、本門寺 日蓮宗 大本山

下池上小字長榮拾參番地にあり、境内六萬七千六百坪、長榮山大國院本門寺と號す、法華宗本化

一宗正統の靈場なり、當山は人皇八十九代龜山天皇の御宇鎌倉五代將軍惟康親王の臣番匠の棟梁池上右衛門大夫宗仲の采邑にして、建長年中日蓮上人安房國より鎌倉に赴かんとして舟を浮べて當郡品川に着岸す、時に此の池上の地を見て、傳へ聞く竺土跋堤河の景色に似たるを喜び、あらかじめ入滅の地と思ひけるとぞ、其後康元年中日蓮上人鎌倉にありし頃、宗仲一たび日蓮上人に見へて教化に浴し深く崇信し頓て檀越となれり、文應元年上人鎌倉より當所宗仲の邸を訪ひ、此所は兼て入滅の地とせんことを約せり、文永十一年十一月宗仲自から采邑池上の地を捧げて本化の道場を建立せんことを欲し其志を告げしかば、日蓮上人其志を喜び、宗祖自から長榮山本門寺と御命名し且つ大曼陀羅一幅を書して附屬せり、此の曼陀羅は當山第五世日叡上人身延山兼職の時の山へ移せしより今尙同山にありと、其後宗仲當寺を造立せしは弘安四年の事なり、明る五年日蓮上人は自から入滅の期近きにある事を知り、九月八日野州湯治に托して身延山を發し同月十八日池上に着し宗仲の邸に入る、翌日波木井實長へ永訣の書を贈り、其後從容として宗仲に言つて曰く往昔、釋尊は靈山より良なる跋堤河の邊工匠純陀が家に滅す、今や日蓮も其の徹を踐み身延山の良なる玉川の邊り工匠宗仲の邸に死せんとす。乞ふ我が爲めに柩を造れと、宗仲泣て對て曰く嗟師を釋尊に比するは當れり、我を以て純陀に擬するは未だしと、同月二十三日大曼陀羅を書して宗仲に授け、更に日期に



門 王 二

我が滅後屍を身延に送るべしと命ず、爰に於て鎌倉中を始めとして遠近の弟子檀那等來集す、此時安國論及び種々の法門を講説す、この頃高足の弟子日法靈材を得て上人の坐前に肖像を彫刻し、頭上の疵痕に至るまでいささかもたがはず寫しければ、上人自から曼陀羅を寫してその胎中に納め、鬚髮を焼て彩飾を加へ、是れ我生身の形なりと、自から開眼して堂上に安置せり、又弟子檀那等に告て云、三七日を過て我まさに入滅すべし、其時地神震動するを以て死相をトすべしと、十月三日讓狀を書して、隨身佛一軀並に安國論免狀二通を日朗上人に附屬し、又當寺と鎌倉比企谷妙本寺とを合せて日期に讓れり、これにより歴代の住職は兩寺を兼職し、後數世の間は比企ヶ谷に住せり、

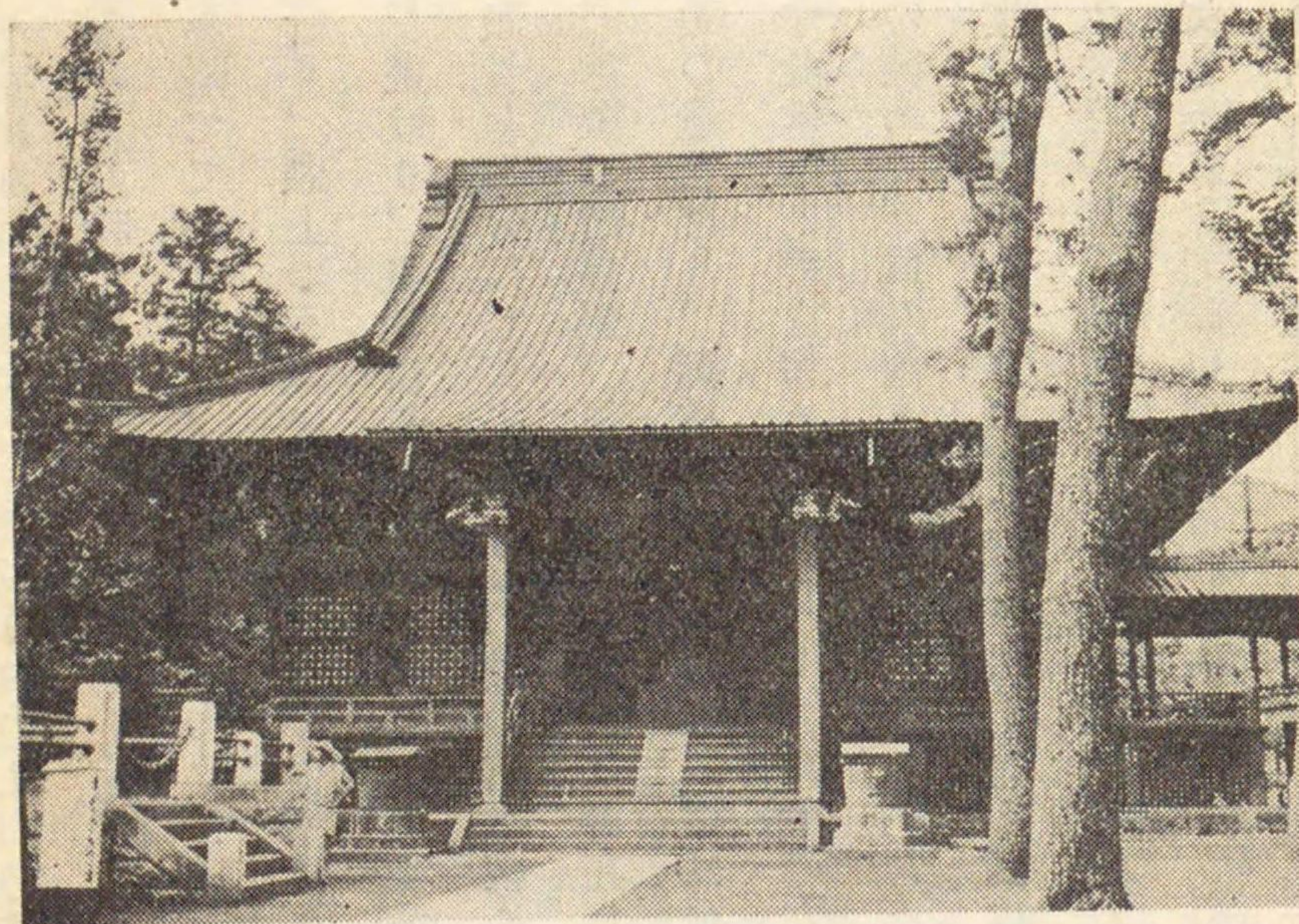
又かの隨身佛等の三種の重寶は、日期入滅の後一たび紛失せしかど、後いかなる故にか京都本國寺に傳へて今にありと云ふ、十一日當年十三歳になる經一磨（日像上人）を召して帝都の弘經を附屬せり、されば此人京都妙顯寺を開山せり、同十二日酉の刻今の太坊の地宗仲が宅にありて、北向に安座し十三日の黎明、長老日昭尊者の撞き出す臨滅度時の鐘の聲も悲しく、安祥として涅槃に入り給ふ、寶算六十有一、遺耀遠く萬年を照し給ふ、故に毎年十月二十三兩日を以て祖師遠忌の日を會式と稱して法會を爲す、遺言に依つて骨を身延山へ送る、明る六年十月六老僧等此地に來會して、日蓮の遺文を蒐む、その頃のことによ宗仲宅を捨てていよいよ信心怠らざりしが、是も正應六年九月十三日卒せり、是れよりして本門寺の修造は皆二祖日朗の功によれり、日朗かくて諸弟をひきひ、殿堂伽藍を營み文保元年に至て土木の功全く終り、輪奐の美をなせり、日朗はその間正應四年九月豫め付弟を定む、三世日輪是なり、初め日朗師の命に依つて兩山を承繼せしより、此所に至つて三十七年に及べり、是より日朗は寺窪と云ふ地に庵室を結び讀誦勸經してありしが、元應二年正月二十一日泊然として遷化せり、付弟日輪師の遺言に依つて鎌倉松葉ヶ谷にて茶毘し、猿島山に塔を立けり、然りしよりこのかた現住に至るまで七十四世、法燈たへず、日蓮聖人の讓狀に云ふ、釋尊一代の深理、日蓮一朝の功德無所殘、付屬日朗云々日朗また日輪に付法す、且九老僧の連署に云ふ、

本門寺日朗上人御遷化之後、爲其門弟法門弘通意趣守本處遺跡可爲一味同心云々、先にも云へる如く開闢以來第十二世日程のときまでも妙本寺にありて、當寺を兼職せり、「小田原軍記」に永祿十二年武田信玄當國へ亂入のとき、六郷の橋を燒落されて渡ること能はず、當所へかゝり當寺をも燒かんとせしときその時の住僧は身延より來たりしものにて、かねて信玄へもまみへしものなれば、寺をば燒かず平間渡へかゝりしと云へるは、未だ住職の妙本寺にある時なれば、住僧といふものも所化の内にて寺をあづかり守りし者なるべし、其後豊臣秀吉關東を討滅し當國を徳川家康に與へ天正十八年徳川入國當國御居城の地となりしかば、明くる十九年日懼上人比企谷より當寺に移りし以來、歴代の住職當寺に住みて妙本寺を兼職せりとぞ、又日上の頃慶長三年二月二十四日の東照宮より寺領百石を賜はれり、其後享保十年二十四日日等上人の頃勅ありて、ながく紫衣を着する事を免さるの綸旨を賜へり云々。

總門 山下にあり、高さ二丈一尺なり、兩柱の間一丈五尺、元祿年中始めてつくる、本門寺の三字を扁せり、本阿彌大虛庵光悅の筆なり。

下馬札 總門に向つて左にあり、寛徳院殿深徳院殿の御廟山にあるを以て、下馬札を建ることを免さるるよし、享保十五年七月二十四日黒田豊前守直邦、命を傳へしにより建立せりと云ふ。

石階。總門の内にあり、九十六級、第二十二世日玄上人の時造れり。
 山門。石階の上により、八間に三間、天文年中第九世日純造る、左右に密跡金剛の像を安ず、この像は和銅三年行基菩薩の作なりと傳ふ、昔大坊日現古川村眞言宗薬師堂別當と評論せしとき、互に寺寶を賭として勝負を決せり、時に近郷の地頭行方彈正この事を聞いて、家人を遣はして日現を護らしむ、別當終に宗論に負けたり、彈正が家人約の如くこの二王の像をとりてこの地へ移せりと、長榮山の三字を扁す、これも光悦の筆なり。
 祖師堂。山門の正面にあり、十間半に十壹間、享保十五年三月、第二十五世日顛建つ、時に有徳院殿より黄金を賜ひ、惇信院殿よりも若干の銀子を御寄附ありしと云へり、開祖以來の堂は永正元年四月十七日回祿に罹れり、後再建ありしかど、元龜四年二月十四日再び丙丁に逢ひ、其後天正年中大坊日儼十二間に十四間の堂を建立せしかど、是も寶永七年十月また焼失せり、よりに今の堂を建立せりと云ふ、本尊は釋迦如來、上行無邊行淨行安立行の四菩薩、及び持國毘沙門廣目增長の四天王を安ず、これ日蓮所弘の三大秘法の中の本門の本尊なり、以上の九軀は運慶の作にして日蓮の開眼なり、上人在世の時より安置せりと云ふ、日蓮入滅より八十五年をへて、貞治五年第四世日山再興す、其後三百六十四年にして、享保十四年第二十五世日顛再興し、堂の中央二重の塔の中に安ず、



釋迦堂

その塔は日顛のとき善行院智鏡日明が營みし所なり、又堂の東西の隅に釋迦の銅像、大黒天、毘沙門天、十二神等の像を安ず。
 影堂。本堂の東にあり、十二間四方なり、享保七年第廿四世日等建立す、其時徳院殿より材木を賜はれり、古の堂は本堂と同じく屢回祿に罹れり、天正年中大坊日儼建立の堂は、さまで大ならざる故にや、日樹住職の頃寛永三年より經營のあらましを企て、同五年二月十七日より功を起して明る六年十一月功を畢れり、梁間廿五間、桁行廿三間なり、之を大堂と號す、相傳ふ加藤肥後守清正の建立なりと、然るに清正は慶長年中已に歿したれば傳聞の誤あるべし、天正年中造立せし堂を清正の建立といはばいはん敷、此後寶永七年回祿に逢

て一時に灰燼となりぬ、此後再興せしは即ち今の堂なり、正面には日蓮の像を安ず、是前に云へる日蓮在世の時、中老日法の彫刻せし肖像なり、初め日法此像を作らんとて竊に謀り工を起し、障子を隔てて刻せしに、日蓮是を知つて吾像を作らば目前にて刻むべしと云ひしかば、側にて其寸尺を計り、頭上の小疵に至るまでも残さず眞を寫せし所なり、その彩色は赤色の法服に青色を以て唐草を畫けり、祖師自から鬚髮を燒薰へ又曼荼羅を書して胎中に納め、自から點眼せり、日蓮入滅の後頭骨を二分にして一分をこの像の内に納め、一分は身延へ送りしと云ふ、御祖師の肖像は別項國寶の尊像の所参照、但し當山の尊像は御在世の時正身の尊像なり又宮殿須彌壇等の如きは二十五世日顛の建立なり、御紋のつきし水引戸帳は公より賜ひし所なり、將軍家の當所へ渡らせ給ふ時は、必ず此堂へも御立寄ありと云へり、宮殿の左右には御當家の位牌を安じ堂の東西の隅には日朗、日輪の像あり、此の像も各其骨を胎中に納むといへり。

鐘樓。本堂の南にあり、三間四方、昔の鐘は第十七世日東の作る所にして、十六世日遠の銘ありと云ふ、その後正徳四年二十三世日潤再び作れるもの今の鐘なり、徑五尺五寸二分厚さ七寸八分あり、銘文もあれど考證に益なければ省略す。

五重塔。本堂の東にあり、三間四方、高さ十五間許り慶長十三年第十四世日詔の時、台徳院殿の御

乳母正心院日幸尼の願によりて御建立あり、其由來を尋ぬるに、台徳院殿御年十五歳にならせ給ひしとき、日幸尼當山の祖師へ御武運長久の祈願を立てけるに志願の驗ありて御年二十七歳にて將軍に任せ給ひければ、夫より四年を経て台徳院殿の御年三十歳にならせ給ひし時、彼の日幸尼此の塔建立の願を立けるといへり、其時の棟札今に存せり、その文に、

武州池上長榮山本門寺五級の大塔棟札開眼供養之日奉書之了御建立願末

十界勸請日詔押花

征夷大將軍秀忠朝臣之御局戒名

正心院日幸欽勉焉耳 時慶長第十三龍集著雅瀧曆仲春佛涅槃日供養成就訖

御奉行青山伯耆守忠俊御手代安藤清兵衛古久遠州濱松住

一返首題日詔押花

御大工鈴木近江守長久 遠州濱松之住二十七歳

御銀治黒沼伊豫守古清 御鑄物師椎名土佐守

棟梁 三鬼島長門守 維時慶第十三戊申年二月十五日誌旃
裏面 棟梁衆 鈴木忠左衛門 石井庄兵衛 鈴木小十郎 石川太左衛門 久保田楚右衛門 内藤太兵衛
片山仁兵衛 内藤忠右衛門 杉本九郎次郎 半田善七郎 大坂清左衛門 高橋助十郎

此の後いく程なく、慶長十九年の大地震に傾きしを、台徳院殿御遊獵の時御覽ありて、御修造のこ

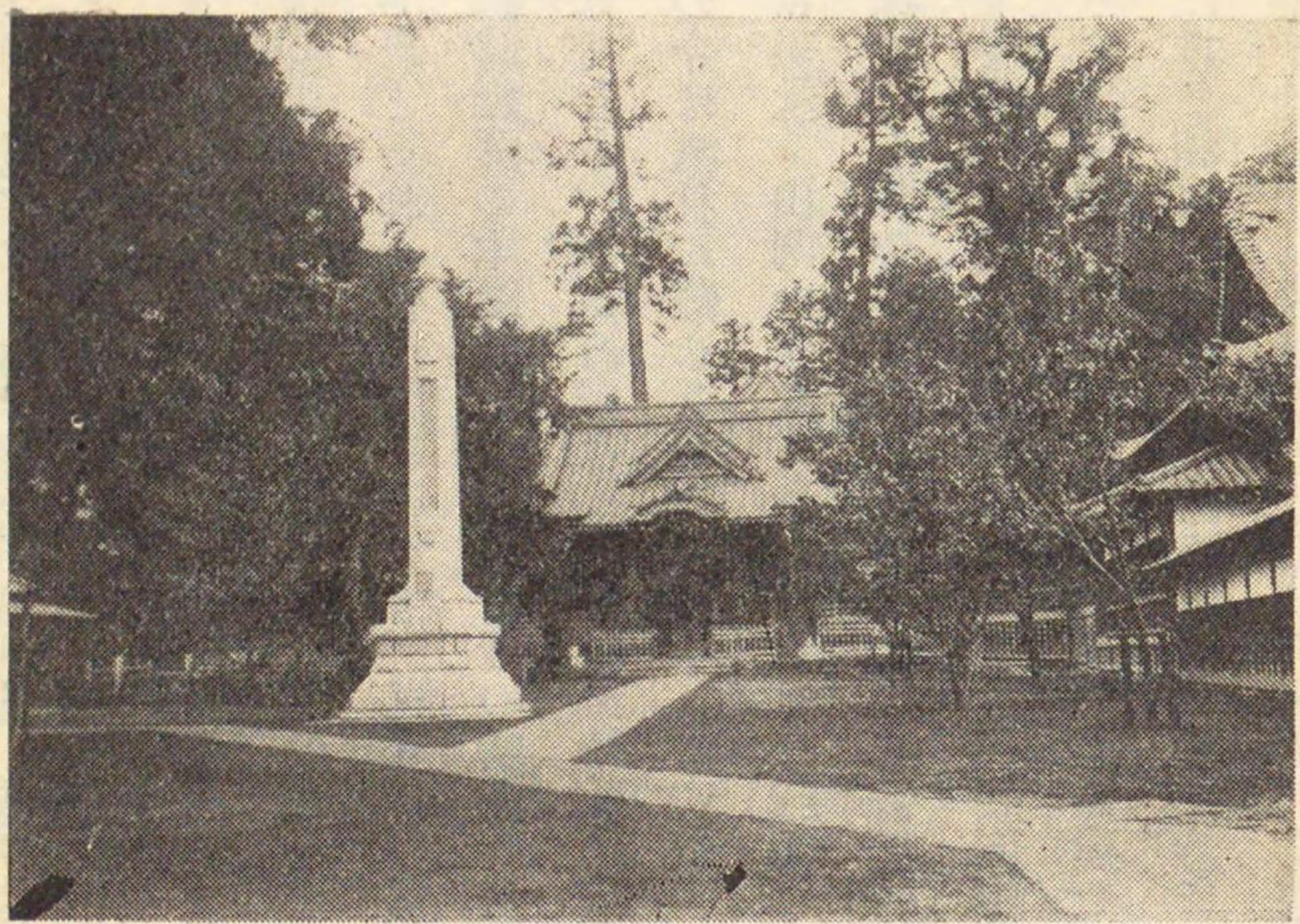
二月第二十二世日玄在職の頃常憲院殿より材木二千挺、白銀百枚を賜はり、もとの地より五十八間を移して今の地へ再建す、これ明る十六年の事なり、棟札の文に、

十界勸請日玄花押

武州荏原郡池上長榮山本門寺五級塔棟札
御大工鈴木與三郎 棟梁甲良作左衛門 大工権右衛門 釘屋田代新右衛門 瓦屋善右衛門
總奉行山口彦五郎法號圓實院受印日解 元祿十六歲在癸未季夏二十四日

裏書

南閣浮提乾竺之丑寅日域、武藏國荏原郡池上邑長榮山本門寺五級之寶塔者、後陽成院御宇慶長十有三年戌申大將軍家台徳院殿贈正一位秀忠尊君之御建立也、是則御乳母清信女媪御方、法號正心院日幸大姉、誓我元祖大士爲祈大君治平之成業、奉勸勗之故也、自然已來經九十六之春秋、王薨沈青苔朱欄傾霜葉也、時嗣法日玄深歎設其勝功、以訟之官廳、所謂從四位少將松平美濃守源朝臣吉保等也、時寺社御奉行從五位阿部飛驒守藤原朝臣正喬、從五位青山播磨守藤原朝臣利朝、從五位永井伊賀守大江朝臣尙富、從五位松平日向守源朝臣重頼、從五位本多彈正少弼藤原朝臣忠晴也、於是元祿十五年壬午仲春上澣、以阿部朝臣藤原正喬、承上命拜戴材金、襲而營、修補之功速告其成、其間亦無有遮障也、此戴實元祿十六歲季夏中旬也、自同月二十四日亘二十六日、集於門下



御堂

淨侶敬誦以大乘經王、謹修以十種供養、伏而願顯於廣宜流布之化益、且亦奉祈祝征夷大將軍家源綱吉尊君、文明悠久武運亨通、利世不窮安民無疆矣同歲孟朔日登干錦城、卷敷洗米獻上之、然則天下泰平國土豐饒之鴻基、豈容疑乎云爾、時元祿十六歲在登未六月如意吉祥日、長興長榮兩山主妙悟院日玄謹箋之、其後寶曆三年又御再建のことあり、これ今存する所の塔なり、その時の棟札に、

武州荏原郡池上長榮山本門寺五級之塔棟札開眼供養之御奉書之了

征夷大將軍尊體康健武運亨通御治世萬々歳爲修復料白銀百枚頂戴之 時之寺社奉行青山因幡守藤原朝臣忠朝武運長久
維時寶曆三龍集癸酉年九月十三日再興修復供養法事 從今日至十七日訖

輪藏。影堂の西にあり、六間四方、天明四年第三十四世日謙再建せり、昔の經藏は三間四方なりしとぞ、其堂は寶永七年焼失せり、其後享保二年第二十四世日等の時水戸中納言綱條御建立し給ひしが、夫も年を経て破壊せしにより、再建せしもの今の輪藏なり。藏する所の一切經は、昔中川佐渡守の室法名長壽院妙應日慶大姉の寄附する所にして、前に傳大士及び普成普建の像を安置しとぞ、されどそれら皆回祿に罹れり。其後松平讃岐守の室永昌院妙壽日量大姉新たに一切經を寄進せり、此時經藏の本願主は松平周防守の室淨心院智光妙受日成禪尼、及松平播磨守の室遠紹院妙道日養大姉等なり、昔は經藏なりしを、此時改めて輪藏とせり、昔の一切經中より取出して殘闕を補ひしもの今は檀林に藏せりと。

常唱堂。山門の西にあり、三間半に三間、元祿年中二十二世日玄造立す、其後寛保年中二十五世日頸の時、加藤甲斐守納泰淨財を捨て常唱の資とす。

番神堂。山門に向ひて右にあり、二間四方、開山の頃勸請なり、往古の堂は今の本堂の邊にありしが元龜四年二月十四日焼失せり、後再建せしが遙かの年數を経て寶永年中再び焼失せり、其頃二十三世日潤再建の時今の所に移せりと云ふ。

鬼子母神堂。番神堂にならびてあり、二間に二間半、開山以來の勸請なり、もとの堂は二間半四方

なりしが、寶永年中焼失せり、今の堂は享保二年水戸中納言綱條卿、藤堂和泉守高敏と同じく願主となり給ひて建立する所なり、鬼子母神十羅刹女の厨子は、同時に高敏の室再興せしを、文化元年七月第四十世日性の代に修復せり。

七面堂。鬼子母神堂の後にあり、二間に三間、拜殿も又二間に三間なり、貞享元年第二十二世日玄火防の爲めに勸請すといひ傳ふ。

大黒堂。總門の側にあり、二間半に二間、天明八年第三十四世日謙新に造立す、此大黒天は日蓮上人の作なりと云ふ、もと小網町に住る商人の家にありしが、いとあらたかなるにより、俗家に安ずることを憚りて、此處に移せりと云ふ、又猿像の畫あり、狩野治部洪眼永徳の筆なりと云ふ。

長榮稻荷社。鐘樓の下にあり、相傳ふ昔この稻荷日蓮上人に従ひてこの地に移りしよりこのかた、山内を守る故に長榮と號すと、寛延元年九月正一位に任ず。

加藤清正墓。本堂の西にあり、葬地にはあらざれど、清正の女紀伊亞相頼宜卿の室瑤林院殿遙拜の爲めに建立する處なり、五輪の石塔にして正面に淨池院殿日乘臺靈と刻し、側に慶長十六年辛亥六月中院四日遠行としるせり。

月牌堂跡。常唱堂の側にありしと云ふ、五間に十六間、第十三世日尊の時石州内室建立せりといふ

記録あり、石州とは誰を指すや不明なり、此堂元和五年七月八日焼失せり、其後再建せしかど、再び寶永年中の回録にあひて後は再建するものなし。

千佛堂跡 三間四方あり、寶永年中焼失して其後は再建せず。

鎮守堂跡 本堂影堂の背後にありしと云ふ、御神體は正八幡宮なり、勸請の由來を尋ぬるに、康元元年六月十四日鶴岡八幡の宮殿震動せり、此時いつともなく當山の中にありし幣帛毎夜光を放てり、時に池上宗仲密かに鶴岡の影向なる事を知つて、小殿を作りて幣帛を納む、其後弘安五年九月二十八日蓮開眼すと寺傳にいへり、然るに天正九年根方村の人、網島右近祐清と云ふもの、願によりて、彼が地の内へ移せり、其後の事は已に神社の條に詳記せり。

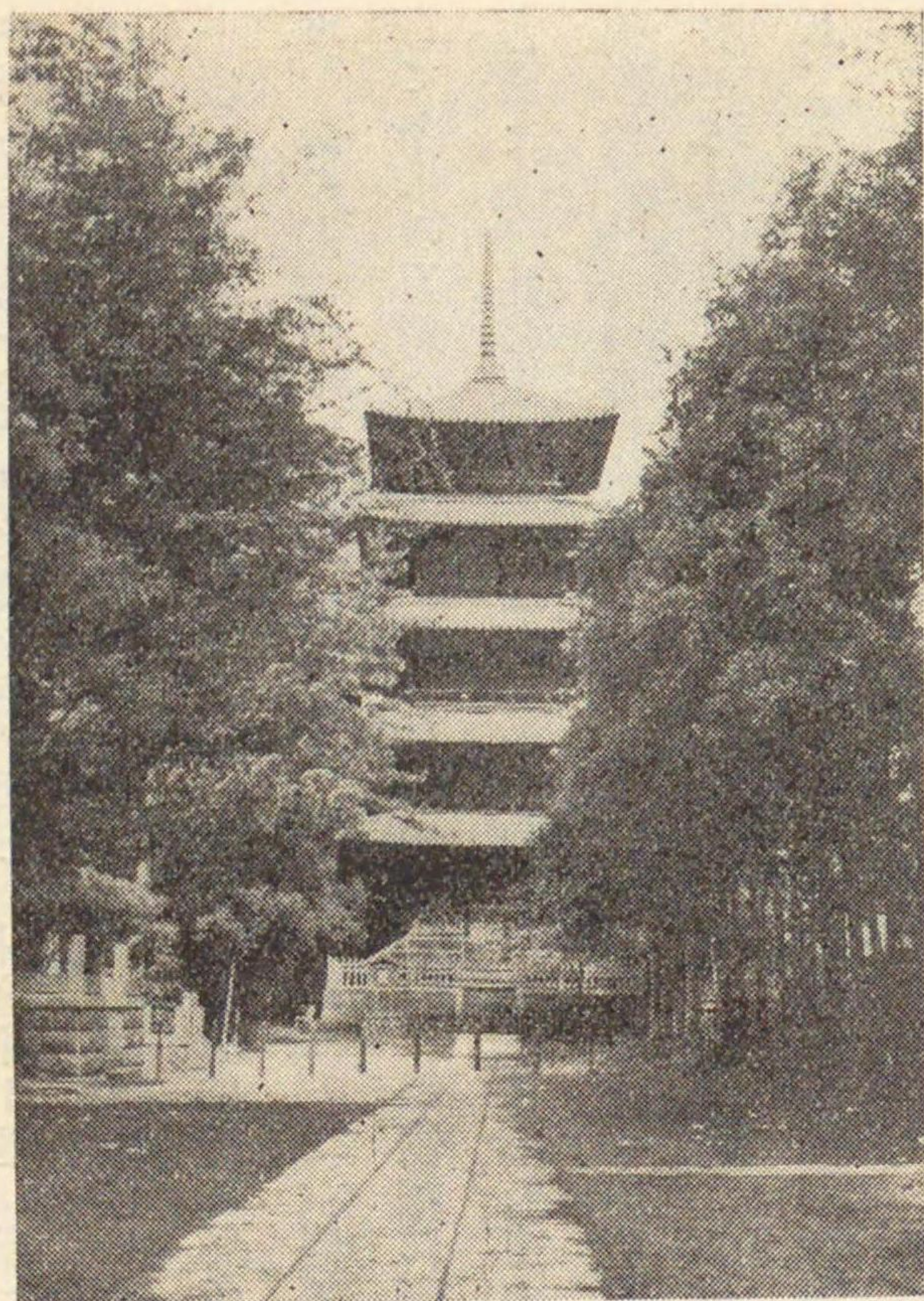
中門 本堂の後そこばくの地を隔て、あり、二間に一丈ありて一名赤門とも呼ぶ、享保五年第二十四世日等のつくる所なり。

出仕門 中門のならばにあり、九尺に一間、第二十六世日芳の造る所なり。

容殿 十六間に十一間、回拜三間半に二間、總位牌所四間半に十間、正徳二年第二十三世日潤再建せり、昔の容殿は第十二世日愷始めて作れり、後元和五年回録にあひけるにより寶永年中加賀利家卿の後室壽福院華獄日榮大姉再建せるもの梁間十一間桁行十三間なり、其後又再建せしもの今の容

殿なり。

寶藏 容殿の西にあり、三間半に三間、拜殿五間に三間、享保十九年第二十五世日頸再建せし寶藏



五

重

塔

なり、元の藏は慶長年中第十三世日尊の建る所なりしが、元和五年回祿に罹り、此處に於て承應年中第十八世日耀再建せり、此時の施主を相應院玄感日妙といへりしとぞ、今の寶藏は其後の再建なり、日蓮の像あり中老日法の作なり、相傳ふ日蓮等身なりと、俗延山より當山へ旅行の姿を寫せしに是れを旅立日蓮の像と號す、其餘の寺寶皆この庫内にあり、

寺寶曼陀羅九幅右九幅共に日蓮の筆なり、楊枝曼陀羅一幅も日蓮の筆なり、緣起に云、日蓮佐渡へ左遷の時、風濤船を覆さんとせしに、楊枝をもてこの守を書き、帆柱にはりつけしかば波靜ま

りしとぞ、後日朗その謫居を訪ひしとき附屬せしといへり、日蓮消息七通、註法華經五卷、これは坂本の經文の表裏に日蓮の注釋を書き加へたる者なり、本理大綱集一卷、法華三部要文一卷、細字普門品陀羅尼一卷、四教儀一卷、以上の四卷皆日蓮の筆なり、佛舍利一粒、日蓮肉牙二枚、この肉牙は日蓮自から日昭へ與へし所なり、日昭の添狀及び日蓮の護狀あり、日蓮の遺骨一粒、日蓮灰身一壺、日蓮念珠一連、日蓮柄香爐一個、木を以て造る彩色を用ひず、其彫刻いと古質なりと、刀一振、此の刀は池上右衛門太夫が帶したるものにして、同人より日蓮へ贈りしと傳ふ、其製作古様にして今世の刀劍の如くに非ず、日蓮短刀一口、總體錦にて鞘み、金具は銀を以て飾とす、製作いと古質なり、此の短刀は日蓮在世の間身を放さず持ちしものにて入寂の時日昭へ附屬せしを、後に駿州藤枝妙法寺の寶物となりしが永祿年中今川家人大原肥前守が手に入り、其後肥前守が家人の後に本立坊日圓といひしが許より、傳來して西郷某が藏となりしを、西郷氏より當山へ寄附せしといふ、天正九年日圓が記せし由緒の記録あり、坐像釋迦一軀、鬼子母神一軀、毘沙門像一軀以上の三軀は蓮慶の作なり、不動像一軀聖德太子の御作なり、大黒像一軀日蓮の作なり、坐像釋迦一軀赤梅檀にて刻せり、相傳ふ加藤肥後守朝鮮征伐の時持來りしものなりと、畫像釋迦一幅畫像普賢一幅以上二幅は張思恭の筆なり、曼陀羅畫像一幅古法眼の筆なり、掛物一幅日蓮遺物をしるせし書なりそ

の文に、

貳貫文 淡路ニ 一貫文 富月房 □□文 信乃

ニ 一貫文 出羽ニ 一貫師ニ 一貫文 越後ニ

一貫文 但馬ニ 一貫文 下野ニ 一貫文 讃岐

御ニ 馬一匹鞍皆具染物一 富田四郎太郎

一貫文 源内三郎 二貫文 椎路四郎 小袖一

四郎三郎 小袖一 瀧且丸 御きぬ一 安房國新

太夫人道 御きぬ一 かうし後家へ 御小袖一

安房國淨顯殿 御小袖一 同國美成殿 御小袖一

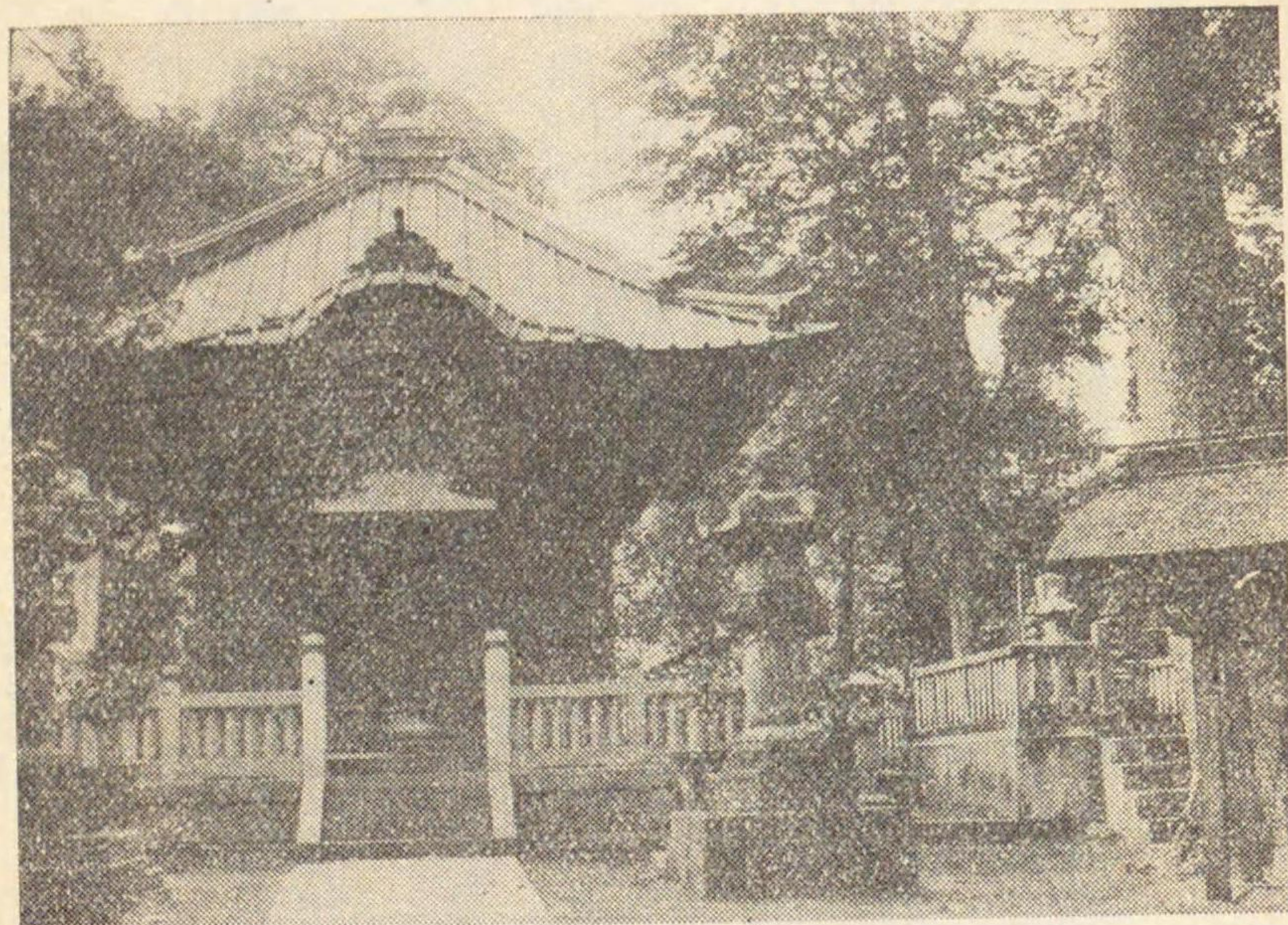
同國藤平 右配分次第如件 弘安五年十月日 執

筆日疊日持書判 日疊書判 日朗書判 日昭書判

掛物一幅、日蓮の弟子等、身延山へ月々交代し

て守護せし番割書付なり、其文に、

定 身延山久遠寺□□□□御事



廟

正月 辨阿闍梨 二月 大黒阿闍梨 三月 越後阿闍梨、淡路阿闍梨 四月 伊豫阿闍梨 五月
 蓮花房 六月 下野阿闍梨、越後阿闍梨 七月 伊賀阿闍梨、筑前阿闍梨 八月 越中阿闍梨、和
 泉阿闍梨 九月 白蓮房 十月 佐渡阿闍梨 十一月 郷阿闍梨、但馬阿闍梨 十二月 富日房、
 丹波阿闍梨
 右守番帳次第、無懈怠可勤仕狀如件

弘安六年正月 日

日持

日興

日朗

日昭

各判

中御門帝御論旨一通 三十四代日等代勅賜す所なり。

武藏國池上本門寺爲住持輩、代々著紫衣令參内、宜奉祈國家安全寶祚長久者、天氣如氏、委之以狀

享保十年十二月三日

右 大 辨花押

東照宮御書一通 天正十八年小田原御在陣のとき第十二世日愷へ賜はりし御書なり。

當表在陣爲屆使僧、殊習貳端到來祝著候、猶全阿彌可申候、謹言

三月十日

御花押 妙本寺 本門寺

臺徳院殿御書一通

爲久廻遠路預御使僧候、拜一種爲日札令到來候、祝著存候、所勞彌本服候之間、可御心安候、尙大

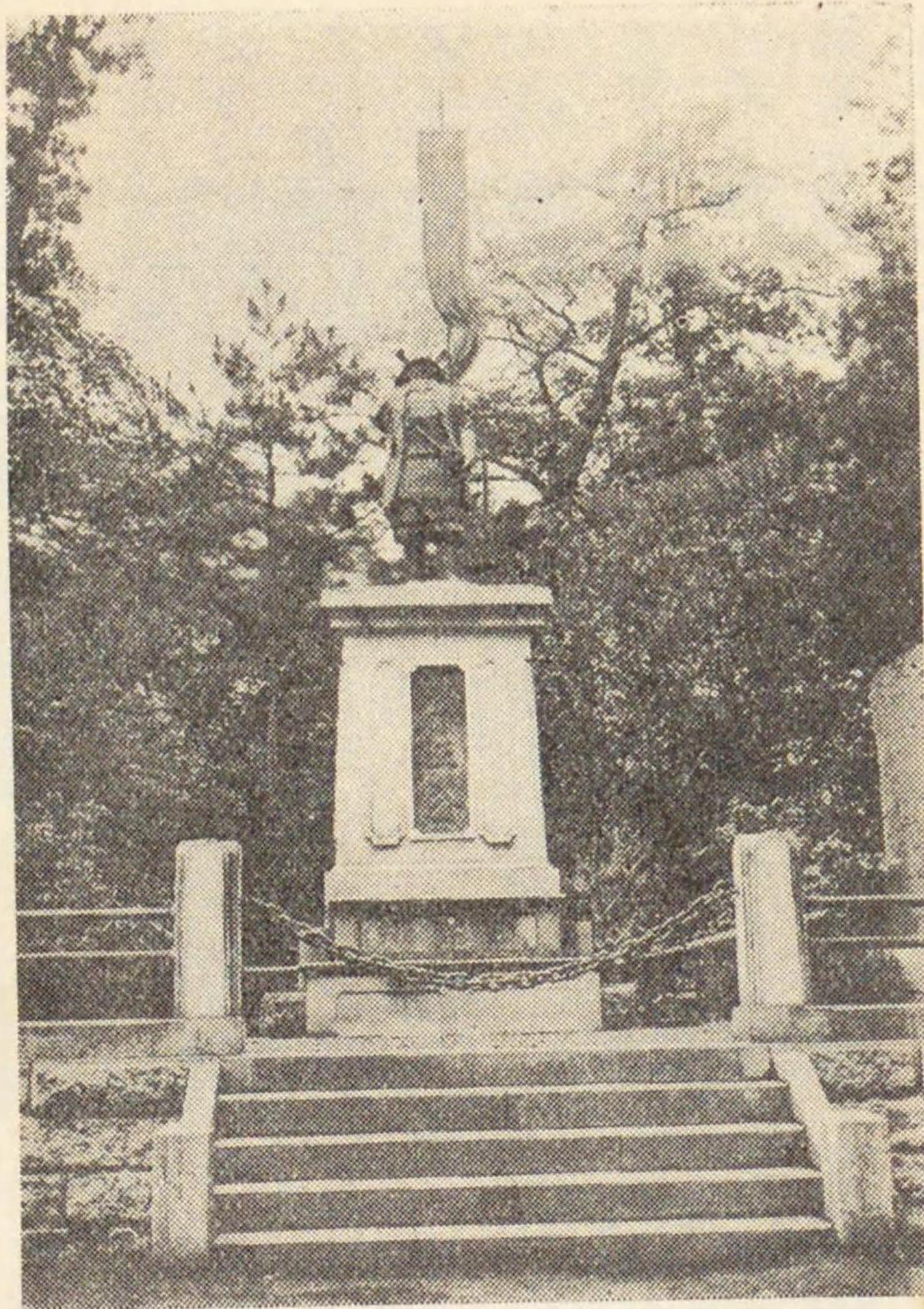
久保治部少輔可申候、恐々謹言

六月廿日

御諱 御花押

妙本寺方丈

天正十九年日愷上人入山以來今に至るまで



加藤清正銅像

本院と呼ぶ、昔の書院以下は慶長
 年中第十四世日詔の造る所なりし
 が、元和五年七月焼失せり、其後寛
 永年中再建せり、後又寶永七年の
 回祿に烏有せしかば、正徳年中に
 第二十三世日濶再建せるもの今の
 方丈なり、書院小書院等さまざま
 に建つづけ、ことに世に珍らしき
 は五間に二十八間の長廊下あり、
 もと書院等は山の上にあれば、夫

より坂の如くにしての下庫裡へつくりおろせしものなり、其造作甚だ奇と云ふべし。
 庫裡 慶長年中第十三世日尊の造立せし庫裡は、元和年中丙丁に罹れり、其後寛永、寶永兩度の回

祿にあひ、正徳年中再興せしもの今の庫裡なり、九間に十一間、この所は山下にてこれ方丈の支關より廊下を建つづけたる所なり。

鍾樓。客殿の前にあり、享保年中第二十五世日顛の造る所なり、もと寶藏の傍らにありしも此處に移せりと云ふ。

深徳院殿御位牌所。客殿の背後にあり、四間半四方、享保十九年二月六日の御建立なり。

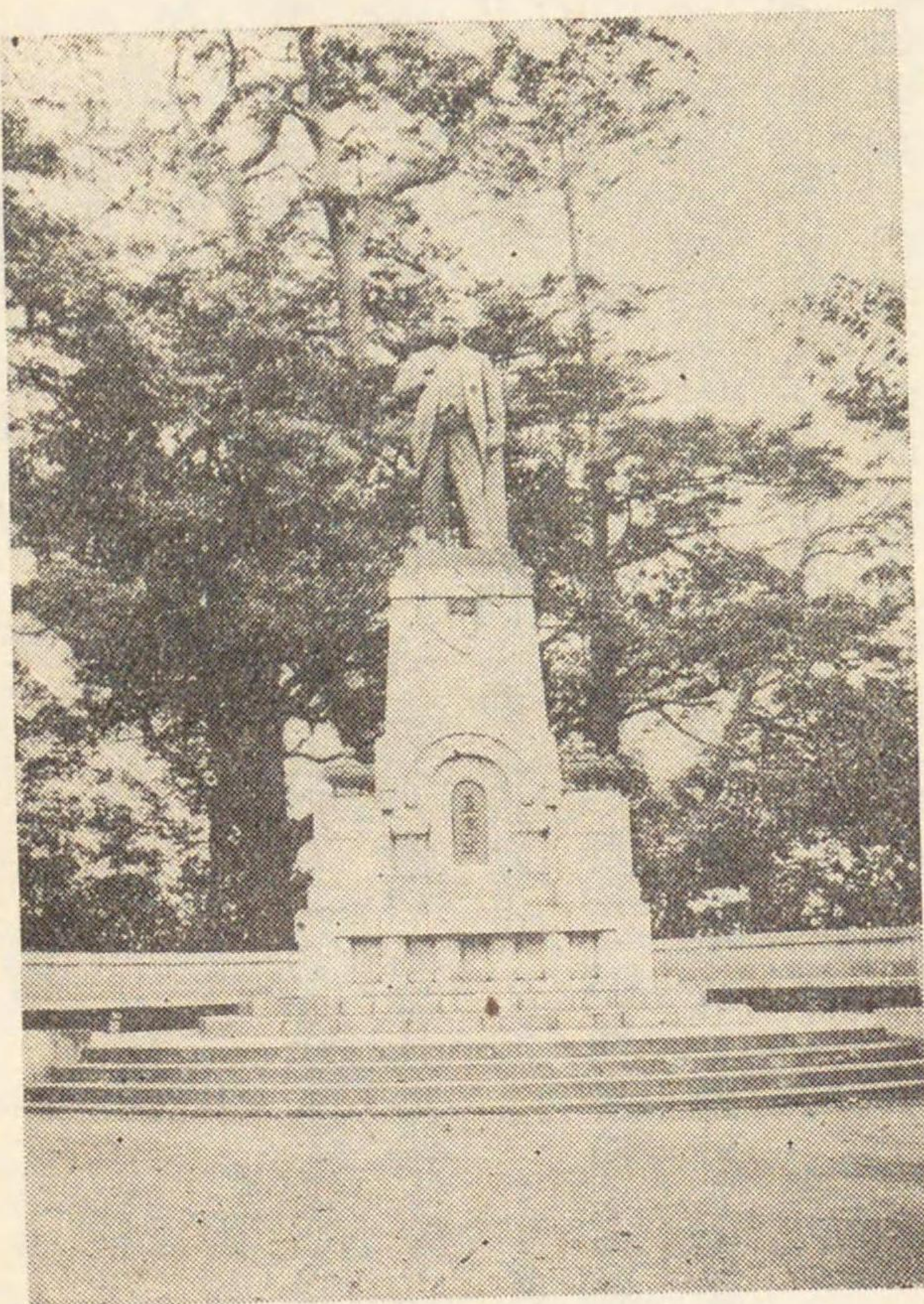
深徳院御位牌御供所。客殿の東側にあり、七間に三間、享保十九年二月六日の御建立なり。

祖師御供所。出仕門の東にあり、三間に二間半あり。

日蓮石塔。寶藏の西にあり、此所を御廟山と呼ぶ、塔の文は日蓮の自筆にして、題目の下に日蓮の花押あり。

日朗石塔。日蓮の塔の西にあり、日朗は當山二世なり、寛正三年京本覺寺第八世眞如院日佳上人始めて日朗の住せし草庵の地寺窪と云ふ所に此の石碑を建てしが、遙かの後享保年中に至りて第二十四世日等今の地に引うつせりと云ふ、されば此所もとよりの葬地に非ず。

池上右衛門太夫宗仲夫婦之墓。日蓮石塔の側にあり、五重の石塔なり、宗仲は鎌倉將軍家の比大工棟梁にして、當所に住せし人なり、日蓮上人に歸依して、己が宅地を捨てて寺とせし事は前に記せし如し、其後宗仲が子孫は橋樹郡大師河原村に住して、彼の地を開墾してより世々其地に農を業とし今も有徳の農家なり、其一族今や村内に蔓延せりと云ふ。



星 亭 氏 銅 像

信受院日富禪尼之墓。日蓮墓所より未中の方にあり、寛永五年七月八日卒すと記せり、過去帳に當山大檀那と記す、日樹上人の銘に、この禪尼東照宮に仕へ奉りしよし記したれば、由緒ある人なるべけれど、その事實の何等記せる者なし。

朗師坂。番神社の背後の方

にあり、南の方照榮院へ通ふ坂をいふなり、相傳へていふ、日朗上人寺窪に幽棲せられし後、日々此の坂道より參堂ありし故に此の名ありと、また坂の傍らに日朗手殖の松ありて朗師松と呼び、亭

保の後まで存せしも今は枯れ果ててなし。

大坊坂 方丈の右の坂なり、大坊へ行く道なれば此の名あり。

車坂 経藏の背後の坂をいふ。

北の谷 御廟山の背後の方をいふ。

西の谷 方丈の西の方大坊の邊をいふ。

南の谷 照榮院の邊りすべてをいふ、此所を一名寺窪ともいふ。

東の谷 方丈の庫裡の脇、裏門へ通ふ路の邊、自證坊の邊りをいふ。

紅葉坂 方丈の左の坂なり、裏門へ通ふ坂なり。

内膳山 境内の東山なり、もと市野倉村の地にて、同村鈴木内膳といふ人の住みし地なる故に此の名あり、内膳が家衰へて後すみわびて此の地を當寺に預けしが遂に其子孫が絶へれば返すに所なく、境内の地となりしと言ひ傳ふ。

深徳院殿御廟 内膳山の内五重の塔の北にあり。

裏門 方丈の東北にあたり、二間に一丈、享保十三年住持日頸の建つる所なり。

下馬札 裏門の前にあり、延享三年三月二十六日御ゆるしありて初めて立てりといふ。

銅像 加藤清正の銅像あり。

星亨銅像 樓門に向つて右側にあり。

當山歴世次の如し。

- 開山 宗祖日蓮大菩薩 二世日朗 三世日輪 四世日山 五世日叙 六世日行 七世日壽 八世日調
- 九世日純 十世日陽 十一世日現 十二世日惺 十三世日尊 十四世日詔 十五世日友 十六世日遠
- 十七世日東 十八世日耀 十九世日豊 廿世日通 二十一世日養 二十二世日玄 二十三世日潤
- 二十四世日等 二十五世日頻 二十六世日芳 二十七世日章 二十八世日侃 二十九世日顯
- 三十世日利 三十一世日廣 三十二世日繼 三十三世日謙 三十四世日洪 三十五世日統 三十六世日勢
- 三十七世日觀 三十八世日棟 三十九世日憲 四十世日性 四十一世日洋 四十二世日讓
- 四十三世日攝 四十四世日戒 四十五世日意 四十六世日詳 四十七世日教 四十八世日萬
- 四十九世日暉 五十世日修 五十一世日鄰 五十二世日遵 五十三世日正 五十四世日英 五十五世日操
- 五十六世日宮 五十七世日傳 五十八世日霽 五十九世日儂 六十世日運 六十一世日大
- 六十二世日昇 六十三世日軌 六十四世日振 六十五世日薩 六十六世日舜 六十七世日因 六十八世日龜
- 六十九世日與 七十世日迦 七十一世日筵 七十二世日明 七十三世日毅 七十四世日

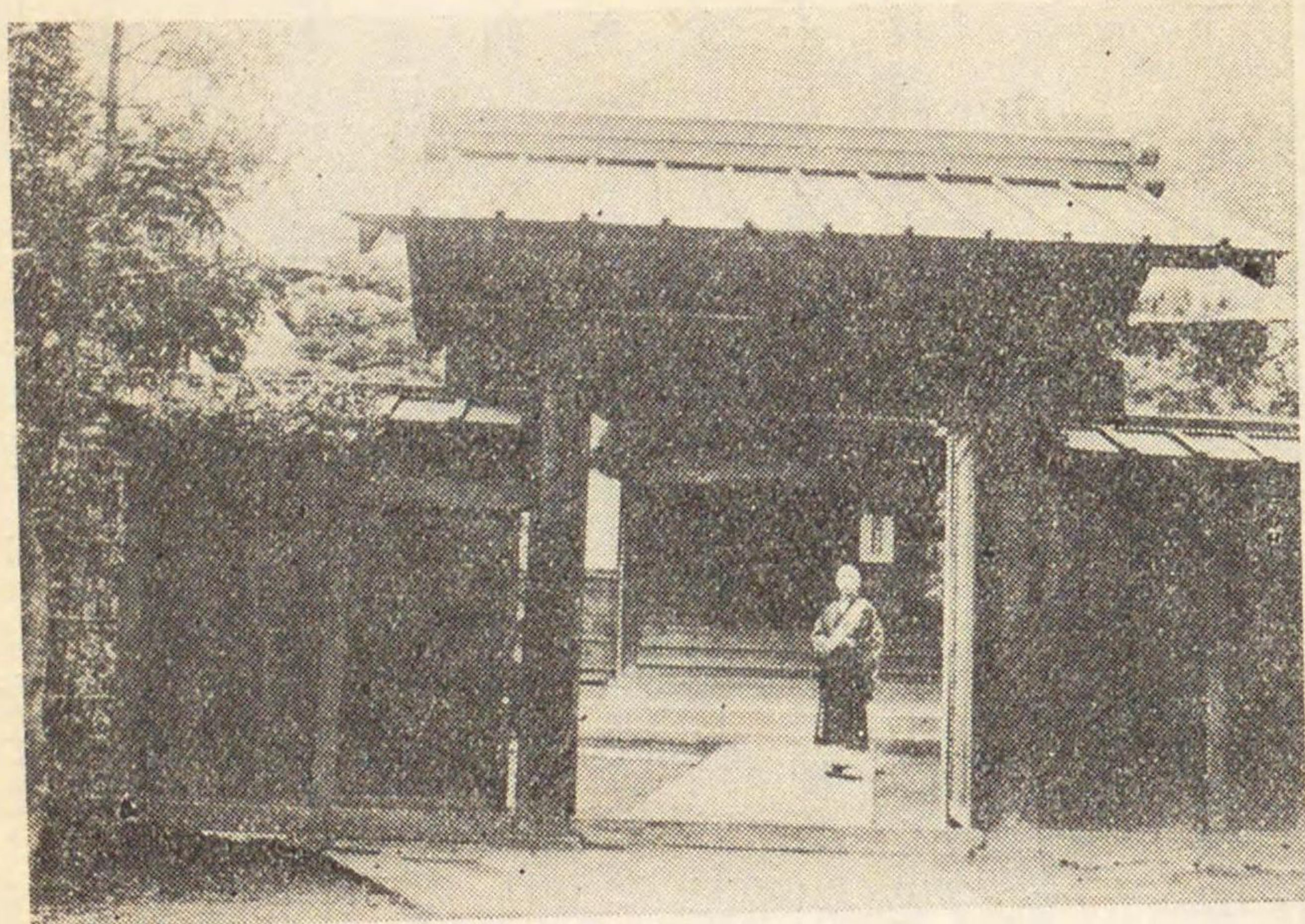
慎(現住職)

二、西之院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮百〇五番地にあり、境内三百十五坪、本堂、間口五間、奥行四間半、庫裡、間口五間、奥行三間、廊下一間に二間、門一坪半、本堂に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、上行四菩薩之像四軀を安置す、開基は宗祖日蓮聖人の中老僧日法上人なり、弘安五年九月宗祖身延山より當地、池上右衛門大夫宗仲の館へ來向せらるゝ、砌隨從し來り止まりて、市之倉貴船神社の傍ら蒼海に面し松柏鬱蒼たるの地に創立せしも後ち今の地に移せり。其年月詳かならず、寛永年間寶樹坊を併せて西之院と號す、二世日豐は日朗上人の中老僧なり、二十一世日禪上人は本院中興の祖なりと敬稱し居るも其事跡の記せる者なきは遺憾なり、三十世日敬上人の代に智教院殿妙勇日進天姉青山内田伊勢守内證俗名登羅女事文化乙丑壬八月行年四十八歳にて没し、施主同家中にて額田龍右衛門此の御靈へとて當院へ表面田地並に金十兩は客殿修復の大工左官の手間代として寄進あり、此外金三分二朱飯料共永代回向祈禱毎月御命日には膳部可備事とあり、文化年間客殿の修復をなす、安政三丙辰年客殿建替其儘有之此度不殘修復造作總檀家にて勤行せり、明治元



西之院

辰年大暴風雨の爲め堂宇大破し、本門寺より材木を貰ひ改造せり、明治八亥年表門改築す、同九年庫裡の建替總檀家並に時の住職日長上人金二十圓出金せり、世話人は松原彌市郎、松原甚五郎、吉澤吉兵衛、吉澤甚兵衛の諸氏なり、明治十四年宗祖六百年御遠忌の爲め、明治十一年より本山諸堂修繕有之に付總檀家より金一百二十六圓住職日長上人金十圓等御手傳として納金せり、此の世話人も前記の四名なり、明治十四年四月本堂、庫裡の家根替金九十二圓は檀家中金十圓と雜費七圓は日長上人出金せり、同年十月表石橋並に敷石新規に庫裡下見板を不殘打付け、須彌壇を莊嚴に修復せり、同時に諸尊御彬色を施せり之れは施主松原茂右衛門なり、同年十一月二十四五の兩日稚兒供養

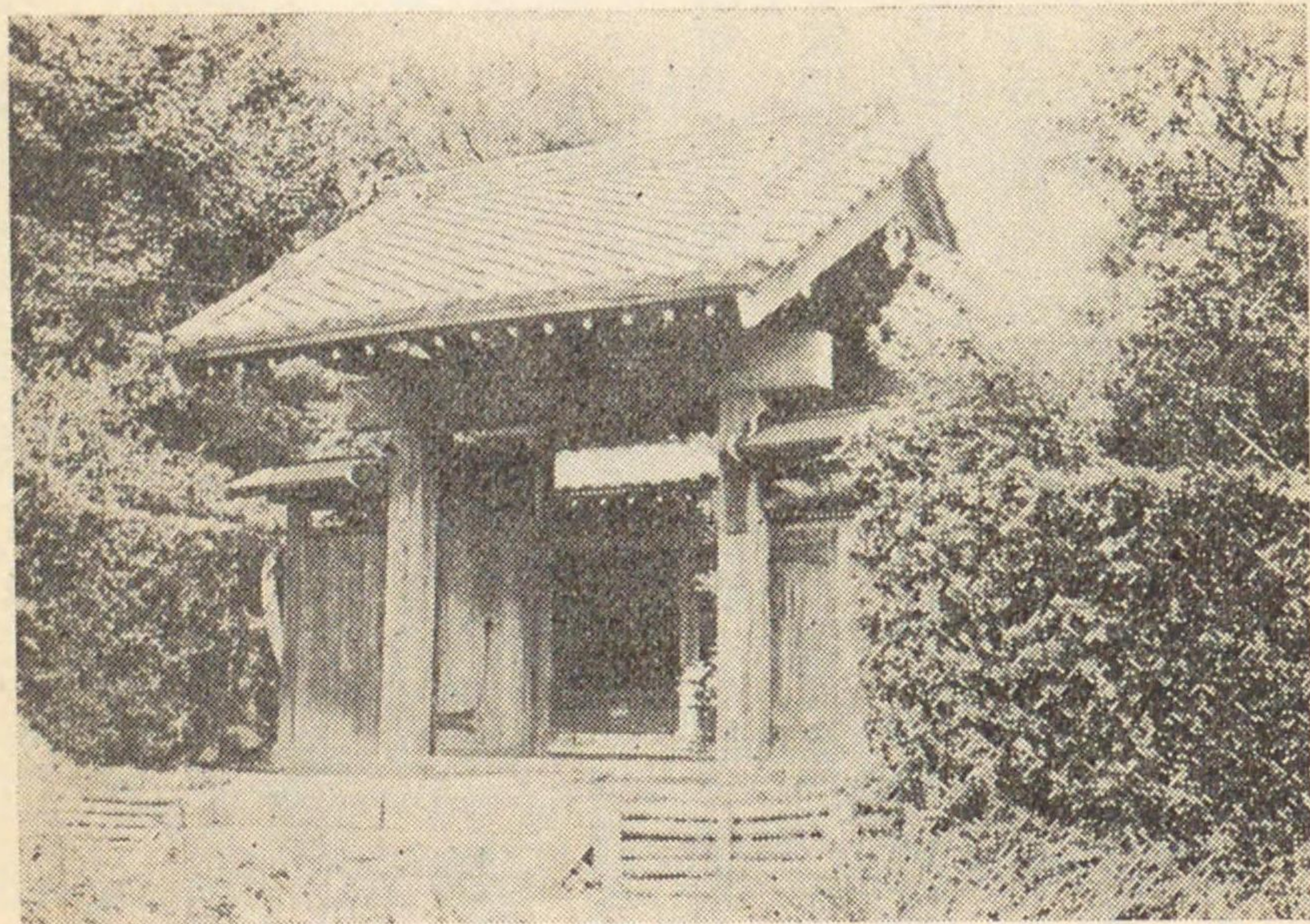
相營み餅十俵糝谷糧方中より供養せり、大正十五年八月六千餘圓を投じ本堂、庫裡等を改築昭和二年四月落成す、年中行事一月二日年始受、七月十日盆施餓鬼 十月二十五日御會式 本山の外此邊にて御會式を初めしは本院が元祖なりと云ふ、歴代住職次の如し。

開基日法 二世日豊 三世日辨 四世日專 五世日芳 六世日龍 七世日璠 八世日征 九世日宥
十世日説 十一世日是 十二世日休 十三世日覺 十四世日宜 十五世日仙 十六世日解 十七世日仲 十八世日信 十九世日念 二十世日通 二十一世日禪 二十二世日順 二十三世日念 二十四世日圓 二十五世日珠 二十六世(不詳) 二十七世日相 二十八世日具 二十九世(不詳) 三十世日敬 三十一世日榮 三十二世顯是 三十三世日好 三十四世日莊 三十五世良照 三十六世日觀 三十七世日進 三十八世より四十二世迄(不詳) 四十三世貞顛 四十四世四十五世(不詳) 四十六世日長 四十七世日研 四十八世不詳 四十九世祥泰 五十世現住職吉田玄教師

三、東之院

日蓮宗 本門寺末

下池上小字長榮十七番地にあり、境内三百四十八坪、本堂、間口四間半、奥行五間、庫裡、間口四間、奥行三間半、門、一坪半、本堂に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、



東之院

開祖日持上人の木像一軀等を安置す、宗祖日蓮聖人直弟子六老僧第六日持上人の開基に係る、弘安五年九月宗祖甲斐國身延山より當地池上右衛門太夫宗仲の館に御來向の砌隨從し來り止まつて當院を創立す、昔は東の谷今の覺藏坊の東の方に日持上人の屋舖あり、故に今も東の坊と號す、始の總門の外本成院の向にありて辻の坊とも呼ぶ、近き頃(年月不詳)坊中玄理坊へ移して一寺となす今の院之なり、玄理坊は貞享年中受性院妙玄日理尼の建立する所にして、開基は慈善院日悟上人なり、天保十二年雜司ヶ谷感應寺廢寺の際其餘材を以て今の地に再建することゝなし、感應寺住職日詮師造營を督す、一橋御殿の題目堂と云ふもの即ち是なり、本堂及び庫裡並に五具足は徳川家一ツ橋

奥女中の寄進に係るものなりと。

境外所有地七反九畝二十六歩あり、内田十筆畑二筆は不入斗村加藤彦七祖先の追善供養の爲め元禄年間寄附せられしものなり、畑六畝十三歩は當院開墾の上明治十五年拂下を受けたるものなりと。

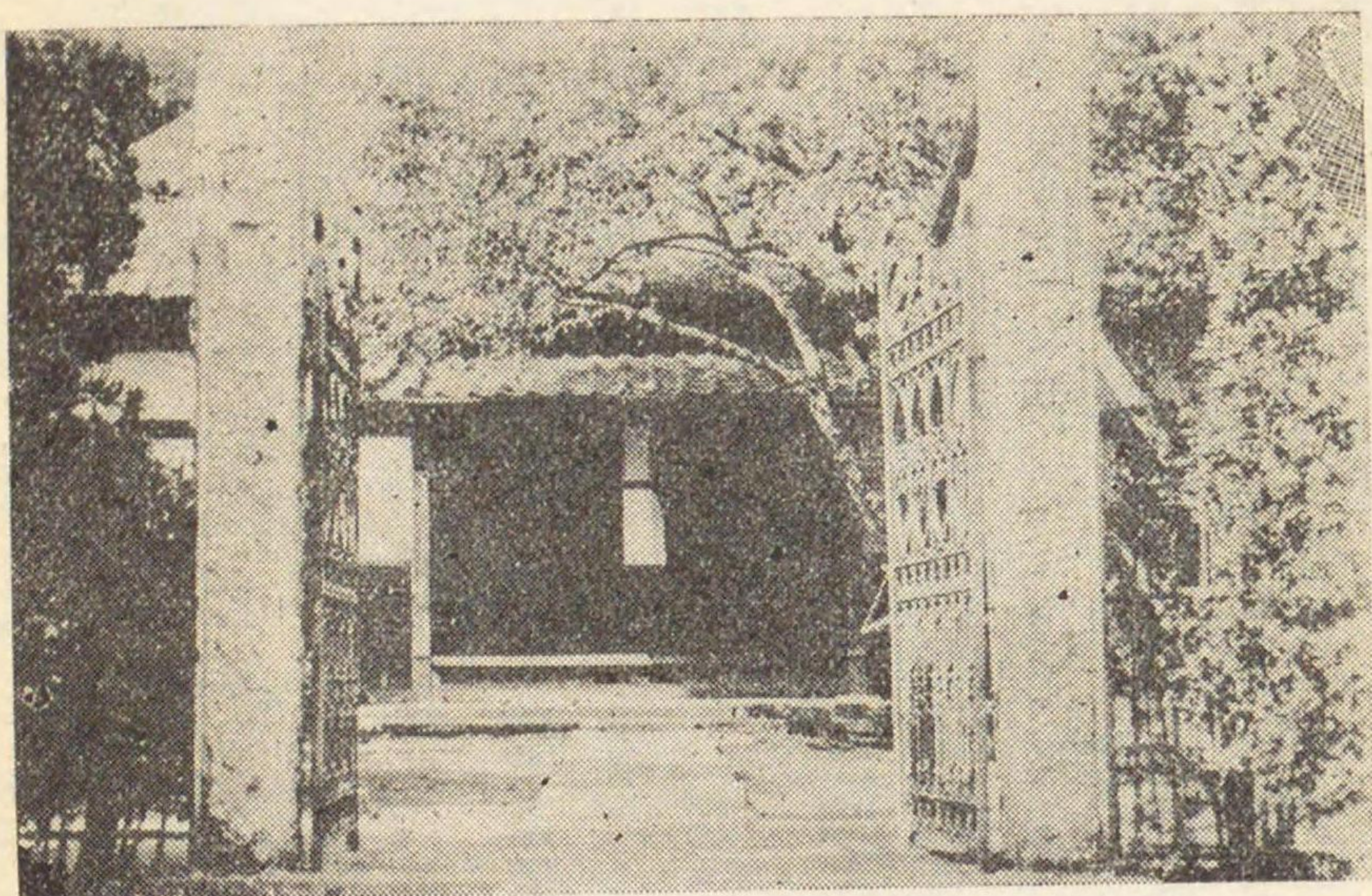
檀家四十戸、檀家總代 秋山幸助、秋山仙太郎、加藤重定等の諸氏なり。

四、安立院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮十八番地にあり、境内二百七十五坪、本堂、間口六間、奥行三間半、庫裡、間口四間、奥行四間半、本堂に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、上行等四菩薩之像四軀を安置す、當寺は本門寺裏門の前にありて上の坊とも呼ぶ、九老日澄上人手造りの坊なり、宗祖弘安五年身延山より此の地に御來向の砌師日朗上人と共に隨從し來りて當院を建つ、宗仲大坊本行寺を造つて日澄を請ぜしとき、彼の寺に移らんとして當坊を付弟日恩に譲る、日思、日澄の付として大坊に移るに及んで、又當坊を九老日善に付す、日善も後ち大坊へ移りしより、日誓譲り受けて住す、元治元子年本門寺五十四世日英上人再建す、當院近世に至り自證坊と合併せるも其の年月詳かならず、自證坊は本門寺裏門の前にありて元覺藏坊と呼べり、龍華樹院と號す、九老日像上



安立院

人の庵なり、日像十四歳より二十五歳まで十二年間住居の地なり、元禄年中芳春院妙陽日悟信女と云ふ者、其慈母自證院妙蓮日性菩提の爲めに、そこばくの財を捨て、客殿を建立せしより、自證院の名あり、開基日像上人の肖像あり靈驗いちじるしと云ひ傳ふ、大正年中住職生駒戒圓師、中山に入行し生髮鬼子母神を勤請す、大正十四年二月境内に佛堂を建立す、佛堂は間口四間半、奥行三間ありて生髮鬼子母神を安置す、生駒戒圓師は引續き本堂改築の計畫を樹てしも不幸昭和五年二月五日遷化す。

寺寶、本門寺第四十九代日暲上人の曼陀羅一幅同五十四代日英上人の曼檀羅一幅、日像上人の肖像等を藏す、境外所有地二反十五歩あり、檀家百

二十戸あり檀家總代中島智代藏、大山市太郎、高橋安太郎等の諸氏なり。

五、法養寺

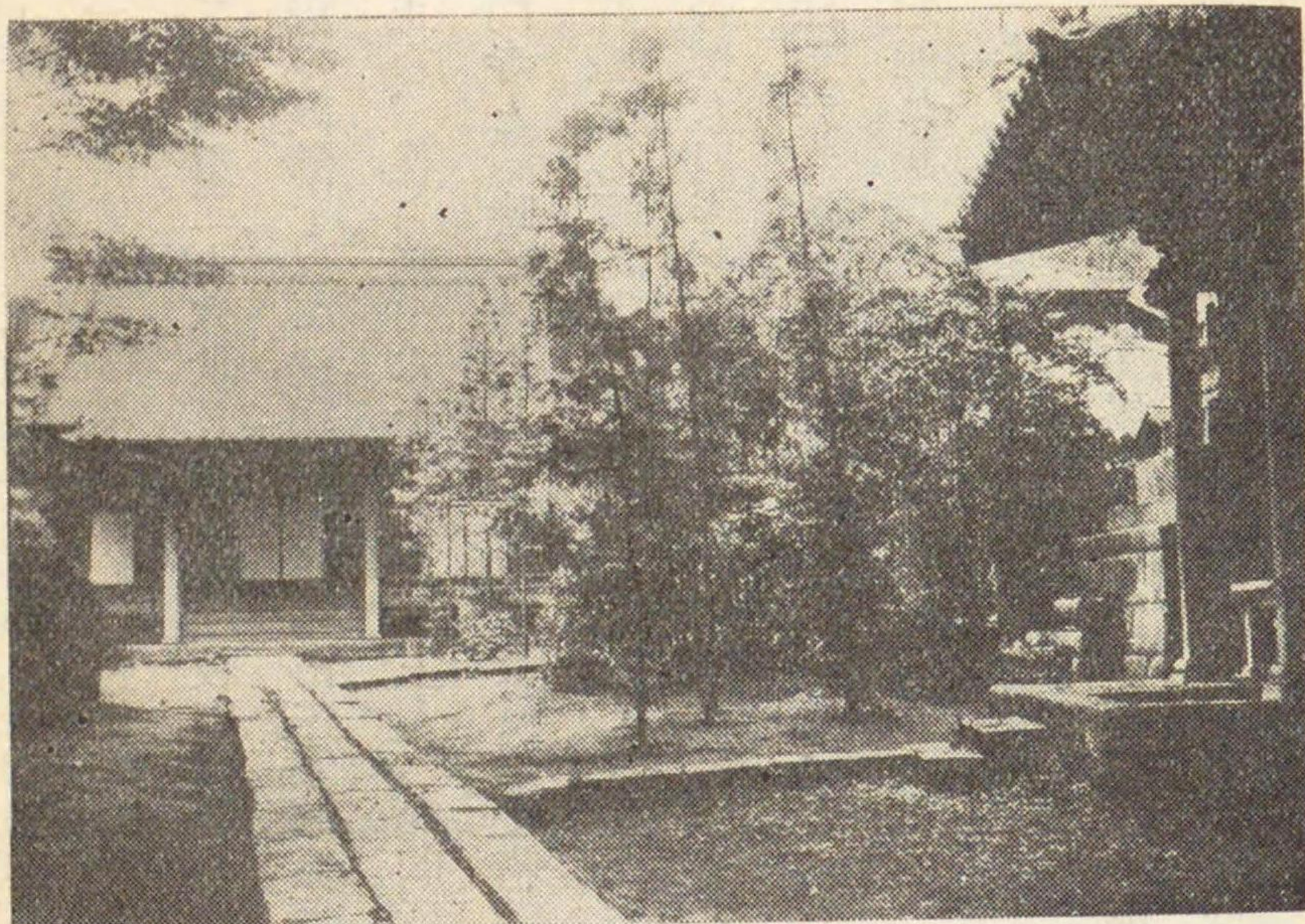
日蓮宗 本門寺末

下池上小字長榮四十四番地にあり、妙教山法養寺と號す、境内三百七十二坪、本堂、間口六間、奥行五間、庫裡三十八坪、表門、間口八尺五寸、奥行控柱迄五尺、本堂に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、釋迦佛之立像一軀、上行等四菩薩四軀、持國等四天王之像四軀、文珠普賢之木像一軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、鬼子母神十羅刹女之木像十二軀、不動愛染明王之木像二軀、三十番神之木像三十體等を安置す、當山は天正六年五月十二日妙經院日等上人の開山する所なり、始め神田三河町に創立せらる、慶長年間本門寺十二世佛乘院日惺上人中興の開山となりて、下谷區南稻荷町に移轉す、幕府より換地として一千五百餘坪を賜ふ、當山に安置する祖師尊像は江戸城鎮護の爲め御本丸に奉安せる尊像にして法養寺へ一ヶ月づつ毎年領り御祈念せりと傳ふ、當山は徳川家代々の御祈願所なり故に紋白五七條を賜ふ、四代將軍の時御本丸焼失す、時に前記の御尊像は御祈念の爲め當山に在りて無事其難を免がれ其儘當山の御本尊に御寄進せられしなりと、此外三十番神之木像三十體も同將軍の御寄進になりしものなりと云ふ、當山に二ヶ寺ありき實相院、養仙院是なり、當山に左

記の書附あるも其年月詳かならず。

前略 大黒様御初穂おひねり二包、御供もの二臺、古御戸張二つ右之通り御すへに相成候云々
以下略 御本丸御使番 法養寺殿

其後明治に至る迄の間詳細不明なり、明治三年熊谷日進上人の代桔据經營大いに努力せられたりといふも其記事の残れるなきは遺憾なり、大正元年池上妙教院を合併し元山號勸明山を妙教山と改め寺號は舊唱を用ゆ、妙教院は内膳山の南永壽院の隣なりき、妙教比企尼と云ふもの寛保三年創立せり、此の尼はもと御城に仕へ居りしも後ち禿髮して妙教と號し、惇信院殿の尊體安穩武運長久を祈り奉らんが爲め庵室を建立せしと云ふ、時に此地は元蓮光坊と云ふ塔頭ありしも、享保の頃より



法養寺

此の方荒廢して又再興する者もなければ、荆棘の地となりしを妙教力を盡して庵室を興し、法華經一部を書寫して寶塔に納め三寶祖神の像を安置して、永く天下安全を祈りけるとなり、是れに依つて兩山第二十六世日芳上人妙教庵の號を授けたりと、妙教尼信心懈らず、寛延二年十月十八日八十三歳の高齡を以て遷化す、爾來田安家關係より出て得度せる尼此の庵室を護りしも明治維新に至りて止む、後ち兩山六十五世日薩上人の學問所たりし所にて、清水梁山師亦此處に學ぶ、明治四十年本門寺と同時に燒失し、現庫裡は松本文恭氏の建立せし物を使用す、田中智學師の師範智境院日進師住職せし事ありしと、爾來久しく無住にて本門寺是れを管理せり、大正元年に至りて下谷法養寺と合併し同寺を移轉す、大正四年本堂新築成り同五年境内建物完成し寺觀具はれり、大正四年九月元法養寺寺格たる紫金欄跡に昇格し、大正十四年永代緋金欄跡に昇格す、古來より本寺は本門寺の弘通所たり。

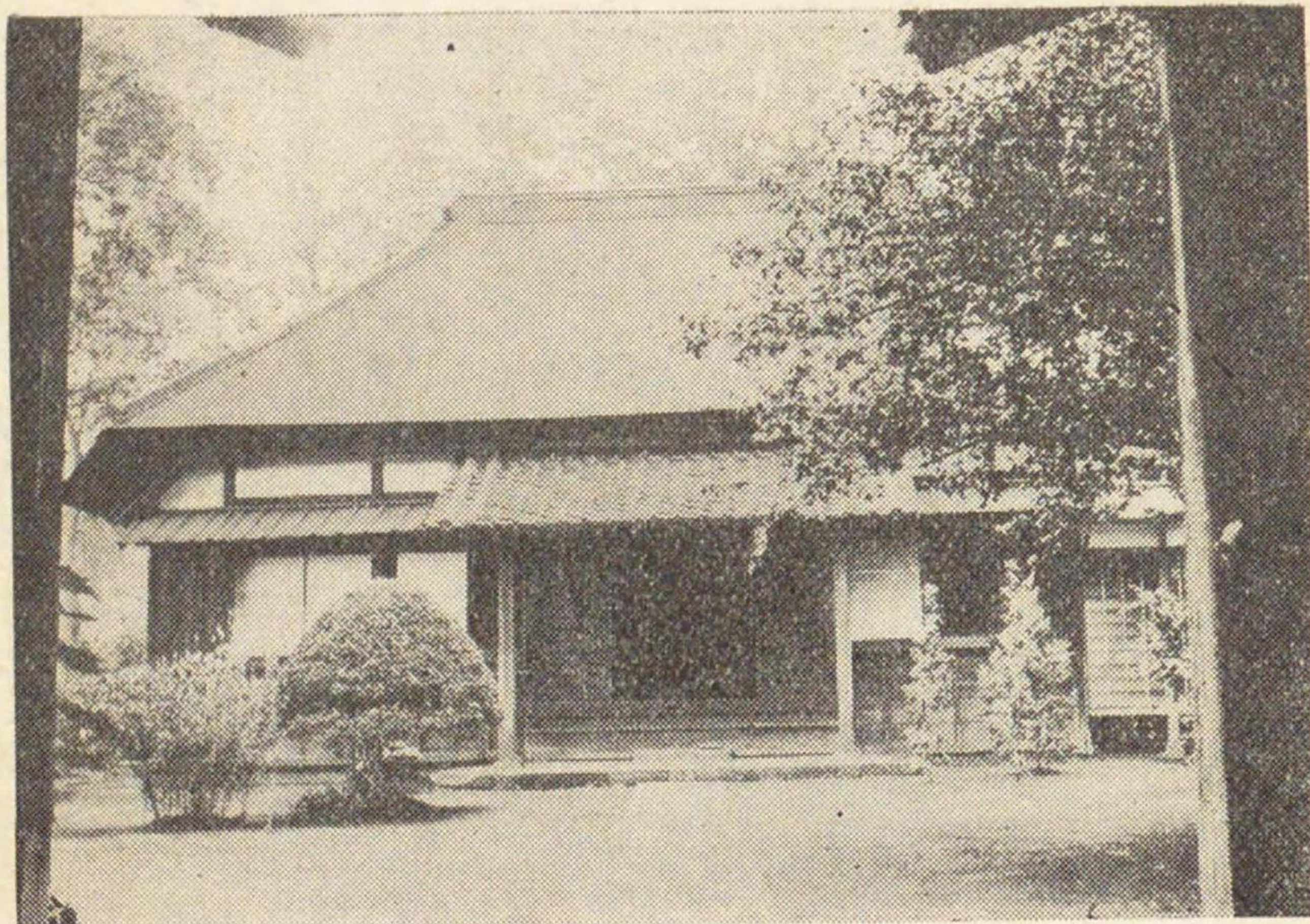
寺寶、法華經拾部、宗祖の曼荼羅一幅、遠師の曼荼羅一幅、涅槃像の大幅一幅、大藏經全部、此の外傳教大師作正峯一之守體中御腹藏の熊谷安左衛門開眼の熊谷稻荷木像一體、宗祖御眞作和合大黒天之木像一體、鬼形鬼子母神木像一體（尊信院殿御痘瘡被遊候節御祈禱の爲め御奉納被遊候御神體也）以上三體共御宮殿入り、某火中出現の祖師本尊一幅、鵜飼勘作成佛の石一個、龍の口御難の宗祖

上人御召の袈裟の斷片等を藏す

當山埋葬の著明な墓碑、長崎名奉行井戸石見守、南畫の名人井戸廣川、甫田董列兩先生の墓あり、境外所有地一町四反三畝四歩あり、檀家總代、佐藤五郎外二名缺員

六、心淨院 日蓮宗 本門寺末

下池上小字長榮四十六番地にあり、境内百九十六坪、本堂、間口四間、奥行五間半、庫裡、間口四間、奥行六間、門、一坪半、本堂に寶珠塔釋迦佛之像一軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、上行等四菩薩之像四軀、持國四天王之像四軀、院祖日輪之木像一軀等を安置す、本門寺第三世日輪上人元享年中創立し本門等の末院とす、もと大泉坊といへ



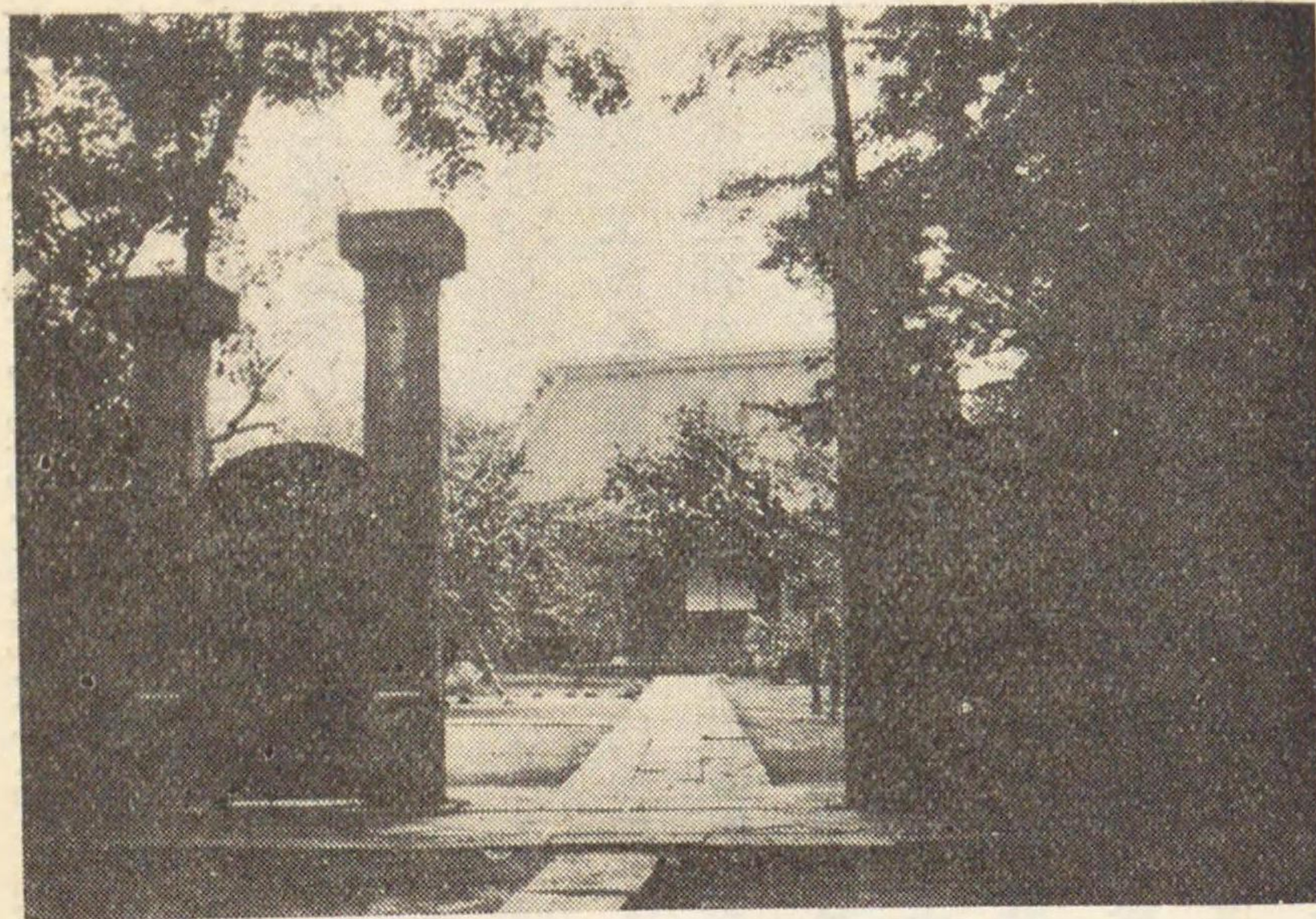
第一章 沿革及歴史的考證

り、九老僧日輪上人の始め住せし地なり、後ち日徳上人、日輪上人の舊跡の湮滅せん事を歎き自から中興せり、依つて日輪上人を開基とし、其の身は二世となれり、其後の變遷詳かにせず、昭和七年七月庫裡を建立す、寺寶として十界羅刹曼陀羅一幅を藏す、年中行事正月二日年始受、七月十日盆施餓鬼會、十月十二日御會式等を行ふ、境外所有地五反三畝二十九歩あり、歴代の住職次の如し、開基日輪 二世日徳 三世日實 四世日達 五世日性 六世日認 七世日徐 八世日如 九世日仙 十世日伍 十一世日受 十二世日安 十三世日榮 十四世日周 十五世日行 十六世より二十一世迄不詳 二十二世日隨 二十三世日秀 二十四世より二十六世迄不詳 二十七世日靜 二十八世より三十七世迄不詳 三十八世日喜 三十九世より四十八世迄不詳 四十九世日福 五十世五十一世不詳 五十二世日清 五十三世日桂 五十四世玄俊 五十五世日温 五十六世現住職武田宜雄なり。

七、永壽院

日蓮宗 本門寺末

下池上小字長榮四十九番地にあり、境内八百二十三坪、本堂、間口六間、奥行七間、門、一坪七合五勺、本堂には寶塔中題目釋迦多寶之像一軀、釋迦佛木像一軀、芳心院感得の立像釋迦佛一軀、



第一章 沿革及歴史的考證

上行等四菩薩之像四軀、文珠普賢菩薩之像一軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、大黒天之木像一軀、不變院覺如日眞大居士之像一軀、蓮乘院日東上人の木像一軀等を安置す、本院は御廟山の南方にあり元蓮乘院と呼び不變院ともいふ、此地もと檀越戸川肥後守安達郷の下屋敷なり、戸川氏深く兩山第十六世心性院日遠上人に歸依し、日遠上人隱室造立の爲めに下屋敷五千坪を寄附せし所なり、然るに紀州南龍院殿の御實母養殊院殿、大野本遠寺紀州養殊寺の建立あつて、開山に日遠上人を招待せられけるにより、日遠は本門寺を弟子日東へ譲り且つ當所庵室造立の事を託す、依つて寛永年中蓮乘院日東當院を建つ、故に人呼んで蓮乘院といふ戸川肥後守遺命して境内に葬る法號を不變院覺如

日眞大居士と稱す、依つて當院を一名不變院ともいふ、元祿十年紀伊國源頼宜卿の息女因、伯の大守因幡守池田先仲侯の室芳心院殿深く本宗に歸依す、嫡子永壽丸幼にして多病なるを憂ひ宗祖日蓮大士に祈請し除病延壽を立願し成長の後ちは出家せしむるを以てす、永壽丸佛護に依り祈願満足して壯健に成長ありしも故あつて果さず、依つて家老某の子觀成院日遙を猶子として、永壽丸の身代りとなし、やがて當院に住職せしめたり、其時芳心院殿より永壽院の號を賜へり、是れ永壽丸を出家なさしむべしとの祈願に背かざる心とぞ聞へける、同國主は當院を待するに家老格を以てし歸依淺からず、又芳心院殿は自から境内の地をトし、墳墓を建立し遺骨を納めしむ、依つて追善料として永代米十二石と九人扶持並に諸般の用度を給與せられたり、又紀州殿よりも月俸を賜へりとぞ、效に寶永以後永壽院と改稱す、されば當院は戸川肥後守を開基の大旦那とし、芳心院殿を中興の大旦那とす住僧は日遠上人を開祖とし日遙を中興の開基とす、池田侯に於ては慶應三年迄諸堂の營繕並に用度費、扶持等を給與せられ居たりと、明治三十四年三月九日本門寺焼失の御類焼し、同三十八年七月再築の處、明治四十年七月失火し堂宇全焼す、大正十二年再建落成す現在の堂宇是なり。寺寶として故有栖川熾仁親王宮筆扁額、狩野永徳筆金屏風一雙等を藏す。境外所有地二町六反九畝六歩、基本金一百七十三圓を有せり。

不變院覺如日眞大居士之墓は高さ一丈三尺、廣さ五尺四方、芳心院殿妙英日春大姉之墓は高さ二丈一尺五寸、廣さ堅十四間、横十二間、周圍二重の溝渠を施せり、寶永五年の建設に係る。

歴代の住職次の如し、開祖心性院日遠 二世蓮乘院日東 三世立正院日乘 四世大乘院日潤 五世了惠院日秀 六世永淨院日能 七世觀成院日遙 八世常相院日好 九世宗圓院日淨 十世禮具院日永 十一世本壽院日量 十二世道圓院日性 十三世良正院日教 十四世乘蓮院日達 十五世不詳 十六世慈芳院日是 十七世慈本院日眼 十八世慈宜院日明 十九世體堅院日眼 二十世慈遵院日迅 二十一世持成院日貞 二十二世諦秀院日靜 二十三世眞靜院日要 二十四世秋香院日靜 二十五世田中日肝 二十六世永野巖山 二十七世現住職金子厚山師

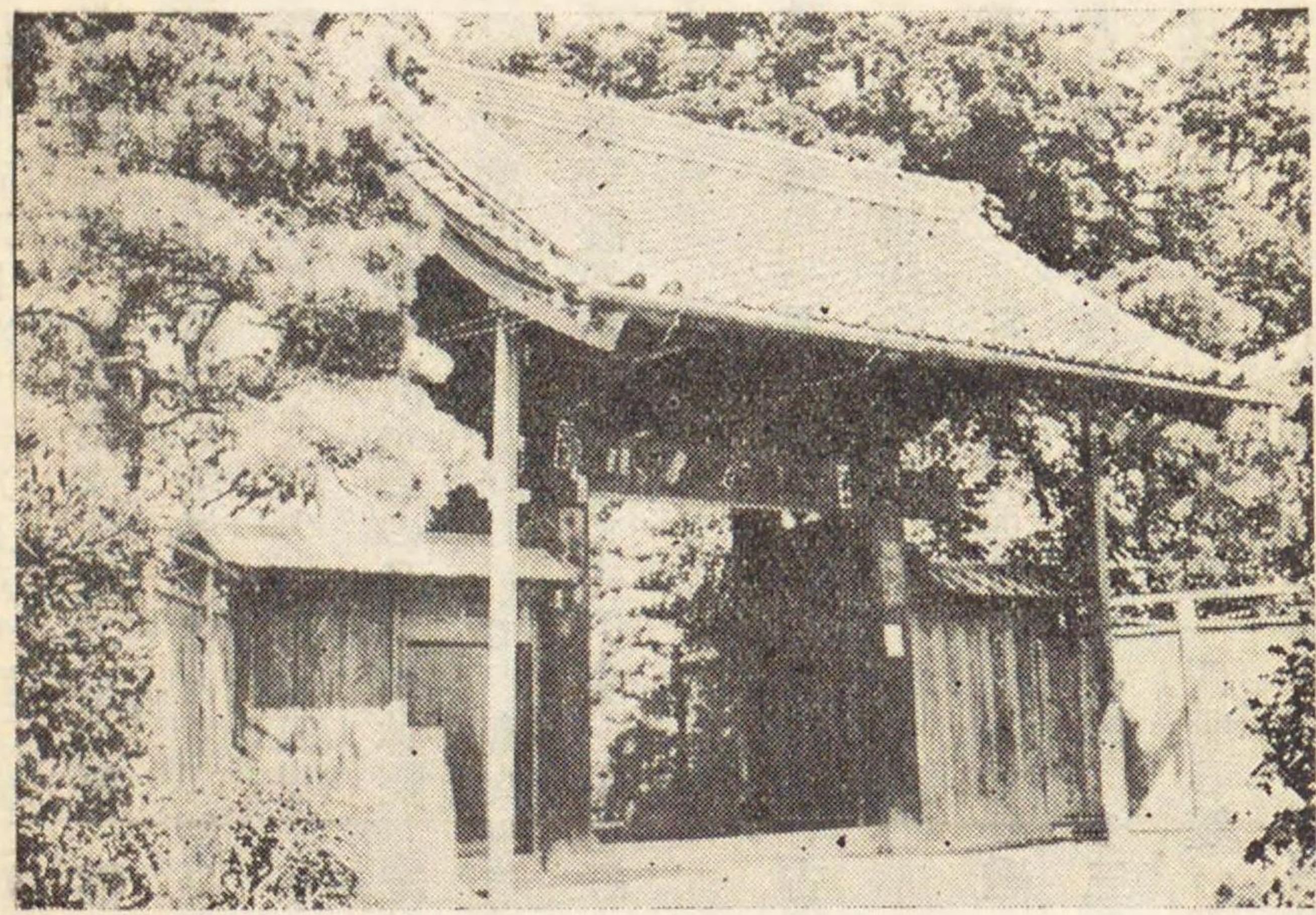
八、照 榮 院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮四十七番地にあり、境内三百二十六歩、本堂は間口九間、奥行七間なり、本堂には釋迦佛木像一軀、宗祖日蓮聖人之像一軀、妙見尊之木像一軀、持國寺毘沙門二天王之木像二軀、鬼子母神十羅刹女之木像十一軀、天台大師之木像一軀、開祖日朗上人之木像一軀等を安置す、此地昔は寺窪と云ひしも後ち南谷と呼ぶ、正應二年大國阿闍梨日朗上人閑靜を愛し隱栖の爲め庵室を結

ぶ、元應四年孟春入寂後六十餘年殆んど荒涼に及び、然るに本山第七世日壽上人の代日鏡上人日朗上人の舊蹟空しく泯没せんことを歎げき、再び草廬を興して日朗上人を開祖とせり、嘉應五年當院十六世、本山二十二世妙悟院日玄上人の時、鎌倉比企谷寶篋堂談林の衰退せるを此所に移して、南谷檀林と呼び朗慶山立善講寺照榮院と號し、住職たる者檀林能化の職を兼務す、依つて檀林では日玄上人を開祖とす、本堂は檀林の講堂にして十一間に四間ありて立善講寺の四字を扁せり、鳥井左京大夫其乳母滿智院日量妙德尼有章院殿御菩提の爲め其位牌を納め本堂を建立し、檀林相續料として黄金若干を寄附せられたり、堂の四面に所化年蕩の次第を掲ぐ、開闢以來衆僧集ひ來り夏、冬の講究怠らざりしと、元は門は南向きにて前に石階あり本門寺前石川流の傍らに到る迄數百歩の間は檀林の門前にて右左に學寮、その入る所は西に向ひて常宜坊の門に並べりと云ふ、其學寮には玄寮あり講堂より東西山下にあり檀林の學業を司る者の居所なり、板頭寮（又は板寮と云ふ）玄寮の側にありこの寮主すべて檀林、寮中修造以下の俗事を掌れり、此外正善庵、東林庵、白寮、中頭寮、松樹軒、長壽庵、蘭林閣、幽微亭、養老庵、雲龍窟、林老庵、梅林庵等あり、此等の各寮舎は皆板頭寮の向ひより講堂門前のかたへに並び立てり、此外所化の雜居する小寮ありと云ふ、然るに明治維新後新公布かれて檀林廢止となりて、講堂、鎮守堂、門等の外全部取壊たれ、立善講寺は埼玉縣



院 榮 照

舊引又村に引移り一字を建立し本院は本門寺三院家の一として殘さる、現在の本堂は天保六未年再建せしものにて明治十七年九月十五日の烈風に大破し現在の地に移轉再建せりと。
 寺寶として法華經三部、宗祖日蓮聖人之筆跡二幅、天台大師之畫像二幅、傳教大師之畫像一幅、本門寺十三代日尊上人之曼茶羅一幅、身延山久遠寺二十代日重上人之曼茶羅一幅、同二十一代日乾上人之曼茶羅一幅、同二十六代日蓮上人之曼茶羅一幅、本門寺十四代日詔上人之曼茶羅一幅、同十六代日遠上人之曼茶羅一幅、同十七代日東上人之曼茶羅一幅、同二十二代日玄上人之曼茶羅七幅、同二十三代日潤上人之曼茶羅四幅、同二十四代日等上人之曼茶羅五幅、同二十五代日顯上人之曼茶

羅四幅、同二十六代日芳上人之曼荼羅二幅、同三十代日利上人之曼荼羅一幅、同四十七代日教上人
 之曼荼羅一幅、暗雪齋玄信筆之山水畫一幅、過去帳等を藏す、境外所有地一町九畝二十六歩あり、
 尙下池上五十三番地に境外物堂として妙見堂あり、堂は本院の東の方山の上におり、境内二百六十
 六坪にして堂は間口三間半、奥行二間なり、本堂には妙見大菩薩之木像一軀、法華經一部を奉安す
 本尊は加藤肥後守清正公の息女瑤林院、紀伊國大守亞相源頼宣卿に嫁し或日同卿現安後善の爲めに
 北の方の感得せられし像にして、寛文四年七月之れを本門寺に納らる、後ち元祿二年此處に堂宇を
 建て檀林守護の鎮守として安置す、年を経て大破し文久二年近在の信徒の信仰に依り、今の堂を再
 建せり。

本院には毎年一月二十日朗師會を開催し古例として狸汁の饗應をなす。

本院の現住職 石川謙靜

開基日期 二世日鏡 三世日徳 四世日融 五世日通 六世日説 七世日達 八世日濃 九世日應
 十世日題 十一世日眞 十二世日修 十三世日忠 十四世日琮 十五世日周 十六世日脱 檀林開
 基日玄 二世日貞 三世日宜 四世日筵 五世日潤 六世日典 七世日從 八世日慶 九世日念
 十世日成 十一世日深 十二世日顛 十四世日隆 十五世日靜 十六世日章 十七世日眞 十八世

日示 十九世日健 二十世日好 二十一世日延 二十二世日隨 二十三世日言 二十四世日利 二
 十五世日治 二十六世日相 二十七世日交 二十八世日演 二十九世日觀 三十世日顯 三十一世
 日瑞 三十二世日龍 三十三世日秀 三十四世日樹 三十五世日運 三十六世日暢 三十七世日境
 三十八世日性 三十九世日宇 四十世日實 四十一世日長 四十二世日專 四十三世日達 四十四
 世日輝 四十五世日眞、日治 四十六世日淨 四十七世日勇 四十八世日詮 四十九世日妙 五十世
 日寅 五十一世日解 五十二世日珪 五十三世日誠 五十四世日正 五十五世日遍 五十六世日仁
 五十七世日惠 五十八世日感 五十九世日要 六十世日明 六十一世日孝 六十二世日如 六十三
 世日雄 六十四世日秀 六十五世日逗 六十六世日行 六十七世日達 六十八世日到 六十九世日
 恕 七十世日巖 七十一世日禮 七十二世日遭 七十三世日應 七十四世日教 七十五世日修 七
 十六世日是 七十七世日透 七十八世日周 七十九世日漸 八十世日榮 八十一世日受 八十二世
 日蒼 八十三世日順 八十四世日具 八十五世日題 八十六世日信 八十七世日超 八十八世日慎
 八十九世日信 九十世日演 九十一世日誓 九十二世日輝 九十三世日行 九十四世日登 九十五
 世日暢 九十六世日全 九十七世日獻 九十八世日琮 九十九世日喜 百世日鏡 百一世日眞 百
 二世日總 百三世日秀 百四世日文 百五世日昇 百六世日亮 百七世日承 百八世日明 百九世

日勇 百十世泰存 百十一世日教

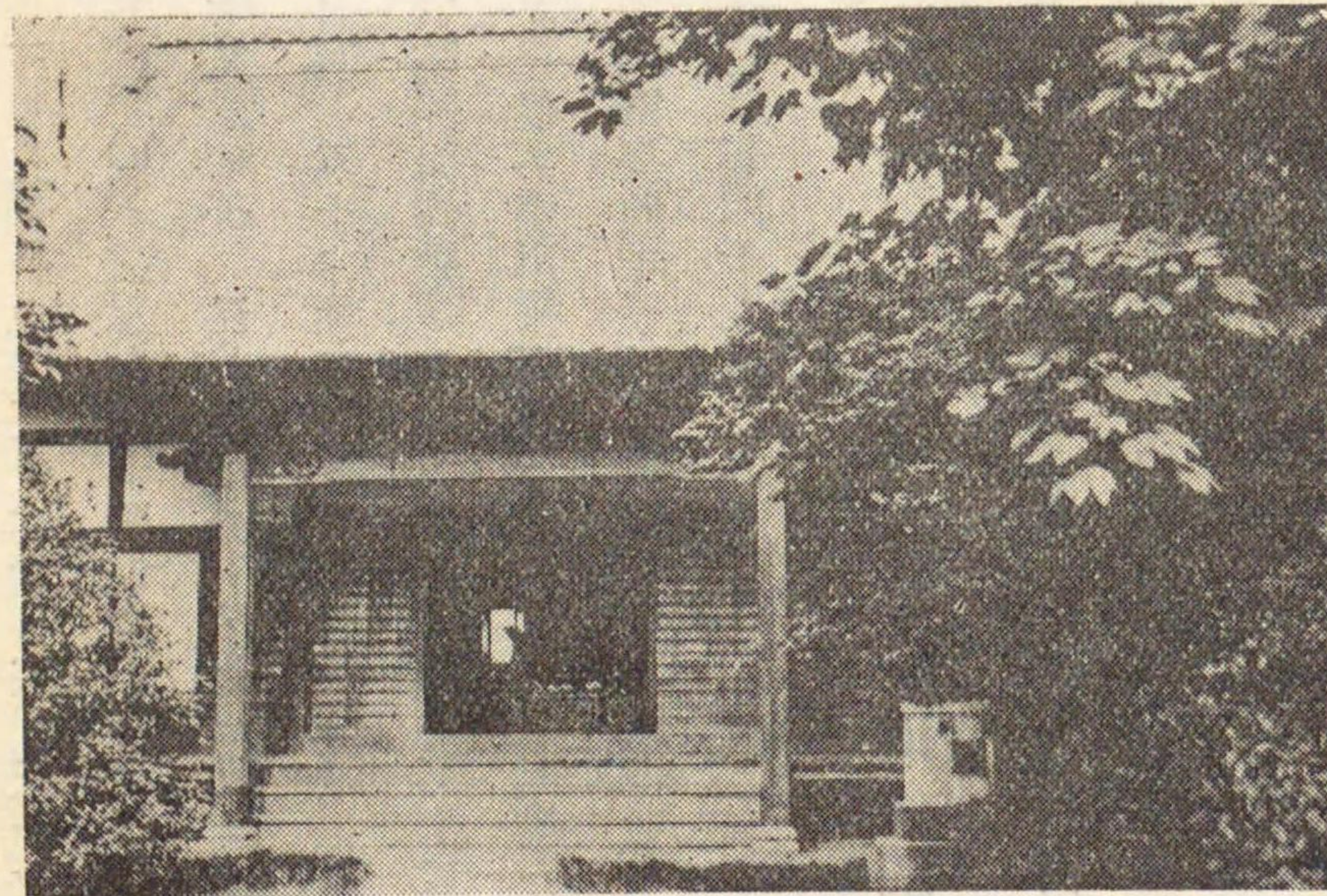
九、本 妙 院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮七十八番地にあり、境内三百二十八坪、本堂、間口六間半、奥行五間半、庫裡、間口五間、奥行三間、廊下、間口一間、奥行三間、門、一坪五合等とす、本堂には寶塔中題目釋迦多寶像二軀、上行等四菩薩之像四軀、持國等四天王之像四軀、不動愛染之像二軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀等を安置す、總門の前東の坊の隣なり、もと妙藏坊と號せり、九老日傳上人の舊跡にして昔は西の谷にあり。元龜四年回祿の後日逗上人は日傳上人の舊跡を慕ひ、房舎を營みて本妙房と號し日傳上人を開基とす、此時兩山第十二世日愷上人材木金銀を與へて其の費を給し、且つ火災を避けて南の谷外の道の傍らに移さしむ、依つて日愷上人を開山の元祖とし、日逗上人自から一世となる、其後兩山二十二世日玄上人、本門寺の正面に石階を造り總門を建つるに及んで今の地に移せしといふ、創立の年月詳ならず、天保七年再び燒失し同十五年再建せられ、同年星野谷源兵衛其他檀徒中より供養塔を庭内に建立す、明治十四年高祖六百年の御遠忌に際し大いに修繕を加ふ、明治四十五年二月庫裡を改築す、大正九年正月本堂前に敷石コンクリート等を施す、大正十二年の關東大

265165



本 妙 院

震災の爲め庫裡を残して、八十年の歴史を有する本堂は倒壊せり、依つて昭和三年本堂を改築し銅板葺とし、廊下も又同時に改築の上銅板葺とす、年中行事として正月二日新年受、三月春季彼岸會七月十日盆施餓鬼九月秋季彼岸會、十月十三日御會式等を行ふ、檀家五十四戸あり。

當院歴代の住職 開基日傳 開山日愷 初世日逗 二世日久 三世日精 四世日譽 五世日晋 六世日眞 七世日義 八世不詳 九世日吟 十世不詳 十一世日統 十二世日宗 十三世日眞 十四世日宗 十五世不詳 十六世日相 十七世日教 十八世不詳 十九世日貞 二十世二十一世二十二世不詳 二十三世日猷 二十四世日清 二十五世より三十二世迄不詳 三十三世完惠 三十四世不詳

詳 三十五世日忠 三十六世日宗 三十七世不詳 三十八世日秀 三十九世四十世不詳 四十一世
 世日珠 四十二世より四十四世迄不詳 四十五世日秀 四十六世日融 四十七世順孝 四十八世日勤
 四十九世日研 五十世日暲 五十一世日顯 五十二世不詳 五十三世日慈 五十四世日庸 五十五
 世日賀 五十六世日修 五十七世日耀 五十八世現任職早水稠雄師なりとす。

當院開山佛乘院日惺上人は本門寺第十二世貫主にして備前國に生れ關白二條照實公と猶子の契を
 結ぶ、後ち徳川家康公と會して尤も親善となり、江戸築城の日府内に五ヶ所布教の地を與へらる、
 即ち羽田長照寺、同本住寺、小山朗惺寺、品川蓮長寺、池上本妙院是なり、慶長三年七月六日遷化
 す、時に年四十九歳なり。

10、常仙院

日蓮宗

本門寺末

下池上八十番地香川の流に架する鷲山橋を渡り檀林に入る右側にあり、元玉藏坊といひ後ち常
 宜坊と呼び今章剛山常仙院と稱す、境内三百五十七坪、本堂、間口六間、奥行五間半、庫裡、間口
 六間半、奥行三間半、門一坪五合等なり、本堂には寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、上行等四菩薩之
 像四軀、持國等四天王之像四軀、不動愛染之像二祖、誕生釋迦佛銅像一軀宗祖日蓮聖人之像一軀、

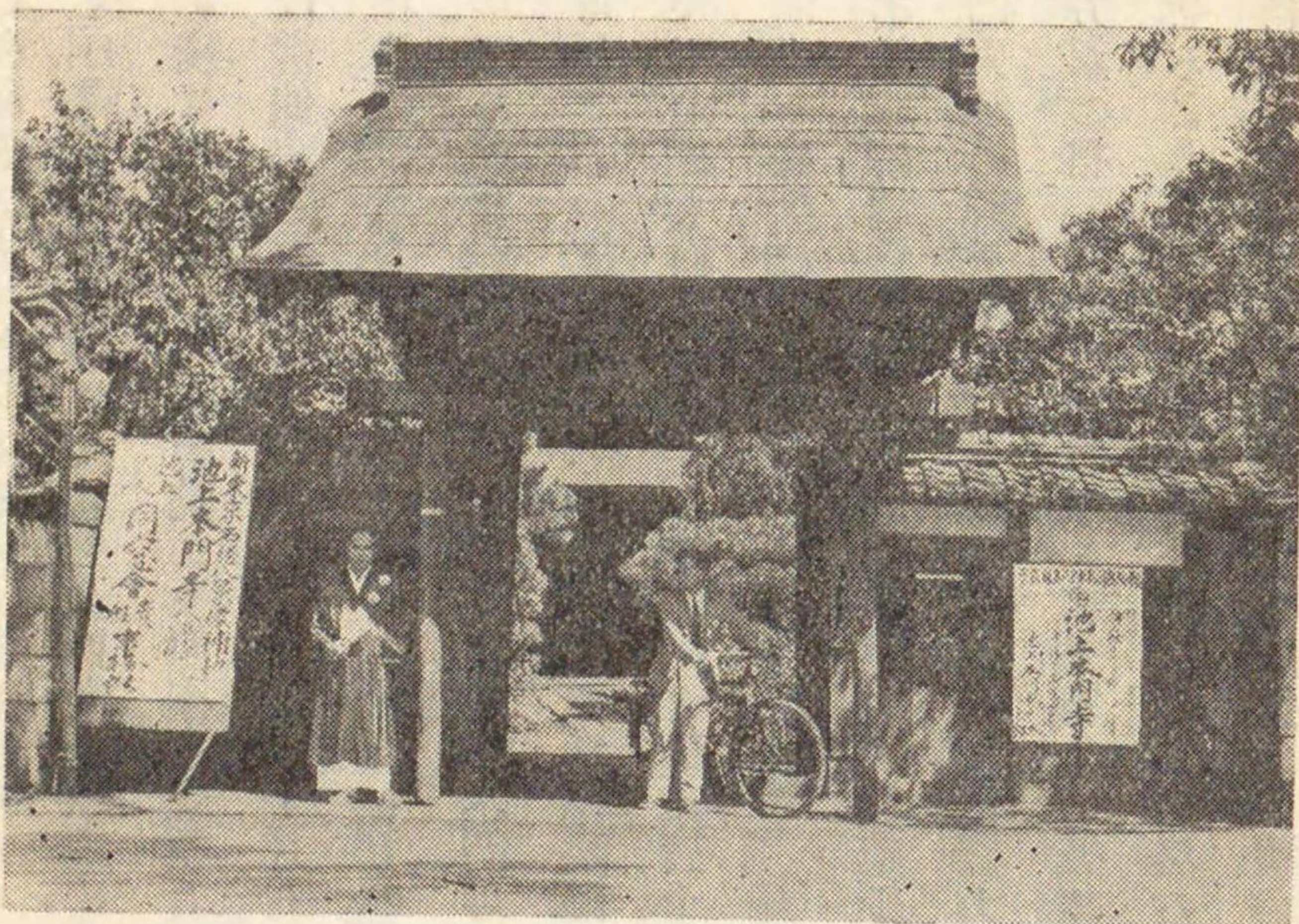
等を安置す、當院は本門寺第九世東眼院日純上人、天文十八年御園村(今の蒲田町内)の住人月村
 宗觀歿し、葬送の途次俄かに暴風雨起りて雷鳴激しく會葬の人皆怖る、時に怪ありて死者の右腕を
 攫取して飛び去る、時に日純上人葬儀の導師を務む、上人即座に本尊を認ため祈念せしに空中に聲
 あり、腕は日純に返すとて地に落ちたり、上人は此の不詳事の起るは自からの不徳の致す所とて、
 歸山翌日門人を招き吾れ法務に因つて恠を見ず不徳の致す所慚愧に堪へたり、山を退いて法を日陽
 に囑すとて、此處に隱栖す、依つて日純上人を本院の開基とす。

別頭統紀卷十五に當時の狀況を詳かにす

池上之隣有御園村一村有月村氏宗觀者少壯之間暴虎馮河死而無悔戰國之時殺人千數無惡不
 造耳孫迄今傳其長刀一頗殊尋常宗觀死矣往而舉火黑雲遽起大雷大奮激雲中見鬼衆咸悚震逃散鬼
 逼千棺一師獨脫七條蓋之以手護之棺蓋忽折片腕上レ空又師之右袖與腕俱飛師持咒不レ已揚音
 叱レ鬼時雲中有音云師護念力爭得拒之鬼又現形面吐火返腕與袖而去師定心唱題靜修葬禮而
 歸翌日召門人曰吾因法務見恠不徳所致最堪慚愧即日退山囑法日陽一人愈度其陰徳云々
 (附言一月輪越後守入道宗鑑は、武藏風土記に其所持せる佩刀の事を記載せられ、最も武名を博
 したる人なり天正三年八月二十八日逝去す、三代の孫源太左衛門の時氏を月村と改め今尙御園女

塚の地に子孫連綿たり)

文祿二年本山本堂棟札に玉藏坊日従と記せるを見れば初めは玉藏坊と稱へしものゝ如し、本院十六世日廣上人は本堂、庫裡等を立派に建立せられたりと見へ、大坊本行寺過去帳に日廣師常宜坊客殿造立、とあれば此頃已に常宜坊と稱へし者にて玉藏坊を常宜坊に改めしは、享保、元文の頃ならんか、天保七年十二月隣寺玄理坊より出火し不幸客殿、庫裡等類焼す、當時は貧跡にして再建の資なく困難す、當時本門寺四十八日萬上人再建を思召されたれど其計畫中天保十年遷化せられ中絶せるも、此の企てを繼承せるは日詮上人なりとす、上人は天保の初年中延村法蓮寺の住職たりし頃、時の將軍家齊公は目黒の邊りに屢々御鷹狩ありて、常に中延八幡宮に參拜あり、其際法蓮寺に御立寄り御休息せらるゝを例とせり、然るに或時同寺に立寄られ臣下を集め角力を取らせ、又自から土俵に上り誰れでも來れと云はるゝも家臣一人として御相手するものなし、此時住職日詮將軍家齊公の御相手を仕り、遠慮なく勝ち申す、將軍之れを非常に喜び給ひ、爾來交を厚くし時に觸れ折に觸れ法華經を説く、家齊公遂に法華經を信する處となり、従つて女官の歸依する者多く、爲めに徳川家に出入し其勢力益々盛んとなれり、此處に於て先谷中感應寺故あつて廢寺となり、當時は新寺建立は中々許されざりしかば、徳川大奥の局達の請願に依り感應寺の再建となり、池上本門寺四十



第一章 沿革及歴史的考證

常

八世の貫主日萬上人を以て初祖とし、自から二祖となり本門寺末寺として雜司ヶ谷に鼠山感應寺と號し、天保八年五月結構壯麗の大伽藍建立せられ上野寛永寺、芝増上寺等を凌ぐ將軍家の歸依と共に其勢力實に偉大なり、然るに此の大伽藍も家齊公の薨去と、天保の改革と、上野寛永寺、芝増上寺等の迫害運動で、さしも輪奐の美を極めた鼠山感應寺も天保十二年十月再び破却される事となり日詮上人は日本橋にさらされたる上御府内、外に追放の罪を受け其後期日を過ぐるに及び再び池上の地に歸り住す、是れ即ち常宜坊にして翌十三年春より右の關係にて感應寺の材料を以て日萬上人の計畫を繼承し、同寺の居間並に塔中源性院客殿を以て本堂、庫裡を建築し同年秋完成し此外上人

院

は營繕費として地所を寄附し其功効ならず、依て本院は中興の祖として敬稱す、明治二年十二月十日隣寺玄理坊再び火を失し再度の類焼にて日詮上人建立の本堂、庫裡空しく烏有に歸し只門のみを残せり、此の時中道院より庫裡を受領し本堂に改め建立す現在の本堂是なり、此の頃より常宜坊は常仙院と改まれり、明治二十九年十月石塚辨量師の代現在の庫裡完成す、第四十五世澁谷朝松師在任九年尤も梅樹を好み境内に植へしもの今や古木となりて年々實を結び又觀梅によろし、大正二年三月堀智珠師本門寺にあり師多年本門寺に盡くせる功に依り、山内いづれの寺院に住職を望むも可なりとの故を以て、師は好んで常仙院四十七世の法燈を次ぐ事となれり、在職中は布教の爲め東奔西走日も尙ほ足らざる有様にて檀家三十餘軒を増加せり、大正十一年境内にありし、玉造稻荷大明神を長榮稻荷大明神社に合祀移轉す、大正十二年春堀智珠師は岐阜縣妙照寺に轉住兼務となる、弟子牧野智銑師留守中寺務を執る、大正十四年十二月二日智銑師四十八世の法燈を繼ぎ今日に至る迄先師の跡を繼ぎて全國に映畫布教に努力されつゝあり、智銑師は池上青年布教會を設立して池上方面の布教傳道に従事する事十數年に及ぶ、大正十二年の大震災に依り本堂、庫裡、門等傾斜大破せるより檀方と相議し大修理を行ふ、然るに翌十三年春再び震災に逢ひ大破再度修理せしも、最早老枯の家屋なれば改築の必要に迫り、檀方有志諸氏の援助に依り已に數萬圓の據金を得たりといへ

ば、改築輪奐の美を見るも近きにあらん、智銑師は此の記念すべき大改築に先だち山號を章剛山と命名せしと云ふ、寺寶日純上人之曼荼羅一幅、法華經六部、經札六脚、禮盤三脚、過去帳一冊、鏡鉢一雙、半鐘一個等を藏す、檀家百戸を數ふ、境外所有地七反八畝二十歩あり、年中行事、正月二日年始受(檀方)七月二十四日中興日詮上人の御誕月忌會、七月十一日(舊來は八月九日)施餓鬼法要 七月二十五日雷除魔除本尊祭施行 十月二十四日御會式。

本院には開山日純上人の因縁により昭和七年より開山會を復活せり、雷除の守護札を授與す。歴代の住職は古過去帳焼失の爲め不明なれども分明せし者のみを記せば次の如し。

- 開基日純 二世より十五世迄不明 十六世日廣 十七世より二十一世迄不明 二十二世日視二十三
- 世より三十九世迄不明 四十世顯泰 四十一世日順 四十二世文高 四十三世辨量 四十四世日祥
- 四十五世朝松 四十六世辨京 四十七世日耀(堀智珠) 四十八世現住職牧野智銑(日章)等なり。

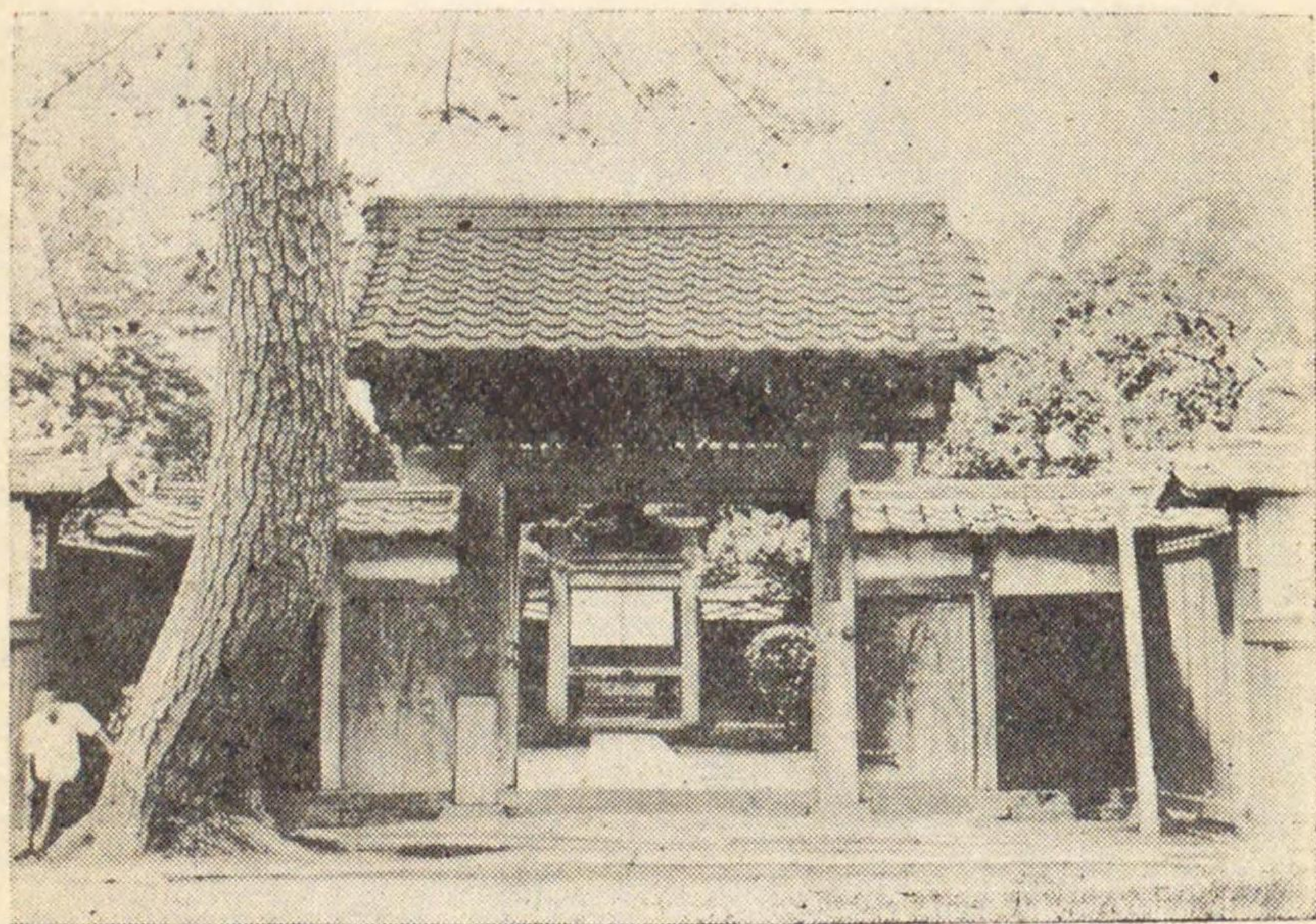
一一、中道院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮八十三番地にあり、境内三百二十三坪、本堂、間口三間、奥行三間、庫裡、六十坪、門、一坪半、物置六坪、本堂に釋迦牟尼佛之像一軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、位牌所安置

の釋迦佛之像一軀等を安置す、開祖は日蓮聖人の直弟子六老僧第五日項上人とす、弘安五年の開基にしても南の谷の先き日項上人の屋舖にあり、後ち何時の頃か今の地に移さる、日項上人は伊豫守定時の孤兒にして日蓮の徒となる、二世日杉は日輪の弟子なり、七世中道院日陽上人住してより中道院と稱す、本山本門寺第二十五世日顛上人以來法類出身の貫主隱栖の所となし、代々位牌及び光哲の靈を安す、日顛上人字は玄靜守玄院と號す、初め獅子吼院日迅と稱す、又塵是院とも號せり幼にして常住院日宜上人に投じ薙髮す、日宜上人は池上妙悟院日玄上人の法弟たり、享保十二年長興、長榮兩山の貌座に倚られたり、一たび猊座に就かれてより清規を肅正し、京阪地方を初め全國に弘通する事一萬三千餘座に及ぶと云ふ、其の雄辯宏辭に心服して受法を請ひしもの十有餘萬人に達せしといふ、又日皎、日潮の兩人各々黨を樹て身延に晋スまん事を争ひしを、法服附屬の格を是正し紛擾を解決せり、又長興長榮兩山の相續事例も亦上人に依つて定められしと謂ふ、元文元年八月本門寺の西八町を距る蓬丘の不二庵俚俗富士見と呼ぶに隱栖して風月を友とせるも、上人の徳風道譽を敬慕し侯伯の訪ふもの踵を絶たざりしといふ、茶事の友に井上遠州侯あり、畫友として狩野隆信等交はれりと、上人の著書及び詠草等は臨終に際し、門弟をして委く丙丁に附せしめたりといふ傳ふる者の少なきは畢竟之れが爲めならん、上人又梅を愛し數百餘株室を繞らして植へ芳香の座に



中道院

浮動するを樂しまれたりと云ふ、寶曆三年十月其病相を現するや門弟に我れ平生此の庵の本院に近ければ萬一にも火災などあらんにはと恐れて止まざりき、我の志を諒とせば我の滅後數日を出ずして先づ是の庵を毀ち我の本懐を達せしめよと委囑せり、然るに上人滅後門弟等遺言なりと雖も容易く蓬丘の庵を毀つに忍びず荏苒として翌春に到れば、何事ぞ上人遺愛の梅樹數百本皆な枯瘦して往日の奇香なし、門弟等驚いて之れ偶然に非ずとて遂に之れを毀つに至りしと云ふ、本院本堂は舊因州池田侯位牌所を本門寺に建立せられしも不用となりしを申受けて當院の本堂に建てられしと、庫裡は本門寺第五十五世日英上人文久三亥年當院に隱居の折り建造せしものなりと、寺寶として釋迦

佛一建、二重塔一個、藏法塔並に台前机一揃、日等上人の曼荼羅一幅、深草元政撰六即之詩六幅、富士山之畫掛物二幅等を藏す。

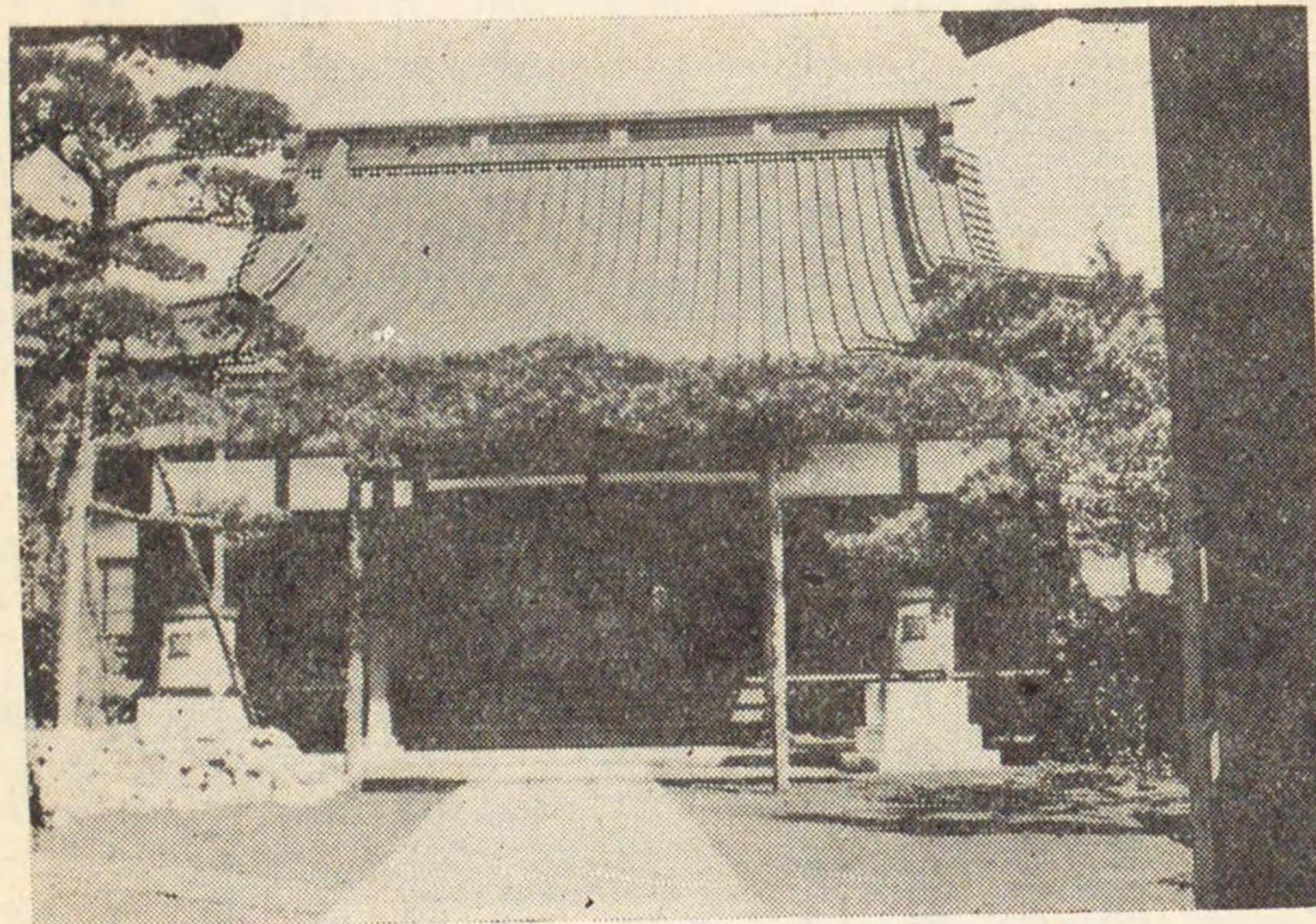
境外所有地二町三反〇八歩あり。

一、本成院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮八十四番地にあり、境内四百五十一坪餘、本堂、間口七間、奥行六間、庫裡、間口五間、奥行七間、本堂には寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、上行四菩薩之像四軀、四天王不動愛染之像六軀、宗祖日蓮聖人之像一軀、大古久天之木像一軀等を安置す、開祖は佐渡阿闍梨日向上人とす、上人は宗祖日蓮聖人の直弟六老僧の第四なり、弘安五年祖師身延山より當池上の池上右衛門太夫宗仲の館へ御來向の砌隨從し來れり、宗仲日向上人の爲めに草庵を作り住はしめ北ノ坊又は喜多院と稱す「佛祖統記」に初池上宗仲告喜多院待師師往而謝之云 又曰師奉待晨昏須臾不離高祖法話少亘宗義記之秘珍云云 とあり、舊地は桐ヶ谷北の端どどめきと云ふ所の南の方にありしを、日舜上人住職の頃東の谷に本成坊といへる坊の廢せし跡ありしにより、此處へ移して修理再興せり、是より本成坊と稱するに至れりと、本成坊の地は中老僧日源の宅跡なり其後本山本門寺第十



本成院

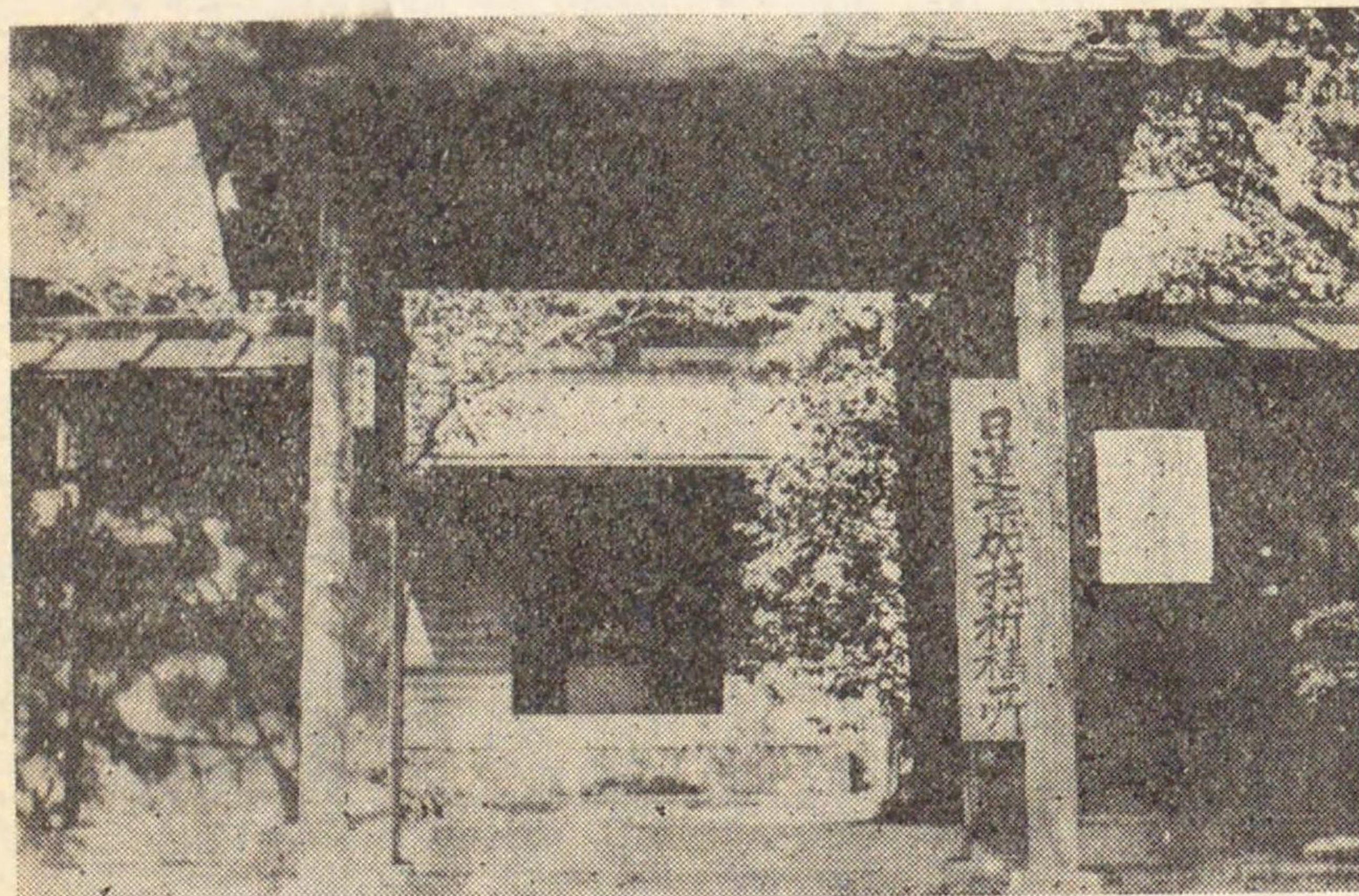
三世日尊上人、慶長年間隱栖の庵とせんとて補理を加ふ、依つて日尊上人を本院中興の開祖とせり、寶永回祿の後ち火災を避けて今の地に移せしと、其後の事蹟詳かならず、明治十二年二月下旬大暴風雨にて庫裡、表門、板扉等大破す、當時の住職遠山旭榮師は弱年なれども大なる努力を盡し、檀越四十八戸より寄附を得て再建せり、時に本門寺貫主小林日昇上人より御本尊一幅と金子七十五錢を賜ふ、明治三十九年本堂庫裡等の屋根葺替を爲す、大正十二年の關東大震災に依り大破せしより大正十五年二月本堂並に庫裡改築の工を起し同年十一月落成す、昭和六年九月十五日開堂供養を奉行せり、寺寶として日昇上人より賜はりし御本尊一幅を藏す、年中行事 正月五日寺檀新年會 七

月九日盆施餓鬼會 十月十二日御會式、歴代の住職次の如し。
 開山日向 二世より十五世迄不詳 十六世日定 十七世より十九世迄不詳 二十世日融 二十一世
 不詳 二十二世日明 二十三世より二十七世迄不詳 二十八世日仁 二十九世より四十四世迄不詳
 四十五世日善 四十六世日唱 四十七世四十八世不詳 四十九世日受 五十世日露 五十一世日耀
 五十二世日宏 五十三世日定 五十四世潮澎 五十五世日要 五十六世日玄 五十七世日龜 五十
 八世現住職三瓶戒俊日晃師

一三、覺源院

日蓮宗 本門寺末

下池上小字長榮九十七番地にあり、境内二百六十五坪、本堂、間口五間、奥行四間半、庫裡、間
 口七間、奥行三間半、門、一坪五合、本堂には寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、上行等四菩薩之像四
 軀、文珠普賢菩薩之像二軀、鬼子母神十羅刹女之像十一軀、日現上人木像一軀、毘沙門天之木像一
 軀、宗祖日蓮上人の木像一軀を安置す、日藤上人年月不詳開基なり、本院始め北門前にありて蓮池院
 と號す、第三軀日泉此院に住する事三十三年にして永正十一年正月二十三日遷化す、此時權大僧都
 法印日現上人、都より下り年十九歳にして當院に住せり、その時日現自から修造を加へて廣布山妙



覺源院

法房と號せり、永正十六年二十四歳にして上洛し
 在京十三年にして歸院し、天文二年日純上人の附
 託を受けて大坊へ住せんとす、いまだ移らざる前
 に、先づ一如坊日性を留めて坊中を守らしめしに
 同年十二月十四日、失火して大坊及當院其他七ヶ
 寺焼失す、大坊は是より先き文龜三年回祿にあひ
 今年漸く再建のことに及べり、されば此間三十餘
 年が程は、年々六坊で行ひし大師講も當院にて行
 はれたり、故に大坊再造のことをうながして、僅
 かに其功を竣りしとき、再び焼失せり、茲に於
 て再び造營して住すること前後十八年、天文十九
 年に及んで山へ移れり、日現當院造營のことに於
 て、尤も功あること斯の如くなりしにより、推し
 て中興の開基と稱せり、其後當院は寶歷年中まで

妙法房と唱へしに、時の奉行大岡越前守、其の唱へ妙法院の宮に觸るる故を以て、改むべき旨の御沙汰に接す、時に房の大檀越井出十郎左衛門爲成の法名を、正心院覺源日性と號す、依つて覺源坊と改め井出寺と號す、昔は此坊西の谷にありし事あり、天文二年回祿の後東谷に移す、後元龜四年二月十四日再び火災にあひて、祖師堂の東七面社の西の傍に移せり、元和年中加賀の大守利家公の側室、寺福院華嶽日榮大姉再建す、其後元祿三年の夏、表門の前に並べる商買の家に火災ありしとき、火除の爲め兩山第二十二世日玄の命に應じて、西の坊寶樹坊の跡へ移せり、此時の造營は淨隆院姉清日比丘尼といふ者本願主として、明る元祿四年落成せり客殿七間に六間ありと、慶長年間當院四十六世日淨上人の代庫裡を再建し、阿部志摩守殿の寄進により禮盤一式御修覆せり、明治八年相州瀬谷村妙光寺より四十九世暹心院辨教日淨上人轉住し同九年本堂を再建す、明治三十二年三月本堂庫裡大修繕を施す、大正七年本堂内陣悉く大營繕を施し内外俱に大に美觀を呈するに至る、境外所有地二反六畝歩あり。

當廣布山鎮守に正一位長榮稻荷大明神あり、往古より別當被仰付文化十四年車坂より表坂上へ宮殿移轉再建す、本門寺時の貫主の御思召を以て建立せり、別當に於ては年内三度千卷陀羅尼修行可致事、初午法樂は不及申相勤事とあり、大正九年玉造稻荷(常仙院持)田上稻荷と三社を合祀して三

社稻荷となり當院を離れ當村の鎮守社として祀る事となれり。

田上稻荷大明神は日頸上人の御板札有り、北門前通り上分鎮守にて往古より當院持にて年内法樂相勤めしものなるも前記の如く大正九年分祀し當院を離れたり。

碑文谷向原鎮守稻荷も往古より當院の係りにて初午を初め萬端相勤め居りしものなり。

北門前の御會式は古來當院にて行ひ來りしも何時の頃か南之院に移りて行ふ事となれりと、年中行事正月三日年始受 毎月一日二十二日の兩日御題目講を行ふ、五月十四日十五日は大祭を行ふ、七月十一日盆施餓鬼會七月二十一開山會、十月二十日御會式等なり、歴代の住職次の如し。

初世日藤 二世日勝 三世日泉 四世日現 五世日通 六世不詳 七世日信 八世日報 九世不詳
 十世日在 十一世より十三世迄不詳 十四世日理 十五世より二十二世迄不詳 二十三世日暉 二十四世日近 二十五世日理 二十六世日明 二十七世日慈 二十八世日納 二十九世日相 三十世より三十七世迄不詳 三十八世日隆 三十九世日事 四十世日爲 四十一世不詳 四十二世日好 四十三世日秀 四十四世不詳 四十五世日量 四十六世日争 四十七世辨旭 四十八世日慈 四十九世日淨 五十世日秀 五十一世日佑 五十二世玄碩 五十三世日調 五十四世現住職戒秀日喜師

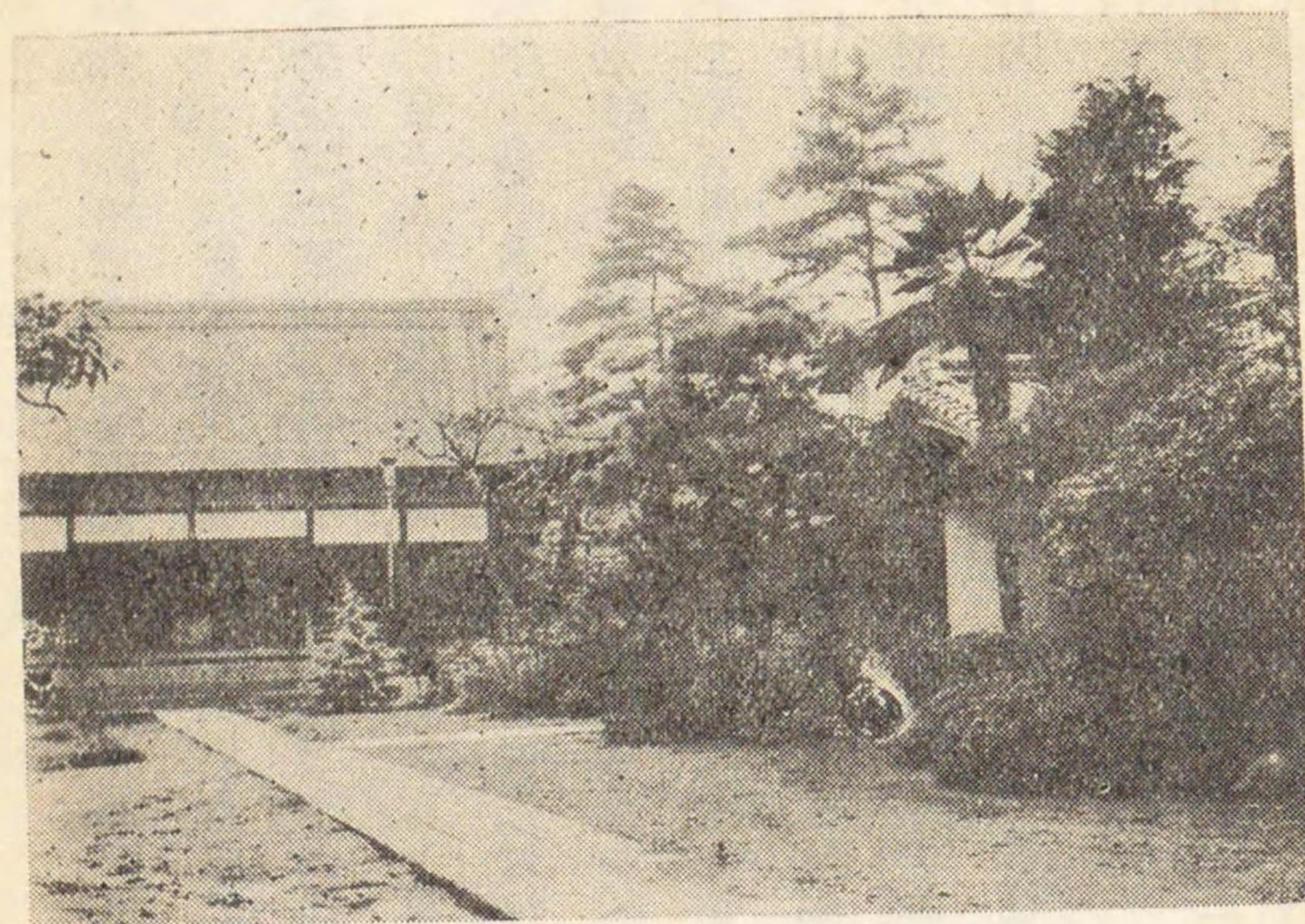
一四、理境院

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮八十七番地にあり、境内四百七十七坪、本堂、間口六間、奥行四間、庫裡、間口八間、奥行四間半、廊下、一間四方、門、一坪半等とす、本堂には釋迦牟尼佛之木像一軀、上行等四菩薩之木像四軀、宗祖日蓮上人の木像一軀等を安置す、當院は元享年間の創立にして始め久成院と稱し妙祐山崇安寺と號す、池上三院家の一なり、日輪上人の坊蹟なり、上人本山本門寺第三世の法燈を繼ぐに及んで、當院を法弟日進に附屬す、二世日進上人より各歴代を経て、延寶年中に至り檀越長澤某之母理境院妙淨日貞、資を投じて當院を再興し田地若干を寄附す、由て右法號に因んで理境院と改めたりと云ふ、當院に大黒天の像を安ず、高祖の御自作自開眼にして、開基日輪上人の感得なりと云ふ、寛保年間別社を創設し遷座し奉る。今の大黒堂是なり。

十七世日因上人の代、寶曆年中宗近なる者、祖師の木像に御衣の施主となり寄進す、以後御衣を着するに至る、四十五世安藤日海師の代過去帳を新調せり、當院唯一の歴史資料たり、同過去帳に依れば本門寺境内常唱堂安置の日朝尊者の御像は當院より納めしものなりと、安藤日海師の代、本堂建替並に庫裡の修繕、門は風倒れに付建直し残らず新規となす、向拜、銅板葺、門内敷石等竣功完



理境院

了の記録に依るも當院の面目一新せるを思はしむ
四十七世今村日珖師明治三十八年庫裡を新築し
次いで大正四年本堂を改築して全舊觀を改む、尙
同師の時代に本堂奉安の四士尊像の新造あり一軀
は施主日野清八郎、一軀は施主小木重兵衛、二軀
は施主吉倉清太郎外信者中とあり、本堂改築に就
ては理境院日貞延寶年間寄進せる田地を賣却して
其資に充てたりと、是れ現在の諸堂なり。

四十九世大場耀孝師は漢詩人として名聲あり、昭和七年四月師半世の記念として作詩七千餘種を燒
して詩塚を建てしといふ、吟詠二三左に

宗祖六百五十遠忌恭賦

朗峯終古朗依然 雷鼓琴々響一天 妙法蓮華題目
字 放光六百五十年

勅額拜戴式

仰瞻天額燦輝天 拜戴立正宸墨鮮 瑞霧豈啻圍祖廟 滿山無處不祥煙

陪管長酒井日慎猊下觀菊於小原氏邸

貌駕茲臨秋獻祥 晶英玉蕊傲風霜 布金月蓋人休說 此處東方放古香

寺寶として久保田日龜師の筆になる十界本尊圓頓抄、藤原日迦上人の筆になる十界本尊等を藏す年中行事 本院は檀家小敷の爲め何等行はざりしも現任職耀孝師の代に到りて毎年七月十六日盆施餓鬼會を行ふ事となれり、境外佛堂として妙法堂あり、妙法堂記事に詳記す、境外所有地宅地百二十九坪、田地田畝歩あり、歴代住職次の如し。

- 開山日輪 二世日進 三世日存 四世日理 五世日環 六世日觀 七世日然 八世日仁 九世日慈
- 十世日緒 十一日世親 十二世日昇 十三世日悟 十四世日清 十五世日榮 十六世日敬 十七世日因 十八世日照 十九世日良 二十世日清 二十一世日明 二十二世日信 二十三世日定 二十四世日到 二十五世日起 二十六世日定 二十七世日納 二十八世日如 二十九世日宜 三十世日通 三十一世日解 三十二世日宏 三十三世日現 三十四世日照 三十五世日保 三十六世政順院 三十七世日長 三十八世日光 三十九世日昌 四十世日勇 四十一世日順 四十二世日耐 四十三

- 世日聚 四十四世日立 四十五世日海 四十六世日篤 四十七世日琬 四十八世日深 四十九世現
- 住職大場耀孝日貞等なり

妙法堂

本堂は安政三年二月常樂院妙雲日晴信女、久ヶ原本光寺住職開書院日篤上人其他世話人の醸金を得て、久ヶ原俗稱千本松に創立す、本堂は二間四方にして中に妙法二神を安置す、日晴信女明治四年二月二十四日入寂す、此所に於て本光寺住職現常院日住上人、岩瀬福松なるものをして堂守をなさしめたり、明治三十九年八月本堂を本門寺長榮堂の前に移轉し、理境院の境外佛堂となれり。

一五、南之院

日蓮宗

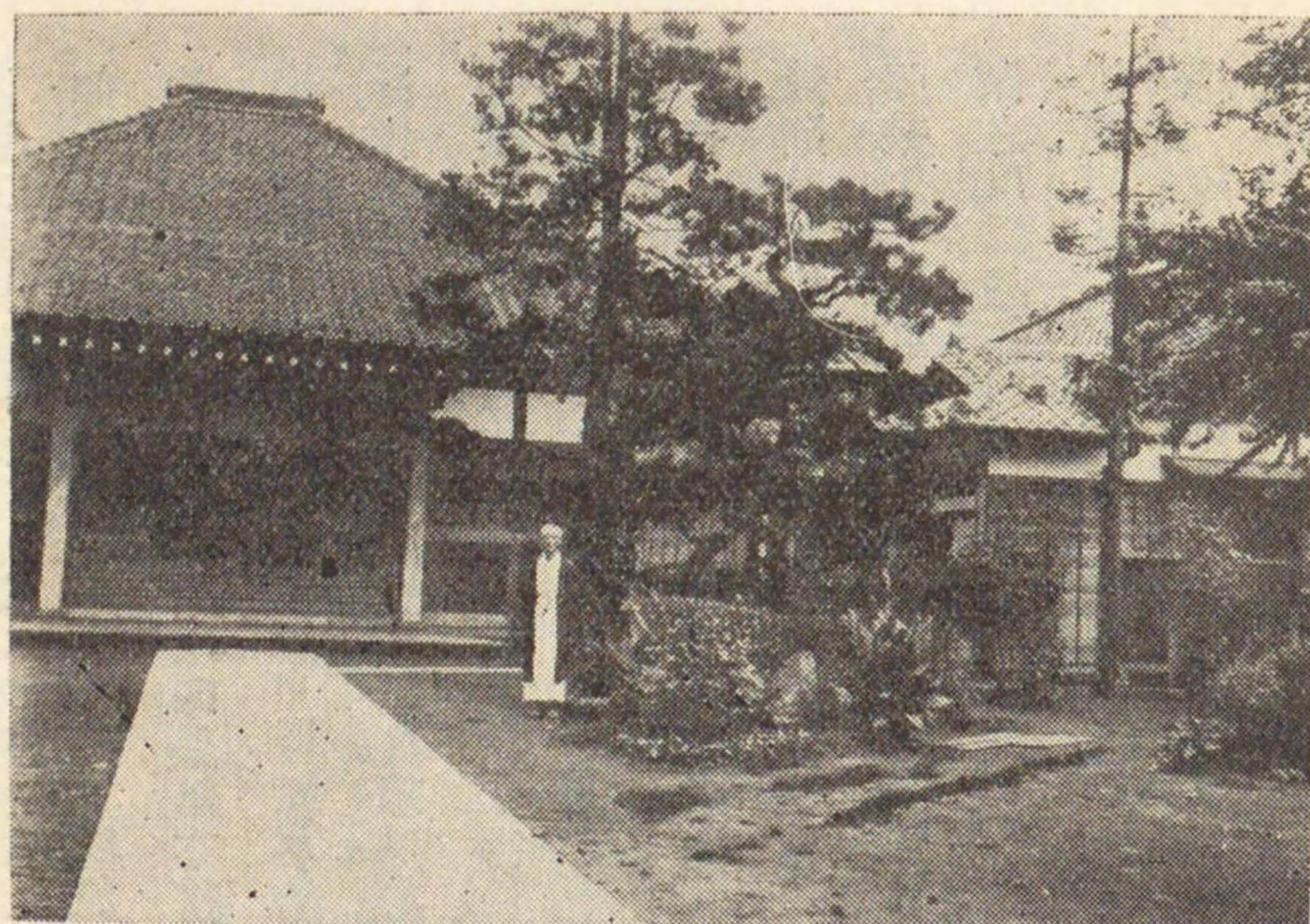
本門寺末

下池上小字長榮百〇二番地にあり、境内四百九十二坪、本堂、間口六間、奥行、五間半、庫裡、間口四間半、奥行、七間半、門、二坪、狩野家位牌所二間四方等あり、本堂に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、文珠普賢之像二軀、毘沙門天之木像一軀、鬼子母神之木像一軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、開祖日昭上人之像一軀等を安置す、もと當院は大坊の西にわたりてあり、大成辨院と號せり、

六老僧第一の日昭上人の麻室なり、弘安五年九月宗祖身延山より當池上へ御來向の砌隨從し來りて當院を創立す、日朗上人鎌倉にて弘通の時は日昭上人代りて本門寺を守りしと云ふ、當院は狩野家の菩提寺なり、狩野探幽齋は延寶二年十月七日當山境内に葬る、其碑誌並に銘次の如し。

法印探幽齋狩野守信碑誌並銘

延寶二年甲寅十月七日法印探幽齋狩野守信病没于家壽七十三葬池上本門寺明年己卯小祥忌其子探信探雪不勿悲慕立碑墓畔而請於弘文院學士林叟未成童時知探幽於京師之宅東來之後或遇於營中或會於侯伯家晤語頻々既永訣豈不哀惜之哉乃據家爲之作辭日夫名一藝稻圖國無敵者不亦艱乎狩野探幽齊野氏之先出自藤氏南家之支流遠江助爲憲其孫經景住伊豆國號狩野介傳至茂光宗仕鎌倉幕府枝葉連綿其末裔祐清自豆州移京都陪足利幕府時庄僕驛源義政辭職閉居東山使祐清監畫圖事情性癖好設色遂得其剃髮叙法眼位以繪爲業祐清子元信益聲價其子祐雪子松榮亦叙法眼世傳家業俗元信曰古法眼珍藏其所圖松葉生永德其技亞元信進叙法印有二男伯日光信叙白孝信乃是探幽齊守信父也守信以慶長七年寅壬其月其日產於京師母者佐々成政娘也云二歲時孝信戲授筆其泣忽止屢試之每皆然見者異是四歲自執筆持墨其圖殆如習熟者六十七年壬子守信如東行到駿府奉拜東照宮大神君而後趣江府奉拜台德公十三歲時畫描於海棠花下殆疑爲、永德迄十五歲畫龍於紅葉山 神廟爾來日光山三緣



第一章 沿革及歴史の考證

南之院

山東叡山宮廟有經營則圖龍爲例元和丁巳台德公御覽諸畫工所圖守信筆勢殊協 旨爲宣物時十六歲既得郡之譽九年癸亥畫於難波城殿屋自比以降江城改造無不施素印寬永三年丙寅行事二條城其儲御所高壁命信畫之監司堀氏爲之連置重架故殿內不明碑於運筆守信乃徹其架結約焦箸於筆頭運足之間縱橫自在假點畫而修飾之不日悉成矣日實非常畫者所及也時二十五歲聲名籍甚十五年丙奉、大猷公 鈞命圖東照宮緣起殊有旨雜髮叔法眼改守信號探幽齋辱奉寫 神影自比齋名行蒙給所處時三十五歲也十九年壬丑禁裡造改探幽圖震殿賢聖障子此是自巨勢金岡以來歷朝殊精選所也此後皇居改營二度探幽皆勤之且仙院長信官亦無不預後直齋每有朝鮮國信使來貢蒙命圖屏風報彼國王之聘信使留館之間屢往走筆

波畫工其寫生傳神之逼真無不嘆服其進士請以描已像自珍曰其國未嘗見如此之妙化僧隱元日中朝亦如斯藝者可稀平乃匪霄卓立我邦其稱於異域亦大矣乃今 大君幕下治世其墨浪入 英覽而蒙感賞者數矣寬文二年壬寅歲昇進法印是年亦務 省中仙院大繪事時 太上法皇賜震筆其後明曆 上皇亦賜奎朝傳家至寶何以加焉四歲甲辰季冬始於河內國賜采地二百達藝無雙之効於此彌顯矣凡探幽畫幅無貴無賤競於藏貯或掛床壁或爲席珍遍於闔國其價低金玉自幼弱留心家藝每日古畫不限和漢悉皆摸之經過勝境則爲之少留熱視其氣象認得於心而吉又聞珍禽奇獸在其所則自往寫之至花草異品亦然故畫品式樣積蓋如丘試勸膽古來名畫則殆與眞侔矣常自談曰曾梵馬遠談山水畫法自以覺筆力之近其徒有曰古者畫各有所長亦有所短如探幽則人物山川草木鳥獸等諸品皆無不得意畫鼠貓來窺畫菊則蝶舞畫驚則其類集下至繪大龍點其睛必致雷雨可謂得心乎乎通神之明也齡古稀罹病起居不快右手痛痺然勉強乘筆其藝益精致此聞訃者曰嗚呼昔鍾期玄而伯牙絕絃獻之沒而人琴俱亡今於斯人畫俱亡乎詞保之以銘銘曰

傳藝奕葉 立門惟專 幼齡卓異 工夫單研 思寓物外 意在筆前 無聲以靜 有象而速 圖山之絕 超越鄭震 寫花之妙 暨黃筌 再生像繡 龍飛上夫 喚起翰幹 馬耀揚鞭 巾笥深藏 裝漢成綸 海內獨秀 五十餘年 延寶三歲乙卯（十月七日池上長榮山本門寺誌）

文政年中庫裡を再建す、安政五年十一月兩山第五十六世善正院日官上人當院第三十七世となり、慈厚院日賑と號せり、安政六未年七月表門總修覆の上瓦葺とし其外左右板塀共新造經費二十餘兩日賑上人一手にて出金す世話人は紺屋重兵衛なり、安政六年九月本堂再建を發願五ヶ年完濟奉納の趣を以て安政七年六月より起工す、此時淨資を寄附せられしは金五十兩本所林町狩野董川法眼金五十兩中橋狩野永惠法眼 金五拾兩鍛冶橋狩野探原法眼 金三十兩牛込杉本金三郎 金七兩二分薰川法眼息狩野友川 金七兩二分金三郎息杉本尙之助 金十五兩愛宕下狩野探龍老國金十兩外櫻田狩野休清老 金拾兩木挽町狩野改林伊敬老 金五十兩當住日賑 金拾五兩發起世話人紺屋重兵衛 金十兩品川世話人萬屋重次郎 金五兩世話人大井久五良 金三兩世話人當所勇藏 金參兩世話人濱川角屋清二郎の諸氏にて此外壇中より人足一人宛出勤不足は勸化の内より出で同年七月二十九日大安日に銀初同十二月六日上棟式を擧げ餅七俵壇方總出にて抛餅せりと、文久三年落成す、本堂内陣天井に藤原守明筆の龍像を描けり。

日鳳師は明治三十四年十月より今に至る迄在任丹精あり、六百五十年御遠忌には本堂、庫裡等大營繕を施せり、寺寶として本門寺四十五代日意上人之曼荼羅一幅、同四十九代日章上人之曼荼羅一幅、半鐘一個を藏す、當院の御會式は元覺源院にて舉行せしを何時の頃よりか當院にて行ふ事とな

れりと、境外所有地二反一畝二歩あり、歴代の住職次の如し。

開祖日昭 二世より九世迄不詳 十日日周 十一世より十五世迄不詳 十六世日久 十七世十八世不詳 十九世日圓 二十世日秀 二十一日日明 二十二世より二十五世迄不詳 二十六世日住 二十七世より二十九世迄不詳 三十世日性 三十一世日永 三十二世日孝 三十三世日良 三十四世日幸 三十五世慈靜 三十六世日示 三十七世日暉 三十八世日靜 三十九世日順 四十世不詳 四十一世日道 四十二世日聚 四十三世日好 四十四世日成 四十五世日猛 四十六世日琬 四十七世文雅 四十八世日道 四十九世日空 五十世日琬 五十一世現住職秋山海隱日鳳師

一六、嚴定院

日蓮宗

本門寺末

〔一〕下池上小字長榮百四番地にあり、境内三百二十六坪、本堂は間口五間、奥行間口五間半、奥行三間あり、門一構へ開七尺なり、本堂には寶塔中題目釋迦多寶之木像二軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀、子育鬼子母神十羅刹女之像十二軀を安置す、日朗上人の弟子、嚴定院日尊上人を開基とす、始め成就坊と稱し、山の西の方、西之坊の隣にあり、開基の年月不詳なり、後ち開基の院號に因み嚴定院と改めしも何時の頃か定かならず、二十一世禪定院日暉上人を中興の祖と敬稱するも、其事跡の記



嚴定院

せるなきは遺憾なり、明治二年十二月表坊なる玄理坊失火焼失の際焼残りたる門を本院に寄附せらる即ち現在の門是なり、明治四十三年五月本堂の屋根を亞鉛葺に葺替ゆ、大正十二年關東大震災に より本堂は大破し庫裡は倒壊し、本堂は修繕し庫裡は新築大正十四年落成す、同十四年冬住職山田潮榮師は中山行堂へ三行として入行し成滿の際子育鬼子母神尊像を勸請し毎月八の日を以て例祭とす、昭和六年九月三日常仙院地内へ出張所を建立す、昭和五年より本堂改築の醮金を積立居れば改築の期も近きにあらん、年中行事として、正月五日年始受、七月八日(舊來は八月九日)盆施餓鬼毎月八日十八日二十八日鬼子母神例祭、同日は法樂加持等あり、本院に安産守

護の守を授與す、歴代の住職次の如し。

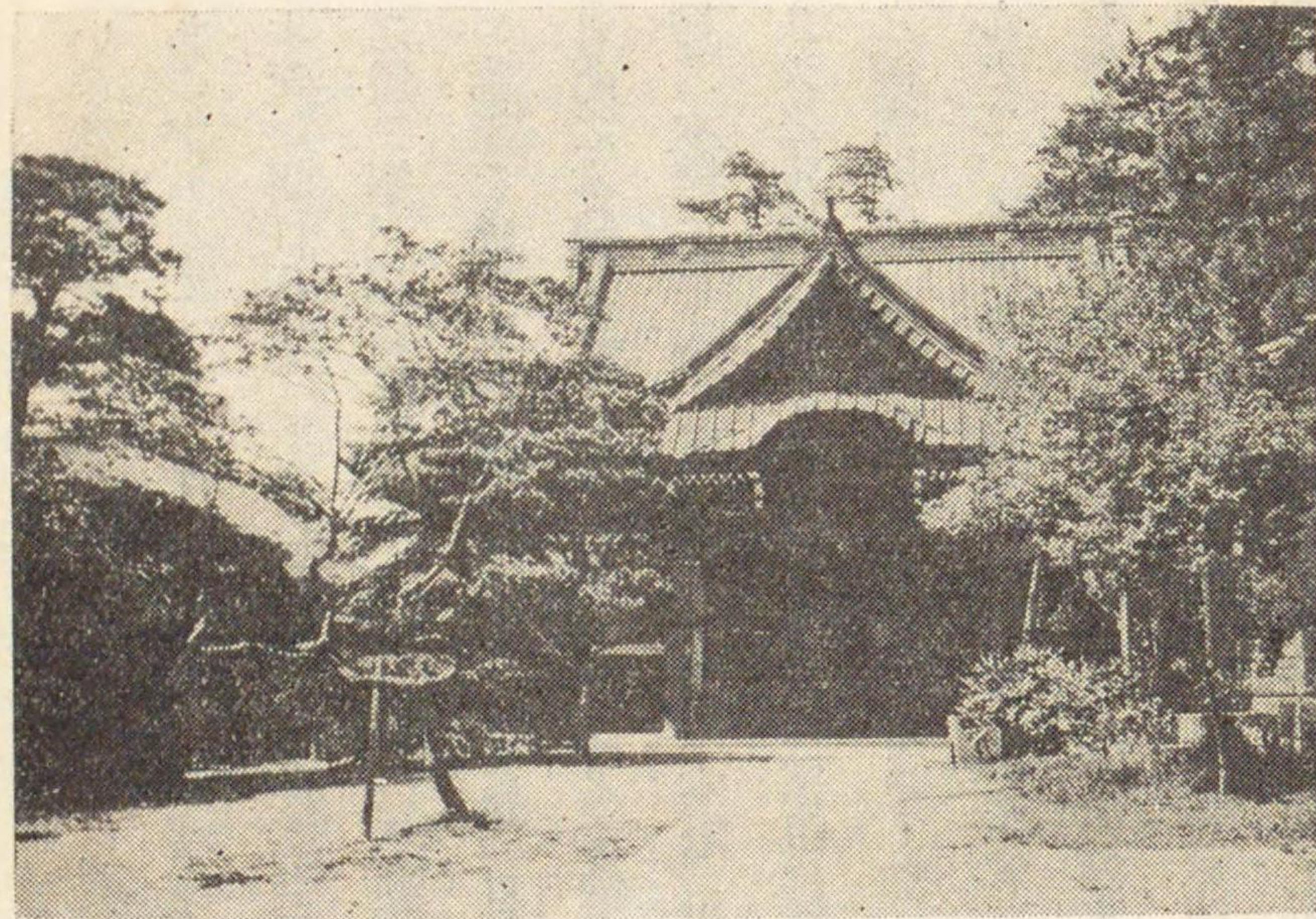
初世日尊 二世日得 三世日圓 四世日觀 五世日喬 六世日賢 七世日解 八世日然 九世日運
 十世日皎 十一世日明 十二世日有 十三世日如 十四世日治 十五世日悟 十六世日淨 十七世
 日清 十八世日然 十九世日學 二十世日達 二十一世日暹 二十二世日要 二十三世日秀 二十
 四世日正 二十五世日了 二十六世日宥 二十七世日玄 二十八世二十九世不詳 三十世日仁 三
 十一世三十二世不詳 三十三世日意 三十四世顯義 三十五世智融 三十六世練進 三十七世日道
 三十八世榮昇 三十九世本智 四十世現住職潮榮師
 檀家は三十戸あり、總代次の如し澤田兼次郎 加藤長四郎 澤田與三郎 指田政次郎の諸氏とす。

一七、本行寺

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮百十番地にあり、長崇山本行寺と號し、通稱大坊と呼ぶ、境内一千七百三十七坪
 此地は元池上右衛門太夫宗仲の館跡にして、宗祖康元年中宗仲と鎌倉に於て師檀の契を結び、文應
 元年宗祖鎌倉より當所宗仲の邸を訪ひ、此所を豫て入滅の地とせん事を約す、其後祖師は甲斐國身
 延山に籠りしに病魔の襲ふ所となり祖師又臨滅の期近きにあるを察し、弘安五年九月八日鹽原湯治



第一章 沿革及歴史的考證

本行寺

に事寄せ、身延山を發し九月十八日當地に來着し
 立正安國論並に種々の法門を講説す、十月十二日
 入滅の期近づきたるを知り北に向つて安座す、十
 三日黎明長老日昭の撞き出す、臨滅度の時の鐘の
 聲も悲しく安祥として涅槃に入り給ふ、實に宗祖
 日蓮入滅の遺蹟とす、宗祖入滅の後ち宗仲其宅を
 捨て日澄に付す、日澄は相模國小田原の住人姓は
 平氏、濱名豊後守時成の子なり、仁治元庚子年生
 れて三歳にして父母を喪ひ祖母に撫育せられ一旦
 天台宗の師に就いて薙髮得度す、後ち弘長二年の
 春二十二歳にして宗を改め、日蓮の直弟日朗の弟
 子となる、宗道に志厚く九老の中尤も尊宿にして
 法燈を輔くべき器なれば、宗仲深く崇信せし故此
 舉ありと、日朗も又輕せず遂に當坊の開山とせり

もと三院家の次第は開基の人に依れば照榮院、久成院、大坊と定むべきを、當坊は宗祖入寂の地といひ殊に大檀那宗仲の宅跡といひ、又開基日澄尊宿にして實に本化の宗を扶翼し本門寺を補佐すべきの才あるにより、日朗鎌倉にあるの時は日昭と共に本門寺を守護せしに依りて第一とせりと云ふ本堂は間口八間、奥行七間、中に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、上行等四菩薩之像四軀、文珠普賢之像二軀、持國等四天王之像四軀、不動愛染明王之像二軀等を安置す、本堂より巾一間、長さ七間の廊下を隔て宗祖入滅堂あり、堂は間口四間、奥行四間、中に宗祖日蓮之木像(厨子入)一軀、自作日蓮之木像(厨子入)一、軀釋迦佛之木像(厨子入)一軀、七面天女之木像(厨子入)一軀、池上宗仲夫婦之木像(厨子入)一軀妙見大士之木像(厨子入)一軀、鬼子母神十羅刹女之木像(厨子入)一軀、大古久天之木像一軀等を安置す、外に宗祖日蓮入滅の期に臨んで倚り添ひと云ふ柱一基あり、自作日蓮之御尊像は、宗仲或る日高祖に申さく抑も建長の始めより今日に至る迄一切衆生の盲昧を開かしめんとて、大に數度の危難を蒙り未だ暫らくも止む時なし、乍然御生涯の御願満足して、宗弘の免狀を得功成名遂げて入滅あらん事凡慮の測る所にあらず、庶幾ば末世難代の衆生利益の爲め、御願圓滿の尊像を彫刻し奉り、在が如く日夜不怠精々給仕し奉り、身を終まで信敬して二世の大願満足を祈り奉らんと欲す、然れども聖容を摸し奉らん事愚凡の可恐所なりと、涙を流してありければ、高

祖傾て宗仲が妻の鏡を取寄せ給ひ、傍らに建てさせ御自像御彫刻あらせられ、宗仲時々側に伺候せり、高祖御經の間にく御彫刻在つて自開眼なし、宗仲に授け給へる長さ三寸許りの自鏡満願の靈像にして宗仲夫婦の看經佛なり、高祖滅後は何事も此の像の前にて評定し、御一周忌の節此の尊像の前にて御弟子檀那等集會して初めて會式を修し諸所の御妙判を結集し給ふ、其後日朗上人より弟子日澄上人へ附屬して以て今に至れりと、宗仲夫婦の木像は長さ六寸許りにして法體姿なり、宗仲法名を日宗と云ひ妻女は妙宗といへり、堂に臨滅度の三字を書せる扁額を掲ぐ、正面入口に兩山七十世日迦上人の現涅槃の額あり。

硯の井 本堂の東にあり、宗祖此の井水を以て曼荼羅を圖し給ふ爲め水を清淨ならしめんとて妙符を認め納め給ひしを以て眼病を癒す靈水となれりと、此井水にて御本尊又讓狀等を書せしと云ふ。旅着堂 硯の井の側にあり、間口二間、奥行二間半、中に一丈六尺許りの祖師の立像を安置す、宗祖弘安五年九月八日身延山を發し、同月十八日當地池上宗仲の館に御安着の御姿を彫刻せしものなりと云ふ、建立の年月不詳なり。

灰堂 建坪五坪 宗祖を茶毘に附したる餘灰を、當時宗仲寶塔を作りて其中に盛りて安ぜりといふ之れ即ち灰堂なり、本門寺保護建造物として指定されたる多寶塔是なり。

釋迦堂 間口二間、奥行二間半、中に釋迦牟尼佛を安置す、慶應三年淺草材木町橋本長四郎より此の尊像を納め、堂宇を建立せりと。

妙法堂 間口三間、奥行二間半、中に妙法兩威徳天尊像を安置す、慶應年中芝妙法講圓眞結社中より此の尊像を納め堂宇を建立せりと。

御會式櫻 宗祖御入滅に際し十月の季節、櫻花爛漫と咲き亂れて不思議の瑞兆を現し供華の因縁を遺す、今に御會式櫻と稱して拜觀する者奇異の思ひあらしむ。

太子堂 堂は九尺四方、中に聖徳太子の木像を安置す、建立の由來並に年月等不詳なり。

寺寶 宗祖直弟六老僧日頂上人之曼茶羅一幅、本門寺第三世日輪上人之曼茶羅一幅、同十二世日惶上人之曼茶羅一幅、同十四世日昭上人之曼茶羅一幅、當時八世日翁上人之曼茶羅一幅、同二十世日詮上人之曼茶羅一幅、同二十七世日專上人之曼茶羅參幅宗祖涅槃像一幅、釋迦涅槃像一幅、宗祖弟子九中老僧之畫像一幅、半鐘一個、過去帳三冊、桐に鳳凰畫の金屏風大一雙、竹に松の金屏風一雙二枚折金屏風一雙、衝立二個、法橋寛信筆朝日に松の掛軸一幅、狩野如川、永叔明信筆の壽老人の畫掛物二幅等を藏す。

境内建物 堂宇の外、書院、間口五間、奥行三間、座敷間口二間、奥行三間、位牌所間口二間、奥

行二間、庫裡六十五坪、總門、三坪、表門二坪、裏門一坪五合、物置間口五間、奥行三間等あり。

當寺舊幕時代は本門寺御朱印百石の内十石を分配せられ、寺格は乘輿獨禮席なりしと、寛延二年三輪妙福寺永靈願主にて諸尊並に兩堂門立とあるも詳細の記載なきは遺憾なり、御本丸水野氏阿部鐵丸様御歸依し御入滅の間諸道具寄附年月不詳、文化年間本堂を再建す、文化十三年七月申野越前守叔母字磯野殿御入滅の間再建す、文政三年繫珠院妙順日信尼大坊再建せりとあるも恐らく修覆の事なるべし。大正十二年の大震災にて本堂大破、表門、裏門倒潰す、昭和六年六百五十遠忌を迎ふるに際し鑄木師は七十の高齡を以て本堂、御臨終の間の大修築、門二ヶ再建、敷石新造、大坊坂大改築等の事業を完成せられたり。

境外所有地三町五反一畝十九歩あり、之れは二十五世日啓上人延享年間買置きしものと二十七日專上人の買置かれし者と、開墾に依り明治十五年七月拂下を受けし者等なりと。

年中行事九月十八日御入山會を行ふ、同日は山内本門寺へ參拜、後ち近在結社講中參拜、午後一時より西之院、本光寺、常仙院其他町内布教師の講演あり、夜七時より町内布教師諸氏の説教あり歴代住職次の如し。

初祖日蓮大菩薩 開基日朗上人 三世日澄 四世日思 五世日善 六世日俊 七世日増 八世日翁

九世日胤 十世日純 十一世日現 十二世日世 十三世日世 十四世日藝 十五世日年 十六世日
 殿 十七世日琮 十八世日布 十九世日靈 二十世日詮 二十一世日教 二十二世日從 二十三世
 日念 二十四世日顯 二十五世日啓 二十六世日隨 二十七世日專 二十八世日禎 二十九世日淨
 三十世日修 三十一世日樞 三十二世日運 三十三世日璵 三十四世日瑞 三十五世日曠 三十六
 世日勇 三十七世日軌 三十八世日演 三十九世日久 四十世日道 四十一世日眼 四十二世日長
 四十三世日通 四十四世現住鑄木日晋

一八、實相寺

日蓮宗

本門寺末

下池上小字長榮百十二番地にあり、法華山實相寺と稱す、境内三百五十八坪、本堂、間口十間半
 奥行五間、居間、間口三間半、奥行二間半、土藏、間口二間、奥行一間半、表門二坪、中門一坪等
 とす、本堂には釋迦佛座像一軀、同立像一軀、宗祖日蓮聖人之木像二軀、毘沙門天之像一軀、普
 賢菩薩之像一軀、七面天女之像一軀、妙玄院日等上人之像一軀等を安置す、天文十九戌年日經上
 人の開基とす、日經上人は京都法明寺の開山にして百六歳を以て入寂す、當寺は元江戸馬喰町にあ
 り明暦三酉年淺草新寺町矢先へ替地一千二百二十五坪を拜領し此處に引移れり、文化三寅年火災の



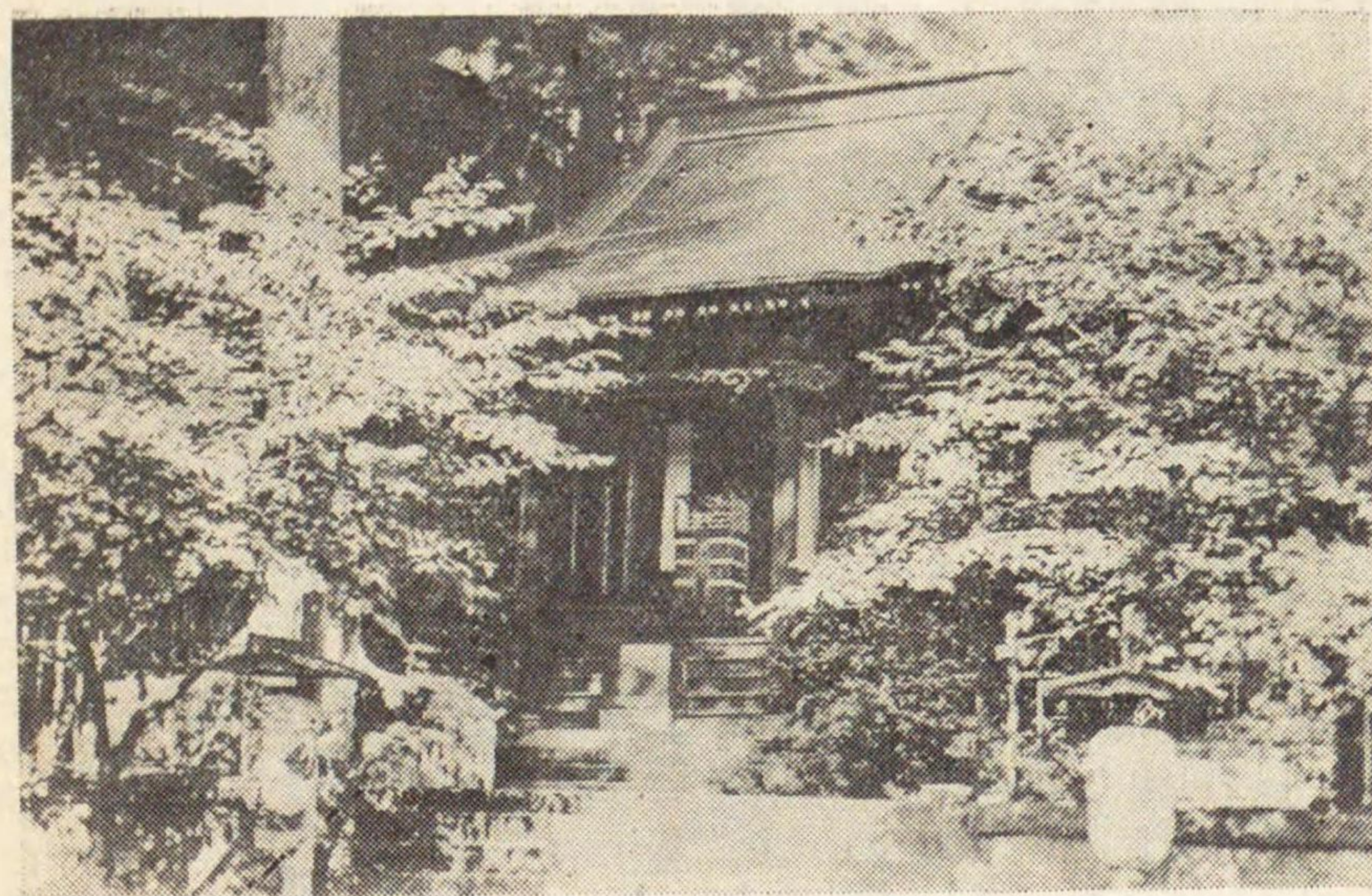
實相寺

難に遇ひ舊記一切を焼失す、安政四巳年七月松平
 右京亮御觸れにて御普請方河野對馬守より境内、
 外廻等悉く調査す、大正十一年二十七日酒井惠祐
 師の代池上妙玄庵と合併許可となり、實相寺の建
 物全部取毀ち池上に運び本堂、庫裡等建築に係ら
 んとする際、偶まゝ大正十二年の大震災ありし
 も幸に其難を免がれ、昭和元年工を起し同五年完
 成せり、妙玄庵は大坊の傍らにありて、兩山第二
 十四世妙玄院日等上人の庵室なり、享保十二年十
 月大坊坂の傍らに建つ、日等上人は高德の聞へあ
 りし人にて本門寺へ本山及び紫衣を勅許ありしも
 此上人を始めとす、享保十八年十二月入寂す年八
 十二歳、其後當院を今の地に移し本門寺歴代の貫
 主穩栖の地とす、大正十一年淺草實相寺と合併す

寺寶として久遠寺二十代日重上人の曼荼羅一幅、同二十一代日乾上人の曼荼羅一幅、本門寺十六代日遠上人の曼荼羅一幅、同二十四代日等上人の曼荼羅五幅、同二十五代日頸上人の曼荼羅一幅、同二十六代日芳上人の曼荼羅一幅、同三十三代日謙上人の曼荼羅二幅、同四十代日性上人の曼荼羅一幅、同四十二代日讓上人の曼荼羅一幅、同四十七代日教上人の曼荼羅二幅、妙玄院二世日定上人の曼荼羅二幅、梵字題目一幅、深草元政之畫像一幅、妙玄院開祖日等上人八十歳賀詠一幅、日等上人著用の紫紋縞袈裟一領、白綾地葵紋織出袈裟一領、水晶珠數一連等を藏す、境外所有地一町四反歴代の住職次の如し 一世日純 二世日進 三世日榮 四世日感 五世日芳 六世日眞 七世日守 八世日意 九世日因 十世日廣 十一世日壽 十二世日詮 十三世日鳳 十四世日觀 十五世日誠 十六世日性 十七世日軌 十八世日命 十九世日義 二十世日恭 二十一世日猷 二十二世日融 二十三世日楞 二十四世日悟 二十五世日瑱 二十六世日猶 二十七世惠祐師なり

一九、大黒堂

下池上小字長榮三十一番地にあり、境内百六十五坪、本堂、間口三間、奥行四間半、庫裡、間口三間、奥行十一間、座敷、現住戸田貞靜師の建造なり、本堂には大黒天之像一軀(厨子入)釋迦佛之



大黒堂

木像一軀、上行等四菩薩之木像四軀誕生釋迦之木像一軀、宗祖日蓮聖人之像木一軀、鬼子母神之木像一軀を安置す、大黒天之尊像は法華守護の爲め日蓮聖人自作自開眼の尊像にして、もと理境院にありしを天保年間此地に別社を創設して遷座す、妙祐庵修善院妙好日進尼姓を志田氏といひ、黒田家に仕へしも故あつて本門寺貫主日教上人の弟子となり、天保年間此の大黒堂を再建し住す、二代蓮光院妙貞日修尼は筑前國福岡黒田美濃守の家臣小島一郎の姉にして初代妙好日進尼の弟子なり、三代眞教院妙修日順尼は勢州桑名小林某の娘なり、四代蓮實院妙進日善尼五代目是正院妙靜日惠尼は本門寺管主日龜上人の弟子なり性君塚氏六代目是進院妙貞日實尼は京都妙顯寺小林日董上人の弟子

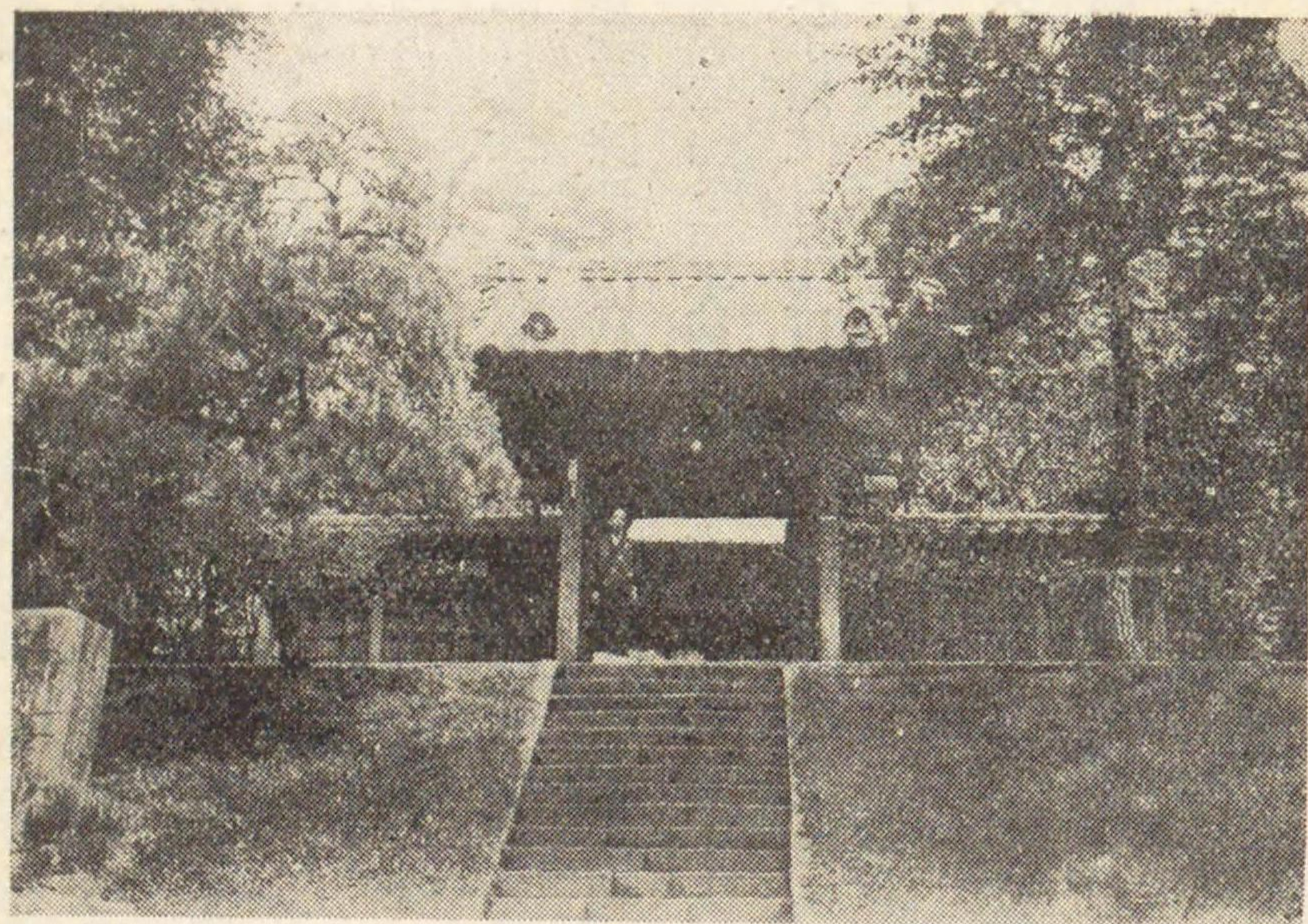
戸田竹次郎の娘なり、七代目持法院妙勤日行法尼は妙貞尼の母なり、八代目戸田貞靜現住せり、淺草正覺寺草ヶ谷日恩の弟子なり、境外所有地三反五畝二十歩あり。

二〇、林昌寺

日蓮宗

本門寺末

池上小字下谷五百六拾五番地にあり、長松山林昌寺と號す、境内九百八十五坪、本堂、間口六間、奥行七間、庫裡、間口五間、奥行九間、門、一坪半、本堂に宗祖日蓮聖人之像一軀、立像釋迦佛一軀、七面天女之像一軀、鬼子母神之像一軀、妙見大士之像一軀、誕生之像一軀、三十番神一軀、大黒天像一軀を安置す、文龜三年の創立なり、昔本門寺の僧福壽院日迨上人の閑居の地なり、日迨上人は徳高き僧なりしかば、只三昧して世の塵を避け、此所へ草庵を結びたりしも、後ち遂に一寺となれりと云ふ、現存の本堂は三十一世玄如院日眞上人の建立にかゝり、表門及庫裡は三十四世中王院日淵上人の營造せるものなり、後ち現在に及び大正十一年本堂の大營繕を行ひ屋根を銅板葺と爲す、昭和六年宗祖六百五十遠忌に當り、更に庭園の造營、敷石の新調、本堂内部の莊嚴等完備す、二十四世日淵上人は高德の譽れ高く明治宗門界に重きをなし、靈魂閣を創建して日蓮聖人遺文全集の編纂に半生の努力を傾注し日蓮主義弘布の先驅をなしたるは宗門史に輝く事蹟なり、三十五世加



林昌寺

藤日源師は日淵の息、大正十年宗命に依り英國に留學す、宗門留學の嚆矢なり、現住加藤文淵師はその舍弟にして、父兄二代の後を受け、日蓮主義書傳道に盡碎し、日蓮聖人註法華經の他彪大なる日蓮聖人遺文全集の講義を刊行し、其完璧を期す當寺は北は八幡神社に隣し遠く西を望めば白皚々たる富士の靈峯を眺め其南に函嶺の突屹せるを見て浩氣を養ふに足る、古昔は春季前方田園耕地に蓮花草の花咲き、秋は錦風の秋月夜景尤も好く、文人墨客の杖を曳くもの多く、夏は暑を此處に避け、秋風を待つて歸山する僧侶も多かりしとか、當寺の北方に猿坂と呼ぶ坂あり、昔は山林茂りて猿多く住せし故此の名ありと、以て此地方昔は樹木多く仙境なりしを偲ばしむ、寺寶として釋尊涅

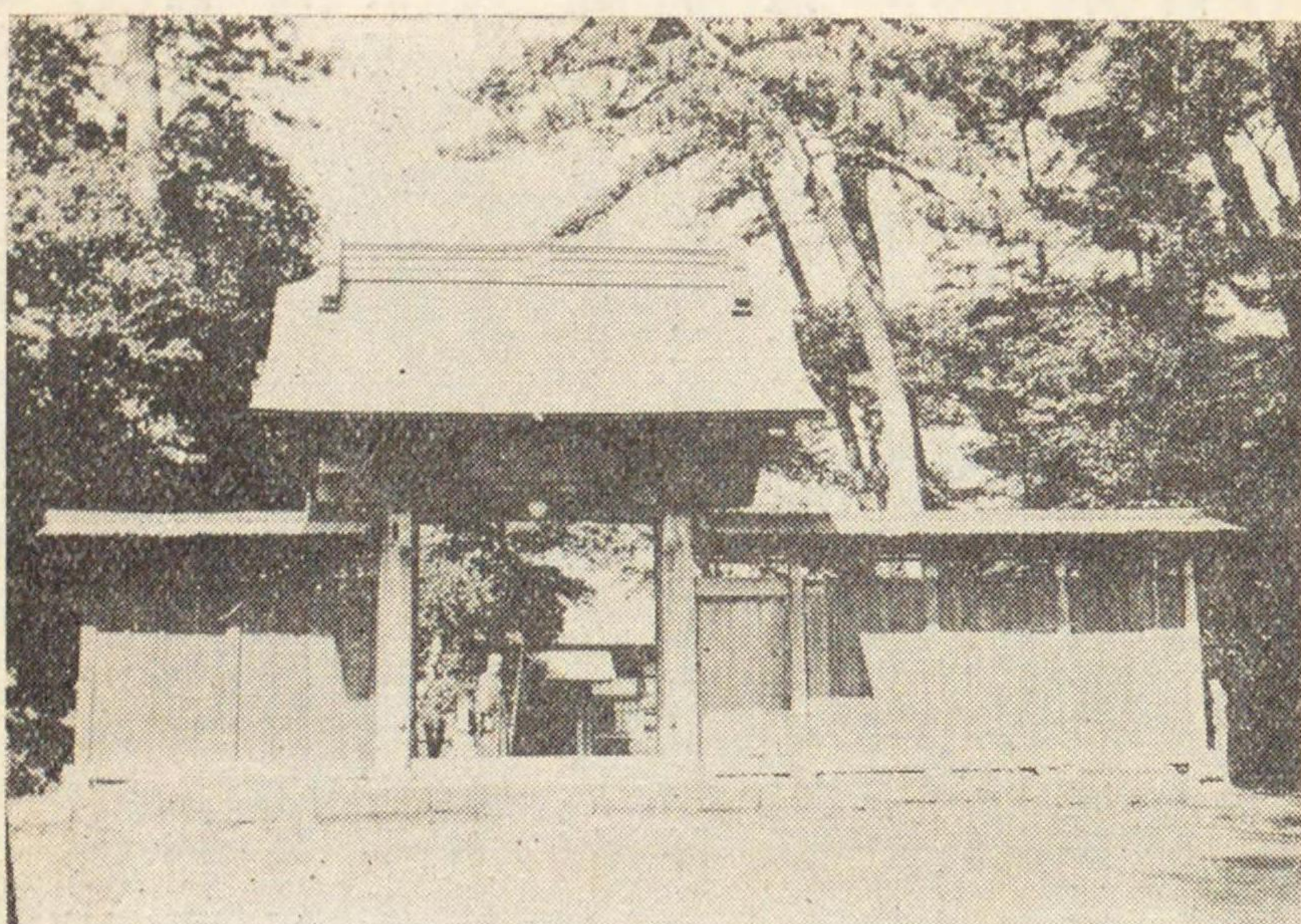
槃像の大軸を藏す、境外所有地一町六反餘あり、當寺年中行事中十月二十七日の御會式は晝間は御供養と法要を營み、夜間は法要と學生の講演あり、餘興として福引等の催物あり、池上結社、小池講中、雪ヶ谷、嶺、久ヶ原、徳持、池上、堤方の各村落より萬燈の行列あり古來よりその盛況を唄はる、歴代の住職次の如し。

開山福壽院日迨上人 二世慈雲院日榮大徳 三世眞成院日在大徳 四世林高院日補大徳 五世見受院日進大徳 六世眞善院日了大徳 七世心成院日悟大徳 八世日眞大徳 九世精禪院日順大徳 十世詮了院日受大徳 十一世佛事院日運大徳 十二世弘行院日耀大徳 十三世守顯院日達大徳 十四世智境院日觀大徳 十五世顯妙院日義上人 十六世長善院日延上人 十七世常照院日長大徳 十八世了達院日榮上人 十九世玄悟院日秀上人 二十世苗碩院日爾上人 二十一世智量院日長大徳 二十二世辯雅院日妙上人 二十三世妙秀院日感上人 二十四世通照院日中上人 二十五世相如院日喜大徳 二十六世明修院日善上人 二十七世是眞院日喜上人 二十八世圓淨院日隆上人 二十九世大順院日治上人 三十世十地院日超上人 三十一世玄如院日眞上人 三十二世玄守院日敬上人 三十三世玄修院日地上人 三十四世中王院日淵上人 三十五世加藤文雄 三十六世文澄院日靜上人 三十七世現住加藤文淵

檀家總代 綱島傳藏 繩倉太兵衛 門倉新次郎
海老澤長四郎の諸氏なり

一一一、長慶寺 日蓮宗 本門寺末

長 雪ヶ谷小字大下九百二十四番地にあり、雪谷山長慶寺と號す、境内五百六十四坪あり、本堂、間口六間、奥行五間半、本尊は三寶祖師を安置す、庫裡四間に六間あり、門は南に向ひ兩柱の間九尺創主年月不詳なり、傳へ言ふ天正年中當寺十八代十法院日親上人、此の寺の衰退を患ひ、里民と謀りて恢復に勉めたりと、依て十法院日親上人を中興の祖とす、日親上人は慶長三年九月十日示寂せり、當寺は昔碑文谷村にありしを何時の頃にか此處に移せりとぞ、檀越に國府方、直井を氏とせる



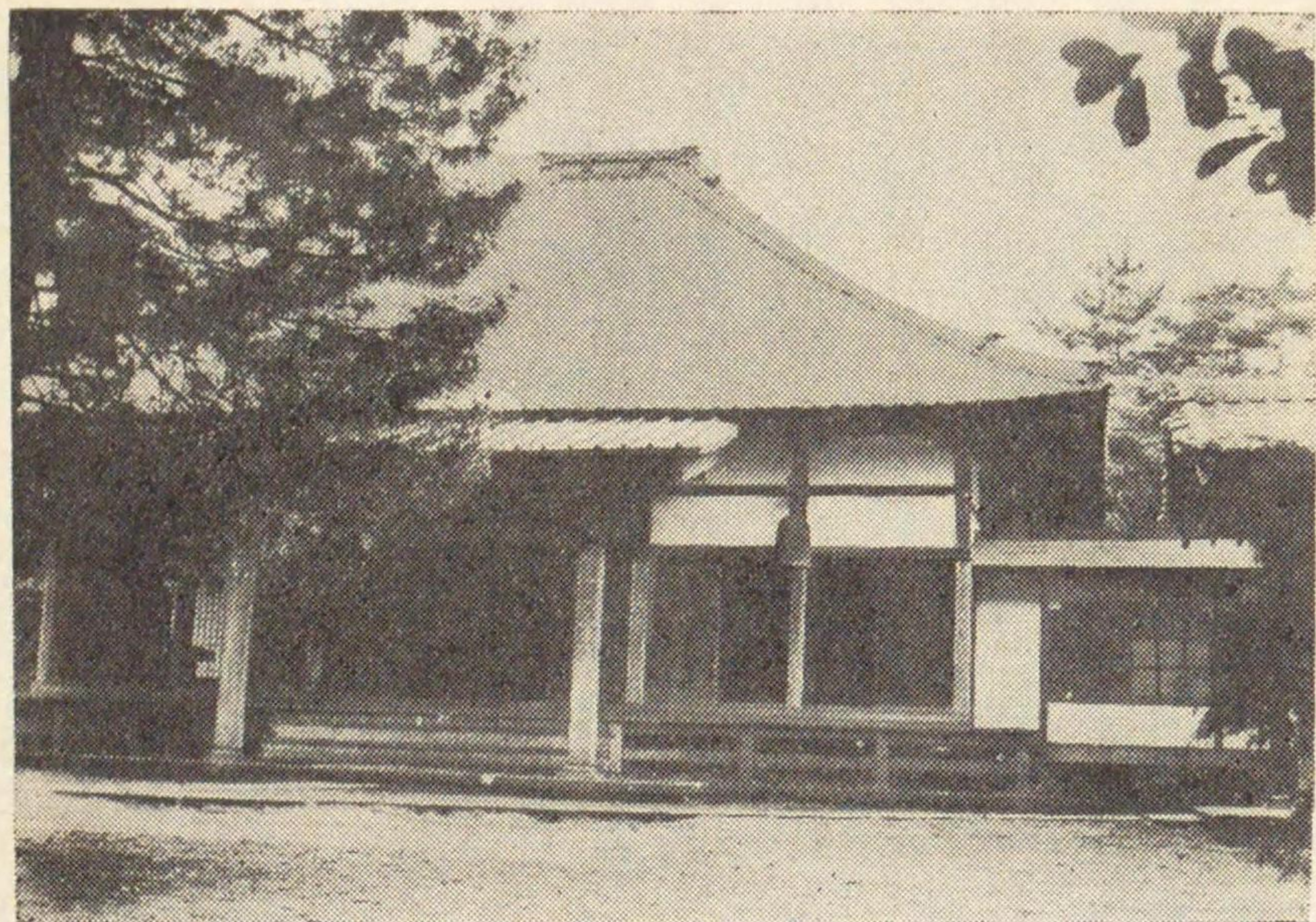
第一章 沿革及歴史的考證

者あり、今は當村に住すれども元は碑文谷村の人にして、當寺と共に移りしと云ふ、舊記を失ひたれば此れも年代を知らず、三十八世日惠上人碑文谷の檀方、大崎村の檀方等の助力を得て本堂、庫裡の總屋根替をなし文久元年十一月落成せり、世話人は銀次郎、文右衛門、萬之助の諸氏なりしと四十三世日盛上人の代直井兵助、直井萬之助、直井嘉衛門、國府方善太郎の諸氏世話人となり明治二十二年四月表門を再建せり、明治三十一年三月金子吉太郎、雪谷山の表額を寄附せり、寺寶に宗祖日蓮上人の木像、大黒天、鬼子母神、七面天女等の木像を藏す、寺總代直井角治郎、直井源七、直井磯吉の諸氏あり、歴代の住職次の如し、

中興開山日親 二世日徳 三世四世不詳 五世日圓 六世日悟 七世八世不詳 九世日數 十世日
 過十一世不詳 十二世日悟 十三世日縁 十四世十五世不詳 十六世日久 十七世日喜 十八世よ
 り二十世迄不詳 二十一世日登 二十二世日勇 二十三世日全 二十四世より三十世迄不詳 三十
 一世日誠 三十二世より三十五世迄不詳 三十六世日起 三十七世日慎 三十八世日惠 三十九世
 不詳 四十世日喜 四十一世日莊 四十二世日情 四十三世日盡 四十四世顯妙 四十五世日要
 四十六世現職中野秀圓とす。

二二、圓長寺 日蓮宗 身延山久遠寺末

雪ヶ谷小字市ヶ谷方壹千二百四十三番地にあり
 照光山圓長寺と號す、境内四百貳拾坪、本堂、間
 口七間、奥行六間半、庫裡六十九坪六、鐘樓、一
 坪、本堂に誕生釋迦佛之像一軀、鬼子母神女の像
 一軀、宗祖日蓮聖人の像一軀、毘沙門天の尊像一
 軀、開山日豐上人之像等を安置す、開山を常照院
 日豐といふ、元和二年八月創立す、當寺は元碑文
 谷村眞言宗法華寺の末寺なりしも、四世自成院日
 應の代に至り日蓮宗本門寺住職日樹上人、往古の
 不授不施の異議を再論するに當り、法華寺の住職
 も近傍十數ヶ寺と共に之れに與し爲めに幕府の責
 罰に遇ひ、上野東叡山寛永寺に三萬日の預けとな



第一章 沿革及歴史的考證

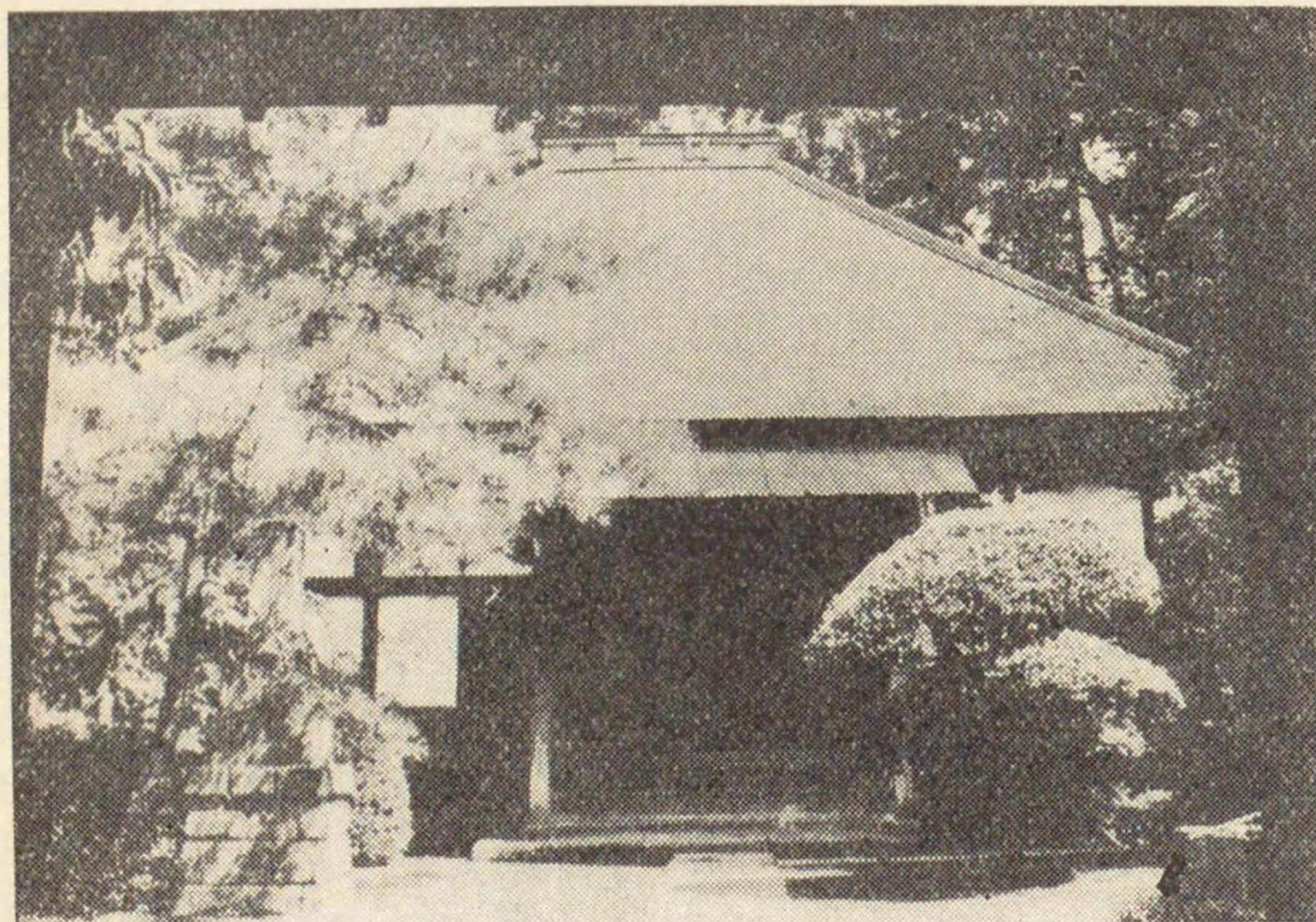
る日應末寺の故を以て禍の及ばん事を懼れ信徒と議し、密かに甲斐國身延山久遠寺に依頼し、同寺より本尊一軀を受け同寺の末寺と稱し、以て其禍を防ぐを得たり、時に元祿十二年なりと、寶永元年五月十二日涼樹院體心仁德居士より御祖師の尊像を建立寄進せりと、十四世慈謙院日義上人天保年中本堂再建を計劃せしも遷化せしより十五日定此の計劃を繼承し再建せり、落成年月詳かならざるも弘化年間なるべしと、十七世日保上人の代本堂屋根替をなせしも年月詳かならず、當寺境内に毘沙門堂ありて當地七苗の信仰堂なりしも今より二十年前、堂宇廢棄して再建せずと、大正十三年白金三光町吉田金次郎一家により庫裡の修覆並に瓦葺屋根替を爲す、此れ現在の庫裡なり。昭和三年本堂を瓦葺に葺替へ、再建す。昭和六年十月本堂内に御厨子を建立せり、當寺に劍難除けの祖師を安ず、年中行事 七月七日盆施餓鬼 十月十七日御會式

檀家總代 宮崎彦太郎 永久保三吉 吉田金次郎 直井八十吉の諸氏なり、歴代住職次の如し
開祖常照院日豐 二世理性院日圓 三世寶泉院日侍 四世自成院日應 五世本玄院日正 六世誠諦院日審 七世見了院日遙 八世寶樹院日正 九世覺了院日秀 十世圓諦院日堯 十一世潮光院日曉 十二世寬通院日產 十四世慈謙院日義 十五世智禪院日定 十六世慈圓院日實 十七世智法院日法 十八世智光院日瑞 十九世智靜院日精 二十世智精院日融 二十一世智溫院日靜 二十二世現住職

智進院日行師

二三、樹林寺 日蓮宗 身延山久遠寺末

道々橋小字本村五番地にあり、長照山樹林寺と稱す、詮了院日義上人の開山とするも年月詳かにせず、日義上人は寛永五年十二月二十四日示寂せりといふ、元碑文谷村法華寺境内にありしも不受不施の論諍より其禍中に入るを恐れ、改宗の上身延山久遠寺の末寺となり本尊一軀を持ち來りて當所に移轉せりと、境内三百六十九坪あり、本堂間口六間、奥行四間半、庫裡間口六間、奥行三間半あり、門は南面して柱間九尺あり、本堂に宗祖日蓮聖人之像、鬼子母神像十一軀を安置す、
現住職 杉本完慶



第一章 沿革及歴史的考證

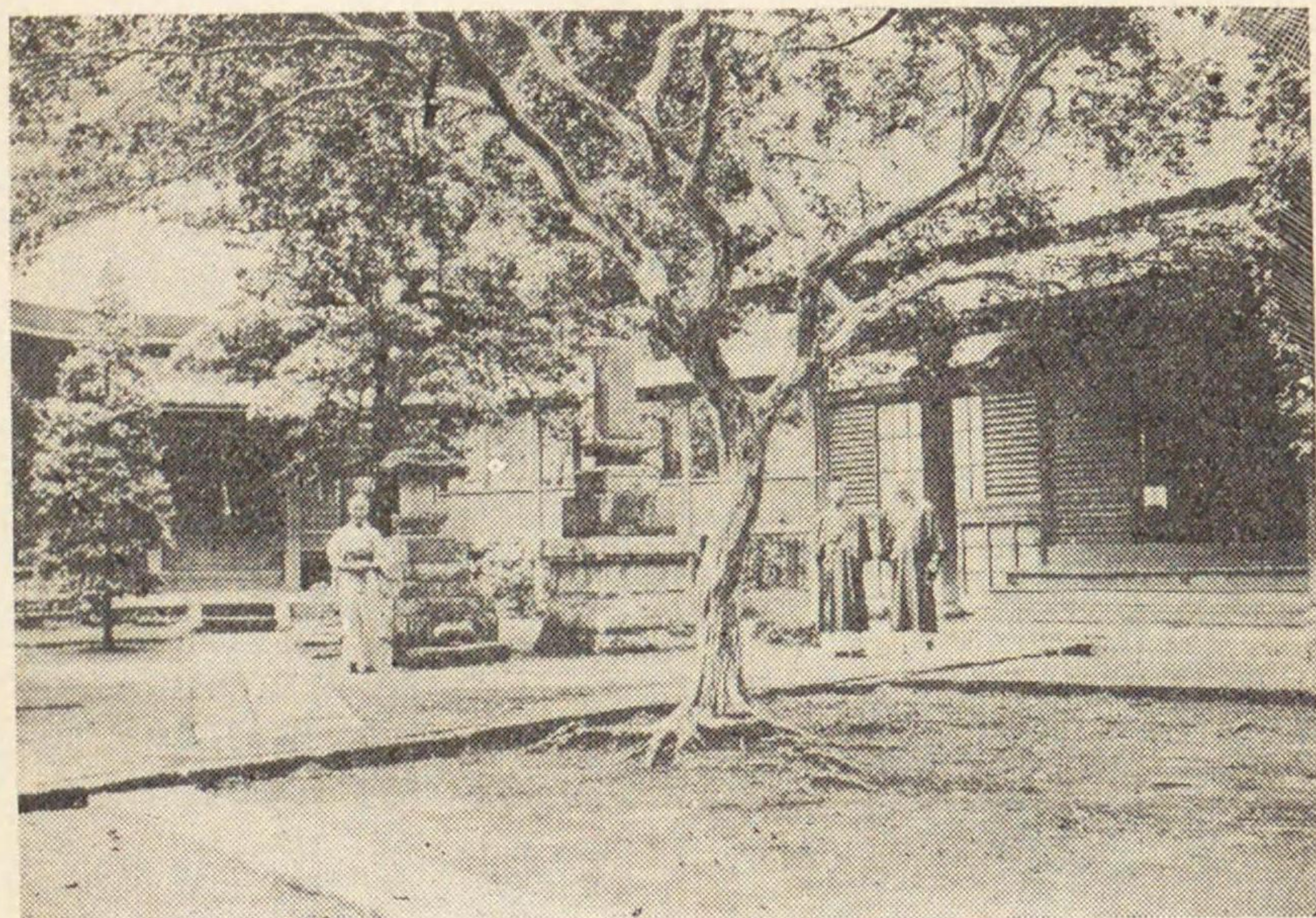
檀家總代 三部正治 醍醐巳之助 宮田重太郎

二四、本光寺

日蓮宗

本門寺末

久ヶ原小字八幡四百〇九番地にあり、法壽山本光寺と稱す、境内六百〇八坪、本堂、間口六間、奥行五間、庫裡、間口八間、奥行三間半とす、本堂に寶塔一基、釋迦多寶之像二軀、上行寺四菩薩之像四軀、文珠普賢二菩薩之像二軀、持國等四天王之像四軀、不動愛染之像二軀等を安置す、慶長貳年二月十乘院日能上人の開山する所なり、元祿七年五月紀州殿御内より客殿建立の淨資の寄附ありしを以て、本堂と庫裡との中間に建設せしも今や空し、其失ふ年月不詳なり、本堂の西方に子安七面堂あり、堂は二間に四間なり中に七面天女之木像一軀を安置す、此の尊像は元祿十五年五月紀州殿御内より奉納せしものにして身延山七面山に安置せる所の御像と一木なりと傳ふ、境外所有の土地壹町四反九畝二歩あり、此の内田五筆、藪一筆は享保年間同村の宮田市右衛門の寄附する所なり、田、畑、萱生地等十一筆は檀家總中より寄附する所なるも其年月不詳なり、田二筆は本寺の資金を以て買求めたるも其年月不詳なり、嘉永六年二月岩田庄右衛門供養の爲め、表門外石段を寄附せりと、其他の變遷由來等詳かならず、檀家現在三十五戸、檀家總代小原厚、宮田信造の兩氏なり



第一章 沿革及歴史的考證

歴代の住職次の如し

- 開山十乘院日能 二世信解院日如 三世正瑞院日充 四世智勇院日仁 五世實相院日實 六世信行院日頼 七世圓理院日相 八世智玄院日饒 九世遠秀院日透 十世圓妙院日了 十一世淨周院日惠 十二世榮善院日性 十三世要行院日逞 十四世智妙院日仁 十五世順了院日仲 十六世妙廣院日感 十七世正行院日成 十八世惠成院日心 十九世開壽院日篤 二十世體壽院日昇 二十一世(再任)開壽院日篤 二十二世秋山文郎日桂 二十三世小高惠教日榮 二十四世乘妙院蔭無日普 二十五世現住職高倉宣雄日慈

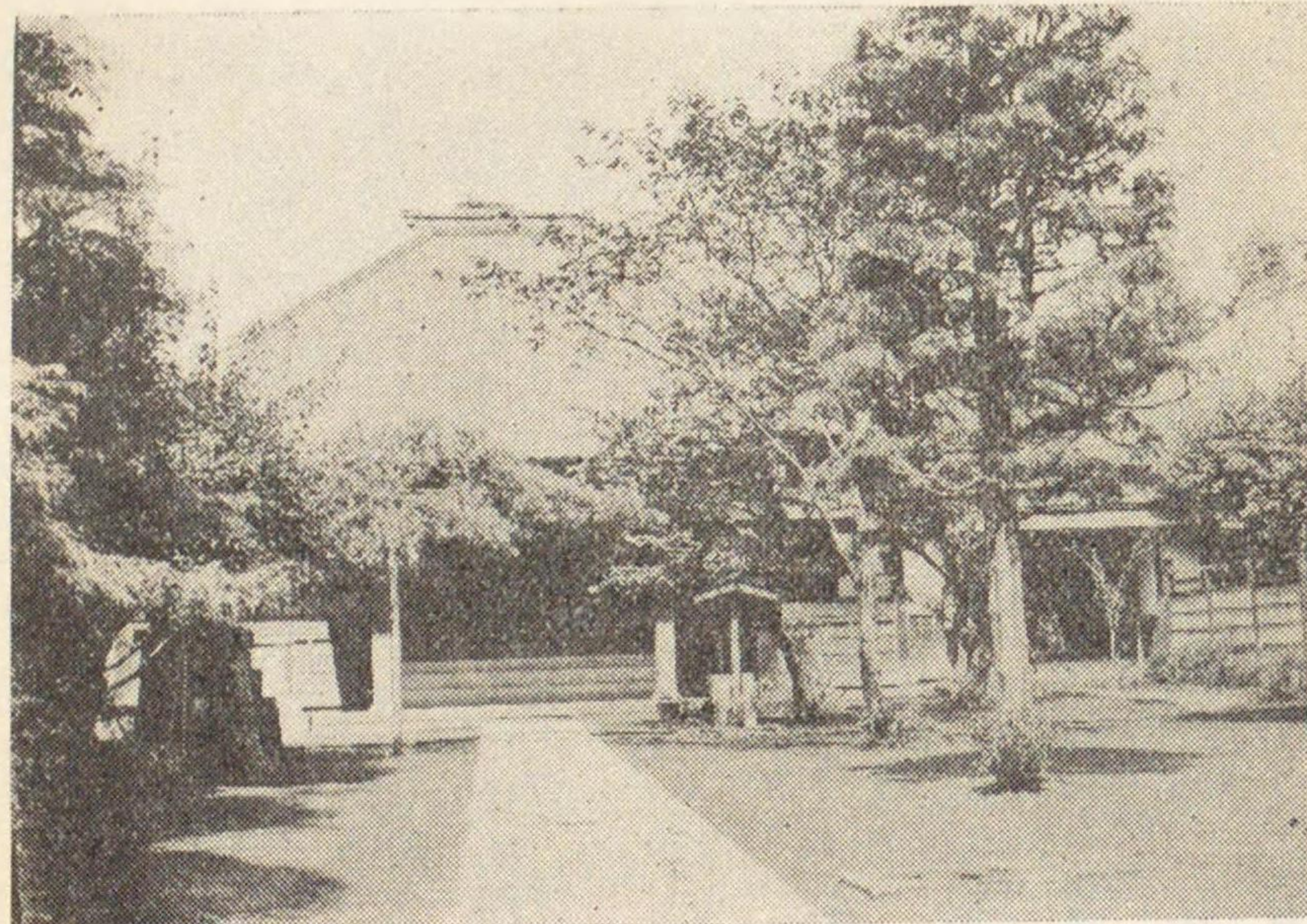
日蓮が慈悲廣大ならば、南無妙法蓮經は萬年の外、末來まで流るべし。日本國の一切衆生の盲目を開ける功德あり。無間地獄の道を塞ぎぬ。此功德は傳教、天臺にも越え、龍樹迦葉にも勝れたり。極樂百年の修業は穢土一日の功に及ばず。正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか。是偏へに日蓮が智の賢きにはあらず、時の然らしむるのみ。春は花さき、秋は果なる、夏は暖かに、冬は冷し。時の然らしむるにあらずや。(報恩鈔)

二五、安祥寺

日蓮宗

小港山誕生寺未

久ヶ原小字久ヶ里九百七十七番地にあり、長久山安祥寺と號す、境内八百九十七坪、本堂、間口七間半、奥行六間半、庫裡、間口七間、奥行七間半、本堂に寶塔中題目釋迦多寶の像二軀、文珠普賢二大士の像貳軀、上行等四菩薩之像四軀、持國等四天王之像四軀、不動愛染之像貳軀等を安置す鬼子母神堂、間口二間半、奥行四間半、中に鬼子母神十羅刹女之像十二軀、妙見大士の像一軀を安



安祥寺

置す、鬼子母神十羅刹女之像は傳教大師の作なりと云ふ、當山は寛永六年十一月安祥院日憶上人の開山する所なり、門は壹坪半長久山の扁額を掲ぐ外に七間に五間の物置あり、明暦元年圓是院日耀上人庫裡を建立せり、元祿年間經王院日照大徳本堂を再建す、寶曆年間淨思院日亮上人鬼子母神堂を再建せり、其の後は詳かならず、境外所有地壹町七反一步を有す、此内田二筆、畑八筆、林二筆は日亮上人自から買求め置きしものなり、畑四筆は當村三木喜内より年月不詳寄附せしものなり、寄附者不詳の一筆あり、當村加藤萬右衛門寄附の一筆あり、畑三畝二十八歩は開墾し明治九年七月無償拂下を受けたたり、檀家百拾壹戸を有す。

夫れ老狐は塚を後にせず、白龜は毛寶が恩を報ず。畜生すら斯の如し、況んや人倫をや。されば古の賢者豫讓といひし者は、劍を呑みて智伯が恩に充て、弘演と申せし臣下は、腹を割いて衛の懿公が肝を入れたり。何かに況んや佛教を習はん者、父母師匠國恩を忘るべしや。此の大恩を報ぜんには、必ず佛法を習ひ究め、智者とならで叶ふべきか、譬へば衆を導びかんには、生盲の身にては橋河を渡し難し。方風を辨へざらん大舟は、諸商を導きて寶山に到るべしや。

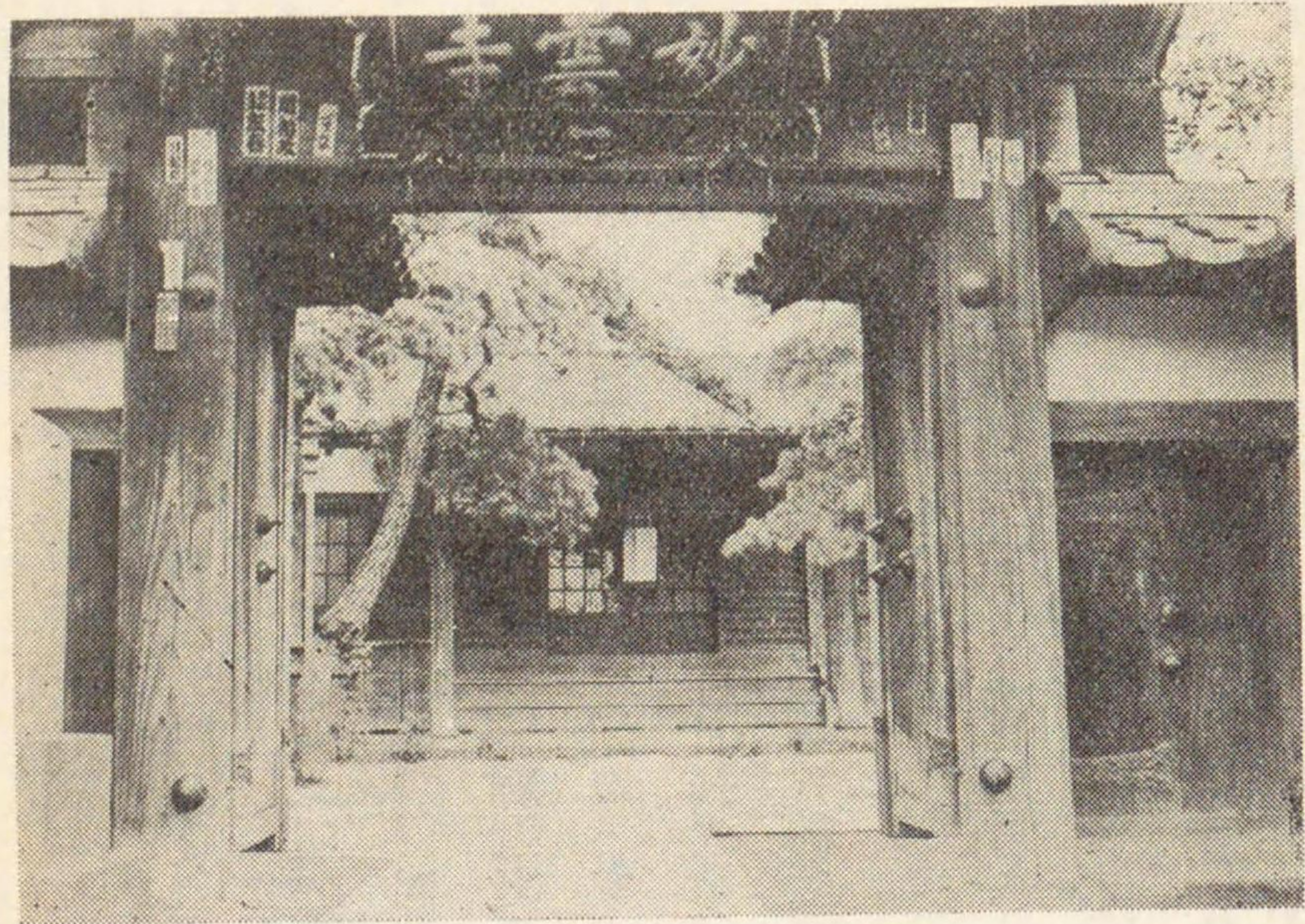
(報恩鈔)

二六、妙雲寺

日蓮宗

小港山誕生寺末

堤方小字山下九百七十九番地にあり、玄性山妙雲寺と稱す、境内四百坪、本堂、間口五間、奥行六間半、庫裡、間口八間、奥行三間半、門は巽に向ひ門柱の間九尺にして扁額に妙雲寺と書す、本堂に宗祖日蓮聖人之木像二軀、鬼子母神十羅刹女之木像十二軀を安置す、智雄院日正上人の開基にして年月不詳なり、日正上人は寛永十四年三月十八日示寂す、寛文年間檀家の寄附に依り本堂を再



妙雲寺

建す、其後日忍上人元治二年九月再建せり、明治四十五年三月庫裡を改築す是れ現在の家屋なり、境内に儒者木下順庵の墓あり、境外所有地二町三反四畝四歩あり、此内宅地、田は寛永年間開祖智雄院日正上人の買入たるもの其他は寶曆年間石田伊兵衛殿、享保十三年十一月寅屋平助殿、元文元年塚屋源次郎殿等より寄附せしものなりと、檀家は百參拾參戸あり、檀家總代 櫻井市太郎、鎌田鶴吉、荒松五郎の諸氏なり、歴代の住職次の如し

開山日正 二世日榮 三世日言 四世日英 五世日妙 六世日成 七世日仁 八世日亮 九世日秀 十世日晴 十一世日觀 十二世日恪 十三世日仲 十四世日珠 十五世日忍 十六世日意 十七世日清 十八世日明 十九世日龍 二十世現住職日厚

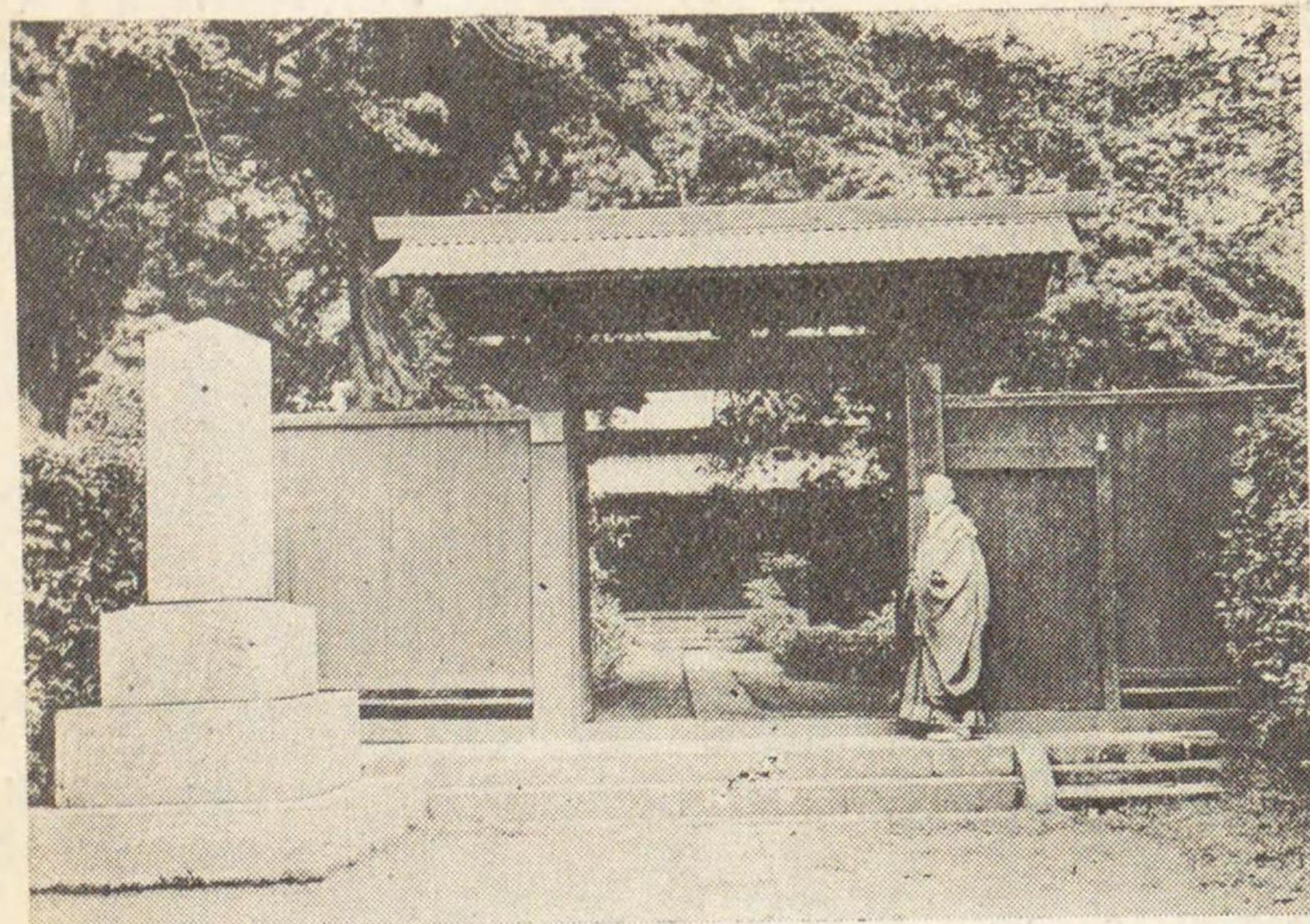
等の諸師なり。

二七、養源寺

日蓮宗

本門寺未

堤方小字山下九百七拾番地にあり、境内壹千三百四十八坪、本堂、間口四間半、奥行五間、庫裡間口三間、奥行貳間、門、壹坪、物置、四坪等なり、本堂に寶塔中題目釋迦多寶之像二軀、宗祖日蓮聖人之木像一軀（橋本日勝尼作）釋迦誕生佛之木像一軀（橋本日勝尼作）等を安置す、慶安元年本門寺第十八世圓是院日耀上人を開山とす、建立の時公儀に願出しに新寺建立は相成難きに付き、松平右近大夫直隆の母養源院妙莊日長大姉、同國同郡濱竹村長勝山本成寺を建立せるあり、是れを移して養源院の法號に因みて養源寺と稱せり、享保四年十一月御成の節御膳所となる、文久元酉年九月五日の夜全焼す、同二年開基の因みある松平悦之進助力し本門寺に於て本堂、庫裡、門等を再建す、當寺は是れ迄本門寺貫主の隱居所なりしを同年幕府に願出尼僧寺となれり、初代住職を橋本日勝尼と云ふ、此の尼僧の丹誠努力に依り當寺永續の基礎は樹立せられたりといふ、寺寶として釋迦涅槃之畫像一幅、開基養源院之畫像一幅等を藏す、境内に周圍壹丈壹尺高さ五丈五尺、地上貳丈の所より枝條分歧し境内を掩ふ高野槇あり天然紀念物として指定さる人呼んで妙法の槇と云ふ、本



第一章 沿革及歴史的考證

堂、庫裡、物置等は是れ迄茅葺なりしを大正十五年五月瓦葺に葺替ゆ、物置は橋本日勝尼自己の資金を以て建造せりと、境外所有の土地壹千坪あり是れは當寺創立の當時日耀上人の買入置きしものなりと、境外佛堂に大黒堂あり、林昌寺十五代顯妙院日義上人堂宇を寄進せりと、本堂は別項に詳記せせん、歴代住職次の如し。

源
開山圓是院日耀 開基養源院日長 二世廣文院日希 三世心是院日想 尼僧初代橋本日勝 二代草賀知靜 三代畔榊修徳 四代眞保妙順 五代小川智應 六代現住職前田妙境

二八、長勝寺

日蓮宗

小港誕生寺未

市野倉小字八幡三百五拾四番地にあり、覺應山